施策評価関連資料

（令和6年度分野別計画実績等）

【目次】

〈快適さを支える生活基盤の向上〉

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	建築住宅課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	9
亀山市地域公共交通計画	政策推進課	13
第3次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	17
第2次亀山市環境基本計画	環境課	21
亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）	文化課・都市整備課	25

〈健康で生きがいを持てる暮らしの充実〉

亀山市健康まちづくり計画	健康政策課	27
第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	61
亀山市高齢者福祉計画	地域福祉課	63
第2次亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	65
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	85
亀山市文化芸術推進基本計画	文化課	87
第3次亀山市スポーツ推進計画	健康政策課	103

〈交通拠点性を生かした都市活力の向上〉

第2次亀山市観光振興ビジョン	商工観光課	111

〈子育てと子どもの成長を支える環境の充実〉

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	113
第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども政策課	119

〈市民力・地域力の活性化〉

第4次亀山市男女共同参画基本計画	文化課	123

〈行政経営〉

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	143
亀山市行政DX推進計画	DX推進室	145
第3次亀山市行財政改革大綱	財務課	167

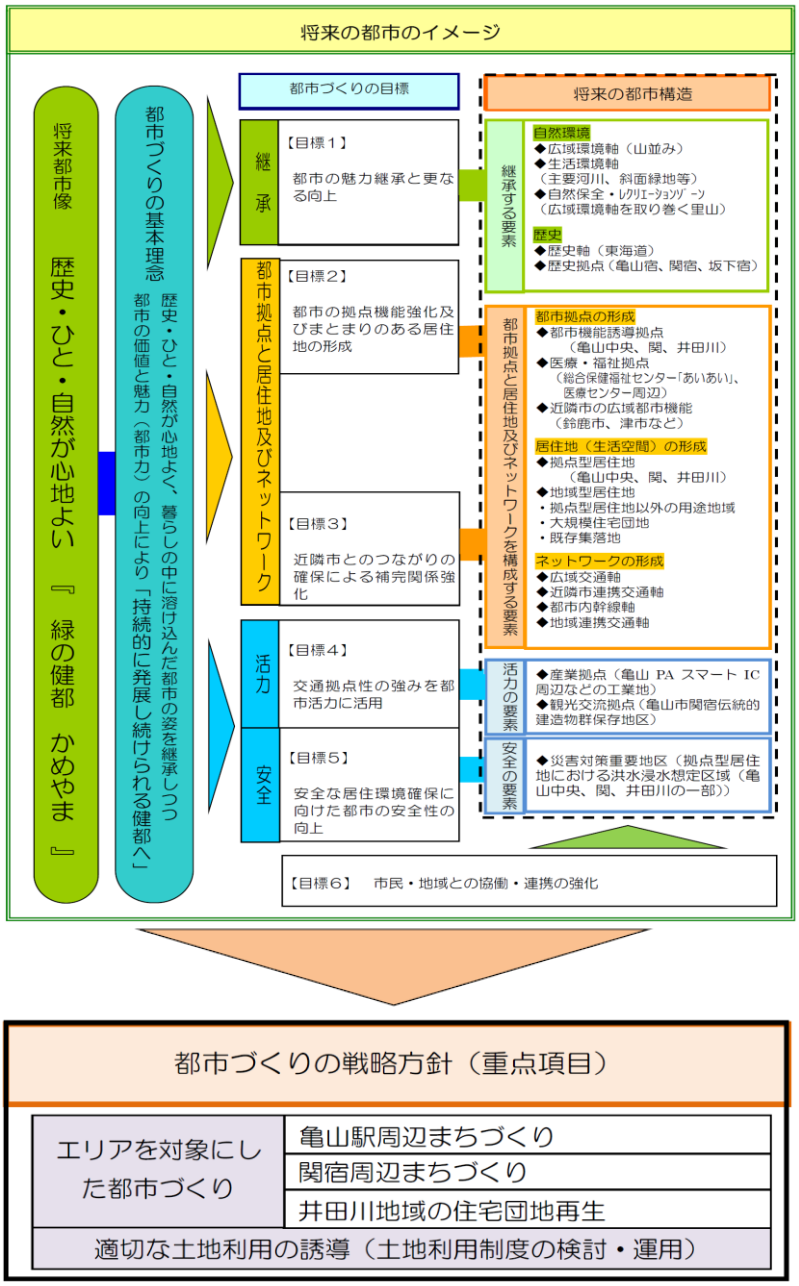
〈その他〉

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策推進課	179

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書（令和6年度）

（　　建設部　都市整備課　　）

■計画の基本情報

計画期間	H 31 ～ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的･概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。
計画の骨格	

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	市内有数の住宅団地であるみずきが丘及びアイリス町の用途地域指定に向け、住民説明会をはじめとする地域との協議や、県関係部局との協議を実施するとともに、都市計画審議会にて審議を行った。 また、都市づくりの戦略方針において位置付ける「関宿周辺まちづくり」について、地域住民や関係者等のまちづくりに関わる方々と意見交換を行った。 令和7・8年度に予定している都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定に係る基礎資料とするため、都市動向の分析や誘導効果の検証等を行った。
成果	みずきが丘及びアイリス町の良好な住環境を将来にわたり保護するために必要な用途地域の指定に向けた関連手続きを進めることができた（令和7年4月指定）。 また、関宿周辺まちづくりに関する意見交換を行うことで、関宿の現状や地域住民・関係者等のまちづくりに関わる方々の意向を把握することができた。 立地適正化計画の評価検証については、計画期間内における都市の動向等を客観的に分析することができ、都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定に向けた課題を整理することができた。
総合計画推進への寄与度	1.1 魅力的な都市空間の形成　①計画的な土地利用の推進 住宅団地における用途地域の指定を進めることで、将来にわたる適正な都市形成の確保に寄与している。 1.1 魅力的な都市空間の形成　②活力ある市街地の形成 都市づくりの戦略方針に基づき既存の都市基盤を有する都市拠点の活性化を進めることで、持続可能な都市構造の実現に寄与している。

反省点・課題	都市づくりの戦略方針に掲げる3つのエリア（亀山中央・井田川団地・関宿周辺）における具体的な計画策定には至らなかったことから、都市マスタープランの策定等を進める過程で取組の評価・検証を行い、施策継続の是非や再検討を行う必要がある。 また、立地適正化計画の評価検証の結果を、計画の策定・改定に適切に反映し、実効性をより高めていく必要がある。

今後の方向性	令和6年度に実施した立地適正化計画の評価検証の結果をはじめ、今後実施する都市マスタープランの総括等を踏まえ、都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定を進める。 策定に当たっては、上位計画となる第3次総合計画基本構想（令和7年度末に策定予定）と整合を図りつつ、都市拠点づくりの推進方策についても整理していく。

亀山市景観計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　　建設部　都市整備課　　）

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ～　　年度
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。
目的･概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史･文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全･創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。
計画の骨格	

章	概要	景観法の条項
第１章　景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第８条第２項第１号
第２章　景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第８条第２項第２号
第３章　良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第８条第２項第３号
第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第８条第２項第４号
第５章　景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第８条第２項第５号
第６章　景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	―

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	景観法に基づく57件（建築物31件、工作物12件、開発行為等14件）の届出を受理し、その際、事前相談等により景観についての指導を行い、良好な景観形成に努めた。 「景観の日」に合わせた6月1日号の広報への景観啓発文の掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布した。 景観重点地区の指定に向け、地域住民に対する地域懇談会、アンケート調査の実施など機運の醸成を図ったが、地元合意に至らなかった。このことから、景観重点地区の指定及び景観計画の改定については一旦見送ることとなったが、今後の景観形成の方針について整理を行うことができた。 景観審議会を開催（1回）し、現況報告、景観計画の改定や今後の景観形成の方針について報告を行った。
成果	景観法に基づく届出制度による景観指導により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。 近年増加している太陽光発電施設について、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づく景観への配慮事項について、事業者への指導を行った。（令和6年度 届出10件） 景観計画関係のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画についての周知を図り、良好な景観についての意識向上が図れた。 個々の建造物の景観重要建造物指定による景観保全など、今後の景観形成の方針について整理を行うことができた。
総合計画推進への寄与度	1．快適さを支える生活基盤の向上　（1）魅力的な都市空間の形成　③安らぎのある都市の形成 魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。

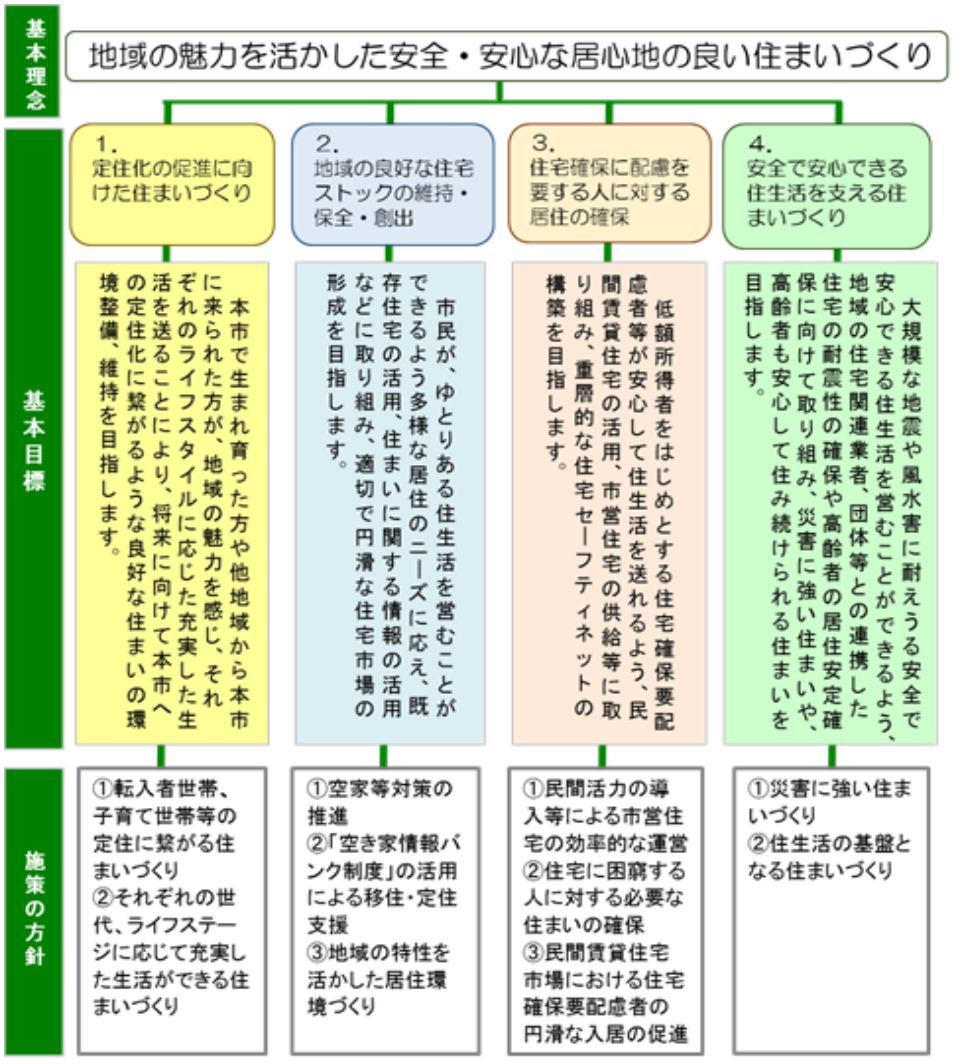
反省点・課題	景観計画の改定には至らなかったが、今後は、個々の建造物を景観重要建造物に指定することによる伝統的な建造物の保全等、魅力ある景観の形成に引き続き取り組んでいく必要がある。

今後の方向性	民間所有の建造物の景観重要建造物指定を推進するための支援制度について調査・検討を進める。 また、亀山市歴史的風致維持向上計画等の関連計画と連携し、地域の特徴ある良好な景観の保全・創出に努める。

亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　　建設部 建築住宅課　　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ１　～　Ｒ 10 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に基づき市町村計画として策定し、本市の住生活分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「住環境の向上」と深く関わり、住宅セーフティネットの確保、安全・快適な住環境の整備、空き家・空き地の対策・利活用を補完するものである。
目的・概要	第2次亀山市総合計画後期基本計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。」を目指す姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示すものである。
計画の骨格	

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	空き家等対策については、空き家情報バンク制度など空き家活用に関するチラシを固定資産税等納税通知書に同封して周知を図るとともに、昨年度に引き続き管理不全空家等とならないよう空き家の管理や活用、市補助制度などをまとめた空き家冊子を作成した。また、空家等対策協議会を開催し、特定空家等または管理不全空家等の認定の適否について協議を行った。 民間活用市営住宅については、昨年度市営住宅として採用決定となった東御幸町地内の民間賃貸住宅について、7月から借り上げるとともに、高塚町地内の事業計画申請（新築1棟5戸）について、借上型市営住宅選定委員会を開催し、当該事業の審査を行った。 木造住宅の耐震化については、三重県との協調補助により、耐震補強計画及び補強工事に係る補助金の拡大や、補強工事及び除却工事に係る補助金の代理受領制度を導入し、耐震化率の向上を図った。
成果	空き家等対策においては、空き家情報バンクは新規登録が6件、成約が4件、利用登録が13件それぞれ増加したとともに、空き家リフォーム支援事業費補助金を2件交付し、移住・定住の促進と空き家の利活用に繋がった。また、空家等対策協議会において、特定空家等を4件、管理不全空家等を26件、新たに認定を行った。 民間活用市営住宅においては、新たに借り上げた東御幸住宅へ耐用年数が超過し、老朽化が著しい住山住宅から1戸の住み替えを行うとともに、残りの4戸は公募を行い、住宅確保要配慮者へ住居の提供を行った。また、高塚町地内の事業計画については、借上型市営住宅選定委員会において、審査の結果、市営住宅として採用決定となった。 木造住宅の耐震化においては、無料耐震診断を100件実施し、耐震補強計画に8件、耐震補強工事及びリフォーム工事に7件、除却工事に42件それぞれ補助金を交付したことで、木造住宅の耐震化率は昨年度の92.1%から推計で92.7%へ上昇した。
総合計画推進への寄与度	民間の賃貸共同住宅を活用することで市営住宅の効率的な運営を図るとともに、住宅確保要配慮者に必要な住居の供給戸数の拡大を図り、住宅セーフティネットの確保に努めた。 木造住宅の耐震補強工事や除却等により耐震化を促進し、狭あいな生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を推進した。 空き家情報バンク制度等を通じて適切に空き家情報を提供し、移住・定住を支援するとともに、空き家改修支援を行うことで空き家の再生を促進するなど、空き家の利活用を図った。

反省点・課題	耐用年数が超過し、老朽化が著しい住山住宅A・Bの住み替え等に必要となる戸数を確保するため、引き続き民間賃貸住宅を活用し、供給戸数の拡大を図る必要がある。 新たに認定した特定空家等及び管理不全空家等が是正されるよう所有者等へ助言や指導を行い、適正管理に対する当事者意識を醸成し、良好な住環境を維持する必要がある。

今後の方向性	建築・不動産関係の事業団体等の協力を得ながら、市営住宅として転貸する民間賃貸住宅の確保に努め、老朽化した市営住宅からの住み替えを促進する。 特定空家等及び管理不全空家等の是正に向けて、宅地建物取引業協会など各種関係団体と協力し、利活用など効果的な取り組みを模索しながら進めていく。

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	亀山市空き家情報バンク登録数	件	71	77	123
2	移住・定住相談件数	件	352	404	500
3	移住・定住件数	件	75	107	50
4	特定空家等の是正割合	%	100	69	100
5	空き家活用（リフォーム等）件数	件	13	15	50
6	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	90	90	154
7	老朽化した市営住宅の用途廃止戸数	戸	70	0	235
8	住宅耐震化率	%	92.1	92.7	95.0
9	住宅耐震診断件数	件	486	586	1300

亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書（令和6年度）

（　上下水道部上水道課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｈ 30 ～ Ｒ 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的･概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靭」「持続」の観点から分析･評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を持続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	（基本理念） 次世代への使命　安全でおいしい水の安定供給 （目標･重点施策） 1.　安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道 （1） 水質管理体制の強化 ① 持続的な安全性の強化 ② 水質監視体制の強化 （2） 安全で快適な配水システムの構築 ① 水道施設の集中監視 ② 快適な給水サービスの提供 （3） 環境への貢献 ① 地球温暖化防止への貢献 ② 環境教育の推進 2.　強靭な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道 （1） 地震対策の実施 ① 計画的な耐震化の実施 ② 災害時における飲用水等の確保 （2） 風水害対策の実施 ① 風水害発生時の浸水対策 （3） 危機管理体制の強化 ① 応急給水体制の強化 ② 応急復旧体制の強化 3.　持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道 （1） 老朽施設等の計画的更新 ① 施設等の計画的な更新 ② 施設等台帳の継続的な整備 （2） 水道サービスの充実 ① 水道使用者への情報サービスの向上 ② 水道使用者への対応の迅速化 （3） 健全経営の強化 ① 有収率の向上 ② 適切な財源確保 ③ 事業経営の効率化 （事業計画） 1. 水道整備年次計画 2. 財政計画

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	【別紙のとおり】				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	①水道法第20条第1項に基づき策定した水質検査計画により検査を実施し、水質の安全確保に取り組んだ。 ②次世代を担う子供たちへの環境教育を通じて、水の大切さの意識向上に取り組んだ。 ③大規模災害に備え、計画的な耐震化等の地震対策や施設の浸水対策、応急給水体制の強化に取り組み、災害に強い強靭な水道システムの構築を進めた。 ④老朽化した施設等の計画的な更新を進めた。 ⑤継続的に漏水調査を実施した。
成果	①令和6年度水質検査計画に基づき、毎月の定期検査に加え、年1回の全項目検査を実施し、水道水が国の定める基準に適合していることを確認した。また、近年注目されているPFOS及びPFOAについても、全11水源地で安全性を確認した。 ②市内7小学校で社会科の校外学習として水源地の見学を実施し、生徒315名に水がどのように家庭に届けられるかを説明し、水の大切さへの意識向上を図った。 ③亀山配水池への緊急遮断弁の設置及び辺法寺加圧ポンプ場への非常用発電設備の設置が完了した。さらに、災害時に迅速な応急給水を行うため、組立式給水タンク（1t）と車両積載型給水タンク（1.2t）を新たに購入し、応急給水体制の強化を図った。 ④各水道施設における計画的な修繕・更新や老朽化した水道管の更新を行った。 ⑤継続的な漏水調査を行い漏水箇所を修繕することにより、有収率を向上させ、経営費用の削減を図った。
総合計画推進への寄与度	施策の方向①安全でおいしい水の安定供給については、地震対策等による一定の水の確保や徹底した水質検査の実施により、安全でおいしい水の安定供給の継続に寄与した。また、施策の方向③上下水道事業の健全経営については、水道施設の修繕・更新、漏水調査等により、経費節減と効率的な事業運営に貢献した。

反省点・課題	令和6年度末の実績として、緊急遮断弁の設置が目標値に達する等、概ね順調に推移している。しかし、水質の悪化や突発的な水質事故の懸念に加え、維持管理コストのさらなる低減と有収率向上が課題である。今後は、水質監視の強化と漏水対策の推進を通じて、安定した水道水の供給と経営効率の向上が求められる。

今後の方向性	本ビジョンは、前回の検証から3年が経過するため、これまでの進捗状況評価と点検を実施する。今後は、利便性向上と強靭化を推進するため、通信の高速化・安定化を図り、さらに、AIを活用した漏水調査に着手し、水安全計画の策定を進める予定である。これらの取組みで、より安全・安心で効率的な水道事業を目指します。

■『亀山市新水道ビジョン』成果指標等一覧表

No	成果指標名（該当ﾍﾟｰｼﾞ）	年度 / 単位	現状値 H28	実績値							目標値 R9
				H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
1	加圧ポンプの整備施設数 （P28「1　安全な水道」）	施設	—	1	2	2	3	3	3	3	3
2	設備更新時の省エネルギー機器の導入施設数 （P28「1　安全な水道」）	施設	—	1	2	2	3	3	3	3	3
3	基幹管路の耐震化率 （P31「2　強靭な水道」）	%	20.3	20.3	20.8	21.5	22.7	※ 19.8	19.8	20.4	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の設置施設数 （P31「2　強靭な水道」）	施設	5	7	7	7	7	8	8	9	9
5	有収率（北中勢水道を除く） （P33「3　持続可能な水道」）	%	90.0	91.2	88.8	90.0	89.5	89.7	89.4	89.7	93.9
6	経常収支比率 （P33「3　持続可能な水道」）	%	110.10	120.39	122.92	120.67	120.44	114.74	115.09	117.43	111.30

※　令和3年度に比べて耐震化率が減少した理由は、水道施設台帳を作成したことにより管路の総延長が増加したことによるものです。

・計画期間　平成30年度から平成39年（令和9年）度までの10年間

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　政策部 政策推進課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち･ひと･しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」
目的･概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。
計画の骨格	

基本方針	施策	実施事業
1．子どもから高齢者まで自由に移動できる、利用しやすく、分かりやすい地域公共交通の実現	①情報提供と公共交通ＰＲ活動	情報提供
		各種イベント等と連携した公共交通のＰＲ活動
2．鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶ、まちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成	②路線バスの運行・維持・再編	幹線的バス運行・維持
		地域生活バス等運行・維持・再編
3．地域の利用者ニーズを踏まえた、地域公共交通の最適化による効率的で効果的な交通サービスの提供	③地域公共交通の最適化	乗合タクシーの運行・充実
		地域公共交通の最適化
		アクセスの向上
		ニーズの把握
		運賃収入以外の収入確保に向けた取組
4．デジタル化やニューノーマルにも対応できる、新たな利用環境の整備と利便性の高い公共交通の構築	④新たな利用環境整備	新たな技術を活用した交通サービスの調査研究
		感染症の防止対策
		利用環境の整備
5．持続可能な地域公共交通の実現に向けた、地域と共に考える利用促進策の展開	⑤公共交通利用促進	鉄道の利便性向上の要請と利用促進活動
		住民主体の取り組み支援
		地域づくりと一体となった取組
		利用促進誘導
		環境対策・バリアフリー化
		近隣自治体との広域連携の強化

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・バス路線は、継続運行を行うことで、市民生活に必要な最小限度のサービス水準の維持・確保に努めることができた。また、本市と隣接市を結ぶ廃止代替路線やコミュニティバス3路線（東部・南部・西部ルート）沿線住民へと利用促進チラシ回覧を行うほか、バスの乗り方教室開催、市内イベントとの連携、地域との意見交換等による利用促進活動を展開した。 ・乗合タクシーは、更なる制度定着に向けた出前講座の開催、窓口等におけるきめ細やかな説明、新規登録者への無料体験券乗車券配布を継続した。 ・鉄道については、三重県をはじめとする関係機関等と連携したウォーキング事業開催や要望活動等を継続して展開するとともに、名古屋・伊賀上野間を乗り換えなしで結ぶ直通列車の運行を行うなど、利用促進活動を展開した。
成果	・市内コミュニティバスは、地域との意見交換会やバス乗り方教室等の利用促進活動を行った結果、総利用者数は前年度比4,395人の増加となり、地域の身近な公共交通を維持確保することができたものの、コロナ禍前の利用者数までには回復には至っていない。 ・乗合タクシーは、出前講座の開催やきめ細やかな説明等により、延利用者数は前年度比116人の増加となり、過去最高の延利用者数となったが、実利用者数や乗合率が低調である。 ・鉄道は、ウォーキング事業や直通運行等の利用促進活動を実施した結果、令和5年度の市内鉄道5駅の乗車人員数（1日平均）は、3,292人と回復傾向にあるが、依然としてコロナ禍前までの回復には至っていない。
総合計画推進への寄与度	1．快適さを支える生活基盤の向上　（5）公共交通網の充実 既存のバス等による効率的で効果的な運行継続の実施や乗合タクシーの利便性向上など、市内の地域公共交通網を充実させることで、市民が身近な公共交通を利用して安全で快適な生活を送ることに寄与している。

反省点・課題	コロナ禍を経て、バス路線（一部を路線を除く）については、コロナ禍前までの利用者数にまで回復していないことから、真に移動が必要な自立した移動手段を持たない移動困難者のニーズ把握に努め、地域・交通事業者・行政が三位一体となった地域公共交通の在り方を検討する必要がある。

今後の方向性	バス利用が低調な路線において、自立した移動手段を持たない移動困難者のニーズ把握に努めつつ、地域・交通事業者・行政が三位一体となった地域公共交通の在り方の検討を進め、地域事情に即した交通体系の構築を進める。また、鉄道や乗合タクシーについては、継続した利用促進活動を展開する。

≪別紙≫

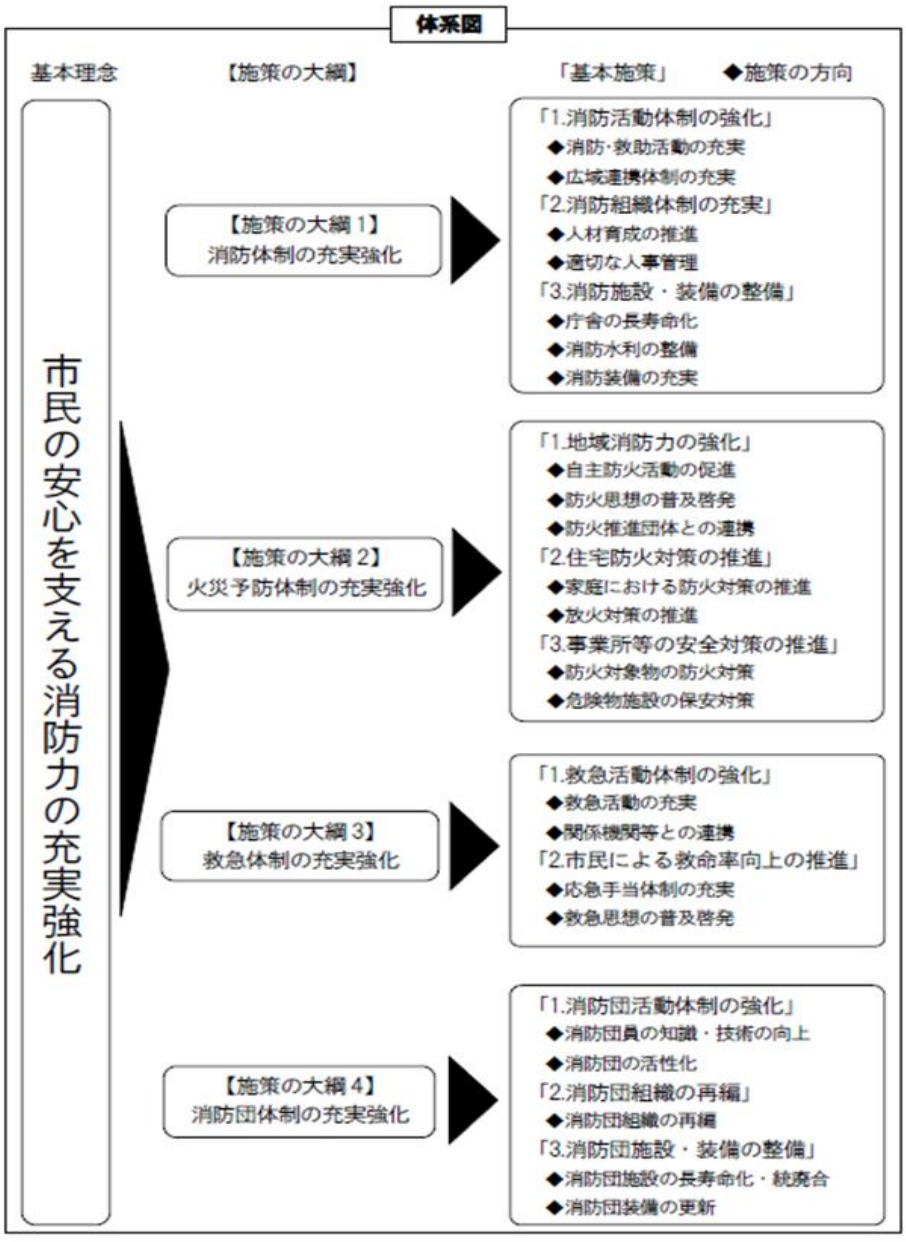
■成果指標

	成果指標名	単位	現状値（H30）	実績値（R6）	目標値（R8）
1	市内バス路線等の利用者総数	人	313,053	247,031	317,000以上
2	コミュニティバス路線の利用者総数	人	90,296	77,257	102,000以上
3	乗合タクシーの利用者総数	人	3741（R2）	5,534	5,600（R5）
4	コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数	人/便・日	－	－	－
	（さわやか号）	人/便・日	7.7	6.5	7.7以上
	（野登・白川地区自主運行バス）	人/便・日	4.4	3.7	4.4以上
	（東部ルート）	人/便・日	4.1	4.2	4.1以上
	（南部ルート）	人/便・日	2.7	1.9	2.7以上
	（西部ルート）	人/便・日	2.5	2.1	2.5以上
	（加太地区福祉バス）	人/便・日	4.6	3.7	4.6以上
5	市内の鉄道駅の乗車人員数（1日平均）	人	3,490	3,292（R5）	3,400以上
6	移動環境に対する不満割合	%	15.6（R2）	－	15以下
7	コミュニティバス路線の収支率	%	8.6	5.6	10.0以上
8	公共交通維持に係る年間実質負担額	円/年	1億511万（R2）	1億3,692万	概ね1億

第3次亀山市消防力充実強化プラン計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　消防本部 消防総務課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第2項第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「消防力・地域安全の充実」と深く関わり、消防体制の充実強化、防火対策の強化、救命率の向上の部分を補完する。
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。
計画の骨格	

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	消防職員に必要となる資格取得や資質向上を図るため、教育機関等への各種研修派遣を行った。計画的に救急救命士を養成したほか、医療機関等への研修派遣や症例検討会等を通じて、救急救命士の処置拡大への対応や再教育の確保に努めた。津市、鈴鹿市と消防指令センターの共同運用に向けた整備工事が開始されることに伴い、3市と受注者において作業部会を設置した。災害対応体制の充実強化を図るため、防火水槽1基を設置し、亀山市消防庁舎及び関分署の自家用発電設備の改修に着手した。防火対象物や危険物施設への立入検査を計画的に実施した。「消防団の力向上モデル事業」を活用した加入促進の取組を行った。消防団車両1台を更新するとともにヘルメットを計画的に更新した。
成果	教育機関等への研修派遣を行うことにより、組織に必要となる救助隊員をはじめ、緊急車両の機関員や予防技術検定有資格者を養成できた。救急救命士の養成に伴い、救急出動に対応する救急救命士を適正に配置することができた。3市で設置した消防通信指令事務協議会において、分科会で専門性の高い事務について調整を進めるとともに、作業部会では実務面の準備を進めた。消防用車両等の更新をはじめ、防火水槽の設置や自家用発電設備の改修工事に向けた基本設計及び実施設計が完了した。防火対象物等への立入検査を実施することにより、火災や人命危険を予防する体制づくりを推進できた。消防団への加入促進の取組として消防団活動を市民に広くPRすることができた。
総合計画推進への寄与度	第2次亀山市総合計画後期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (7)消防力・地域安全の充実 【成果指標】　現状値　目標値　R6年度 ・救急救命士等の有資格者の配置率　91.8%　100%　100% ・防火対象物の立入検査件数　160件　260件　355件

反省点・課題	本プランの成果指標については、実績値が前年度と比較して下回った項目も見られることから、あらゆる側面から分析したうえで目標値に向けた改善が必要である。

今後の方向性	本プランの上位計画である後期基本計画の成果指標は達成した。今後においても当該計画をより推進させるため、本プランの取り組みを着実に進める必要がある。

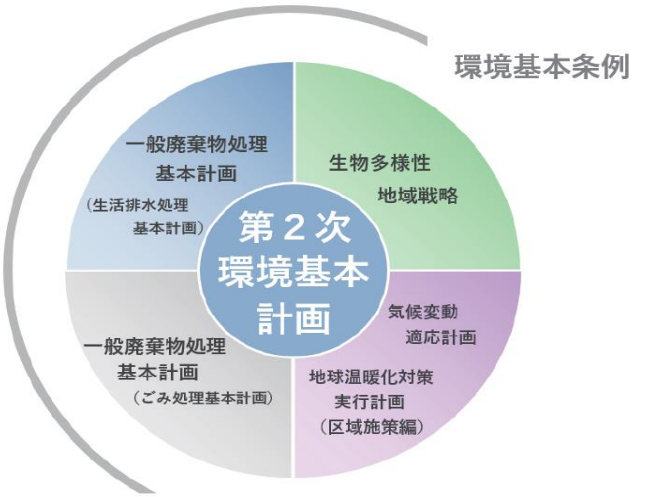
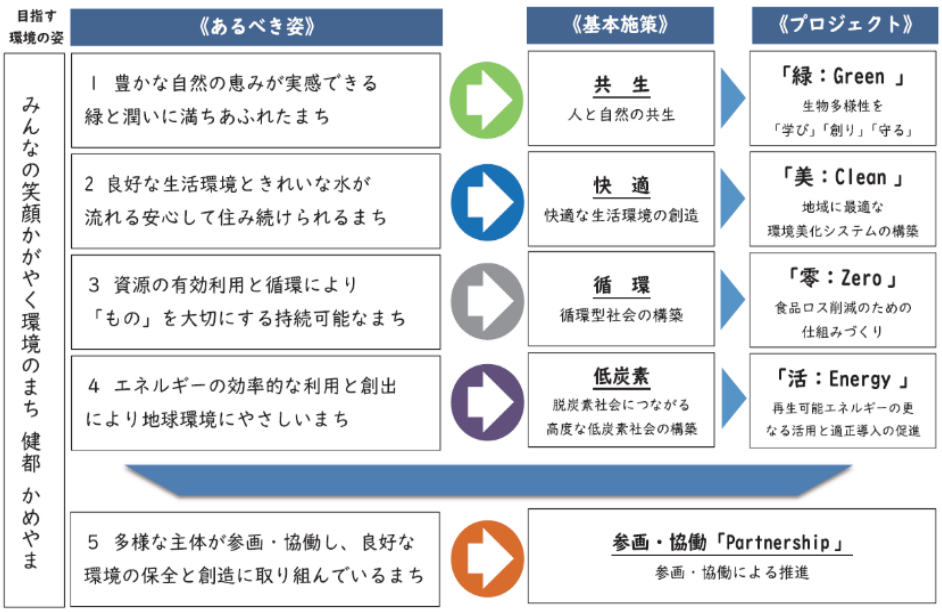
■成果指標一覧表

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	火災現場活動に関する平均所要時間（現場到着から放水開始まで）	分/秒	5分10秒	5分38秒	4分00秒
2	有資格者の配置率	%	91.80%	100.00%	100%
3	公務災害発生件数（消防職員）	件	0件	1件	0件
4	延焼件数	件	3.00件	3.60件	2.70件
5	一般住宅の火災件数	件	3.40件	2.20件	3.06件
6	事業所等の火災件数	件	2.00件	4.00件	1.80件
7	実施基準評価適切率	%	100%	100%	100%
8	市民による心肺蘇生法実施率	%	43.00%	42.90%	57.00%
9	消防団行事・訓練参加率	%	64.50%	62.69%	74.50%
10	災害動員可能率	%	94.20%	93.01%	100%
11	公務災害発生件数（消防団員）	件	0件	0件	0件

第2次亀山市環境基本計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　産業環境部 環境課　）

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 12 年度
位置付け	本計画は、亀山市環境基本条例第8条第1項の規定に基づき市町村計画として策定したものであり、本市の環境分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環社会の構築」と深く関わるものである。
目的･概要	本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。 本市が目指す10年後の環境の姿として「みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま」を掲げ、5つの基本施策や4つのプロジェクトにより具現化を図る。
計画の骨格	 第２次亀山市総合計画の将来都市像 歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都　かめやま 

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	別紙参照				
2					

■計画の実績等

取組実績	市民に自然と触れ合う機会や学習する機会を提供するため、里山塾、ザリガニ釣り大会、亀山7座トレイル（登山講座）等のイベントを開催した。かめやま生物多様性共生区域認定制度において区域を認定したことで生物多様性が保全された。市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定に加え、鈴鹿川2ヶ所、広瀬川1ヶ所の3地点にて、PFOS、PFOAの水質検査を行うとともに、公共下水道事業の推進により、生活排水処理施設の整備を行った。生ごみ処理容器及び食品ロス削減マッチングアプリ「かめやまタベスケ」の利用促進、不用品買取価格サイト運営事業者との連携など、4Rの普及、啓発に取り組んだ。地球温暖化防止につながる『緑のカーテン運動』に取り組むため、ゴーヤのポット苗を市民及び公共施設の管理者に配布した。当該計画の推進を図るにあたり、市民、事業者及び関係団体等から幅広い意見を反映するため、環境未来創造会議及び基本施策ごとの部会を開催した。
成果	自然環境に関するイベントを開催したことにより、生物多様性に関する周知・啓発に貢献できた。申請のあった3件をかめやま生物多様性共生区域に認定したことで生物多様性の保全につながった。新たに市内に立地した事業所などと環境保全協定を締結するとともに、市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定を行ない監視することにより鈴鹿川の良好な水質が維持できた。生活排水処理率は、公共下水道事業井田川・能褒野処理分区及び本町南部処理分区、亀山東部処理分区、野村処理分区の4処理分区への接続増加により、微増した。ごみ減量化などの取り組みにより1人1日あたりのごみ排出量は前年度から大きく減少した。一方、リサイクル率は前年度と比較して1ポイント低下した。そして、第2次市環境基本計画を推進するための会議及び部会を開催したことにより、当該計画の推進体制が確立できた。
総合計画推進への寄与度	里山管理運営協議会等と連携し、自然公園を活用して市民に自然と触れ合う機会等の提供を行ったことで自然との関りを深めることができた。生物多様性共生区域認定制度において3件を認定し、計10件（約48ha）の区域が生物多様性の保全につながった。1人1日あたりのごみ排出量は861gと令和12年度の目標値880gを下回った。リサイクル率は26.3%と前年を下回ったが、ごみ減量、再利用、再生利用の取り組みを行ったことで総合計画推進に寄与することができた。

反省点・課題	自然環境イベントや環境に関する講座等、自然と触れ合う場を引き続き提供し、自然と触れ合い、理解を深めていく必要があることと生物多様性を守る認定区域の増加する必要がある。更なるごみ排出量削減、4Rの推進のための取り組みが必要である。

今後の方向性	環境イベントや講座への参加人数の増加を図るための周知・啓発に努める。また、幼稚園、保育園や学校等に環境関連イベントへの参加を呼び掛ける。生物多様性共生区域認定制度により、生物多様性の保全のため認定区域の増加を図る。更なるごみ排出量の削減、4Rの推進には、排出者の意識の変化が重要であることから、多様な視点や発想、ごみダイエットサポーターとの連携による新たな取り組みの検討を行うとともに一般廃棄物処理基本計画の施策に着実に取り組む。

■成果指標

現状値及び目標値 … 第2次亀山市環境基本計画(2021～2030) 各基本施策成果指標参照

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (令和6年度)	目標値
1	自然環境に関するイベント等に参加した人数等	人	8,563	7,161	9,500
2	外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数	団体	3	2	8
3	間伐面積(平均)	ha	183	146.78	200
4	環境美化ボランティア登録団体数	団体	31	36	40
5	環境保全協定の締結数	件	77	92	100
6	生活排水処理率	%	81.4	83.9	92.1
7	1人1日あたりのごみ排出量	g／人・日	943	861	880
8	ごみの資源化率	%	30.8	26.3	38.0
9	溶融飛灰の資源化率	%	100	100	100
10	市域における二酸化炭素排出量	(千t-CO2)	1,322	1,270 (令和5年度)	1,156
11	再生可能エネルギー発電施設の導入件数	件	2,662	3,308 (令和5年度)	3,500
12	環境に関する講座等への参加人数	人	3,184	2,091	3,500
13	環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体(組織)数	団体(組織)	13	21	20

亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に関する実績等報告書(令和6年度)

（　　市民文化部 文化課　　）
（　　建設部 都市整備課　　）

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 12 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律第4条の規定に基づき同法第5条第2項に規定する内容をまとめたものである。また、本計画は、同法による国の第1号認定を受けた第1期計画の課題の解決と、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくための第2期計画として策定したものである。
目的･概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	第1章. 歴史的風致形成の背景 1. 自然的環境 2. 社会的環境 3. 歴史的環境 4. 文化財等の分布状況 第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致 1. 歴史的風致 (1)東海道「関宿」周辺の歴史的風致 (2)東海道「亀山城跡･亀山宿」周辺の歴史的風致 (3)東海道「坂下宿･鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 (4)東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 (5)東海道「川合･和田集落」周辺の歴史的風致 (6)大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 (7)巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 (8)金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 3. 上位･関連計画との関連性 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 5. 実施体制 第4章. 重点区域の位置及び区域 1. 重点区域の位置及び区域 2. 重点区域の指定の効果 3. 良好な景観の形成に関する施策と連携 第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項 1. 市全体に関する事項 2. 重点区域に関する事項 第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 2. 個別の事項 3. 届出が不要の行為

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和3年5月19日に国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）に基づき、以下の事業を進めた。 ・重点区域案内看板整備事業 ・東海道街道沿街なみ環境整備事業 ・歴史的環境整備事業（小公園の整備・改修）
成果	重点区域案内看板整備事業では、計画に基づき、文化財説明看板「川俣神社社叢」を設置、また、関宿内看板を更新することで、広く市民や来訪者に歴史的価値を知ってもらい、文化財の保存と活用に寄与した。また、東海道街道沿街なみ環境整備事業では、旧東海道関宿周辺地域のうち、約0.7kmの自然石舗装及び表面処理を行い美装化することで、住環境の改善を図り、良好な街なみ形成を推進することができた。さらに、歴史的環境整備事業では、良好な街なみの形成を図るため、東町ふれあい広場便所の詳細設計を実施した。 その他、東海道及び東海道沿道の魅力ある歴史資源等との調和、統一性の取れた良好なまちなみ環境を創出、次世代に維持していくため、道路舗装や看板などの整備手法等に関しての考え方を整理し、整備方針を明確にした「東海道整備ガイドライン」を策定した。
総合計画推進への寄与度	旧東海道の美装化や文化財説明看板など歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、「東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上」を図ることができた。

反省点・課題	亀山市歴史的風致維持向上計画（第1期）で進められなかった拠点文化財等をつなぐ道路整備事業（道路美装化事業等）を第2期計画に基づき今後も進めていく必要がある。また、以前設置した文化財説明看板の老朽化が進んでいることから、更新する必要がある。

今後の方向性	令和3年5月19日に国より認定された「亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）」や「東海道整備ガイドライン」に基づいて、道路舗装や看板の整備・検討など、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる事業を進める。

亀山市健康まちづくり計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　健康福祉部 健康政策課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ５　～　Ｒ８　年度
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び、自殺対策基本法第13条第2項に規定する自殺対策について定める「自殺対策計画」を一体的に整理して策定している。
目的･概要	健康都市「かめやま」の実現に向けて、健康づくりから医療分野における施策の総合的な展開や、生涯を通じて健康･医療の支援を切れ目なく提供できるよう、地域の実情に応じた施策など、様々な施策に取り組んでいる中で、改めて本市の進める健康都市政策を見つめ直し、新たなステージへの展開を志向するものである。

計画の骨格

基本理念	施策大綱	施策の方向
みんなが生き生き　元気に暮らす　緑の健都かめやま	１　健康都市の推進	●ヘルスリテラシーの向上
		●健康につながる環境づくりと活動促進
	２　健やかな生活習慣の定着	●食育の推進
		●歯と口腔の健康づくりの推進
		●こころの健康づくり
	３　疾病予防と重症化予防の推進	●健康の維持増進と疾病の早期発見
		●介護予防の推進
		●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
	４　地域医療体制の充実	●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実
		●救急医療提供体制の充実
		●市立医療センターを核とした地域医療の深化
	５　感染症対策の推進	●感染症の予防推進
		●コロナ禍からポストコロナ時代への対応

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R5）	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・令和6年7月にかめやま健康都市大学第二期を開講し、のべ227名の受講生が3つの選択コースに分かれて受講した。うち151名が修了し、健都サポーターの育成人数は79人となった。 ・健都サポーターは、健康都市大学の存続や発展のため、地域で必要な「健康を支える人材」についての検討や食生活改善推進協議会やセルフケアフード協議会等と連携して「かめやま健康レシピ」を作成するなど主体的に活動したり、年間を通して、開講当日の係員として大学の運営に関わった。 ・令和6年度末の健康マイレージアプリ登録者数は、1,555名となり、健康経営支援制度で活用した事も影響し、年度目標（1,500名）を達成することが出来た。
成果	本計画の個別の施策に紐づく具体的な各取組については、概ね順調に進めることができた。成果指標では、「健都サポーター」の活動が活発化したことにより地域全体の健康増進への取り組みがより広がった。さらに、「アプリdeウェルネス推進事業の延べ参加者数」や「特定健診等の受診率」、「こころの健康づくり等に関する相談窓口の周知回数」が増加し、市民の健康維持のためのサポート体制が充実していることが確認できた。これらを含め全指標の6割の指標において増加・改善傾向が見られ、うち約2割が目標達成となった。一方、自分の体や日頃の生活習慣と向き合う機会となる「がん検診受診率（胃がん）」や母子の健康に関する意識を図る「妊娠中に喫煙した人の割合」などの約4割の指標においては悪化が見られた。
総合計画推進への寄与度	全庁体制で健康・医療の分野において様々な対策を行ったことや、継続的な健康・医療事業活動を実施することはもとより、健康都市の実現に向け、積極的な情報発信を行ったことで、継続的な健康・医療事業活動を実施することができ、市民のヘルスリテラシーの向上や主体的な健康づくり活動が促され、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に寄与することができた。

反省点・課題	各種健診などについて、周知や勧奨を行っているものの、個人の行動変容に至っておらず、がん検診、特定健診及び特定保健指導など受診率等が横ばいとなり目標値との乖離が続いている。また、健都サポーターの育成やアプリの利用者などは順調に推移しており、活用を中心とした段階への移行時期を見据えた対応が求められる。

今後の方向性	引き続き、関係機関等と連携しつつ、健康都市大学や健都サポーターを核とした人材育成・活用に取り組みつつ、各種健診等の受診しやすい環境づくりを進めるなど、市民の主体的な健康活動の促進を図り、健康まちづくりを推進する。

健康まちづくり計画　成果指標及び実績

項　目（単位）	担当課名	年度 現状値 R3	実績値 R5	実績値 R6	実績値 R7	目標値 R8	参考
健都サポーターの育成人数（人）	健康政策課	―	64	79		200	
アプリdeウェルネス推進事業の延べ参加者数（人）	健康政策課	―	1,123	2,678		4,000	
学校給食における地場産物使用割合（%）	教育総務課	29.7	28.1	29.0		38.0	
市民を対象とした料理講習会の開催回数（回）	健康政策課	2	5	5		5	
3歳児健康診査で虫歯のない子どもの割合（%）	子ども総合支援課	87.7	91.7	89.6		90.0	亀山市3歳児健康診査
歯周病検診受診率（全体）（%）	健康政策課	9.5	8.3	7.8		15.0	亀山市歯周病検診
本市の自殺死亡率（人口10万対）	健康政策課	16.1	20.2	14.2		9.8以下	自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）
こころの健康づくり等に関する相談窓口の周知回数（回）	健康政策課	4	4	9		8	健康づくりのてびき、HP、広報、LINE
妊娠中に喫煙した人の割合（%）	子ども総合支援課	1.2	0.4	1.7		0	
がん検診受診率（%）	健康政策課	胃がん					
		25.1	25.9	22.5		31.0	
		肺がん					
		25.9	26.2	24.7		27.5	
		大腸がん					
		24.9	26.8	25.0		26.0	
特定健診の受診率（%）	市民課	37.3	29.7（R6.3.31現在）	42.8（R7.3.31現在）		65	亀山市国民健康保険被保険者
特定保健指導実施率（%）	市民課	27.8	19.7（R6.3.31現在）	22.2（R7.3.31現在）		60	亀山市国民健康保険被保険者
ちょこボラ実施団体数（団体）	地域福祉課	3	4	5		6	
地域リハビリテーション活動支援事業回数（累計）	地域福祉課	13	14	11		25	
かめやまホームケアネット延べ登録者数（人）	地域医療課	172	232	242		350	
救急搬送の受入率（%）	消防総務課	35.6	34.5	37.7		40	
救急医療の相談窓口の周知回数（回）	健康政策課	12	12	12		15	
MR（麻しん・風しん混合ワクチン）Ⅱ期接種率（%）	子ども総合支援課	97.8	96.8	95.9		現状維持	

施策大綱　：　1　健康都市の推進

施策の方向：　(1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組（R5－R8）	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績（具体的な取組の状況）	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 健康文化の醸成	健康政策課 健康都市推進G	健康都市の考え方の浸透と、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動の意識付けを図るため、体系的な学びと実践の拠点となる健康都市大学を創設し、その運営に取り組みます。	令和５年１０月に「かめやま健康都市大学」を創設します。創設イベントを行い、市民に対し周知・啓発を行うとともに、健康・食・運動・健康都市の４つの分野のシリーズ講座を実施します。	【開校】 ・かめやま健康都市大学の創設に関する市民への周知 ・創設式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の４つのコース講座を開講（１０月～２月） ・令和５年度修了式の開催 ・（仮称）健都サポーターの位置付け検討	順調	継続	・かめやま健康都市大学第二期の開校講座に関する市民への周知 ・スタートイベントの周知 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の４つのコース講座を開講（7月～3月） ・令和６年度修了式の開催 ・健都サポーターの活用	令和6年7月にかめやま健康都市大学第二期を開講し、のべ227名の受講生が３つの選択コースに分かれて受講した。うち151名が修了し、健都サポーター育成人数は79名となった。 健都サポーターは、健康都市大学の存続や発展のため、地域で必要な「健康を支える人材」についての検討や食生活改善推進協議会やセルフケアフード協議会等と連携して「かめやま健康レシピ」を作成するなど主体的に活動したり、年間を通して、開講当日の係員として大学の運営に関わった。	順調	引き続き、かめやま健康都市大学の運営を行うとともに、健都サポーターの主体的な活動に対する支援を行う必要がある。	継続	・かめやま健康都市大学の開校講座に関する市民への周知 ・令和７年度開校式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の４つのコース講座を開講（５月～２月） ・令和７年度修了式の開催 ・（仮称）健都サポーターの活用	・かめやま健康都市大学の開校講座に関する市民への周知 ・令和８年度開校式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の４つのコース講座を開講（５月～２月） ・令和８年度修了式の開催 ・（仮称）健都サポーターの活用
① 健康文化の醸成	健康政策課 健康都市推進G	健康都市連合日本支部との連携を深めることで、先進的な取り組みを学びながら、本市の健康施策の充実に向けた研究を進めます。	ＷＨＯが提唱する健康都市とは、「健康を支える物的および社会的環境を創り、向上させ、そこに住む人々が相互に支えあいながら生活する機能を最大限に活かすことのできるように、地域の資源をつねに発展させる都市」であり、この「健康都市」と呼ばれる概念を主軸とし、自治体とその他の機関から構成する健康都市連合日本支部の会員の間において、相互交流を行うことで、様々な健康問題の課題解決を図っていきます。	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加（各自治体等の活動発表による知識習得及び交流） ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とＳＤＧｓをテーマとするセミナーへの参加	順調	継続	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加（各自治体等の活動発表による知識習得及び交流） ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・プラネタリーヘルスについての市民への周知	健康都市連合日本支部大会に市民団体とともに参加し加盟都市同士の交流及び知識習得を行った。 加盟都市と健康マイレージ景品を通じた地域間連携を実施した。 プラネタリーヘルスを題材とした講座をかめやま健康都市大学で開講することで受講生への周知を図った。	順調	真の健康都市の実現に向けたキーパーソンである「健都サポーター」に今後も健康都市連合日本支部大会への参画を促し、一層のヘルスリテラシーの向上を図り、地域への影響力の発揮へと転換する必要がある。 健康都市大学の分野拡大を視野に、健康都市を目指すためにプラネタリーヘルス等の環境分野やまちづくり分野などを含む講座を計画する必要がある。	継続	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加（各自治体等の活動発表による知識習得及び交流） ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とＳＤＧｓをテーマとするセミナーへの参加	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加（各自治体等の活動発表による知識習得及び交流） ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とＳＤＧｓをテーマとするセミナーへの参加
② 健康に関するトータルサポートの強化	健康政策課 健康都市推進G	健康に関する情報を市民のニーズに沿った提供が行えるよう、健康に関するポータルサイト「かめやま健康なび」の充実を図るとともに、ＬＩＮＥを活用した積極的な情報発信に取り組みます。	健康・食・運動などに関する情報を一元的に発信する健康ポータルサイト「かめやま健康なび」で積極的な情報発信に取り組みます。 また、LINE公式アカウントでの通知や市広報紙で記事を連載するなど多様な媒体を活用することで、より効果的な情報発信になるよう努めます。	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の整理 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・市公式LINEへの統合 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	順調	継続	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	健康ポータルサイト「健康なび」を定期的に更新したり、広報版「かめやま健康なび」を連載するなど、様々な媒体を通じた効果的な情報発信ができた。また単純接触効果を発揮するため、LINEでの情報発信手法を見直し、発信に定期性（毎週水曜日正午発信）を持たせた。	順調	次年度から広報版「かめやま健康なび」の掲載回数が隔月となるため、情報発信の内容の強化が必要である。また、健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知方法を見直し、認知度を高める必要がある。	継続	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用
③ 健康教育の推進	子ども未来課　母子保健G	妊産婦とその家族が、健全な妊娠・出産・育児ができるようサポートするとともに、母子健康手帳交付時や母子保健教室等の機会を活用し、ライフステージに応じた健康教育及び健康相談等を行います。	妊娠の届出や各種教室の参加を促し、妊娠・出産子育てに関する相談に応じるとともに、必要な情報提供に努めます。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・ママママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・２歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス　等	順調	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・ママママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・２歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス　等	妊娠の届出時等に各種教室の案内を行った。また妊娠・出産子育てに関する様々な相談を受けるとともに状況に応じた情報提供に努めた。 ・母子健康手帳交付　298人 ・育児相談　423人 ・ママママ教室　48組 ・乳児全戸訪問　332人 ・離乳食教室　44人 ・２歳児歯科保健教室　91人 ・転入時ウエルカムサービス155人 等	順調	今後も妊娠の届出時等に核家族化や育児の孤立化・子どもの貧困等を取り上げ、子育てや育児ストレスを抱える人等に各種教室や育児相談など気軽に相談出来る場所があることを周知し、ニーズに応じた情報提供を行っていく必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・ママママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・２歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス　等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・ママママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・２歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス　等

施策大綱　：　1　健康都市の推進

施策の方向：　(1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
③　健康教育の推進	子ども未来課　母子保健G	乳幼児・学童期から、子どもたちが健康に関する知識を身に付け健康の大切さを学び、ライフステージに合わせた望ましい生活習慣の実践に取り組めるよう、園や学校等と連携した健康教育の充実を図ります。	園や子育て支援センターと連携し、年齢や季節等に応じた情報提供に努めていきます。	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室　等	順調	継続	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室　等	関係機関と連携し、年齢や季節等に応じた情報提供に努めた。 ・子育て支援センターでの健康教育(ぽっぽクラブ)　20組 ・離乳食教室　44人 ・妊婦教室　27人	順調	今後も継続し、園や子育て支援センターと連携し情報提供を行う必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室　等	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室　等
③　健康教育の推進	学校教育課 教育支援G	乳幼児・学童期から、子どもたちが健康に関する知識を身に付け健康の大切さを学び、ライフステージに合わせた望ましい生活習慣の実践に取り組めるよう、園や学校等と連携した健康教育の充実を図ります。	学活・家庭科・ほけん・保健体育等の授業を通じて健康に関する知識を高める。	各授業で健康についての大切さ等を学ぶ授業の実施	順調	継続	各授業で健康についての大切さ等を学ぶ授業の実施	教育活動全体において生活習慣の指導や学級活動、家庭科、保健、保健体育科の学習においては、年間を通じて健康の大切さを学ぶ授業を行うよう指導資料の提供を行った。	順調	児童生徒の家庭での生活習慣の変化など様々な意見に対応する授業展開や指導等を研究していく必要がある。	継続	各授業で健康についての大切さ等を学ぶ授業の実施	各授業で健康についての大切さ等を学ぶ授業の実施
③　健康教育の推進	健康政策課 健康都市推進G	若い世代が、生活習慣病の予防や早期発見のための正しい情報をもとに自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や啓発活動を充実します。	子供・若者が自ら心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得ることで、生涯に渡って健康の維持・向上に取り組めるよう、健康に関する様々な情報をインターネットやＳＮＳを用いて発信します。 また、若い世代の目に止まるような効果的なチラシ等を作成し、二十歳の集いなど若い世代が参加するイベントで配布することで、若年層の健康への関心度の向上に取り組みます。	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	順調	継続	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	LINE公式アカウントでの情報発信(67回)や健康ポータルサイトで様々な媒体を通じた情報発信を行った。 子育て世代の参加も多い市民体力テストでチラシを配布した。	順調	引き続き若年層への情報発信を様々な媒体で行うことが必要であることに加え、若い世代に効果がある媒体や手法を研究する必要がある。	継続	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布
③　健康教育の推進	健康政策課 健康づくりG	若い世代が、生活習慣病の予防や早期発見のための正しい情報をもとに自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や啓発活動を充実します。	健康づくりのてびきや広報等へ、生活習慣病の予防や自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	順調	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通じて健康づくりに関する情報発信を行った。	順調	さらに、若い世代の多くの人にとって自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように健康づくりのてびきや広報等を通じて情報発信、普及啓発をっていく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
④　読書を通じた豊かな心づくり	子ども未来課　子育てサポートG	乳幼児期から本に親しむことができるよう、絵本の無料配布（ブックスタート事業）や乳児全戸訪問等で、保護者と乳児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発します。	ブックスタート事業として絵本の無料配布を実施し、その案内に市での絵本に親しむための取組みを紹介します。	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	順調	継続	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	ブックスタート事業として絵本の無料配布を年348冊配布。ブックスタートの案内チラシにおいて、地域子育て支援センターでの読み聞かせイベントや図書館サテライト等のイベントの紹介を行った。	順調	保護者と乳幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発するには継続した取り組みが必要である。	継続	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介
④　読書を通じた豊かな心づくり	子ども未来課　母子保健G	乳幼児期から本に親しむことができるよう、絵本の無料配布（ブックスタート事業）や乳児全戸訪問等で、保護者と乳児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発します。	赤ちゃん訪問や新生児訪問時にブックスタートパックの引換券を直接渡し、絵本の読み聞かせの大切さを伝える機会とします。	乳児全戸訪問時での啓発	順調	継続	乳児全戸訪問時での啓発	助産師・保健師から赤ちゃん訪問や新生児訪問時にブックスタートパックの引換券を直接渡し、絵本の読み聞かせの大切さを伝えることが出来た。332人	順調	赤ちゃんの親世代の本に対する考え方がこれまでとは異なることが考えれるため、今後も助産師・保健師から読書により、子どもが言葉を学ぶことや、表現力を高めること、想像力を豊かにすることなど、直接伝えることが必要である。	継続	乳児全戸訪問時での啓発	乳児全戸訪問時での啓発

施策大綱　：　　1　健康都市の推進

施策の方向：　（1）ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 （R5－R8）	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 （具体的な取組の状況）	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
④　読書を通じた豊かな心づくり	学校教育課 教育支援G	保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校において、引き続き「かめやましファミリー読書リレー」「かめやま読書チャレンジ」に取り組みます。	保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校において、引き続き「かめやましファミリー読書リレー」「かめやま読書チャレンジ」に取り組み、読書を通じて、豊かな心を育む。	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	順調	継続	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	市内公立幼稚園4園と小学校11校において「かめやましファミリー読書リレー」の継続した取組と市内保育園、幼稚園、認定こども園の3歳児、小学校全学年を対象に「かめやま読書チャレンジ」に継続した取組を行った。	順調	「かめやま読書チャレンジ」は高学年の取組が少ないことが課題となっている。	継続	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組
④　読書を通じた豊かな心づくり	図書館	読書を楽しみながら、豊かな暮らしを送れるよう、新図書館の機能を活用した取り組みを進めます。	図書館を知ってもらい、本に対しての興味を持ってもらうために、図書館イベントの開催や職場体験等の受入を積極的に行う。また、開催時等において、本等の情報の紹介活動を行い、本に親しむ機会を提供する。	・図書館職員によるよみきかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	順調	継続	・図書館職員によるよみきかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	保育園・幼稚園を訪問し、絵本の読み聞かせや手遊びを行うことで、子どもたちが絵本に興味を持ち、関心を深めることができた。 実施回数：24回 行政連携や市民活動団体との共催イベントを開催し、関連図書展示等を通じて、本に親しむ場を提供することができた。	順調	子ども向けのイベント開催の割合が多いため、大人向けの内容を増やしつつあるが、幅広い世代に楽しんでもらえる内容を考える必要がある。また、効果的な周知方法について、再検討し、周知拡大に努める必要がある。	継続	・図書館職員によるよみきかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	・図書館職員によるよみきかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心に繋げる機会の提供

施策大綱　：　1　健康都市の推進

施策の方向：　(2)健康につながる環境づくりと活動促進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康都市推進G	市民一人ひとりがやりがいを持って健康づくりに取り組めるよう、スマートフォンアプリを活用したアプリｄｅウェルネス推進事業に取り組みます。	県が実施する三重とこわか健康マイレージ事業と連携した「かめやま健康マイレージ事業」参加者の6割が高齢者層であり、若年層（20～40歳代）の参加が乏しいことから、ウォーキングなどを行うことで自動的にポイントが付与されるスマートフォンアプリケーションを活用した施策へと転換を図り、利用者一人ひとりが健康習慣を実践できる環境を構築します。 また、併せて事業者の健康経営を支援する制度を構築することで、幅広い世代への事業参画を図り、市全体の健康意識の向上等へつなげます。	【アプリ契約期間1/3年】 ・令和５年９月１日からApp Store及びGoogle Playストアにてアプリを公開 ・まちづくり協議会やシルバー人材センターなどと協力し、市民へ周知 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の構築及び周知	順調	継続	【アプリ契約期間2/3年】 ・アプリを活用したウォークラリーや各種イベントの実施 ・まちづくり協議会やシルバー人材センターなどと協力し、市民へ周知 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の周知及び実施	令和６年度末の健康マイレージアプリ登録者数は、1,555名となり、健康経営支援制度で活用した事も影響し、年度目標（1,500名）を達成することが出来た。 シルバー人材センターと協力してまちづくり協議会や高齢者への登録説明会を実施し市民への周知を行った。 政策間連携を行い他部署の行事等でアプリ内ポイント付与を行った。	順調	さらなる利用者増を目指し、広く周知を行うとともに、アプリ内コンテンツの充実や健康経営支援事業所を増やすことによる若年層の利用促進などを進める必要がある。 協定連携事業者等に協賛を募るなど、市単が増加しない形で景品の充実を図る必要がある。 地域通貨の導入を含む機能拡大の検討を関係部署と一層行う必要がある。	継続	【アプリ契約期間3/3年】 ・アプリを活用したウォークラリーや各種イベントの実施 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の実施 ・アプリｄｅウェルネス推進事業の検証及び今後の方向性の決定	・令和７年度に検証し、決定した方向性のとおり新たな展開の実施
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 スポーツ推進G	市民の身近な運動機会の確保を図るため、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体やスポーツ推進委員と連携し、健康づくりのためのスポーツ活動を支援します。	総合型地域スポーツクラブや亀山市スポーツ協会が実施する事業を広報支援することにより市民の運動機会の確保を図る。 また、スポーツ推進委員と連携し、ニュースポーツ大会や市民体力テストを実施する。	・市民体力テスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	順調	継続	・市民体力テスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	市民体力テストを5/6，6/28，10/14に実施し、それぞれ、74人、49人、117人の参加があった。また、ニュースポーツ大会を6/22，12/7に開催し、それぞれ、45人、39人の参加があった。 総合型地域スポーツクラブについては、広報かめやまへの会員募集掲載、イベント周知の掲載を行い、市民の運動機会の確保を図った。	順調	市民体力テストについては、リピーターが増えつつあり、一定程度の参加者が見込めるようになった。 一方で、ニュースポーツ大会については、参加者数が伸び悩んでいることから、誰もが参加しやすいよう開催方法や周知方法の検討などが必要である。	継続	・市民体力テスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	・市民体力テスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	新型コロナウイルス感染症や新興感染症等に負けない体づくりのため、健康的な生活習慣に取り組めるよう進めます。	健康づくりのてびきや広報等へ、健康的な生活習慣に取り組めるような内容を掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	順調	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通じて健康づくりに関する情報発信を行った。また、健康教室の際に普及啓発を行った。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて健康的な生活習慣に取り組めるような知識や情報を周知していく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	身体活動や運動、運動習慣の大切さを普及啓発します。	健康づくりのてびきや広報等へ、運動習慣の大切さについて掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	順調	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて運動習慣の大切さについて普及啓発を行った。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて運動習慣の大切さを普及啓発していく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
② 地域における健康活動への支援	健康政策課 健康づくりG	地域まちづくり協議会や自治会などの地域と連携し、保健師等の専門職による講座や学習会を実施することで、地域主体の健康づくりへの支援を行います。	地域まちづくり協議会や自治会などの地域と連携し、保健師等の専門職による講座等を実施し、地域主体の健康づくりへの支援を行います。	出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施	順調	継続	出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施	保健師が担当地区で出前講座を実施し、フレイル予防の講話や健康づくりに関する講話を実施した。	順調	引き続き、担当地区に出向き出前講座を実施し、地域主体の健康づくり活動を把握し、支援していく。	継続	出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施	出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施

施策大綱　：　1　健康都市の推進

施策の方向：　(2)健康につながる環境づくりと活動促進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 地域における健康活動への支援	健康政策課 健康都市推進G	地域の健康活動への参画者と健康都市連合日本支部の大会へ参加するなど、先進的な取り組みを行う他の健康活動を学ぶことで、地域主体の健康づくり活動を促進します。	自治体とその他の機関から構成され、WHOが提唱する健康都市を実現するために会員の間の相互交流を行うことで、様々な健康問題の課題解決を図っていく健康都市連合日本支部の大会（毎年開催）へ参加します。 また、大会において他の団体が行っている健康活動の取り組みなどを学び、より良い取り組みにおいては自身の団体へ反映させるなど地域の健康づくり活動の活性化を図っていきます。	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	順調	継続	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	健康都市連合日本支部大会［開催都市：大阪府吹田市］にまちづくり協議会代表者（４人）や食生活改善推進協議会会員（５人）、健都サポーター（７人）とともに参加し、加盟都市の市民団体と知識習得及び交流を行った。	順調	真の健康都市の実現に向けたキーパーソンである「健都サポーター」となる方により一層の参画を促し、他地域と健康都市連合の活動を共有・知識の習得を行うことで、自身の活動である地域への影響力の発揮へとつなげる必要がある。	継続	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流
③ 自然と健康を意識できるまちづくりの推進	健康政策課 健康都市推進G	職員の健康都市への理解を高めることで、誰もが自然と健康活動をとりやすくなるような事業推進に努めます。	WHOが提唱する「健康都市」を実現するには、身体の健康増進だけを目的に置くのではなく、市の複数の政策を相互に関連づけて効果を発揮することが不可欠であるため、職員の健康都市の考え方の理解を深める取り組みを実施していきます。	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・スマートフォンアプリケーションを活用した政策間連携の実施 ・幹部研修の実施 ・職員研修の体系化協議	順調	継続	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施	健康都市大学開講については、庁内掲示板で職員向けに周知を行い、職員の受講につながった。また新規採用職員向けに健康都市に関する研修を行った。 健康都市大学内で「プラネタリーヘルス」に関する講座を行い、環境課関係団体へも参加を促し、連携を深めることができた。	順調	職員の健康都市の考え方の理解を深めるため、全ての職員向け研修の実施や体系化を検討する必要がある。	継続	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(1)食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課　子育てサポートG	保育所、幼稚園、認定こども園で「生活習慣チェックシート」を活用し、「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣や、運動習慣が身につくよう取り組むとともに、旬の食材の情報発信を「かめやま子育てＬＩＮＥ」等を通じて行い、幼少期からの食育を推進します。	三重県が実施する「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を保育所、幼稚園、認定こども園において実施し、生活習慣の定着を図ります。また、「かめやま子育てＬＩＮＥ」により旬の食材の情報やレシピを情報発信します。	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施（年３回） ・「かめやま子育てＬＩＮＥ」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	順調	継続	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施（年３回） ・「亀山市公式LINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	保育所、幼稚園、認定こども園において、三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を年３回実施し生活習慣の定着を図った。 令和６年４月より「亀山市公式LINE」を活用し、旬の食材情報やレシピの情報発信を年２回発信し幼少期からの食育の推進を図った。	順調	基本的な生活習慣の定着のためには継続した取り組みが必要である。 引き続き「亀山市公式LINE」を活用し、情報発信を行っていく。	継続	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施（年３回） ・「亀山市公式LINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施（年３回） ・「亀山市公式LINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	健康政策課 健康づくりG	食育月間（６月）や食育の日（毎月１９日）の機会を捉え、市の広報やホームページなどの媒体を活用した情報周知や、料理教室などの食に関する学びの場を提供し、家庭や地域での「食育」の普及を行う。	広報やホームページでの情報提供や料理教室などの食に関する学びの場を提供し、家庭や地域での「食育」の普及を行う。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	順調	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	６月の食育月間に合わせて広報にて食育についての記事を掲載した。 市民伝達講習会を５回実施。計９９人の参加があり、食育の普及ができた。	順調	引き続き、情報発信や食育の機会の提供を行い、食育の普及啓発を行っていく。	達成	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	教育総務課 保健給食G	食育月間（６月）や食育の日（毎月１９日）の機会を捉え、市の広報やホームページなどの媒体を活用した情報周知や、料理教室などの食に関する学びと実践の機会を通じて、家庭や地域での「食育」の普及啓発を行います。	給食・食育だより等の定期的な発行や保護者会等の場を活用し、啓発を図っていく。	・給食・食育だより等の発行（年3回） ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	順調	継続	・給食・食育だより等の発行（年3回） ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等を年3回発行し、家庭での食育の啓発を図った。 ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発を図った。	順調	・家庭における食育の普及啓発を図るために、食育・給食だより等を活用した啓発を定期的に継続していく必要がある。	継続	・給食・食育だより等の発行（年3回） ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等の発行（年3回） ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	学校教育課 教育支援G	園や学校において、保護者へのたよりや「生活科」「総合的な学習の時間」、地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや子育て世代に対する「食育」やその大切さに関する意識啓発に取り組みます。	各校で、「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等を行い、児童生徒の食育推進を行う。	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	順調	継続	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	学級活動、生活科や総合的な学習の時間の年間指導計画に食育の指導を位置付けさせた。年間2回程度の食育の授業を行った。	順調	学校の地域性や特色に応じた食育を行っていく必要がある。	継続	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課　子ども総務G	園や学校において、保護者へのたよりや「生活科」「総合的な学習の時間」、地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや子育て世代に対する「食育」やその大切さに関する意識啓発に取り組みます。	保育所等における給食やおやつを通じて、幼少期から、食べることの楽しさや基本的な食事のマナーなどについて学ぶことにより、「食育」の大切さの意識付けを行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	順調	継続	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	保育所等における給食（昼食・間食）を通じて、共食の楽しさや食事マナーを知るなど、食育の推進に努めた。 毎月発行する食育だよりにて保護者に情報提供することで、食育の推進を図った。	順調	食育の重要性について意識付けを行うためには継続した取り組みが必要である。	継続	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	健康政策課 健康づくりG	正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組みます。	料理講習会で、健康づくりのためのレシピを紹介するとともに、食を通じた健康づくりについて啓発する機会を提供する。	・ファミリークッキングの実施（小学生とその親を対象　8月実施） ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	順調	継続	・ファミリークッキングの実施（小学生とその親を対象　8月実施） ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	8月にファミリークッキング実施した。大人12人子ども17人の参加があった。正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組んだ。レシピはホームページで情報発信を行った。	順調	幼少期からの食習慣の形成を図るために、料理講習会を活用した食育の推進を継続していく必要がある。	継続	・ファミリークッキングの実施（小学生とその親を対象　8月実施） ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	・ファミリークッキングの実施（小学生とその親を対象　8月実施） ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(1)食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	教育総務課 保健給食G	園や学校において、食物アレルギーについての保護者からの相談に応じ、必要な対応に取り組みます。	栄養教諭等及び管理栄養士が、食物アレルギーをもつ児童の保護者と、定期的な面談行う。また、必要に応じて、毎月の献立の食材等を確認しながら、給食の提供を行う。	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	順調	継続	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	食物アレルギーをもつ児童及び生徒の保護者と、定期的な面談を実施し、安全安心な学校給の提供を行った。また、アレルゲンの少ないメニューの組み合わせや食材の検討を行った。	順調	食物アレルギーを有する児童生徒への除去食対応について、対象児のアレルゲンや献立の組み合わせにより、家庭弁当の持参もお願いすることがあり、保護者の理解が必要となる。	継続	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課　子ども総務G	園や学校において、食物アレルギーについての保護者からの相談に応じ、必要な対応に取り組みます。	保育所等における給食やおやつを通じて、幼少期から、食習慣の形成など食育の推進を図ります。また、食物アレルギーのある園児の給食については、個々に応じた食物アレルギー対応食の提供を行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	順調	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	食物アレルギーのある園児について、医師の記載した管理指導票に基づき、個々に応じた対応食（除去食又は代替食）の提供を行った。 市ホームページにて食育だよりの掲載や使用食材の産地を公表するなど、情報提供を行った。	順調	健康的な食習慣を形成するためには幼少期から継続した意識啓発が必要である。	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供
② 食文化の継承	環境課　廃棄物対策G	家庭や飲食店などに対し、食品ロス削減につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討・実施します。	10月の食品ロス削減月間に合わせて、広報かめやまやマイタウンかめやま等にて啓発活動を行う。 令和4年10月１日にサービスを開始している「タベスケ」の周知を行う。	10月の食品ロス削減月間に合わた広報等での周知啓発	順調	継続	10月の食品ロス削減月間に合わた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間の時期、忘年会や歓送迎会の時期に合わせて、広報かめやまや市公式LINE等で食品ロス削減の啓発を行った。また、食品ロス削減に関する出前トークを3回実施した。	順調	広報等の啓発内容等がマンネリ化しないよう、内容等を工夫しながら、今後も効果的な意識啓発や情報提供を行っていく。県や学校等と協力し、積極的な啓発に努める。	継続	10月の食品ロス削減月間に合わた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間に合わた広報等での周知啓発
② 食文化の継承	健康政策課 健康づくりG	市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などで触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などで触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	・関係団体への支援（補助金）	順調	継続	・関係団体への支援（補助金）	亀山市食生活改善推進協議会に対して補助金を支払い支援した。	順調	補助金の対象経費の執行が適正かどうか判断し、今後も交付する必要がある。	継続	・関係団体への支援（補助金）	・関係団体への支援（補助金）
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	若者や女性を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の継承につなげます。	ホームページ等で、市民農園の周知や利用者の募集を行うとともに、インストラクターによる営農指導により、野菜づくり技術の普及を図ることで、食への関心を高めます。	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	順調	継続	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	ホームページで利用者の募集を行い、令和６年度末では５０区画全てが利用された。またインストラクターの営農指導も計１２回実施され、野菜づくり技術の普及を図ることで、食への関心を高めることができた。	順調	引き続きホームページ等での募集を行うとともに、インストラクターによる営農指導を行う。	継続	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導
② 食文化の継承	学校教育課 教育支援G	若者や女性を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の継承につなげます。	小中学校において、生活科や理科等の教科や総合的な学習の時間などの学習活動において、年間を通じて計画的に食物生産体験を行い、食文化への興味関心へつなげていく。	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握。 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	順調	継続	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握。 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	生活科や理科、総合的な学習の時間において、さつまいもやそば、自然薯芋などの農作物の生産やお茶摘み体験、米つくり体験学習等を年間指導計画に位置づけさせ、取組状況の把握を行った。	順調	農作物の栽培や体験活動を行う場所や地域人材が減少してきており、活動の場を設定することが困難な状況となっている学校もある。	継続	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握。 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握。 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(1)食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	給食等での地場産品の活用や、農産物等の販路拡大などの生産者支援を通じて、地域の食文化の継承につなげます。	かめやまっ子給食に地場産品や旬の食材を活用し、地域の食に親しむ機会を提供します。	亀の市に情報提供（作物品目や食材量、納品日）	順調	継続	亀の市に情報提供（作物品目や食材量、納品日）	令和６年度は計２３回かめやまっ子給食へ亀山産の食材の提供を行った。	順調	引き続き、亀の市と連携し、かめやまっ子給食へ亀山産の食材を提供する。	継続	亀の市に情報提供（作物品目や食材量、納品日）	亀の市に情報提供（作物品目や食材量、納品日）
② 食文化の継承	教育総務課 保健給食G	学校給食への地元の農産物の利用を促進します。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の提供を行う。	「かめやまっ子給食」の実施（年２２回）	順調	継続	「かめやまっ子給食」の実施（年２２回）	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回実施した。	順調	天候不良等による野菜の不足により、予定していた食材が使用できなかったり、予定数量の確保が困難になることがある。	継続	「かめやまっ子給食」の実施（年２２回）	「かめやまっ子給食」の実施（年２２回）
② 食文化の継承	健康政策課 健康づくりG	関係団体による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行います。	広報やホームページにて関係団体の取り組みを紹介し、発信を行います。	広報等での情報発信	順調	継続	広報等での情報発信	亀山市食生活改善推進協議会による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行った。	順調	引き続き、亀山市食生活改善推進協議会の取り組みや活動を情報発信していく。	継続	広報等での情報発信	広報等での情報発信
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	関係団体による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行います。	関係団体の取り組みや活動状況を情報発信することで、食文化の継承に繋げます。	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信（市のホームページや広報媒体等）	順調	継続	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信（市のホームページや広報媒体等）	令和６年１０月２６日にに中の山パイロットにて第２６回青空お茶まつりを開催できた。開催にあたり、市広報、ホームページ、Line、Facebookで情報提供を行い、多くの方に来場いただいた。	順調	R7年度の開催に向け、引き続きホームページ等で情報発信を行う。	継続	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信（市のホームページや広報媒体等）	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信（市のホームページや広報媒体等）
② 食文化の継承	環境課　廃棄物対策G	ＩＣＴを活用した食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」の利用を促進し、市民・事業者・行政が連携して食品廃棄物の発生を抑制するための仕組みづくりを行います。	令和4年10月１日にサービスを開始taが、市内協力店舗が少なく、協力店の確保が難しいため、定期的に広報やケーブルテレビ等での周知、店舗訪問や呼びかけを実施することで、課題解決に向けて取り組む。 また、システムについては引き続き、自治体ページの管理を適切に行う。	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	順調	継続	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	市内食品小売店及び飲食店へ食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」の周知を兼ねたアンケート調査を実施し、新規協力店舗1者が「かめやまタベスケ」に登録された。	順調	協力店の登録数が少ないことや、出品数が少ないことから、市内食品小売店及び飲食店へサービスの周知を引き続き行うとともに、引き続き市の実状に応じた必要なサービスであるかの検討を行う。	継続	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討
③ 民間事業者や研究機関との連携による食を通じた健康づくり	健康政策課 健康づくりG	べにふうき茶等の機能性食品の活用など食に対する意識啓発を行い、市民の食生活改善を促進します。	食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う際、機能性食品等を活用する。	料理講習会等において機能性食品等を活用	順調	継続	料理講習会等において機能性食品等を活用	健康づくりのための料理講習会を5回、食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う機会を設け機能性食品等についても周知した。	順調	引き続き、食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う機会を設け機能性食品等についても周知していく。	継続	料理講習会等において機能性食品等を活用	料理講習会等において機能性食品等を活用

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(1)食育の推進

施策の方向	取組部署	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度			令和6年度					令和7年度	令和8年度
	担当課G			年度計画	評価	方向性	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画
③ 民間事業者や研究機関との連携による食を通じた健康づくり	健康政策課 健康都市推進G	民間研究機関などと連携し、機能性食品を活用した健康週間づくりの研究に取り組むとともに、研究成果を生かした事業展開を目指します。	民間研究機関等との連携を構築し、機能性食品の研究等に参画します。 また、地域課題を明らかにしながら、研究から導き出された食の持つ健康機能を市民の健康維持増進に繋げるための新たな事業の調査・研究を行います。	・セルフケアフード協議会加入 ・健康関連団体との連携構築 ・健康関連団体への参画	順調	継続	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研究	セルフケアフード協議会の総会やWGに参加し、加盟する健康関連団体と機能性食品を活用した事業を行うための打ち合わせや意見交換等を行い、連携を深めることができた。また健康都市大学で機能性食品をテーマにした講座の実施や食に関する団体と協働で作成した料理ブックへの情報掲載を行い、知識普及に寄与した。	順調	機能性食品を活用した事業を始めるため、引き続き検討・調整を行う必要がある。	継続	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研究	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研究

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(2)歯と口腔の健康づくりの推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 歯と口腔の健康づくりの推進	子ども未来課　母子保健G	母子健康手帳交付時や母子保健教室教室などの機会を捉え、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔・嚥下機能の発達など口腔ケアの重要性について啓発を行います。	母子健康手帳交付時や母子保健教室教室などの機会を捉え、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔ケアの重要性について啓発を行います。	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・１歳６か月児健康診査 ・３歳児健康診査 ・２歳児歯科保健教室 等	順調	継続	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・１歳６か月児健康診査 ・３歳児健康診査 ・２歳児歯科保健教室 等	母子健康手帳交付時や各種教室などで、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔ケアの重要性について指導及び周知啓発を行った。 ・妊婦歯科健康診査　123人 ・妊婦教室　27人 ・１歳６か月児健康診査　288人 ・３歳児健康診査　337人 ・２歳児歯科保健教室　91人 等	順調	今後も様々な機会を利用し、正しい知識及び歯と病気の関係など、口腔健康管理の重要性について理解を深める事が出来る様、分かりやすく、興味を持ってもらえるように工夫し、情報提供を行っていく必要がある。	継続	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・１歳６か月児健康診査 ・３歳児健康診査 ・２歳児歯科保健教室 等	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・１歳６か月児健康診査 ・３歳児健康診査 ・２歳児歯科保健教室 等
① 歯と口腔の健康づくりの推進	健康政策課　健康づくりG	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を啓発します。	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を啓発します。	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	順調	継続	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	検診周知時に歯周病予防の重要性について啓発した。また、8020推進月間には健康教室で口腔ケアについて周知した。	順調	引き続き、歯と口の健康について広報や健康教室を通して周知啓発していく。	継続	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発
① 歯と口腔の健康づくりの推進	教育総務課　保健給食G	歯の健康に関する正しい知識の定着を図るため、「よい歯の児童生徒の審査並びに表彰」及び「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」を実施します。	よい歯のコンクールを実施する	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	順調	継続	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	R6.6.4～R6.6.10「歯と口の健康習慣」に合わせて、「よい歯のコンクール（よい歯の部、図画・ポスターの部）」を実施し、歯と口の健康に関する図画・ポスターを図書館と市内商業施設等に展示し歯の健康に関する正しい知識の定着を図った。	順調	展示パネルを多団体から借用する必要や展示を行う際に職員を動員しなければならないため人的資源を必要とする。 新聞報道によりコンクール入賞者の氏名が公表される場合がある。	継続	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示
① 歯と口腔の健康づくりの推進	教育総務課　保健給食G	「ほけんだより」を通じて歯の健康の大切さを周知するとともに、歯科検診により早期発見、早期治療をすすめます。	「ほけんたより」を通じて歯の健康の大切さを周知し、歯科検診後には結果の通知を行い、早期治療を進める。	・「ほけんたより」で歯の健康の大切さについての周知（年１回以上） ・歯科検診の結果を保護者へ通知	順調	継続	・「ほけんたより」で歯の健康の大切さについての周知（年１回以上） ・歯科検診の結果を保護者へ通知	ほけんだよりにて各学校1回から3回歯の健康の大切さについて記事にして周知を行った。 歯科検診の結果は保護者へ通知している。	順調	歯科検診の結果と主治医の診断が異なることがある。	継続	・「ほけんたより」で歯の健康の大切さについての周知（年１回以上） ・歯科検診の結果を保護者へ通知	・「ほけんたより」で歯の健康の大切さについての周知（年１回以上） ・歯科検診の結果を保護者へ通知
① 歯と口腔の健康づくりの推進	子ども未来課　子ども総務G	保育の中で歯磨きの習慣を身につけさせ、年齢に応じた歯磨き指導を行います。	保育所等において、幼少期から、手洗い、うがいなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、歯磨き指導を行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	順調	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	保育所等において、保育の中で手洗い、うがいなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、年齢に応じて歯磨き指導を行った。	順調	引き続き指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導が必要である。	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導
① 歯と口腔の健康づくりの推進	地域福祉課　高齢者支援G	亀山歯科医師会や介護予防事業所等との関係機関と連携し、高齢者の口腔機能向上にむけて介護予防教室等の利用促進に取り組みます。	高齢者の口腔機能向上に向け、口腔機能低下を予防・改善するプログラム等を提供する介護予防教室を行い、教室の利用促進に取り組みます。	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	順調	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護事業所等と連携し、口腔機能低下予防についてのプログラムを提供する介護予防教室を開催した。	順調	口腔機能低下を予防するため、引き続き教室を開催し、周知啓発していく必要がある。	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(2)歯と口腔の健康づくりの推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 歯と口腔の健康づくりの推進	地域福祉課 高齢者支援G	医療専門職が通いの場等で、オーラルフレイル（加齢に伴い口腔機能が虚弱な状態）予防の普及啓発に努めるとともに、オーラルフレイルの対応が必要な人を把握し、必要なサービス等へ繋ぎます。	亀山市社会福祉協議会が実施するふれあい・いきいきサロン事業の助成決定団体に対し、専門職を派遣し、口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発に努めます。	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	順調	継続	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	市民団体が実施するサロン等へ専門職を派遣し、フレイル予防の普及啓発を行ったが、口腔機能予防に関する派遣はなかった。	順調	引き続き生活支援コーディネーターと連携し、サロンへの周知に努め、口腔ケアやオーラルフレイル予防の事業を進めていく必要がある。	継続	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発
② 歯周病検診の受診率向上	健康政策課 健康づくりG	健康教室等の機会や市の広報・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、定期的な歯周病検診や予防措置の重要性について、意識啓発に取り組みます。	健康教室等の機会や市の広報・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、定期的な歯周病検診や予防措置の重要性について、意識啓発に取り組みます。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	順調	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	健康づくりのてびきや広報、ケーブルテレビ等により歯周病検診について周知した。	順調	歯周病検診や歯周病予防の重要性について周知は行ったが、受診率の低下が見られるため、歯周病検診を受ける年代にその重要性が周知できるよう、周知方法について検討をする必要がある	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発
② 歯周病検診の受診率向上	健康政策課 健康づくりG	歯周病検診の受診率向上を図るため、未受診者への再勧奨通知や市の広報等を利用した周知を行うとともに、亀山歯科医師会との連携のもと、節目年齢での無料検診を進めます。	歯周病検診の受診率向上を図るため、未受診者への再勧奨通知や市の広報等を利用した周知を行うとともに、亀山歯科医師会との連携のもと、節目年齢での無料検診を進めます。	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	順調	継続	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	節目年齢での無料検診を行い、受診率向上に向けて秋ごろに歯周病検診未受診者に対して再勧奨を行った。	順調	受診率向上に向けた再勧奨を行ったが、受診率向上には繋がらなった。このことから、受診率向上に向けた、新たな勧奨方法を検討する必要がある。	継続	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信
① 生活困窮者及び無職者・失業者の支援	地域福祉課 福祉総務G	経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民の個々のニーズに応じて、亀山市相談支援包括化サポート会議を活用し、包括的な支援を早期にかつ適切に行います。	社会福祉法に基づく、支援会議・相談支援包括化サポート会議を開催しつつ、必要に応じて担当者会議を開催することにより、世帯全体の支援の方向性を示したトータルケアプランの作成・管理を行っていく。	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	順調	継続	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	新規相談82件を受け付け、複合的な福祉課題を抱えた世帯の情報を関係機関と共有する場として、担当者会議（26回）を開催し、支援方針の協議を行う支援会議・相談支援包括化サポート会議を12回開催した。 また、世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを16件作成し、継続的な支援を行った。	順調	支援対象世帯の中には、一般就労に至れない方が顕在化しているため、就労準備に関する支援体制づくりが必要である。	継続	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催
② 高齢者の支援	地域福祉課 高齢者支援G	共通の生きがいや楽しみを見つけ、高齢者と地域とのつながりを持てるよう、介護予防教室、老人クラブ活動やサロン活動など通いの場づくりに取り組みます。	地域の仲間づくりや生きがいづくりを行う老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、介護予防教室の開催に努めます。	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	順調	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護事業所等と連携し、さまざまなプログラムの教室を高齢者の通いの場へ出向き開催し、高齢者の社会参加を促進した。また、地域の仲間づくりや生きがいづくりを行う老人クラブ活動、サロン活動への財政的支援を行った。	順調	引き続き市民のニーズに合った教室を開催し、さらに周知啓発していく必要がある。老人クラブやサロンがない地域における通いの場を創出していく必要がある。	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援
② 高齢者の支援	地域福祉課 高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通して介護者の居場所づくりを推進するため、介護者同士が集う場を提供します。	介護者が不安や悩みを抱え込み介護離職につながらないよう「介護者のつどい」を開催し、リフレッシュできるようなプログラムを取り入れて、参加者の心理面を支援します。	包括支援センターと連携した年間３回介護者のつどいの開催（年３回）	順調	継続	包括支援センターと連携した年間３回介護者のつどいの開催（年３回）	包括支援センターと連携し、つどいを2回開催した。講演後、講師を含め、参加者同士の交流会を行った。同じ境遇の人と話すことが出来てよかった、講演を今後の介護に役立てたいなど感想をいただき、介護者の気分転換や精神的負担軽減に努めることができた。	順調	引き続き介護者のつどいを開催し、介護者が不安や悩みを抱え込まないようリフレッシュできるプログラムを考える必要がある。	継続	包括支援センターと連携した年間３回介護者のつどいの開催（年３回）	包括支援センターと連携した年間３回介護者のつどいの開催（年３回）

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(3)こころの健康づくり

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 高齢者の支援	地域福祉課 福祉総務G	民生委員・児童委員等が、住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えるとともに、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）との連携強化に取り組みます。	民生委員・児童委員等が発見・把握した地域の福祉課題を集約する支援体制について、市と社会福祉協議会とが一緒に継続的な周知を行っていく。また、ＣＳＷとの連携強化に向け、事業実績に基づき、発展的に事業の充実・強化を図っていく。	・民生委員・児童委員等対する継続的な事業周知 ・ＣＳＷの事業実績の分析	順調	継続	・民生委員・児童委員等対する継続的な事業周知 ・ＣＳＷの事業実績の分析	市とＣＳＷが連携し、民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会（福祉委員）をはじめ、市の相談窓口を有する部署（建築住宅課、環境課、上下水道課など）に複合的な課題を抱えた世帯をつなぐ「つながるシート」の周知を行った。また、ＣＳＷの事業実績をまとめ、地域福祉推進委員会に報告した。	順調	民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会（福祉委員）をはじめ、支援関係機関や市関係部署など、担当者が毎年変更になる場合があるため、継続的な事業周知が必要である。 また、事業実績を分析し、専門職等による評価を継続する必要がある。	継続	・民生委員・児童委員等対する継続的な事業周知。 ＣＳＷの事業実績の分析	・民生委員・児童委員等対する継続的な事業周知 ・ＣＳＷの事業実績の分析
③ 子ども・若者及び女性等の支援	子ども未来課　母子保健G	子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を中心とした「ＴＥＡＭ－ＳＵＫＵＳＵＫＵ」の体制のもと、関係機関同士の顔の見える関係づくりと切れ目のない支援を行うとともに、一層の連携強化に向けた「こども家庭センター」の設置に取り組みます。	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない包括的な支援を行います。	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供	順調	継続	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない伴走型相談支援及び経済的支援を行った。また、電話や面談による妊娠８か月相談を始め、妊娠期・出産についての不安の軽減や安心に繋げることが出来た。子育て応援給付金(めばえ301件　あおば344件)、妊娠８か月相談（9人）子育てコンシェルジュ案内件数446件 （こども家庭センターR6.4.1設置）	順調	引き続き、こども家庭センターに子育てに関する相談・支援やサービスを案内する子育てコンシェルジュの設置があり、身近で気軽に相談できる場所があることを広く周知する必要がある。また妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付を併せて実施し、個々が抱える子育て等の不安やストレスについて適切な案内ができるよう努め、子育て世帯のニーズに合った情報提供を行っていく必要がある。	継続	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供
③ 子ども・若者及び女性等の支援	子ども未来課　母子保健G	妊娠届出時、妊娠８か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談やアンケートを通じて、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援に繋ぎます。	妊娠届出時、妊娠８か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談やアンケートを通じて、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援に繋ぎます。	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠８か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援　等	順調	継続	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠８か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援　等	妊娠届出時、妊娠８か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談・アンケートを行い、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、状況やニーズに合わせて必要な支援に繋ぐことが出来た。 ・母子健康手帳交付時の面談　298人 ・妊娠８か月頃アンケート実施　9人 ・乳児全戸訪問　332人 ・育児相談　423人	順調	今後も継続して、悩みや不安の解消に向け、面談やアンケートを通じて把握し、必要な支援に繋げていく必要がある。	継続	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠８か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援　等	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠８か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援　等
③ 子ども・若者及び女性等の支援	生涯学習課 社会教育G	引きこもりやニートの青少年が抱える様々な課題に対し青少年総合支援センター支援員による面接相談や電話相談を実施します。	青少年総合支援センターに支援員を配置し、若者の日常生活や就労に関する悩みの相談を受けるなど、相手の状態や個性に合わせたカウンセリングによる支援を継続していきます。加えて、複合的な問題を抱える相談者に対して、包括的な支援を実施するための体制を学校や福祉部局と連携のうえ構築していきます。	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・予防の観点から悩みを抱える青少年を早期ケアに繋げるためのネットワークの強化	順調	継続	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・相談に来られた若者を必要な時に、就労や就労に関する具体的な支援へと繋ぐためのネットワークの強化	福祉部局での支援が必要となるため、支援員を総合福祉センター「あいあい」に配置し、ひきこもり相談窓口を設置した。新規相談実績は13件で、面談・訪問・同行などの支援件数は延べ260件であった。 また、対面を要しないオンライン居場所の試行運用を行い、令和７年４月から本格運用を開始した。	順調	ひきこもり相談窓口の開設とオンライン居場所の運用開始について、周知が必要である。	継続	・総合福祉センターの支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・複合的な問題を抱える若者に対して、横断的且つ切れ目のない支援を実現するため、福祉部局との連携方法について検討	・総合福祉センターの支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・複合的な問題を抱える若者に対して、予防含む包括的な支援を実施するための体制を学校や福祉部局と連携のうえ構築
③ 子ども・若者及び女性等の支援	学校教育課 教育支援G	生活困窮世帯など家庭の実情に応じ、希望する児童生徒に対し学習支援や保護者相談を行います。	生活困窮世帯など家庭の実情に応じて、希望する児童生徒（小学４年生～中学3年生）に対して、毎週土曜日各中学校区を拠点に３つの学習教室を開催する。学校や家庭とも連携しながら、個に応じた支援を行う。また、対象者拡大を目的に、家庭への啓発を行う。	・３つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	順調	継続	・３つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	３つの中学校区においてそれぞれ学習教室を開催できた。毎週土曜日の定期的な開催だけでなく、テスト対策教室を開催した。学習コーディネーター会議を随時開催し、学習教室の様子を情報共有できた。	順調	参加対象者に対して、まだ、参加していない児童生徒がいるので、引き続き継続して家庭への啓発が必要である。	継続	・３つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	・３つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有

施策大綱　：　2　健やかな生活習慣の定着

施策の方向：　(3)こころの健康づくり

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
④ 生きることの促進要因への支援	健康政策課 健康づくりG	必要な人への支援が届くように、こころの健康づくり、命の大切さに関する情報や市の相談窓口の周知を行います。	必要な人への支援が届くように、こころの健康づくり、命の大切さに関する情報や相談窓口の周知を行います。	広報等で相談先等の情報発信	順調	継続	広報等で相談先等の情報発信	健康づくりのてびきや広報等により相談先について周知を行った。また、ホームページでこころの体温計について掲載した。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報等によりこころの健康づくりや相談窓口に関する周知を行っていく。	継続	広報等で相談先等の情報発信	広報等で相談先等の情報発信
④ 生きることの促進要因への支援	地域福祉課 障がい者支援G	こころの不調や生きづらさを感じている人からの相談に対し、障害者総合相談支援センターの相談支援員が電話等で対応するとともに、必要に応じて訪問等の支援を行います。	相談対応の情報把握の中で、自殺に係るリスクが確認された場合は、必要に応じて訪問等を行います。	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	順調	継続	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	自殺に係るリスクが迫ったケースを対応することがなかった。	順調	言動の端々にあるリスクに配慮し、自殺につながる行動を起こす前の対応を考えていく必要がある。	継続	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施
⑤ SOSの出し方に関する教育の推進	学校教育課 教育研究G	子どもたちが支援を求める声を発することができるよう、中学校において、年間計画に命の教育の授業を位置づけ、取り組みの推進を図ります。	各中学校の総合的な学習や道徳の年間計画の中に、命の教育の授業を位置づけるよう、校長会や研修担当者会、生徒指導協議会、人権教育担当者会などの会議や教職員研修の場を活用して周知を図ります。	・道徳や総合的な学習の年間計画の見直し ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	順調	継続	・市内小中学校内での命の教育実施成果の周知 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	・市内小中学校内で、「命の授業」を実施した様子等を学校だよりやホームページ等で保護者や地域に周知を図った。 ・子どもたちが自他を大切にし、命を大切にする心を育むための「命を大切にする教育」に各小中学校で取組むよう、取組の推進を図った。１１月には、いじめ防止強化月間に合わせて、各学校での取組状況を把握した。	順調	今後も各校で取組が充実するよう、「命の授業」を継続して周知する必要がある。	継続	・市内3中学校全てで命の教育の取組実施 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	・市内3中学校全てで命の教育の取組実施 ・市内3中学校での命の教育の取組成果の検証 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施
⑤ SOSの出し方に関する教育の推進	学校教育課 教育研究G	小中学校へのスクールカウンセラーを活用した巡回体制により、児童・生徒、保護者、教職員への相談支援を行います。	市内１４校すべての学校にSCを派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務をおこなうことで、学校の支援体制を充実させる。	スクールカウンセラーの配置時間拡大	順調	継続	スクールカウンセラーの配置時間拡大	三重県教育員会がスクールカウンセラーを亀山中学校区に756時間、中部中学校区に522時間、関中学校区259時間、教育支援センターに１４０時間配置した。また、市教育委員会より教育支援センターにカウンセラーを145時間配当した。三重県教育委員会の配置時間は、令和５年度と比べて時間増であり、支援体制を充実させることができた。	順調	今後もスクールカウンセラーの配置時間が継続されるよう三重県教育委員会と連携しながら、体制を整備する必要がある。	継続	スクールカウンセラーの配置時間拡大	スクールカウンセラーの配置時間拡大

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(1)健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課 健康づくりG	健康教室等や検診の機会を活用し、生活習慣病予防について周知啓発を行います。	健康教室等や検診の機会を活用し、生活習慣病予防について周知啓発を行います。	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	順調	継続	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室や検診時に生活習慣病予防について周知啓発を行った。	順調	引き続き健康教室や検診時、健康づくりてびきを通して生活習慣病予防について周知啓発を行っていく。	継続	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課 健康づくりG	喫煙と受動喫煙、飲酒、がん、薬物による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し、正しい知識の普及を図ります。	健康づくりのてびきへ、受動喫煙、飲酒等の情報を掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	順調	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや広報等により受動喫煙や飲酒に関する情報を掲載し、普及啓発を行った。	順調	引き続き健康づくりのてびきや広報等を通して受動喫煙や飲酒に関する情報を普及啓発していく。	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
① 生活習慣病予防の周知啓発	子ども未来課　母子保健G	喫煙と受動喫煙、飲酒、がん、薬物による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し、正しい知識の普及を図ります。	喫煙と受動喫煙、飲酒による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し相談に応じていきます。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等	順調	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等	喫煙と受動喫煙、飲酒による健康被害について、健康講座や母子保健教室等で必要な説明を行った。 ・母子健康手帳交付時　298人 ・各種教室参加時 ・妊婦教室　27人 ・育児相談　386人 ・乳児全戸訪問　332人 ・幼児健康診査等　625人	順調	今後も継続し、妊婦や胎児、乳幼児に与える喫煙や受動喫煙、また飲酒による健康被害についての理解を深めることができるよう正しい情報を発信していく必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課 健康都市推進G	生活習慣病に係る医療費が上昇する手前の若年層への年代へアプローチする手段として企業への周知啓発を行います。	令和５年度から開始するアプリｄｅウェルネス推進事業において導入するアプリケーションを活用した健康経営支援制度を通し、市と事業者が一体となって、子育て世代や働き盛り世代などの若年層へアプローチすることで健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図ります。	・健康経営支援制度の構築及び検討 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	順調	継続	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	亀山商工会議所、協会けんぽ三重支部、亀山市の三者協定を活用し、市健康経営支援制度を令和6年6月1日から運用した。 三者共催によるキックオフイベントを開催し、市内事業所などから45人が参加した。	やや取り組みが遅れている	令和6年度末の目標値（健康経営支援制度登録事業所数）を10事業所を設定していおり、周知啓発を協会けんぽ三重支部の健康事業所宣言を行っている事業所を主体に声かけをおこなったが4事業所の登録に留まったことから、商工会議所とより一層の連携を図り、事業者へ周知啓発する必要がある。	継続	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携
① 生活習慣病予防の周知啓発	教育総務課 保健給食G	家庭における健康管理に加え、小中学校における定期健康診断を実施し、適切な生活指導と子どもたちの健康増進に努めます。	定期健康診断後、結果を保護者へ通知し、学校と家庭で連携しながら健康管理を行い、健康増進する	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	順調	継続	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	第１学期に定期健康診断を実施し、診断結果を保護者へ通知した。	順調	健康診断の結果と主治医の診断が異なることがある。	継続	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健（検）診の受診勧奨	市民課　国民健康保険G	生活習慣病の発症予防と早期発見のため、市民が受診しやすい特定健康診査と特定保健指導の体制を整え、受診率や実施率の向上を目指します。	ナッジ理論を用いた受診勧奨に努め、関係部署と連携、医師会等関係機関と協力し受診しやすい環境を整え、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を図ります。	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	順調	継続	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	受診率の向上を図るため、市で実施する人間ドック以外で、勤務先等での健診を受診し、健診結果を提出した者にクオカード500円分を贈呈する取組を実施し、22件の提出があった。	順調	勤務先や個人で受診した人間ドック等の健診結果を提供してもらえるよう制度の周知を図る。	継続	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(1)健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度			令和6年度					令和7年度	令和8年度
				年度計画	評価	方向性	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびき や、広報等を通じて情報発信	順調	継続	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびき や、広報等を通じて情報発信	受診率向上に向けてインターネット予約を導入した。ナッジ理論などを活用し受診勧奨を行った。	順調	引き続きインターネット予約やナッジ理論による受診勧奨を行い、受診率向上に努める。	継続	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびき や、広報等を通じて情報発信	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびき や、広報等を通じて情報発信
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課　国民健康保険G	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	受診しやすい環境を整えるためにインターネット予約の導入の検討やナッジ理論を用いた効果的な勧奨通知の送付、また、様々な周知活動や関係部署との連携、医師会等関係機関の協力により積極的な情報発信を行い、実施率向上を図ります。	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	順調	継続	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	・受診勧奨事業により未受診者に対する通知を行うとともに効果測定を行った。 ・被保険者証の更新時及び窓口での加入手続時に特定健診のＰＲパンフレットを配布し、周知を行った。	順調	令和６年度特定健康診査受診率速報値（健診：42.8%、保健指導22.2%）では前年度からの微増に留まるため、受診率向上につなげるための効果的な受診勧奨方法を検討していく。	継続	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	各種健康教室や運動教室等の機会を通じ、健(検)診の周知啓発や、受診方法、健(検)診の重要性について掲載した健康づくりのてびきを全戸配布し啓発を行います。	健康づくりのてびきや広報等へ、健(検)診の重要性について掲載し、啓発を行います。	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	順調	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通して、健(検)診の周知啓発を行った。	順調	引き続き健康づくりのてびきや広報等を通して健(検)診の周知啓発を行っていく。	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課　国民健康保険G	人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康状態や普段気付きにくい疾患や臓器の異常などをチェックするきっかけを提供し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。	疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のため、国民健康保険被保険者を対象に人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康管理の促進に努めます。また、人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況を把握し再検査の受診勧奨を行い疾病予防に努めます。	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	順調	継続	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	被保険者について、一日人間ドック193人（前年度193人）及び脳ドック216人（前年度192人）を実施した。	順調	人間ドック等により重症化を防ぐため、医療年金グループとともに受診者自らが検査結果を活かせるような啓発方法や取組みと合わせて、ドック事業の効果的な在り方についても検討していく必要がある。	継続	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課　医療年金G	人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康状態や普段気付きにくい疾患や臓器の異常などをチェックするきっかけを提供し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。	後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドック・脳ドック事業を実施し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。また、健診後の精密検査未受診者対策や個別指導等、ドック事業の効果的な取り組みを検討していきます。	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	順調	継続	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	人間ドック　30名 脳ドック　100名 健診受診率向上に向けてのワーキング開催　1回 精密検査対象者については電話での状況把握に努め、精密検査未受診者に対しては受診勧奨を行った。 人間ドック事業においては申込を上回る状態が継続している。	順調	人間ドック等で重症化を防ぐため、受診者自らが検査結果を活かせるような啓発・取組みを国保Gとともに検討する必要がある。 また、引き続き精密検査未受診者を把握し、精密検査査受診の向上に努める必要がある。 また、ドック事業においては、様々な課題があり、国保Gともにドック事業の効果的な在り方について検討していく必要がある。	継続	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課　国民健康保険G	糖尿病重症化予防を図るため、医療機関との連携を図りながら国民健康保険事業での糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、その指導対象を後期高齢者の７５歳以降まで拡大し、ハイリスク者への支援を強化します。	医療年金グループと連携して糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、ハイリスク者への支援を強化します。また、医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施し対象者のQOLの低下防止を図ります。	・指導対象の拡大（後期高齢者まで） ・連携会議の実施	順調	継続	・指導対象の拡大（後期高齢者まで） ・連携会議の実施	事業の理解を得るため、医師会や医療センターとの連携強化に努めた。 ・受診勧奨者数：２０人 うち医療機関受診者数：７人 保健指導実施者数：２人 ・糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議（２回） ・医療センター糖尿病教室（３回）	順調	引き続き医師会や市立医療センター等の関係機関との連携強化を図り、対象者の保健指導実施率の向上に努め、重症化予防に取組む必要がある。また、県のプログラム改定に伴い、新たにプログラム見直しが必要となる。	継続	・指導対象の拡大（後期高齢者まで） ・連携会議の実施	・指導対象の拡大（後期高齢者まで） ・連携会議の実施

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(1)健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署	取組概要	具体的取組（R5－R8）	令和5年度			令和6年度					令和7年度	令和8年度
	担当課G			年度計画	評価	方向性	年度計画	年度末実績（具体的な取組の状況）	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健（検）診の受診勧奨	市民課　医療年金G	糖尿病重症化予防を図るため、医療機関との連携を図りながら国民健康保険事業での糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、その指導対象を後期高齢者の７５歳以降まで拡大し、ハイリスク者への支援を強化します。	糖尿病の重症化予防を図るため、77歳までの後期高齢者を対象に国民健康保険と継続性をもって糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。また、亀山医師会や医療センター等の関係機関との連携を図り、ハイリスク者への支援を強化します。	・国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施。	順調	継続	・国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施	受診勧奨実施　3名 うち受診者　3名 個別保健指導実施　0名 糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議　2回 医療センター糖尿病教室（３回） 事業の理解を得るため、医師会や医療センターとの連携強化に努めた。	順調	引き続き、医師会や医療センター等との関係機関との連携強化を図り、対象者の保健指導実施率の向上に努め、重症化予防に取組む必要がある。また、県のプログラム改定に伴い、新たにプログラム見直しが必要となる。	継続	国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施	国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施。 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健（検）診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	引き続き中学校３年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行うとともに、胃がんへの理解促進を図ります。	中学校３年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行うとともに、胃がんへの理解促進を図ります。	・中学校３年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	順調	継続	・中学校３年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	ピロリ菌検査で陽性となった17名。助成申請があったのは５名であった。陽性後、結果を放置せずに再検査等、受診が必要であることを周知していく必要がある。	順調	引き続き中学校３年生へのピロリ菌尿検査の案内と、陽性者への除菌費用の助成をするとともに、陽性結果があるものの助成申請のないものについては案内を行い助成について周知する。	継続	・中学校３年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	・中学校３年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健（検）診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	国や県の制度を活用したがん患者への幅広い支援に取り組むとともに、他市等における先進事例の研究を行います。	国や県の制度を活用したがん患者への幅広い支援に取り組むとともに、先行市における事例の情報収集を行い、本市における事業展開について検討します。	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	順調	継続	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	市広報やホームページで市民周知を行った。その結果、がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金については、当初の想定（20件）を超える実績（22件）に繋がった。	順調	引き続き、市民や団体、事業所に向けて、市広報やホームページを活用して、周知を継続していく。	継続	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健（検）診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	女性特有のがんを予防するため、女性のための検診日を設けるなど環境整備に努めます。	女性特有のがんである、乳がん・子宮がん検診を同時に実施できる女性のための検診日を設け、検診を実施する。また、同時に大腸がん検診も実施できるよう同時実施の日を設ける。	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	順調	継続	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	女性特有のがんである、乳がん・子宮がん検診を同時に実施できる女性のための検診日を設け、検診を実施した。また、同時に大腸がん検診も実施できるよう同時実施の日を設けた。	順調	定員に満たない日程もあるため、がん検診受診の再勧奨を行う等、検診の周知を行う必要がある。	継続	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(2)介護予防の推進

施策の方向	取組部署	取組概要	具体的取組(R5－R8)	令和5年度			令和6年度					令和7年度	令和8年度
	担当課G			年度計画	評価	方向性	年度計画	年度末実績(具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	介護予防を推進するため、訪問型サービス、通所型サービスについて市の広報などで普及啓発を行うとともに、介護支援専門員への研修などを通じて、利用の促進を図ります。	鈴鹿亀山広域連合と連携し、市ホームページ等で普及啓発を行うとともに、事業対象者やケアマネジャー等に利用を促すよう周知を行います。	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対しての周知・利用の促進	順調	継続	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対しての周知・利用の促進	地域包括支援センターやケアマネジャーにサービス利用について周知行い、サービス利用につなぐことができた。	順調	引き続き地域包括支援センターなどに依頼し、周知啓発を行う必要がある。	継続	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対しての周知・利用の促進	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対しての周知・利用の促進
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	生活不活発によるフレイル（虚弱）対策として、行政情報番組やＩＣＴを活用した介護予防の取り組みを図るとともに、老人クラブ活動やサロン活動などの地域の生きがいづくりを支援します。	老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、自主活動団体に対し、介護予防活動が継続できるよう必要な支援を行います。	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	順調	継続	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	自主活動グループに対し、介護予防事業所等講師を派遣し、活動が継続できるよう支援した。介護予防に取り組む老人クラブに対して財政的支援を行った。行政情報番組にて自宅でできるフレイル予防体操を放映するとともにＨＰにもアップした。	順調	自主グループの活動が継続できるよう引き続き専門的な講師の派遣を行う必要がある。	継続	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者が生き生きと元気に過ごせるよう、地域まちづくり協議会が行う「ちょこボラ」を推進し、地域の元気な高齢者が活躍し、地域での暮らしを支え合う体制の構築、定着について支援します。	地域住民が互いに支えあう生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させるため、地域まちづくり協議会が行う「ちょこボラ」について、生活支援コーディネーターと協働して推進し、体制の構築・定着を図ります。	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	順調	継続	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	生活支援コーディネーターと連携し、既存の４地区での「ちょこボラ」活動を推進した。また、新規に「ちょこボラ」を立ち上げた川崎地区まちづくり協議会の活動を支援した。	順調	ちょこボラの定着を図るため、引き続き生活支援コーディネーターと連携し、既存地域内での浸透や新規地区での活動を推進していく必要がある。	継続	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者の趣味、交流、自己研鑽の場づくりとなる各種講座や、シルバー人材センター等関係機関と連携し、豊かな経験を活かした高齢者世代の市民の就労支援により、高齢者の主体的な活動促進につなげます。。	老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、シルバー人材センターが行うタブレット操作方法の教室など事業を提供することによりシルバー人材センターの雇用創出に繋げます。	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	順調	継続	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	シルバー人材センターと連携して、地域のコミュニティセンター等で開催するタブレット教室や介護予防アプリ操作方法説明会を開催することで、シルバー人材センターの雇用創出及び高齢者の主体的な活動を促進した。	順調	高齢者が支えられるだけでなく、高齢者を支える側として意欲を持って活躍してもらえるよう、引き続き、社会参加ができる場の提供、高齢者同士の支え合い活動の創出などが必要である。	継続	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者の居場所を広げるため、認知症カフェなどを地域で開催するほか、主催者の負担軽減を図る方策など、活動のノウハウの普及やニーズとのマッチングを図るための運営支援を行います。	認知症予防の通いの場を強化するとともに、認知症地域支援推進員がサロンや介護予防教室など地域の人が集まる身近な場所に「出張カフェ」として出向き認知症カフェの促進を図ります。	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	順調	継続	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	認知症地域支援推進員がサロンや介護予防教室など地域の人が集まる身近な場所に出向く「出張カフェ」について、R6年度は3回実施した。	順調	より参加しやすい通いの場となるよう、高齢者の身近な地域での更なる活動が必要である。	継続	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進
① 介護予防の推進と支援	学校教育課 学事教職員G	コミュニティ・スクールによる地域と学校との世代間交流等の機会を通じて、子どもたちと高齢者が触れ合える機会づくりを進めます。	コミュニティ・スクール担当者及び委員等の研修の場を活用し各校の特色にあわせた世代間交流の機会（行事や取組）の計画、実施を促します。	・各校の取組内容を把握 ・校長会、研修会等で取組の実践を促す	順調	継続	・各校の取組内容を把握 ・他校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す	学校運営協議会委員や管理職、学校運営協議会事務員等を対象に「防災教育」に関する実践交流を通した研修会を実施した。各校より44名が参加した。	順調	各校それぞれが、児童生徒や地域等の実態に応じた取組を実践できるよう、研修会等で交流する機会を設定することが大切である。研修会で参加者同士の交流の時間をさらに増やし、各校の取組をお互いに情報交換できる機会をとりたい。	継続	・各校の取組内容を把握 ・他校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す	・各校の取組内容を把握 ・他校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(2)介護予防の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者の外出支援については、乗合タクシーに乗車することができない高齢者に対しては、タクシー料金助成事業を継続実施します。	乗合タクシーに乗車することができない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することで社会活動の促進を図ります。	乗合タクシーに乗車することができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	順調	継続	乗合タクシーに乗車することができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗車することができない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成し、社会活動の促進を図った。 交付者数　112人	順調	引き続き、高齢者の社会活動の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する必要がある。	継続	乗合タクシーに乗車することができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗車することができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続
② 認知症予防の推進	地域福祉課 高齢者支援G	認知症の予防として脳の活動と体の運動を同時に行うコグニサイズなどを中心に認知症予防活動に努めます。	介護予防教室として、認知症のプログラムを取り入れ、認知症予防の推進に努めます。	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	順調	継続	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	介護予防教室として頭と身体を同時に動かすコグニサイズを開催し、認知症予防の推進に努めた。	順調	今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症予防の取り組みを強化する必要がある。	継続	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催
② 認知症予防の推進	地域福祉課 高齢者支援G	認知症を初期の段階で早期発見・早期支援するため、カナリアチーム（認知症初期集中支援チーム）と地域包括支援センターとが連携して認知症初期の支援体制の強化に努めます。	「認知症の相談はカナリアチームへ」と、認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性について市民へ周知するとともに、カナリアチームは認知症サポート医やかかりつけ医、認知症疾患医療センターと連携し、適切に医療や介護サービスにつなげます。	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	順調	継続	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	定期的にチーム員会議を開催し、会議での協議や医師からの助言をもとに支援活動を実施した。また、イベント等の機会に認知症に関するチェックや相談ブースを設置し、認知症の方の対応や認知症初期集中支援チームについての周知を行った。	順調	今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の高齢者を早期発見・早期支援し、適切に医療や介護サービスに繋げていく体制を強化する必要がある。	継続	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課　医療年金G	市に企画調整する保健師を配置し、庁内関係部署間で情報や資源を共有し、横断的に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。。	企画調整する保健師が中心となり、庁内関係部署間で情報や資源の共有等のミーティングや勉強会などを定期的に開催し、横断的な取り組みを実施していきます。	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	順調	継続	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	一体的実施推進会議　11回 ワーキング　10回 勉強会　3回 Logoチャットや共有フォルダなどを活用し、会議だけではなく日常から情報共有を行っている。	順調	引き続き、効率的・効果的な取組みが一体的に実施できるよう情報共有を行うとともに、各担当者のスキルアップに努める必要がある。	継続	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課　医療年金G	関係団体との連携強化を図り、課題を共有し共通の目的を持って、地域の実情にあった保健事業を効果的かつ効率的に展開していきます。	地域包括支援センター等の関係団体と地域の健康課題などの情報共有を図り、地域の実状や高齢者の状況に応じた支援ができる連携体制を進めていきます。	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施に向けての検討	順調	継続	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施	地域包括支援センター保健師ワーキングへの参加、また日頃から各地域包括支援センターへの情報共有を図り、連携強化に努めた。 地域のミニ講演会や出前トーク等の開催時には地域包括支援センターへ情報提供を行い、連携を図った。	順調	高齢者へのフレイル予防等の普及啓発においては、介護予防の視点からも専門的なスキルを持つ地域包括支援センターや各専門職団体とも日頃から事業の報告や相談を行い、広く普及啓発が行える体制を図っていく必要がある。	継続	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課　医療年金G	地域の高齢者の全体像を把握し、地域の医療関係団体等と包括的に地域の健康課題に取り組みます。	医師会や歯科医師会をはじめとした医療関係団体に健康課題等の情報提供を行い、連携強化に努めるとともに、包括的な事業に実施に取り組みます。	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	順調	継続	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	保健衛生懇談会等での一体的実施事業報告や医師会や歯科医師会・薬剤師会への情報提供や事業に関する相談などを積極的に行い、かめやま健康セミナーや地域のミニ講演会など連携強化に努めた。	順調	引き続き、健康課題に対して情報提供や相談等を行い、専門的な知見でのアドバイスを受け、事業連携を進めていくことが重要である。	継続	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進
② 高齢者に対するきめ細かな個別的支援の実施（ハイリスクアプローチ）	市民課　医療年金G	国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業が年齢により途切れることがないよう接続し、重症化予防に取り組みます。	前期高齢者などの国民健康保険世代からの継続した健康支援を行うために後期高齢者の重症化予防事業を国民健康保険Gと連携し、実施します。	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施	順調	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討	国民健康保険被保険者75歳到達者（後期高齢者医療制度への移行者）を対象者としたハイリスクアプローチ事業を実施した。（糖尿病性腎症重症化予防事業、重複多剤服用通知事業等） また、糖尿病性腎症重症化予防事業においては国民健康保険Gと医療センターと検討を重ね効果的な事業連携に努めた。	順調	国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業が年齢により途切れることがないよう、引き続き連携強化に努め、接続した事業を取り組んでいく必要がある。	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討
② 高齢者に対するきめ細かな個別的支援の実施（ハイリスクアプローチ）	市民課　国民健康保険G	国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業が年齢により途切れることがないよう接続し、重症化予防に取り組みます。	国民健康保険から後期高齢者医療へ移行する人についても継続した健康支援を行うため、医療年金グループと連携し重症化予防事業（ハイリスクアプローチ）を実施します。	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	順調	継続	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	医療年金グループと連携し、糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・多剤服用対象者通知事業及び生活習慣病治療中断者受診勧奨事業において後期高齢者に移行した人に対しても引き続き個別支援を実施した。糖尿病性腎症重症化予防事業については、基礎となる糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定を踏まえて事業構築した。	順調	市立医療センター、医師会等の市内関係機関と連携するとともに、三重県国民健康保険団体連合会によるヘルスサポート研修会等での情報を活用し、実態に即した事業内容を検討していく必要がある。	継続	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施
② 高齢者に対するきめ細かな個別的支援の実施（ハイリスクアプローチ）	市民課　国民健康保険G	ＫＤＢシステム等を活用して、健診・医療・介護等のデータを分析し、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな個別支援につなげます。	医療年金グループと連携し、KDBシステムより後期高齢者を含めた重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出し、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施します。	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	順調	継続	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	KDBシステムを活用し、医療年金グループとの連携により把握した後期高齢者を含めた重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出し、特に指導の必要性がある者に医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施した。（保健指導実施者数：４人）	順調	引き続き医療年金G及び薬剤師会と連携し、服薬状況の把握と対象者への効果的な通知方法等について検討していく。	継続	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 高齢者に対するきめ細かな個別的支援の実施（ハイリスクアプローチ）	市民課　医療年金G	ＫＤＢシステム等を活用して、健診・医療・介護等のデータを分析し、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな個別支援につなげます。	保健師等の医療専門職が健診・医療・介護情報等を活用し、低栄養防止・重症化予防の必要性のある者及び重複投与者等のリスク者に対し、相談・指導等の個別支援を実施します。	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者のうち、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施。	順調	継続	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	ハイリスクアプローチ実施事業 ・服薬（重複多剤服用通知事業）介入者数　6名 ・低栄養　介入者数　10名 ・口腔　介入者数　15名 ・身体的フレイル　3名 ・重症化予防（糖尿病性腎症重症化予防事業）　3名	順調	ハイリスクアプローチ事業を集団方式で実施したが、参加者が少なかった。介入者数を増やすためアプローチ方法や実施時期などを検討する必要がある。	継続	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与者等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者については、個別のアプローチを実施 ・特に指導の必要性のある人に対しては医療専門職による指導を実施	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与者等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者については、個別のアプローチを実施 ・特に指導の必要性のある人に対しては医療専門職による指導を実施
② 高齢者に対するきめ細かな個別的支援の実施（ハイリスクアプローチ）	市民課　医療年金G	健康状態が不明な高齢者の状態を把握し、適切な医療・介護等のサービスや保健事業へ接続します。	保健師等の医療専門職が健診・医療・介護情報等を活用し、健康状態不明者の把握を行うとともに、医療専門職による個別支援を行い、必要な医療や介護等のサービスへ繋げます。	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者にアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	順調	継続	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	健康状態不明者把握事業 対象者　123名 アンケート回収　47名 介入者数（訪問・電話等）　37名 必要応じて対象者には地域包括支援センターや健診等のサービスに繋ぐ等の支援を行った。	順調	保健師等のマンパワー不足により、訪問の実施時期が遅れた。対象者選定や実施方法など検討していく必要がある。	継続	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）	地域福祉課 高齢者支援G	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	サロン団体へ医療専門職を講師として派遣し、フレイル予防の普及啓発を行い、地域における介護予防の取り組みを促進します。	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	順調	継続	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	市民団体が実施するサロン等へ専門職を派遣し、フレイル予防の普及啓発を行った。 理学療法士　6回 看護師　1回 薬剤師　3回 作業療法士　1回	順調	さらにサロンへの周知に努め、市民のニーズに合った企画を創設し、事業を進めていく必要がある。	継続	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）	市民課　医療年金G	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	順調	継続	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	まち協や老人クラブ、いきいきふれあいサロンの団体に対し、各団体が利用できる案内文を作成し、代表者等に配布した。また、関係部署が連携し、フレイル予防の講話や健康教育を実施した。 出前トーク（フレイル予防） 実施回数　25回　参加者数　453名 サロンへの講師派遣 実施回数　7回　参加者数　45名	順調	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	継続	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）	健康政策課 健康づくりG	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談を実施	順調	継続	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談を実施	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行い、運動・栄養・口腔等の健康教育を実施した。	順調	健康教育を希望する団体は、過去にも依頼がある団体が多いため、新たな団体、地域へ介入していくことが課題である。	継続	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談を実施	・出前講座（かめやま出前トーク）でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談を実施

施策大綱　：　3　疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向：　(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）	市民課　医療年金G	あらゆる機会を通じ、フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導等を行い、高齢者の生活機能の向上に取り組みます。	健康教育・健康相談の機会を通じ、フレイルチェック等を実施することで、フレイル状態の高齢者等を把握し、高齢者ひとり一人にあったアウトリーチ支援を実施していきます。 ※健康づくりG、高齢者支援Gと協働実施	・健康教育等での高齢者の質問票を活用したフレイルチェックの実施 ・フレイルチェックでハイリスクとなった人への個別支援の実施	順調	継続	・多職種連携研修会（地域医療課開催）でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	いきいきふれあいサロンの団体を対象にフレイルチェックの実施 実施団体数　75団体　回答数　810人 また、各部署が効果的に取り組めるフレイルチェックの方法について検討を行った。	順調	フレイル状態を気づき、自分事として認識できるフレイルチェックを導入し展開していくために、一体的の関係部署が連携し、取り組む必要がある。	継続	・多職種連携研修会（地域医療課開催）でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入。 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）	市民課　医療年金G	先進的な取り組みを学ぶ機会を持ち、多職種が連携してフレイル予防を啓発します。	講演会や研修会等の場を活用し、フレイル予防について学ぶ機会を持ち、多職種が連携し、普及啓発に取り組みます。 また、庁内関係部署や地域包括支援センター等と連携し、地域住民へのフレイル予防の普及啓発に努めます。 ※高齢者支援G、地域連携Gと協働実施	・多職種連携研修会（地域医療課開催）でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	順調	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・関係部署連携による協働開催 かめやま健康セミナー　年12回　329名 市民公開講座の開催　1回　325名 ミニ講演会の実施　5回　104名 市民公開講座では多職種にも周知を図った。	順調	かめやま健康セミナーでは参加者が増加傾向にあり、会場や内容等を検討していく必要がある。また、広く周知を図るために、多職種にも周知を行い、支援する高齢者や多職種自身への参加に繋げていくことが重要である。	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）	市民課　医療年金G	高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等に取り組むために、幅広い媒体を活用した積極的な情報発信や意識啓発を行います。	広報・チラシ等の媒体を活用し、フレイル予防の普及啓発に努めます。 ※国民健康保険G、健康づくりG、高齢者支援G、地域連携Gと協働実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	順調	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	関係部署間が連携し、フレイル予防の普及啓発に努めた。 フレイル関係のチラシを作成、配布。 図書館展示やイベント等での普及啓発を実施。	順調	引き続き、関係部署間で効果的な普及啓発に向けて協議していく必要がある。	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）	地域福祉課 高齢者支援G	地域の高齢者の支援者（地域包括センター等）と連携して、多角的に高齢者の生活の質の向上や社会参画を支援します。	地域包括支援センターと連携し、高齢者の生活の質の向上や社会参画を支援します。	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	順調	継続	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	地域で認知症を身近に感じてもらえるようコミュニティカフェを開催し認知症について考える機会を設けることができた。 （年3回）	順調	引き続き地域包括支援センターと連携し、介護予防の普及啓発に努める必要がある。	継続	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発

施策大綱　：　4　地域医療体制の充実

施策の方向：　(1)多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 多職種への支援と連携強化	地域医療課 地域連携G	多職種連携研修会議などを通じて医療・介護関係者の顔の見える関係を構築するとともに、関係者がスムーズに情報連携できるようＩＣＴツールの利用促進を行い、効果的かつ効率的な多職種連携の強化を図ります。	ICTツールとしてバイタルリンクを活用することで日常的な連携をより効率的に行い、多職種間の連携強化及び連携時の業務負担を軽減します。	・ICTツール（バイタルリンク）継続運用 ・バイタルリンク加入状況の確認と課題の検討	順調	継続	ICTツール（バイタルリンク）継続運用	令和6年度は合計307事業所がバイタルリンクを活用している。多職種間での業務が効率的に進むよう、バイタルリンクの活用を推進していく。 ・バイタルリンク新規登録事業所 40事業所	順調	掲示板機能には、在宅医療・介護連携に関する社会資源情報や、研修会等の、多職種が連携するために必要な情報が掲載されているため、積極的に活用するよう、多職種が集まる研修会で引き続き周知をしていく必要がある。	継続	ICTツール（バイタルリンク）継続運用	ICTツール（バイタルリンク）継続運用
① 多職種への支援と連携強化	地域医療課 地域連携G	在宅医療・介護連携を促進するため、多職種への相談支援、多職種のスキルアップを目的とした研修会の開催、医療介護の資源の情報提供など、多職種への支援を行います。	多職種からの在宅医療介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供や共有を行います。また、資質向上のための研修会を開催し、多職種の支援に努めます。	多職種連携研修会（年３回）	順調	継続	多職種連携研修会（年２回）	医師会と共催で研修会を開催したことで、たくさんの多職種の参加があり、普段交流機会が少ない医師や歯科医師と親睦を深め、顔の見える関係づくりの促進につながった。 多職種研修会　3回開催	順調	円滑な連携のために、多職種で垣根を越えて親睦を深められるような研修会を引き続き開催していく必要がある。	継続	多職種連携研修会（年２回）	多職種連携研修会（年２回）
① 多職種への支援と連携強化	地域福祉課 高齢者支援G	個別課題の解決などを目的とする地域個別ケア会議の開催に努め、民生委員・児童委員、介護支援専門員や地域代表者などと連携して個別事例の課題解決を図ります。	地域包括支援センターが困難事例等に対し、随時開催し、課題の発見や解決、地域レベルの課題として抽出も行います。	地域個別ケア会議の開催（随時）	順調	継続	地域個別ケア会議の開催（随時）	地域包括支援センターや民生委員、地域の代表者などと連携し、高齢者の個別ケースの課題について協議を行い、課題解決に努めた。 （年3回）	順調	引き続き地域包括支援センターや民生委員、地域の代表者などと連携し、高齢者の個別ケースの課題について検討を行う必要がある。	継続	地域個別ケア会議の開催（随時）	地域個別ケア会議の開催（随時）
① 多職種への支援と連携強化	地域福祉課 高齢者支援G	個別レベルの検討から把握された圏域レベルの課題を集約・分析し、地域の代表者や専門職を含めた「亀山市地域ケア圏域会議」を開催して解決すべき地域課題を明らかにします。	地域包括支援センターが地域レベルの課題について検討し、課題の解決や地域レベルでは解決出来ない課題等を抽出します。	地域ケア推進会議の開催 （年６回）	順調	継続	地域ケア推進会議の開催（年４回）	地域ケア圏域会議を開催し、地域レベルでは解決できない課題を抽出し、高齢者福祉推進協議会において、課題の解決に向け、必要な施策・事業の立案の実施に繋げた。 （地域ケア圏域会議：年2回開催）	順調	引き続き、地域ケア個別会議では解決できない地域課題は、広域的な課題として解決を図っていく必要がある。	継続	地域ケア推進会議の開催（年４回）	地域ケア推進会議の開催（年４回）
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための準備や看取りについて考える機会となるよう、在宅医療や介護に関する情報を広く市民に提供するための講演会や出前講座等を行います。	各地域コミュニティセンターにおいて講演会を開催、在宅医療の積極的な周知啓発を行います。	・講演会（地域コミュニティセンター） ・出前講座	順調	継続	・講演会（地域コミュニティセンター） ・出前講座	講演会等を開催し、在宅医療や介護の現状を知ってもらい、理解を深める啓発を行った。 〇市民公開講座　1回開催（参加者：370名） 〇地域のミニ講演会　1回開催 〇かめやま健康セミナー　1回開催 〇出前講座　2回開催	順調	市民へ広がりのある周知啓発を行うため、引き続きコミュニティセンターでの講演会開催を進め、地域ぐるみで身近に在宅医療を考えてもらうための機会をつくる必要がある。	継続	・講演会（地域コミュニティセンター） ・出前講座	・講演会（地域コミュニティセンター） ・出前講座
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	どのような人生の最期を迎えたいか等について市民自らが考える機会となるよう、「人生会議（ＡＣＰ：アドバンス・ケア・プランニング）」の普及啓発に取り組みます。	市民に対しては、出前講座等の機会等を活用し、周知啓発に取り組みます。 また、多職種に対しては、専門職としてのＡＣＰの知識向上、支える側の体制づくりを推進します。	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会 ・ＩＣＴを活用したＡＣＰ連携の検討	順調	継続	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会	ＡＣＰの要素を取り入れたエンディングノートを作成し、窓口以外にも講座の機会を活用し配布を行った。 〇市広報2月号掲載	順調	ＡＣＰの知識があっても、実施するタイミングの難しさや本人・家族に精神的な苦痛が伴う可能性、将来の予想の難しさがあり広がりが難しい。ＡＣＰを実施するには、市民だけでなく、多職種への研修も必要である。	継続	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会

施策大綱　：　4　地域医療体制の充実

施策の方向：　(1)多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	令和5年度 評価	令和5年度 方向性	令和6年度 年度計画	令和6年度 年度末実績 (具体的な取組の状況)	令和6年度 評価	令和6年度 課題・問題点	令和6年度 方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	高齢者を支える家族や支援者などに向けて、在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」や在宅医療・介護連携に関する相談先などの情報発信を行います。	在宅医療・介護連携に関する相談先の情報発信を行い、「かめやまホームケアネット」の利用促進を図ります。	・亀山ホームページ（継続） ・市広報11月号掲載 ・出前講座の中での情報発信	順調	継続	・亀山ホームページ（継続） ・市広報11月号掲載 ・出前講座の中での情報発信	出前講座の中で市独自の在宅医療システムである「かめやまホームケアネット」の周知啓発に努めた。 〇出前講座　2回開催 〇ホームページに掲載し周知を行っている	順調	引き続き、在宅医療の周知啓発と同時に、継続した「かめやまホームケアネット」の周知啓発を引き続き行う必要がある。	継続	・亀山ホームページ（継続） ・市広報11月号掲載 ・出前講座の中での情報発信	・亀山ホームページ（継続） ・市広報11月号掲載 ・出前講座の中での情報発信

施策大綱　：　4　地域医療体制の充実

施策の方向：　(2)救急医療提供体制の充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 応急診療の実施	健康政策課 健康づくりG	医療センターや亀山医師会、亀山歯科医師会との連携・協力体制により、日曜・祝日・年末年始や平日夜間時間外の応急診療体制を確保します。	業務委託契約を締結し、本市の応急診療体制を確保する。	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医制医療対策事業業務委託契約締結	順調	継続	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医制医療対策事業業務委託契約締結	計画通りに委託契約を締結し応急診療体制を確保した。	順調	一次救急医療体制事業業務委託先である亀山医師会員の医療機関の休診や閉院により、医療資源の減少等の課題はあるが、亀山医師会等の関係機関と連携しながら引き続き応急診療体制の確保に務めっていく。	継続	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医制医療対策事業業務委託契約締結	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医制医療対策事業業務委託契約締結
① 応急診療の実施	健康政策課 健康づくりG	市内医療機関との連携を強化するとともに、二次救急医療機関である鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、市立医療センターとの連携体制について、引き続き維持します。	鈴鹿市及び各病院と情報共有及び協議を行い、連携を強化する。	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	順調	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図った。	順調	引き続き協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図っていく。	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席
① 応急診療の実施	消防総務課 消防救急G	救命率の向上を目指し、市立医療センターと連携した救急ワークステーションの運用など、二次救急医療機関との連携強化を図るとともに、三重大学医学部附属病院への研修派遣などによる救急救命士の知識、技術向上等に努めます。	救急ワークステーションについて、現行の派遣型から常設体制への移行に関する部内検討を実施後、派遣先である亀山市立医療センターとの協議を行い、今後の方向性を決定します。 また、地域メディカルコントロール協議会が開催する症例検討会への参加や三重大学医学部附属病院への研修派遣を行います。	・救急ワークステーション運用（月4回） ・常設体制の部内検討、医療センターとの協議 ・救急ワークステーション検証委員会開催（年1回以上） ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加（年3回以上）	順調	継続	・救急ワークステーション運用 ・常設体制の部内検討、医療センターとの協議 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加（年2回以上） ・三重大学医学部附属病院研修派遣（1名）	救急ワークステーションの運用(47回)や地域メディカルコントロール協議会が主催する症例検討会(2回)への参加をはじめ、三重大学医学部附属病院研修に職員1名を派遣し、医療機関との連携強化を図るとともに、救急隊員の知識、技術の向上に努めました。一方、救急ワークステーションについては、関係する部署の体制面の現状を鑑み、常設体制への移行は行わないこととしました。	順調	救命率向上のためにはメディカルコントロール体制の充実強化が不可欠であることから、今後も、医療機関との連携強化や救急隊員の知識、技術の向上に努める必要があります。	継続	・救急ワークステーション運用 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加（年2回以上） ・三重大学医学部附属病院研修派遣（1名）	・救急ワークステーション運用 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加（年2回以上） ・三重大学医学部附属病院研修派遣（1名）
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	健康政策課 健康づくりG	市民への救急診療体制の周知と受診案内の充実に努めます。	広報やホームページで市民へ救急診療体制について周知啓発を行う。	ホームページ及び広報掲載	順調	継続	ホームページ及び広報掲載	毎月広報かめやま16日号に「一次救急当番医」の掲載と市ホームページにおいて同様の情報発信に努め周知啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	消防総務課 消防救急G	「三重県救急医療情報センター（０５９-２２９-１１９９）」、「みえ子ども医療ダイヤル（＃８０００）」など広域的な相談窓口の周知を行います。	救急医療情報システム案内窓口等を市広報誌、ZTV、消防本部のHPを活用して市民に周知します。	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信（市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認）	順調	継続	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信（市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認）	市広報誌(2回)、ZTV(1回)、消防本部のHP、イベント(3回)を活用し、「三重県救急医療情報センター」、「みえ子ども医療ダイヤル」など広域的な相談窓口の周知を行いました。	順調	令和6年の救急出動件数が過去最多となったが、軽症者の搬送割合が減少したことから一定の効果があったと考えらます。しかし、依然として軽症者の搬送割合が高いことから、引き続き、市民により伝わるよう情報の提供方法を検討する必要があります。	継続	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信（ZTV1回、HP掲載内容確認）	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信（ZTV1回、HP掲載内容確認）
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	健康政策課 健康づくりG	「三重県救急医療情報センター（０５９-２２９-１１９９）」、「みえ子ども医療ダイヤル（＃８０００）」など広域的な相談窓口の周知を行います。	ホームページ及び広報において周知啓発を行う。	ホームページ及び広報掲載	順調	継続	ホームページ及び広報掲載	毎月広報かめやま16日号に「一次救急当番医」の掲載と市ホームページにおいて同様の情報発信に努め周知啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載

施策大綱　：　4　地域医療体制の充実

施策の方向：　(2)救急医療提供体制の充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	子ども未来課　母子保健G	「三重県救急医療情報センター（０５９-２２９-１１９９）」、「みえ子ども医療ダイヤル（＃８０００）」など広域的な相談窓口の周知を行います。	「三重県救急医療情報センター（０５９-２２９-１１９９）」、「みえ子ども医療ダイヤル（＃８０００）」など広域的な相談窓口の周知を行います。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等	順調	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等	広報やホームページ、またチラシを活用し周知を行った。 ・母子健康手帳交付時　298人 ・各種教室参加時 ・妊婦教室　27人 ・育児相談　423人 ・乳児全戸訪問　332人 ・幼児健康診査等　625人	順調	今後も継続し、関係機関と周知啓発及び情報提供に努める必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等　等
③ 適切な受診行動の促進	消防総務課 消防救急G	応急手当てに関する知識や技術、救急車の適正利用に関する普及啓発を行います。。	市内全ての小学校（5年生以上）に対し、ジュニア救命士育成事業を実施するとともに、普通救命講習（心肺蘇生法やAEDの取り扱い）の指導者を養成するため、応急手当普及員講習を開催します。また、各種行事をはじめ、市広報誌等を通じて、救急車の適正利用に関する理解と協力を市民に広く啓発します。	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催（年1回） ・救急車の適正利用に関する広報等 （イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回）	順調	継続	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催（年1回） ・救急車の適正利用に関する広報等 （イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回）	応急手当に関する知識や技術の普及啓発のため、市内全ての小学校(347名)に対してジュニア救命士育成事業を実施するとともに、応急手当普及員講習を開催し、普通救命講習の指導者(11名)を養成しました。また、防火フェアを含む各種イベント（3回）、市広報誌(2回)、ZTV(1回)、ポスター掲示を通じて、幅広い年齢層に対して救急車の適正利用に関する普及啓発を行いました。.	順調	今後も、高齢化の推進等に伴い救急需要は増大する可能性が高いことから、国の施策等を注視し、関係部署と連携した取り組みを進める必要があります。	継続	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催（年1回） ・救急車の適正利用に関する広報等 （イベント1回以上、ZTV1回）	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催（年1回） ・救急車の適正利用に関する広報等 （イベント1回以上、ZTV1回）
③ 適切な受診行動の促進	健康政策課 健康づくりG	迅速な救急活動に役立てるため、救急医療情報キットの更新の呼びかけを行います。	広報にて周知を行います。	広報掲載	順調	継続	広報掲載	広報かめやま10月16日号にて「救急医療情報キット」の紹介記事を掲載し周知を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	広報掲載	広報掲載
④ かかりつけ医等の普及啓発	健康政策課 健康づくりG	市民に身近なかかりつけ医を中心として、診療所と病院とがそれぞれの機能分担と連携を図り、市民に適切な医療が提供されるよう、医療機能連携を促進します。	各病院と情報共有及び協議を行い、連携を強化し、市民に適切な医療が提供されるよう医療機能連携を行う	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	順調	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席 市民周知	協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図った。また、かかりつけ医を持つことの大切さのパンフレットを活用し、かめやま健康セミナー等で周知を行った。	順調	引き続き協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図っていくとともに、市民への啓発を継続していく。	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席
④ かかりつけ医等の普及啓発	健康政策課 健康づくりG	市が主催するイベント等で、かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発を進めます。	市が主催するイベント等で、かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発を行う	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	順調	継続	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	令和6年9月12日に救急医療市民講座を実施し普及啓発を行った。	順調	令和7年度も救急医療市民講座を実施し普及啓発を行っていく。	継続	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発

施策大綱　：　4　地域医療体制の充実

施策の方向：　(3)市立医療センターを核とした地域医療の深化

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 公立病院としての展開	病院総務課 病院総務G	公立医療機関として、公益性を確保し、合理的かつ効率的な病院運営に努めます。	公営企業である公立病院は、独立採算が原則であり、健全で自立した経営基盤を確立する必要があるため、合理的かつ効率的な病院運営に努めます。	・安定的な収益の確保 ・給食業務委託、寝具等管理事業等複数年契約の委託業務等の見直しによる費用の削減	順調	継続	・安定的な収益の確保 ・医事業務委託等複数年契約の委託業務等の見直しによる費用の削減	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金等が令和６年度以降廃止となった。そのことから、より安定的な収益の確保が必要となった。 滋賀医科大学と連携を継続して行い、医業収益が増収となった。 支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。	順調	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金等が令和６年度以降は廃止されたことから、より安定的な収益を確保する必要がある。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努める必要がある。	継続	・安定的な収益の確保 ・LED化による光熱水費等の費用の削減	・安定的な収益の確保 ・LED化、節電による光熱水費等の費用の削減
① かかりつけ医等の普及啓発	病院総務課 病院総務G	安定的な医療提供のため、医師や看護師の確保に努めるとともに、老朽化した施設の整備及び医療機器の更新を計画的に実施し、市立医療センターの機能強化を図ります。	安全・安心の医療を提供するため、医師を始めとする医療従事者の安定確保に努めるとともに、老朽化した施設・設備及び医療機器の更新については、状態や必要性、また、費用や財源等も検討のうえ計画的に実施し、機能強化を図ります。	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・エレベーター改修工事の設計・契約 ・医療機器の更新計画の策定	順調	継続	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・エレベーター改修工事の施工 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新	滋賀医科大学や三重大学等と連携を強化することにより、医師の安定確保に努めた。 エレベータ改修工事を行った。 医療機器の更新については、現状を把握し、更新計画を策定し、高額医療機器を令和６年度に更新した。	順調	安定した医療を提供するためには、医師のみでなく看護師等の人材確保に努める必要がある。 また、病院の機能強化のため、計画的に施設設備の整備・更新に取組む必要がある。	継続	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・緊急性の高い工事の実施 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・緊急性の高い工事の実施 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新
① 公立病院としての展開	病院総務課 病院総務G	県の地域医療構想を踏まえながら、地方公営企業法の全部適用のメリットを生かした機動的かつ柔軟な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ります。	総務省が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、県の地域医療構想を踏まえた「亀山市立医療センター経営強化プラン」を策定し、当該プランを推進するとともに、経営の健全化を図ります。	亀山市立医療センター経営強化プランの策定・推進	順調	継続	亀山市立医療センター経営強化プランの推進	「亀山市立医療センター経営強化プラン」で設定した目標値が達成できるよう、人材の安定確保や経営の健全化に取り組み、推進に努めた。	順調	「亀山市立医療センター経営強化プラン」で設定した目標値が達成できるよう、人材の安定確保や経営の健全化に取り組む必要がある。	継続	亀山市立医療センター経営強化プランの推進	亀山市立医療センター経営強化プランの推進
② 地域医療機関との連携強化	地域医療課 地域連携G	在宅医療の後方支援病院として、地域包括ケア病床を活用した在宅復帰やレスパイト入院による在宅療養者及び介護者の支援など、在宅医療を推進します。	退院後も自宅で安心して療養できるように多職種と連携し、自宅療養のための環境を整える等入退院支援の充実に取り組みます。	・地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ ・多職種と連携した入退院支援	順調	継続	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ	レスパイト入院のみならず、入院を必要とする患者に対して、早期に病床を提供することができた。	順調	引き続き、レスパイト入院のみならず、入院を必要とする患者に対して、早期に病床の提供を行う必要がある。	継続	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ
② 地域医療機関との連携強化	地域医療課 地域連携G	地域の医師会や医療機関との連携を図り、市民の医療ニーズに対応できる医療の提供体制の充実に取り組みます。	近隣の2次3次医療機関や地域の医師会と連携を図りながら、医療センターの機能を活用した医療の提供を行います。	・2次3次医療機関や医師会との連携 ・医療機関間での連携調整	順調	継続	2次3次医療機関や医師会との連携	地域包括ケア病床を利用して、患者の転院を受入れ、リハビリテーションや在宅調整を行い在宅復帰に繋いだ。	順調	引き続き、地域包括ケア病床を利用して、患者の転院を受入れ、リハビリテーションや在宅調整を行う必要がある。	継続	2次3次医療機関や医師会との連携	2次3次医療機関や医師会との連携
② 地域医療機関との連携強化	病院総務課 医事G	亀山医師会や地域医療機関との連携強化と役割分担によって、２４時間３６５日の救急医療体制の充実強化を図ります。	亀山医師会等と連携・協力し、夜間時間外及び日曜日・祝日の応急診療を引き続き実施するとともに、救急告示病院として救急医療体制の充実を図ります。	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	順調	継続	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	亀山医師会を通じて市内の医療機関と連携し、夜間時間外及び日曜日・祝日の応急診療を実施した。一次救急としての時間外の応急診療を２２９回、日曜日・祝日の応急診療を８回実施した。また、他の医療機関との連携により、応急診療時の医師確保に努めた。	順調	医療センターのみでは医師の確保は困難であるため、関係医療機関と引き続き連携していく必要がある。	継続	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保

施策大綱　：　4　地域医療体制の充実

施策の方向：　(3)市立医療センターを核とした地域医療の深化

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	令和5年度 評価	令和5年度 方向性	令和6年度 年度計画	令和6年度 年度末実績 (具体的な取組の状況)	令和6年度 評価	令和6年度 課題・問題点	令和6年度 方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
③ 大学との連携による講座の活用	健康政策課 健康づくりG	市立医療センターの医師を確保し、地域医療に貢献する研究や調査を行うため、三重大学との亀山地域医療学講座を継続します。	三重大学に寄付講座を設置し、医師の安定的な確保を行います。	寄附講座更新	順調	継続	寄附講座更新	寄附講座を設置し、医師の安定的な確保を行い、市民の安心・安全に配慮した医療を提供できた。	順調	今後も継続的に医師の安定的な確保を図るため、寄附講座を設置していく。	継続	寄附講座更新	寄附講座更新
③ 大学との連携による講座の活用	健康政策課 健康づくりG	市立医療センターの整形外科医師を確保し、フレイル（虚弱）やロコモ（運動器症候群）等の運動器疾患に対する診療・研究・啓発を行うため、滋賀医科大学とのスポーツ・運動器科学共同研究講座を新たに開設します。	滋賀医科大学と共同研究講座設置協定を締結する。	協定継続	順調	継続	協定継続	共同研究講座設置協定を締結し、医師の安定的な確保を行い、市民公開講座を開催するなど市民の安心・安全に配慮した医療を提供できた。	順調	今後も継続的に医師の安定的な確保を図るため、市、市立医療センター、大学３者の連携を密にしていく。	継続	協定継続	協定継続

施策大綱　：　5　感染症対策の推進

施策の方向：　(1)感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
① 感染症予防のための普及啓発	健康政策課 健康づくりG	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発します。	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策ができるように周知します。	ホームページ, 広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	順調	継続	ホームページ, 広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	広報にて、3回感染症対策に対して啓発を行うとともに、市ホームページについても「みんなでできる感染症対策」について、内容の充実を図った。	順調	三重県感染症情報センター等から、最新の感染情報を取得し、引き続き市広報やホームページにて情報発信に努める。	継続	ホームページ, 広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	ホームページ, 広報等適切な媒体にて市民に周知啓発
① 感染症予防のための普及啓発	教育総務課 保健給食G	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発します。	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発する。	各小中学校への情報等の周知	順調	継続	各小中学校への情報等の周知	三重県教育委員会や亀山医師会等からの感染症対策に関する情報等について、各小中学校へ周知を行った。	順調	感染症の動向は変化が早く、速やかな対応が必要である。	継続	各小中学校への情報等の周知	各小中学校への情報等の周知
① 感染症予防のための普及啓発	子ども未来課　子ども総務G	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発します。	県、鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や小中学校などの関係部署と連携し、毎月開催される園長会議等を活用して、感染症対策に関わるさまざまな情報共有を行います。	・毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	順調	継続	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	関係機関や関係部署と連携し、毎月開催される園長会議等を活用して、感染症対策に関わるさまざまな情報共有を行った。	順調	今後も継続した感染症対策を行うために、毎月開催される園長会議等を活用した情報共有を行う必要がある。	継続	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有
① 感染症予防のための普及啓発	学校教育課 教育支援G	園児・児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、集団発生を予防します。	児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの掲示物や指導を行い、啓発する	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	順調	継続	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	場や状況、児童生徒の発達段階に応じた手洗い、うがい等の感染症予防対策を教育活動全体を通じて行うよう各学校へ指導・助言を行った。	順調	継続して取り組む。	継続	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等
① 感染症予防のための普及啓発	子ども未来課　子ども総務G	園児・児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、集団発生を予防します。	県、鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関等と連携し、幼少期から、病気を予防するための手洗い、うがい、咳エチケットなどの健康的な生活に必要な基本的な習慣を身につけさせるための指導を行います。	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	順調	継続	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	保育所等において、病気を予防するための手洗い、うがい、咳エチケットなどの健康的な生活に必要な基本的な習慣を身につけさせるための指導を行った。	順調	引き続き指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導が必要である。	継続	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会の提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会の提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	順調	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と予防接種について契約を結び、定期予防接種の機会の提供ができるように整備を行った。	順調	課題・問題点は特になし。	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知

施策大綱　：　5　感染症対策の推進

施策の方向：　(1)感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 地域での流行の防止	子ども未来課　母子保健G	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会の提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会の提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	順調	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	亀山医師会と連携し定期予防接種を実施した。対象者には個別の通知を送付し、積極的な勧奨を行った。	順調	今後も継続し、亀山医師会と連携し定期予防接種事業を適切に進め、感染症予防に繋げていく必要がある。また、国の動向及び地域の状況を鑑みて突如迅速な対応を余儀なくされることがあり、準備期間無く対応が必要となることがある。	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知
② 地域での流行の防止	健康政策課　健康づくりG	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、健康講座や母子保健教室などの機会を利用し接種勧奨に努めます。	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、窓口等での市民への直接的な接種勧奨に努めます。	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	順調	継続	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	かめやま出前トークで２回で感染症予防や予防接種について情報提供を行った。	順調	引き続き、広報やホームページを活用するほか、かめやま出前トークや出前講座など地域での情報提供を行う。	継続	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課　母子保健G	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、健康講座や母子保健教室などの機会を利用し接種勧奨に努めます。	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、個別通知や幼児健康診査時に接種状況を確認し、未実施分について接種勧奨を行います。	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	順調	継続	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・対象者には個人通知を送付し積極的な勧奨に努めた。また健康づくりのてびき、広報紙等で広く情報発信に努めた。また、幼児健康診査時や育児相談時等に接種状況を確認し未実施の方については接種勧奨を行った。	順調	今後も継続し、市広報、ホームページで周知啓発及び対象者には個別通知を行う。また引き続き、接種時期が到来しているが忘れている事のないよう、幼児健康診査時等に接種状況を確認し接種勧奨を行っていく必要がある。	継続	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨
② 地域での流行の防止	健康政策課　健康づくりG	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行う。	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	順調	継続	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	市内医療機関２５か所にポスターを掲示した。	順調	課題・問題点はなし。	継続	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課　母子保健G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、MR２期定期接種未接種者への積極的な接種勧奨を行います。	保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、MR２期定期接種未接種者への積極的な接種勧奨を行います。	・個人通知（対象年齢到達の毎年４月頃） ・接種案内の配布（年数回） ・園と連携した接種勧奨	順調	継続	・個人通知（対象年齢到達の毎年４月頃） ・接種案内の配布（年数回） ・園と連携した接種勧奨	対象年齢の児に二次元コード付接種案内及び個人通知を行った。	順調	今後も、保育所、幼稚園などの関連部署との連携を図り進めるが、接種に応じない人が毎年一定数存在することや、忘れていることがないよう周知を行っていく必要がある。	継続	・個人通知（対象年齢到達の毎年４月頃） ・接種案内の配布（年数回） ・園と連携した接種勧奨	・個人通知（対象年齢到達の毎年４月頃） ・接種案内の配布（年数回） ・園と連携した接種勧奨
② 地域での流行の防止	子ども未来課　子ども総務G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	感染症予防推進のため、保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うとともに、未接種者の保護者等に対し予防接種案内等の通知文書を配付することにより周知啓発の機会を提供します。	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	順調	継続	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	感染症予防推進のため、保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うとともに、未接種者の保護者等に対し予防接種案内等の通知文書を配付することにより周知啓発の機会を提供した。	順調	今後も保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うことが必要である。	継続	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供

施策大綱　：　5　感染症対策の推進

施策の方向：　(1)感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度 年度計画	評価	方向性	令和6年度 年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	令和7年度 年度計画	令和8年度 年度計画
② 地域での流行の防止	教育総務課 保健給食G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	感染症に関する情報提供や衛生資材の配布を行う。	各学校への衛生資材の配布	順調	継続	各学校への衛生資材の配布	各学校への手指消毒用のアルコールや手洗い用の泡石けん、マスクや健診用ゴム手袋等の在庫管理を行い、不足がないよう各学校へ配布した。	順調	在庫管理を徹底し消耗品の不足が生じないよう注意する。	継続	各学校への衛生資材の配布	各学校への衛生資材の配布
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	インフルエンザ、おたふくかぜ、ＤＰＴ、高齢者肺炎球菌（定期接種外）、ＭＲ（定期接種外）、水痘（定期接種外）に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげます。	インフルエンザ、高齢者肺炎球菌（定期接種外）に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげていく。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	順調	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	インフルエンザ３５５人（１回目のみ計上）、高齢者肺炎球菌１２５人、帯状疱疹生ワクチン４１人、不活化ワクチン２９６人（１回目のみ計上）の予防接種について費用の一部助成を行い、感染予防、重症化予防につなげた。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施
② 地域での流行の防止	子ども未来課　母子保健G	インフルエンザ、おたふくかぜ、ＤＰＴ、高齢者肺炎球菌（定期接種外）、ＭＲ（定期接種外）、水痘（定期接種外）に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげます。	インフルエンザ、おたふくかぜ、ＤＰＴ、ＭＲ（定期接種外）、水痘（定期接種外）について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげていく。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	順調	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	健康づくりのてびき、広報等での情報発信・任意予防接種の一部助成の実施を行った。 水痘　10人 おたふくかぜ　322人 インフルエンザ　1,630人 MR定期漏れ　6人 DPT　306人	順調	今後も健康づくりのてびき、広報等での情報発信や任意予防接種の一部助成を継続して実施し、感染予防に繋げていく必要がある。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	感染症に関する情報を発信するとともに、予防接種の意義や副反応などについての周知啓発を行います。	感染症に関する情報を、広報やホームページで発信を行う。また、対象者に個別に郵送にて周知を図る。	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	順調	継続	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	ホームページに予防接種の意義について記載した。 予診票裏面に副反応について記載し啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課　母子保健G	感染症に関する情報を発信するとともに、予防接種の意義や副反応などについての周知啓発を行います。	感染症に関する情報を、広報やホームページで発信を行う。また、対象者に個別に郵送にて周知を図る。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	順調	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	健康づくりのてびき、広報等での情報発信・任意予防接種の一部助成の実施を行った。 水痘　10人 おたふくかぜ　322人 インフルエンザ　1,630人 MR定期漏れ　6人 DPT　306人	順調	今後も健康づくりのてびき、広報等での情報発信や任意予防接種の一部助成を継続して実施し、感染予防に繋げていく必要がある。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知

施策大綱　：　5　感染症対策の推進

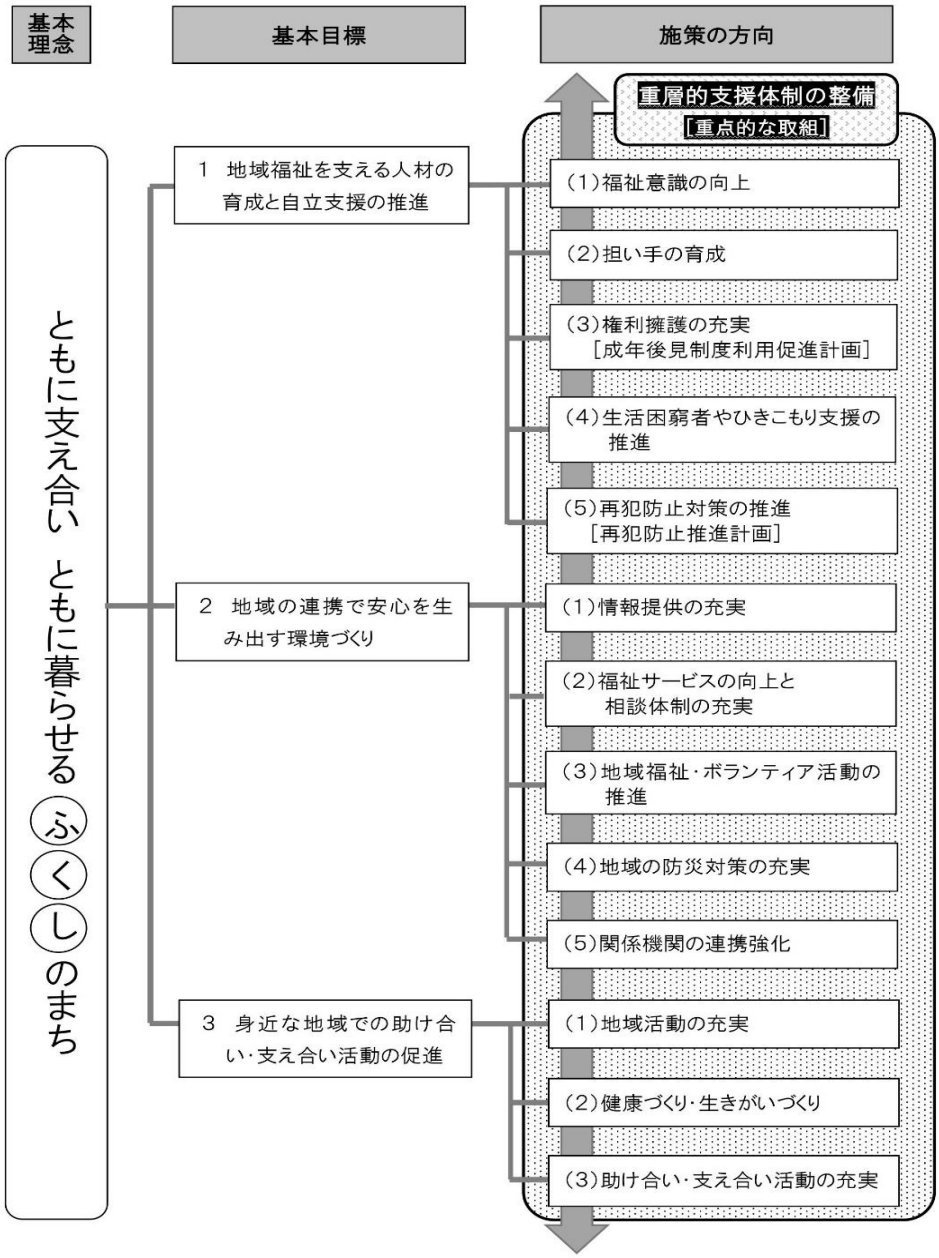
施策の方向：　(2)コロナ禍からポストコロナ時代への対応

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5－R8)	令和5年度			令和6年度					令和7年度	令和8年度
				年度計画	評価	方向性	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	健康政策課 健康づくりG	県や鈴鹿保健所との連携のもと、新型コロナウイルス感染症対策本部を核とした全庁体制により、国の方針を踏まえた適切な対策に取り組みます。	感染症法の改正により、令和5年5月8日をもって市対策本部は解散したが、状況に応じてホームページや広報等、適切な媒体で市民への周知を行います。	状況に応じてホームページ等での情報発信	順調	達成							
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	病院総務課 医事G	新型コロナウイルス感染症の拡大抑止のため、市立医療センターにおける発熱外来やＰＣＲ検査などの診療検査体制の強化を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の方針等を注視し、県等の関係機関と連携のもと、状況に応じ診療・検査体制の強化を図ります。	・発熱外来やＰＣＲ検査等の診療・検査体制の維持 ・新型コロナ等の感染症に対応した外来及び入院体制の運用	順調	達成							
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	新型コロナウイルスワクチン接種室	国等の方針を踏まえ、亀山医師会との連携を図りながら、全庁的な体制により新型コロナウイルスワクチン接種を進めます。	国の方針に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症の発症予防・重症化予防を進めるため、亀山医師会をはじめ、関係機関との連携、協力のもと、新型コロナウイルスワクチン接種を総合保健福祉センター「あいあい」及び市立医療センターにおいて実施し、接種体制を確保します。	・総合保健福祉センター「あいあい」での集団接種 ・市立医療センターでの個別接種 ※令和5年度末にて終了予定	順調	達成							
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	健康政策課 健康づくりG	適切な情報管理のもとで、正しい情報周知を図ることで、風評被害や誹謗中傷が発生しないよう努めます。	ホームページにおいて、正確な情報を発信する。	ホームページにて周知	順調	達成							
② ポストコロナ時代への対応	健康政策課 健康づくりG	基本的な感染防止対策が一層浸透するよう、多様な媒体を活用した情報発信と機会を捉えた情報提供による市民の意識醸成を図ります。	国や県の情報を常に注視し、市民へ周知します。	ホームページにて周知	順調	継続	ホームページにて周知	市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」について、「令和6年4月以降の対応として」最新の内容に見直しを行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き、新型コロナウイルス感染症等を含めた感染症について情報発信に努める。	継続	ホームページにて周知	ホームページにて周知
② ポストコロナ時代への対応	健康政策課 健康づくりG	新たな感染症が発生した場合に備え、県や鈴鹿保健所など関係機関と連携強化を図るとともに、対策の核となる人材である保健師の育成・充実に努めます。	県や鈴鹿保健所等の関係機関と連携強化に努め、保健師は感染症に関する研修会などに積極的に参加し最新の情報収集に努める	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	順調	継続	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	新たな感染症が発生した場合に備え、県や鈴鹿保健所が主催する、感染症ネットワーク会議に参加するなど関係機関と連携強化を図るとともに、対策の核となる人材である保健師の育成・充実に努めた。	順調	課題・問題点はなし。引き続き、県や鈴鹿保健所等との関係強化に努め、研修会などに積極的に参加していく。	継続	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得

第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　健康福祉部 地域福祉課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画（後期基本計画）はもとより、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢、障がい、子ども、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となって福祉施策を総合的に推進するものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化しながら、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「地域共生社会」の実現をめざすとともに、複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間のニーズへの対応ができるよう、重層的支援体制の整備を進めるものである。
計画の骨格	

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数	人	719	522	870
2	複合的な課題を抱えた世帯の連携支援会議の件数	件	24	24	36
3	住民主体の支え合いのしくみを構築した地区数	地区	3	5	9
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	社会福祉協議会に成年後見制度の事業全体をコーディネートする中核機関を設置し、本人の課題解決に必要な成年後見人等を選定する受任調整会議の開催や法福連携ネットワーク協議会を開催し、制度の利用促進につなげた。また、CSWと一緒に福祉分野に加え、市の相談機能を有する窓口に対し、複合課題相談支援つながるシートの全庁展開を継続するとともに、世帯全体が抱える課題の整理や支援関係機関の役割分担を図る包括的な支援体制づくりを進めた。さらに、地域での助け合い・支え合い活動として、ちょこボラ（有償ボランティア）について、CSWや生活支援コーディネーターが連携しながら、新たに川崎地区で活動が開始された。
成果	成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置し、法福連携ネットワーク協議会の開催などの地域連携ネットワークづくりに取り組むことにより、自立支援を推進した。 また、多機関協働事業の全庁展開を継続し、支援関係機関からのつながるシートに基づき、世帯全体のケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を運営するなど、安心を生み出す環境づくりを進めた。さらに、ちょこボラの実施地区に出向いた相談支援や地域への展開とともに、地域の実情に応じた課題を各地域でその解決が図れる場の設置検討など、身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進を図った。
総合計画推進への寄与度	民生委員等への研修の開催支援やCSW等によるちょこボラの実施地区への相談支援や新たな組織立ち上げなどに継続的に関わり、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。成年後見サポート事業の実施や全地域まちづくり協議会を市・CSWが訪れ、重層的相談支援体制等を説明し、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを進めた。また、ひきこもり支援や就労準備支援事業を事業化し、生活困窮者の支援と自立の促進を図った。

反省点・課題	全庁を含めた多機関につながるシートの活用を継続的に働きかけ、分野を超えた課題を受け止める意識の向上を図るとともに、当該シートをCSWに集約し、支援機関の役割分担や継続的な相談支援の体制づくりが必要である。

今後の方向性	市の相談窓口やあらゆる関係機関につながった世帯の福祉課題をCSWに集約できるよう、民生委員や福祉委員等に継続的に周知を行い、多機関協働事業により包括的な相談支援体制の構築を進める。

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　健康福祉部 地域福祉課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ６　～　Ｒ　８　年度
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画と一体的に策定するとともに、高齢者の福祉に関する事項を定める他の計画との調和を保つものである。
目的･概要	今後、高齢者支援のニーズは複雑化･多様化することが見込まれ、また、高齢者を含むあらゆる地域住民などが参画して支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、より一層、地域包括ケアシステムを深化･推進していくことが求められることから、これまでの取組を受け継ぎ、高齢者福祉施策の方向性を明らかにする。
計画の骨格	〔基本理念〕 **高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち**

〔基本目標〕	〔施策の方向性〕
１　地域包括ケア推進のための基盤整備	(1) 高齢者の相談支援体制の整備 (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり
２　在宅医療・介護連携の充実	在宅医療・介護に係る多職種連携の強化
３　認知症高齢者支援の推進	(1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり (2) 虐待対応、成年後見制度などの権利擁護
４　介護予防・生活支援サービスの充実	(1) 介護予防・健康づくり支援の一体的提供 (2) 生活支援サービスの提供・見守り支援
５　住まいと暮らしの環境づくり	高齢者の住まいのセーフティネット

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・様々な手法で高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ったほか、重層的支援体制を構築することで高齢者支援の体制整備の充実を図った。 ・サロン活動やちょこボラ活動などを支援するとともに普及促進を図った。 ・じぶんノート（エンディングノート）の作成や、多職種のバイタルリンクへの登録を促進した。 ・認知症サポーターの養成や認知症への理解促進・啓発を進めたほか、認定症高齢者やその家族を様々な手法で支援した。 ・高齢者の虐待防止や虐待対応、あるいは成年後見制度等、必要な権利擁護を進めた。 ・介護予防教室の開催や、健康体操の普及に努めた。 ・鈴鹿亀山地区広域連合第9期介護保険事業計画に定める施設整備が円滑に進むよう事務調整した。
成果	だれもが役割を持つ中で支え合い、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に資するとともに、高齢者が住み慣れた地域で、安心して、自立と尊厳ある暮らしを実現できる社会の実現のため、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協働によって、本市ならではの地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	本計画による取り組みの全てが、総合計画に掲げる「地域包括ケアシステムの推進」、「介護予防の推進」、「高齢者の生活と生きがいづくりの支援」、「認知症高齢者等対策の推進」につながったほか、総合計画に掲げる全ての成果指標についても、その目標達成に向けて寄与できた。

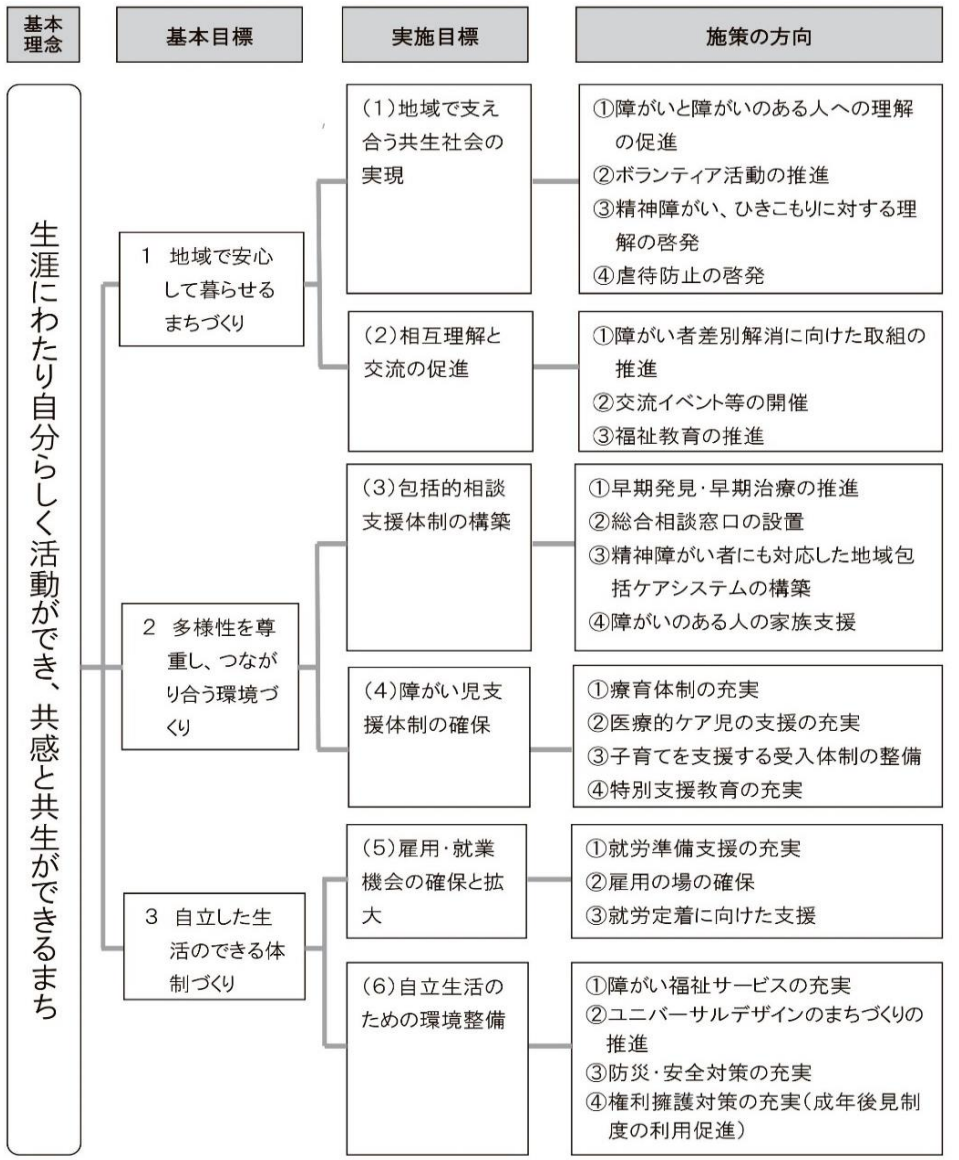
反省点・課題	「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち」の実現のためには、公的サービスである「共助」のしくみから、高齢者本人の自立である「自助」、あるいは地域での支え合い活動等である「互助」のしくみへの更なるシフトチェンジを図ることが求められる。

今後の方向性	団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、これまでの取り組みを発展させるとともに、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協働によって、本市ならではの地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　健康福祉部地域福祉課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｈ 30 ～ Ｒ 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。
計画の骨格	（３）計画の体系 

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1					
2	※別紙参照				
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・ヒューマンフェスタin亀山では、講演会等の開催により、共生社会の理念普及や福祉意識向上につながった。また、まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市担当が講師として参加し、障がい者への理解を深めることにつなげた。地域自立支援協議会は2回開催したほか、相談支援のあり方検討部会も開催し、市内の実状について情報共有を図った。
成果	・地域自立支援協議会の中で、個別の支援体制について実例を紹介し、それぞれの立場からの意見を聞き取った。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場を設置し、顔の見える関係づくりを進めた。
総合計画推進への寄与度	障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいや計画相談支援事業所による相談支援や、就労移行支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供、ハローワークによる就職面接会など就労に向け継続した支援を行った。

反省点・課題	障がい者を取り巻く相談は、個人にとどまらず世帯全体の支援が必要なケースがあることは年々顕著である。総合的・専門的な支援体制の構築に向け、6年度から市職員が担うこととなった基幹相談支援センター機能の強化のほか、7年度からは総合相談支援事業の委託先の変更もありスムーズな移行が求められる。

今後の方向性	地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取組みや、基幹相談支援センター、障がい者総合相談支援センターの効果的な配置となるよう関係者等との連携を進めていく。自立支援については、計画相談事業所職員の協力が不可欠であり、定期的な連絡会等の機会を活用し連携を強化していく。

「第2次亀山市障がい者福祉計画」に係る取組実績　　（令和6年4月～令和7年3月）

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
1　地域で安心して暮らせるまちづくり								
	（1）地域で支え合う共生社会の実現（計画書　第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23～30）							
		①障がいと障がいのある人への理解の促進						
			(1)-①-1	**1　福祉意識の向上** 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント 等の開催 だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・障がい者差別解消支援の取組み（障がい者支援G） ・ヒューマンフェスタin亀山（人権・ダイバーシティG） ・あいあいまつり（福祉総務G）	12月に第20回ヒューマンフェスタin亀山を開催し「ぽっかぽかの会」や「UD夢ネット亀山」など人権に関わる12の市民活動各団体がブース出展したほか3つの分科会を開催。「誰もが挑戦をあきらめない社会にするために」というテーマで、パラアスリートの保田明日美さんから障がいのM有無に関わらず、誰もが自分らしくいくことの重要性について共有できた。 あいあい祭りの今後のあり方について、27団体にアンケート調査を実施し「条件とテーマが合致すれば参加する」が8団体であった。	参加者とともに意見交流する場を設定することで誰もが自分らしくいることの重要性について共有できた。誰もが前向きに生活できるよう開催形式の工夫を続ける。 食品を出店する場合、出店団体ごとに営業許可申請が必要になるほか、栄養士や調理師など食に関する資格がない場合は、食品衛生責任者養成講習を受講することが必要である。	参加者が人権が尊重される社会に向けて考えるきっかけとなる機会にできるよう、第21回ヒューマンフェスタin亀山を開催する。「障がい者の人権」をはじめ、さまざまな人権課題についてについて、当事者から思いを聞き、参加者同士が交流する機会を設定する。 あいあい祭りの開催については、周年開催とするのか、他の行事と連携開催とするのか、検討をする。
			(1)-①-2	**2　障がい福祉制度の情報提供の充実** 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・障がい福祉に係る広報事業（障がい者支援G）	障害福祉サービス・障害児通所サービスの利用案内を作成して、窓口等で利用を開始する方や利用を検討している方に配布することで、わかりやすい制度の説明や広い周知に努めた。	案内配布前に比べ、利用者負担額や利用開始までの流れについて、利用者等の理解が深まった。あらゆるサービスについても説明ができるよう準備が必要である。	既に作成しているサービスの案内のほか作成できていないサービスについて、現状にあった内容に修正・加筆していく。
		②ボランティア活動の推進						
			(1)-②-1	**1　ボランティアの育成と活動の支援** ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活 動の活性化に向け支援します。	・ボランティアセンター事業（福祉総務G）	令和6年度に調整を行い、令和7年4月に亀山市が行う市民活動支援と社会福祉協議会が運用するボランティアセンター業務を集約した「亀山市市民活動・ボランティアセンター（ぷらっと）」を市民協働センター「みらい」に設置した。	ボランティアセンターへの登録者数が減少している。	「ぷらっと」に市民活動支援とボランティアセンター機能を集約することで、活動の活性化や支援の充実に繋げていく。
			(1)-②-2	**2　障がい者団体への支援** 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて 活動を支援します。	・団体活動支援、援助（障がい者支援G）	UDねっと亀山の総会、研修会に参加し当事者や家族の立場や実情等を知るほか、活動団体の相談窓口として関われるよう周知した。	障がい者の状況は多岐にわたり、県身体障害者協会が求めるような、以前のような障がい者協会の再構築は現実的には難しい。	当事者、家族や支援者等が有機的につながる仕組みづくりを各団体等との関係作りから始めていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)-②-3	**3　地域における見守り・支援体制の構築** 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・見守り活動支援事業（民生委員・児童委員、小地域ネットワーク（福祉委員））（福祉総務G） ・地域包括支援事業（認知症サポーター養成講座）、老人クラブ事業助成金（高齢者支援G） ・青少年総合支援センター事業（社会教育G）	・地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会を社会福祉大会とシンポジウムで開催した。 ・青少年総合支援センターには、青色防犯パトロール車による地域見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置し、寄り添う相談支援の実施に繋げた。 ・福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を21回開催しサポーターを428人養成した。 ・20の単位老人クラブに対し事業助成金を交付し活動を支援したことで、高齢者が地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりを推進した。	・民生委員・児童委員等が、地域で相談を受け止め、市と社会福祉協議会につなぐことができる体制づくりについて、継続的な周知が必要である。 ・認知症サポーター養成講座は、広く一般市民にも受講いただくことが求められる。 ・単位老人クラブは年々組織数が減少しており、地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりは、少しずつ困難になってきている。	・地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会などを社会福祉大会などで開催していく。 ・地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 ・単位老人クラブが減少しないよう可能な支援・助言等を行う。
		③ひきこもり状態にある人への支援の推進						
			(1)-③-1	**1　精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発** 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくすため、精神 障がい 等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・精神障がいに係る周知（障がい者支援G）	障がい理解に対する啓発のため、神辺小学校での手話体験教室、「二十歳の集い」での啓発物品を配布したほか、合理的配慮の義務化について雇用対策協議会の総会で情報提供した。	6年度から事業所に対しても義務化された合理的配慮など生活の中にある身近な課題を窓口や行事、日頃のケースワークなどを通じて今後も啓発する必要がある。	6年度から事業所に対しても義務化された合理的配慮など生活の中にある身近な課題を窓口や行事、日頃のケースワークなどを通じて今後も啓発していく。
			(1)-③-2	**2　ひきこもり支援に向けた体制づくり** 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図り 、支援機関につながることで適切な支援が受 けられるよう重層的支援体制 の強化を図ります 。	・民生委員児童委員活動支援事業（福祉総務G） ・青少年自立支援事業（社会教育G）	対面を要しないオンライン居場所の試行運営を行い、令和7年4月からオンライン居場所の本格運用を開始し、あいあいにひきこもり相談窓口を設置した。 校長会等で、重層的支援体制整備事業について周知する機会をもった。 不登校に関する相談窓口を周知するチラシを作成し、各保護者様配付した。 令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。	義務教育以降の不登校やひきこもりの人への周知に課題がある。 重層的支援体制の周知がすすんだものの、支援の必要な世帯に関して校内で支援の必要性や世帯の課題の見立てをすることのできる専門性が必要である。 自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	オンライン居場所とひきこもり相談窓口の開設を周知する 個別のケースについて適切な支援が届くように、より連携を強化する必要がある。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)-③-3	**3 社会参加に向けた支援** 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組みます。	・地域活動支援センター基礎的事業（障がい者支援G） ・青少年自立支援事業（社会教育G）	亀山市教育支援センターと青少年総合支援センターが連携し、不登校の生徒に卒業後の相談先として青少年総合支援センターを周知した。 青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
			(1)-③-4	**4 ひきこもり状態にある人の家族への支援** 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化するよう家族会等と連携した支援に取り組みます。	・青少年自立支援事業（社会教育G）	亀山市教育支援センターと青少年総合支援センターが連携し、不登校の生徒に卒業後の相談先として青少年総合支援センターを周知した。 青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	今後も継続する必要がある。 身近な地域での交流できる居場所である青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	今後も継続して周知する。 青少年総合支援センターと関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
		④虐待防止の啓発						
			(1)-④-1	**1 虐待防止に向けた啓発と支援体制** 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。	・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議（障がい者支援G・高齢者支援G） ・相談窓口周知（障がい者支援G）	障がい者虐待を疑う個別の相談はなかったが、鈴鹿市内の病院での大規模な虐待案件について、入所している市民がいる市町担当者や県担当職員とともに現地調査を行い、市として1件の虐待認定を行った。	個別の相談はなく、虐待防止代表者会議の開催には至らなかった。会議のあり方について再検討の余地がある。	地域自立支援協議会等でまとめて協議するなど、より合理的かつ効果的な仕組みを考える。
			(1)-④-2	**2 人権意識を高める啓発** 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組みます。	・ヒューマンフェスタin亀山、街頭啓発、人権擁護委員活動（人権・ダイバーシティG）	人権擁護委員による人権相談を行うとともに、人権啓発チラシや市広報紙に人権相談についての記事を掲載し、周知を行った。また、6月・12月に人権擁護委員、鈴鹿地域防災事務所職員と連携して、市内各所にて街頭啓発を実施した。	引き続き、支援が必要な人の声を受け止めるために、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む必要がある。	引き続き、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む。
			(1)-④-3	**3 施設従事者 への意識啓発** 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、 虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組みます。	・障害者総合相談支援事業（研修会実施）（障がい者支援G）	鈴鹿市内での虐待案件現地調査の中で、何が虐待にあたるのか、など振り返る機会を持ちつつ、聞き取りを行うことで各職員の気づきを促した。	虐待に関する意識はどうしても薄れがちになることから定期的な啓発は必要である。	機会があるごとに、虐待防止について情報提供し、新しく始まる施設ごとの地域連携推進会議などの出席時にも啓発を行う。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
(2)相互理解と交流の促進（計画書　第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36）								
①障がい者差別解消に向けた取組の推進								
			(2)-①-1	**1　障がい者差別解消に向けた啓発** 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・障がい者差別解消支援の取組み（障がい者支援G）	人権出前講座を、企業・地域・学校・各種団体などを対象に17回実施（のべ参加者767人）した。講座の内容に、障害者差別解消法を含む差別解消三法について概要を説明することで、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について啓発を行った。	引き続き、人権出前講座を様々な団体等を対象に行うことにより、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の理解を得るべく、社会モデルについての啓発を行う必要がある。	市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえるよう啓発を行う。
			(2)-①-2	**2　障がい者差別解消のための体制整備** 地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。	・障害者差別解消支援検討部会（障がい者支援G）	学校教育課主催の亀山市人権教育推進協議会に、障がいのある子どもをもつ親の会の代表者を委員に委嘱し、差別を解消するために情報共有や協議をおこなった。	今後も継続する必要がある。	今後も継続する。
			(2)-①-3	**3　職員対応要領の研修** 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。	・亀山市職員対応要領に基づく研修、啓発等（人事給与G）	三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	新規採用職員に対する研修の時間が短いことから、研修の時間を確保する必要がある。	三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。
②スポーツ・文化芸術活動等の推進								
			(2)-②-1	**1　障がい者のスポーツイベント等への 参加の推進** 障がい者がスポーツイベント等に参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	・障がい者のスポーツ参加の推進（障がい者支援G）	大会の参加支援を行うため、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給した。（申請：1件）。	全国大会等に出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。
			(2)-②-2	**2　文化芸術活動の参加の推進** 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表 することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。	・障害者支援施設を含む各施設への情報発信（市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等）（文化創造G） ・障害者週間広報（市広報、行政情報番組）を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信（障がい者支援G）	市美術展の募集要綱を、「つくしの家」や「サクラサクラ」などの障害者支援施設を含む26の福祉施設への送付を継続しつつ、市公式ホームページ・フェイスブック・LINEを活用し、より多くの方へ向けた情報発信を行った。 また、かめやま文化年2024事業においても、紙媒体と、市公式ホームページ等のウェブ媒体を活用した情報発信を行った。	機会提供のため、今後も積極的に情報発信を行っていく。	障害者支援施設を含む各施設への情報発信（市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等）を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう様々な媒体を活用して情報発信していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-②-3	**3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信** 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、 ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。	・障害者週間広報（市広報、行政情報番組）を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信（障がい者支援G） ・わかりやすい情報発信のため、文化芸術に関する情報の一元化等についての検討（文化創造G）	三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会の開催について情報収集した。 市美術展においては、市文化会館への募集要項等の設置、過去3年の出品者や福祉施設等への募集要項の送付、広報紙への掲載、ポスターの掲示、市内コミュニティセンター等への案内の送付など、紙媒体での情報発信に加え、市公式ホームページ・フェイスブック・LINEを活用し、より多くの方へ向けた情報発信を行った。 また、かめやま文化年2024事業においても、紙媒体と、市公式ホームページ等のウェブ媒体を活用した情報発信を行った。	情報発信をする上で、発信内容について、関連部署間で情報共有が十分できていない。 引き続き、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう、多くの提供媒体を活用していく。	三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集をするとともに、情報内容について関連部署間で情報共有する。 募集要項やチラシ・ポスター等を市の文化芸術活動の拠点である文化会館に設置する等の紙媒体での情報発信や、ホームページやLINE等のウェブ媒体での情報発信など、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。
		③福祉教育の推進						
			(2)-③-1	**1 子どもへの福祉教育の推進** 社会福祉協議会による福祉教育推進 事業 の活用や 市民団体と の活動 等 、 地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の 障がい ・障がい者 理解を深めます。	・福祉協力校事業、福祉教育推進事業（福祉体験活動）（教育研究G）	複数の学校で、「総合的な学習の時間」等の学習で、地域の方やゲストティーチャーを招き、福祉体験などを行い、障がいへの理解を深めた。	学習内容や学習の機会を設定しても、地域の方やゲストティーチャーを見つけられないなどの課題がある。	継続的にゲストティーチャーとして支援してもらうように、各校研修担当者会等で紹介していく。
			(2)-③-2	**2 生涯学習講座の充実** 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人とない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・公民館講座（福祉講座充実） ・地域の学び推進事業（社会教育G）	三重県障がい者スポーツ指導員によるニュースポーツ体験など講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	障がい者に対する理解に対して間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及びが障がいのある人とない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
			(2)-③-3	**3 交流・体験活動の充実** 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・特別支援学級の作品展（教育研究G）	特別支援学校と地域の学校が学校間交流を行い、特別支援学校の児童生徒が地域の学校で共同学習を行った。 特別支援教育振興会の主催で特別支援学級の児童生徒が作成した作品を公開した。	特別支援学校との交流・共同学習は、特別支援学校からの依頼に応じて、今後も進めていく必要がある。また、交流・共同学習をより一層すすめることができるよう、学校や市教育委員会の体制を整備する必要がある。	特別支援学校、三重県教育委員会と連携し、交流・共同学習をより一層進めることのできる体制を整備する。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり								
(1)包括的相談支援体制の構築（計画書　第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37～44）								
①早期発見・早期治療の推進								
			(1)-①-1	**1　乳幼児健診等のフォロー体制の充実** 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要 な子ども や保護者 には、関 係部署と連携したフォローを行います。	・乳幼児健康診査（母子保健G）	・乳幼児健康診査の未受診者について積極的に電話や家庭訪問を行い実態把握を行った。また、支援が必要な乳幼児とその保護者に関して、関係部署と連携し、フォローを行った。	母子手帳発行時や各種教室等で乳幼児健診について周知し、受診時期に案内を送付している。しかし、少数ではあるが未受診者がいることが課題である。	引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係部署（機関）と連携し、フォローを行っていく。
			(1)-①-2	**2　発達が気になる子どもの支援体制の強化** きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。	・療育相談事業	相談者のニーズに対応できるよう、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行った。	相談者のニーズに対応できる体制のさらなる充実を図る。	相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、児童発達支援センター等関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。
②総合相談窓口の設置								
			(1)-②-1	**1　総合相談窓口の設置** 障がい者、高齢者、児童、 生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。	・総合保健福祉センターの機能見直し（福祉総務G） ・地域における居場所づくりに関する検討（福祉総務G） ・相談支援のあり方検討（障がい者支援G）	あいあいにひきこもり相談窓口を設置した。 高齢者の総合的な相談窓口である、2つの地域型地域包括支援センターと1つの基幹型地域包括支援センターについて、地域住民への周知啓発を行った。また、高齢者相談にとどまらないケースについては、CSWにつなぐなどの対応を図った。 障がい者総合相談支援センターあいを担う鈴鹿市の3法人から7年度からの事業受託が難しい旨の申し出があり、市内に相談支援事業所を構える法人に委託できるよう協議し移行した。	義務教育以降の不登校やひきこもりの人への周知に課題がある。 鈴鹿亀山地区広域連合が令和4年度に実施したニーズ調査では、地域包括支援センターの認知度は60.3％であり、さらなる周知啓発を図る必要がある。 前任者との関係が深い方については特に丁寧な引継ぎを心掛けたが、本来の業務を超える個別支援も一部あり、スムーズな移行につながらない事案もあった。	ひきこもり相談窓口の開設を周知する。 地域包括支援センターのさらなる周知啓発を図ることで、様々なケースが相談につながり、必要な支援（CSW等）につなげていく。 現担当者や支援者等との定期的な協議を繰り返し行い、お互いの役割を整理、また市民に対しても徐々に説明、窓口の啓発を行っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)-②-2	**2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実** 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。	・HP、広報等による・障がい福祉サービス等に関する情報提供 ・相談支援のあり方検討（障がい者支援G）	障害福祉サービスの利用案内を作成して、窓口等で利用を開始する方や利用を検討している方に配布した。利用者の方からは、口頭だけの説明と比較してわかりやすくなったと好評を得た。	利用案内の内容が多すぎるとわかりにくくなるが、少なすぎると情報が足りなくなるので、ちょうどよい量と内容を検討したが、今後も利用者の意見を取り入れ調整していく必要がある。	制度の改正や社会状況に合わせ、内容を修正・改編していく。
			(1)-②-3	**3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備** 障害者総合相談支援センターあいを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。	・相談支援のあり方検討（基幹支援相談のコーディネート機能等）（障がい者支援G）	7年1月に開催し、総合相談支援事業所あいの現状と今後について協議をした。相談窓口として広く対応いただけるような仕組みに変えていくことで賛同を得た。	専門性は保ちつつ、引きこもりなどを含めて障がい者であるかに関わらない相談対応にも期待が寄せられた。	まずは相談を受けることを役割とし、必要な支援者につながるよう情報共有を図るなど、それぞれの役割を整理し共有していく必要がある。
		③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築						
			(1)-③-1	**1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化** 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。	・障害者総合相談支援事業（精神保健担当者連絡会） ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築（障がい者支援G） ・地域包括ケアシステムの強化（高齢者支援G）	地域包括支援センターの周知啓発、地域ケア会議や在宅医療連携推進協議会での協議・検討、生活支援コーディネーターの設置及び活動、介護予防教室などの実施、サロン活動支援、シルバー人材センターの支援等、様々な取組を行い、地域包括ケアシステムの強化を図った。 年6回の精神保健担当者連絡会に出席し、現状の共有等を行った。いわゆる「にも包括」については今後の方向性を探っている段階である。	2025年に団塊の世代が75歳以上になる2025問題や8050問題等、高齢化に伴い問題が多様化、複雑化するなかで、更なる地域包括ケアシステムの推進について取り組んでいく必要がある。	地域ケア会議などで、事例や地域の課題を検討し、解決を図ることで、地域包括ケアシステムの深化を図っていく。また、同圏域の鈴鹿市とも協議をしながら亀山市なりの仕組みを構築していく。
			(1)-③-2	**2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築** 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	・障害者総合相談支援事業（精神保健担当者連絡会） ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築	・福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を21回開催し、認知症サポーターを428人養成した。 ・認知症等高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター等の相談窓口の周知や見守りシール事業等について周知した。 年6回の精神保健担当者連絡会に出席し、現状の共有等を行いながら顔の見える関係を作った。	・認知症サポーター養成講座は、身近に認知症の親族等がいない人などにも広く受講いただくことが望ましいことから、福祉委員などの特定の方たちだけではなく、広く一般市民にも受講いただくことが求められる。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていることについて、更なる周知が必要である。	・地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていること（見守りシール事業等）について、更なる周知が必要である。 あい担当者の変更により精神保健分野への対応がより可能となった。医師をはじめとする支援者等との連携をさらに図っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
		④障がいのある人の家族支援						
			(1)-④-1	**1 家族の負担軽減** 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。	・障がい者児の家族を支援する制度の周知	相談部会等で計画相談と情報交換し、レスパイトサービスの周知を進めた。	ショートステイや日中一時だけでなく、家族の負担軽減に資する制度を状況に応じて提案することが必要である。	総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を周知していく。
			(1)-④-2	**2 家族のレスパイト支援** 障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。		相談部会等で計画相談と情報交換し、レスパイトサービスの周知を進めた。	レスパイトについては、着手するタイミングが難しいため、普段からも様々な方法で周知することが望ましいが、広報・HPなどでの周知ができていない。	広報やHPで、総合相談支援センターあいの窓口や障がい福祉サービスの周知を行う。
	(2)障がい児支援体制の確保（計画書　第4章障がい者福祉に関する取組の展開P45～52）							
		①療育体制の充実						
			(2)-①-1	**1 相談・支援体制の充実** 就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な 子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、 CLM のしくみ を活用し充実を図ります。	・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討	一人ひとりの特性や発達段階に合わせた目標や内容を検討した集団療育相談を、18回実人数13人に行った。 保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的なアドバイスを行うなど、園における指導力の向上を図った。 みえ発達障がい支援システムアドバイザー2名を配置し、CLM方式を活用した保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。	就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、相談・支援体制のさらなる充実を図る必要がある。	・集団での適応や個別のニーズに対応できるよう、子どもとその家族を対象とした相談事業を行う。 ・保育所、幼稚園等と連携し巡回相談を行うことで、発達等に配慮が必要な子どもへの支援の充実を図る。 ・CLM方式を活用し、子どもに対する支援を実施するとともに、保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者を対象とした研修も実施する。
			(2)-①-2	**2 児童発達支援機能の強化** 現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図る とともに、児童発達支援センターの 機能確保に向けた取組を進めます。	・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討	・R7年度に民間の児童発達支援センターが市内に開設することを受け、公民連携の在り方について検討を重ね、公民連携による面的整備型児童発達支援体制を整備した。 ・発達支援体制の機能確保のため、児童発達支援管理責任者及び計画相談員の配置を継続している。	地域全体で、児童発達支援体制に求められる中核機能を提供できるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。	これまで培ってきた発達支援体制を活かし、こども家庭センターが中心となり、新たに開設される児童発達支援センターをはじめ地域の児童発達支援事業所等とともに、児童発達支援連絡会議（仮称）を設置し、情報交換や地域課題を話し合い連携を強化ていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-①-3	**3 切れ目のない支援体制づくり** 障がい児や発達等に配慮 等 が必要な 子ども のラ イフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。		「にじいろノート」を学校で活用するよう、校長会等で周知した。 市内の保育園、幼稚園、認定保育園と小中学校に依頼し、保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に支援の引継ぎができるようにした。 心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。（相談件数：552件）	保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に切れ目のない支援が引継がれるよう、さらに連携を深める必要がある。 障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目ない支援を継続する必要がある。	保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に切れ目のない支援が引継がれるよう支援体制の強化を図る。 ・相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。
	②医療的ケア児の支援の充実							
			(2)-②-1	**1 医療的ケア児 等の資源の 拡充** 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい 福祉サービス事業所等を 拡充するよう取り組みます 。	・【新】小児在宅連携会議 ・にじいろネット5市連携研究会開催（障がい者支援G） ・医療的ケア児の日中一時支援事業提供加算制度（障がい者支援G）	にじいろネット5市連携研究会に参加し、三重県における医療的ケア児政策や医療的ケア児をとりまく状勢について情報共有を行った。	亀山市における医療的ケア児をとりまく状況としては、看護師の不足が挙げられ、学校現場・障害福祉事業現場双方の課題である。	看護師の不足も含め、課題をにじいろネット5市連携研究会等で共有していく。
			(2)-②-2	**2 医療的ケア児等への支援体制の充実** 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいろネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。	・にじいろネット5市連携研究会開催（障がい者支援G） ・にじいろネットへの参加（母子保険G、子育てサポートG、子ども支援G）	放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置（加配）した際の運営費を補助した。	障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。	引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。
			(2)-②-3	**3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定こども園への受入体制の充実** 「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係 機関 との 情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。	・医療的ケア児関係者会議の開催（子育てサポートG） ・障がい児支援事業（子ども総務G）	医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どものケアが継続できるよう人材を確保した。 保育所等において、医療的ケア児及び障がい児を受け入れるための環境整備に係る財源を確保した。	新たな受け入れに対する人員確保が課題となる。 医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等については、必要に応じて環境整備等を行う必要がある。	医療的ケア児をサポートする看護師の確保が難しくなっており、新たな人材確保策の検討を行い、安定した受け入れ態勢の確保を図る必要がある。 引き続き、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等について、必要な環境整備やその支援を行っていく.

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-②-4	**4　医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置** 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。		令和6年度では、亀山市内事業所において新たに1名が医療的ケア児コーディネーター研修を修了され、合計3名となった。	コーディネーターの人数は、未だ十分ではなく、新たなコーディネーターが必要とされている。	計画相談等に対して、相談部会などでコーディネーターの資格取得等を促していく。
		③子育てを支援する受入体制の整備						
			(2)-③-1	**1　障がい児の受入体制の充実** 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後 の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの 受入れ体制の 充実を図ります。		放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置（加配）した際の運営費を補助した。	障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。	引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。
			(2)-③-2	**2　障がい児の成長支援** すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。		・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろの一と」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・みえ発達障がい支援システムアドバイザーを中心とし、市内公立全園でCLM方式を活用した支援を実施し、保育士や教職員のスキルアップに努めた。 ・KUKSプログラムの活用9人。 ・保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的なアドバイスを行うなど、園等における指導力の向上に努めるとともに、関連部署との連携を密にした。	関係機関との連携を強化することが求められる。 障がいを持つ子どもを介助する加配職員の保育等のスキルアップが図れるよう、研修内容や機会等の充実が必要である。	・引き続き、「にじいろの一と」の作成や活用を進める。 ・CLM方式を活用した支援を市内公立全園にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを継続的に育成する。 ・子どもの困り感に応じて、KUKSプログラムを活用する。 ・保育所・幼稚園等の生活を通して、充実した保育が受けられるよう、発達等に配慮が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
		④特別支援教育の充実						
			(3)-④-1	1　特別支援教育の充実 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、 子ど もの個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園 等へ の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別支援教育推進事業（教育研究G）	・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校へと、支援情報を確実に引継いでいくことが求められている。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			(3)-④-2	2　インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築（支援体制の充実）をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組みます。	・個の学び支援事業 ・特別支援教育推進事業（教育研究G） ・都市公園へのインクルーシブ遊具導入に係る懇談会のコーディネート（障がい者支援G）	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			(3)-④-3	3　進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、にじいろの一との活用を図り、受入先の確保と定着に向け 関係機関と連携した支援を 行います。	・「にじいろの一と」を活用した関係機関との連携（子ども支援G） ・青少年自立支援事業（社会教育G）	・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろの一と」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	関係機関との連携を強化することが求められる。 自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	・引き続き、「にじいろの一と」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を図り、支援を引き継いでいく。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
3 自立した生活のできる体制づくり								
（1）雇用・就業機会の確保と拡大（計画書　第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60）								
①就労準備支援の充実								
			(1)-①-1	**1　職場実習事業の活用促進** 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設 において障がい者職場実習事業を行います。	・職場実習事業（障がい者支援G）	就労継続支援事業所が増えたこともあり、働く機会が比較的確保されるようになってきている。市施設での実習生受入れの機会が作れず成果には至らなかった。	適正な財政支出の観点から、より実効的な予算執行となるよう、制度のあり方を考える必要がある	より効果的に働く場を提供できるよう実習施設、就労継続支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターとの連携を進めていく。
			(1)-①-2	**2　ハローワーク等との連携による就労の促進** ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。	・障害者就業・生活支援センター（国・県事業）等との連携による就労支援（障がい者支援G）	・総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間59件の支援を行った。また、相談者の状況に合わせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障がい者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労に繋がるように継続的な支援を行った。 ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。	・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。
			(1)-①-3	**3　一般企業への啓発や制度説明** 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。	・障がい者差別解消支援検討部会における協議等（障がい者支援G）	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	・関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。	・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。
②雇用の場の確保								
			(1)-②-1	**1　障がい者就労施設等への支援** 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・障害者優先調達推進法による物品等の調達	障害者就労施設等から優先的に物品調達を行うことを庁内に呼びかけ、推進した。	新たな調達先を増やすことはできなかった。	庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庶務担当の意識によって左右されると見受けられる。庁内への制度の周知方法を検討したい。
			(1)-②-2	**2　企業における障がい者雇用の促進** 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。		・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び支援策の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	・一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。	・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)-②-3	**3 社会的事業所への支援** 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所創業支援事業	新たな参入事業者はないものの、既存の事業者への調達を推進した。	部署、庶務担当の意識による差異は避けられない現状にある。定期的な調達先の見直しや整理をしていく必要がある。	庁内への制度の周知方法を検討したい。
			(1)-②-4	**4 農福連携による新たな雇用機会の創出** 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	・【新】農福連携の取組 ・農山漁村振興交付金（農福連携事業）（例：福祉農園等整備支援事業、農福連携支援事業）（農林政策G）	東海農政局の事業説明会等に参加し情報の収集を行ったり、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と情報共有を図った。また、鈴鹿市で農福連携植物工場を運営している株式会社日商Nissyo-Farmの視察を行った。	情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。また、市内で農福連携を行う福祉事業所にどのような支援が行えるのか検討する。	積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。
			(1)-②-5	**5 市職員の障がい者雇用** 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	亀山市職員障がい者活躍推進計画（人事給与G）	・法定雇用障害者数を達成するため、計画的に採用を実施した。	・障がい者の諸事情により、急に退職される可能性があることから、継続的な雇用と働き続けることができる環境整備が必要である。	・亀山市職員障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者が働き続けることができる環境整備に努める。 ・令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。
		③就労定着に向けた支援						
			(1)-③-1	**1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実** 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う 就労定着支援サービス 事業所の参入 を促すとともに 、就労定着支援サービス を活用し 障がい者 が仕事を継続できるよう支援 します。	・障害者自立支援給付事業	障害者就業・生活支援センターとより連携を図り就労の定着をの支援に努めた。一般就労後、継続できなかった方について、就労継続A型や就労移行支援の再利用を進め、再チャレンジを支援した。	令和6年度は就労定着支援の利用が0件であった。	引き続き、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、支援を行い、就労定着支援の利用の促進も進めていく。
			(1)-③-2	**2 就労に関する情報提供・相談体制の充実** 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・障害者総合相談支援事業（就労支援）、障害者就業・生活支援センター（国・県事業）等との連携による就労支援（障がい者支援G） ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（厚生労働省）の活用	利用者のニーズや特性や能力に応じて、必要な機関への連携を行った。具体的には、一般就労については障害者就業・生活支援センターと連携し、福祉就労については、就労継続支援A型およびハローワークと連携し、支援を行った。	障害者と雇用する事業者を直接マッチングさせるような機会は作れなかった。	障害者就職説明会のような就職希望者と雇用者をつなぐ催し等を開催していきたい。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
				（2）自立生活のための環境整備（計画書　第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68）				
				①障がい福祉サービスの充実				
			(2)-①-1	**1　自立を支えるサービスの充実** 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する 新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・地域生活支援事業 ・障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業による安定的・継続的な障がい福祉サービス提供の確保（障がい者支援G）	現在の障害福祉サービス・亀山市独自の制度等、既存のサービスの見直しや新たなサービス創設の検討を行った。	具体的な制度構築等の着手はできなかった。	既存のサービスの見直しや 新たなサービス創設の検討を進め、施策を実際にすすめていく。
			(2)-①-2	**2　情報提供・コミュニケーション支援の充実** DX（デジタルトランスフォーメーション）による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段（聴覚障がい者向けの メール配信サービス等）による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・コミュニケーション支援事業（障がい者支援G） ・障がい者差別解消支援検討部会での議論	窓口に遠隔手話通訳タブレット端末を設置したほか、設置手話通訳者等により、ZTVでの情報提供を行った。	庁内での利用を更に促進する必要がある。	DXの観点で、より便利で効率的・合理的な方法等があるか、費用対効果も含め検討する。
			(2)-①-3	**3　難病のある人への支援の充実** 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付 のほか 、障がい福祉サービスの利用方法に関する 情報提供に 努めるとともに 、難病のある人やその家族の日常生活における相談 を必要に応じて 県難病相談支援センターに つなげ適切な支援の提供を図ります。		鈴鹿保健所が作成している難病患者のための地域資源情報等を活用し、難病患者の問い合わせ等について、説明や他機関への案内を行った。	難病についての知識・ノウハウは十分ではなく、都度三重県等に確認し対応している。	難病に関わる制度は変化・変更があるため、都度整理していく必要性がある。
			(2)-①-4	**4　居住環境の整備** グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。	・【新】地域生活支援拠点整備事業（障がい者支援G）	現在の障害福祉サービスの改正をふまえ、地域生活支援拠点整備の検討を行った。	・調査結果に基づいた地域生活拠点等の整備が進んでいない。	・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正（※令和8年度末までに各市町村において整備）も踏まえ、早急に取り組んでいく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
		②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進						
			(2)-②-1	**1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進** 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します 。	【新】亀山駅周辺整備事業	事業完了（令和4年12月）に伴い回答無し	事業完了（令和4年12月）に伴い回答無し	事業完了（令和4年12月）に伴い回答無し
			(2)-②-2	**2 障がい者に配慮した市営住宅の整備** 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザイ ンに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・民間住宅借上げ事業	令和5年度に借上型市営住宅選定委員会において採用決定となったユニバーサルデザインに配慮された民間賃貸共同住宅が、令和6年5月に竣工し、7月から市営住宅として供給することができた。	バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、入居者の住宅使用料が高くなる傾向がある。	引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。
			(2)-②-3	**3 ユニバーサルデザインの普及啓発** 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。	・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づく特定施設新築等協議申請の進達 ・点字ブロック破損等修理 ・東野公園へのインクルーシブ導入に係る懇談会開催	・開発行為で帰属を受ける公園について、特定施設新設等協議申請を進達を行った。（2件） ・東野公園複合遊具等更新のプロポーザルについて、ユニバーサルデザインやインクルーシブへの配慮や工夫を求めた。（令和7年2月に供用開始した） 既存道路については定期的に点検を実施したが点字ブロックの破損個所は無かった。 ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定められた道路の整備基準に基づき、三重県との事前協議を重ね、川合9号線の道路詳細設計を実施した。 ・三重県に特定施設新築等通知の提出を行い、作成した道路詳細設計が整備基準に適合していると認定された。	・公園の更新については、部分的ではなく、一体的に整備していく必要がある。 既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 ・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、実施計画に基づき事業を進め、できる限り早く提供することが望ましいが、その財源となる国の交付金が要求どおりに配分されない傾向が続いており、計画どおりに整備を進めるのが難しくなってきている。	・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。 ・高齢化社会に伴いユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備を持続していく必要がある一方で、該当エリアの将来予測を含めた人口動態や周辺道路等の道路利用状況なども視野に入れて整備を進めていく必要がある。
			(2)-②-4	**4 必要な情報を得られる情報発信** 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組みます。	・ホームページ情報発信事業（広報G） ・障がい福祉に係る広報媒体におけるアクセシビリティの向上（障がい者支援G）	市ホームページの基本操作とウェブアクセシビリティと題し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドライン（令和5年4月策定）の内容に基づき、職員研修（9/3：2回、9/5）を実施し、当該ガイドラインの内容の周知や実際のホームページの画面を操作するなど、ウェブアクセシビリティの向上を図った。また、各ページの新規・更新作業の際、内容が適切でなかった場合は、都度改善するなど、誰もが情報得られるよう対応に努めた。	引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届くように、庁内の職員に対し、亀山市ウェブアクセシビリティガイドラインの周知や、既存の掲載ページの適切な更新などに継続的に取り組む必要がある。	各ページの新規作成及び更新作業の際、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、その対処方法を担当部署と情報共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当は変更することから、職員研修などの機会を通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-②-5	**5　読書バリアフリーの推進** 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアク セシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサ ービスを進め ます。 また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。		点字を含む寄贈図書の展示により、視覚障がい者向けコーナーの充実を図り、利用しやすい環境を整備した。 出張図書館の実施を通じて、電子図書館をはじめとする各種サービスの普及啓発を行った。 イベント「Light It Up Blue みえ」や「アールブリュット」の表現者たち展in亀山」、「つなぐアートつながるアートPROJECT」の報告会を通じて、情報発信を行った。 録音図書「山鳩文庫」の蔵書を増強し、視覚障がい者の読書環境を改善した。	バリアフリー関連資料の利用促進のため、情報発信や利用案内を一層充実させる必要がある。 地域イベントやSNS等の多様な手段を活用し、より広範な層に効果的な情報提供を図る必要がある。	イベント等を通じた図書館利用の促進と「しずかなへや」の活用を推進する。 関係部署との連携を強化し、バリアフリーサービスの認知度向上と定着に努める。
		③防災・安全対策の充実						
			(2)-③-1	**1　防災知識に関する情報提供の充実** 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。	・広報広聴事業 ・行政出前講座	当事者団体が主催する災害をテーマとした研修に参加し、災害時における障がい者の支援・援助に関する知識の普及・啓発を行った。	災害時における障がい者の支援・援助に関する普及・啓発を実施しているものの、地域が主催する防災訓練や行政出前講座等に障がい者の方々が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。	地域が主催する防災訓練等に、障がい者の方々が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を行っていく。
			(2)-③-2	**2　災害時の要支援者対策の推進** 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。	・避難行動要支援者対策事業（名簿の維持・向上）	避難行動要支援者名簿の更新作業を行い、全ての自治会に案内を行い、名簿を希望する自治会へ配布を行った。 ・個別避難計画の作成に当たり、関係部署と協議を行った。 ・避難行動要支援者名簿の更新作業に向けた準備・検討を行った。 ・令和6年の台風10号の接近に伴い、警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されている『金場、久我、萩原、越川、福徳、加太向井、加太市場』地域の、災害時避難行動要支援者名簿に登載されている対象者に対して連絡した。	名簿は、避難行動要支援者の同意を得たうえで、名簿作成を行うため、更新作業に数か月を要する。 ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。	名簿の更新手続をマニュアル化し、迅速に更新していく。 ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進める。

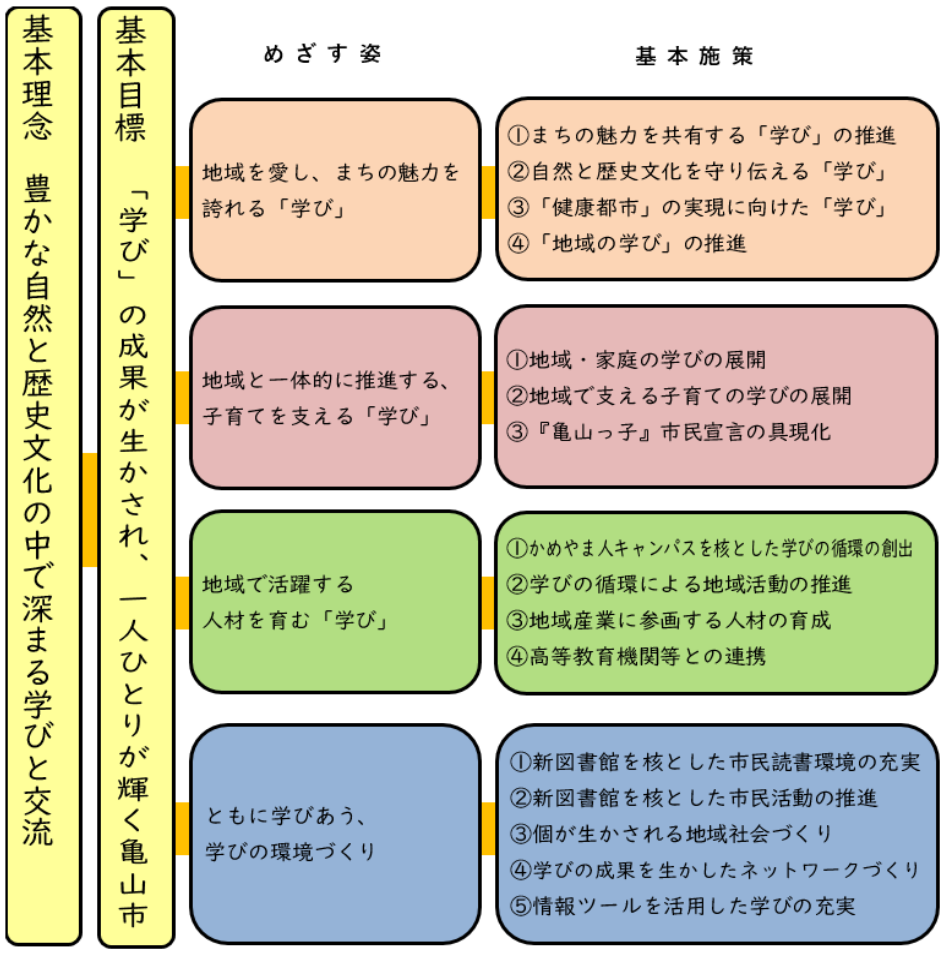
基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-③-3	**3　福祉避難所等の充実** 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が 安心して 避難できる福祉避難所等の 充実 を図り、 福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や 感染症対策に対応した避難所設置運営 に努めます。	・防災資機材・備蓄品充実事業 ・福祉避難所使用協定	・令和6年の台風10号の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況（受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等）を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。 ・令和7年1月26日（日）に開催された鈴亀地区老人福祉施設協会主催の福祉避難所開設・運営訓練に参加するなど、知識の研鑽に努めた。	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議するとともに、各種研修会に積極的に参加し、福祉避難所開設・運営のノウハウの習得や、課題の把握等に努める。
			(2)-③-4	**4　福祉避難所協定事業所との連携** 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。	・福祉避難所使用協定	・令和6年の台風10号の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況（受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等）を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する。
		④権利擁護対策の充実						
			(2)-④-1	**1　権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築** 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。	（仮称）法福連携ネットワーク協議会の運営	弁護士・司法書士・社会福祉・医師などを構成員とした法福連携ネットワーク協議会を開催し、市の取組状況や実績などに関する情報共有を行った。 東海税理士会から法福連携ネットワーク協議会の委員を委嘱し、また、金融分野の情報を市と市内の金融機関と共有する協定の協議を進めた。 成年後見制度等の制度利用が必要と思われる方について、社会福祉協議会の相談窓口につないだ。	金融機関において、福祉の支援が必要だと思われる人が窓口を訪れている現状がある。 成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する必要がある。	市内の金融機関と金融分野の情報を市と共有する協定について協議を進めていく。 成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する。
			(2)-④-2	**2　成年後見制度の利用の促進** 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、 成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。	成年後見サポート事業	成年後見制度の利用の申出があった方については、成年後見サポート会議と受任機関の確保により迅速な審判が得られた。 高齢者の成年後見制度について、報酬費用の助成を5件、申立て費用の助成を3件行った。	成年後見制度の利用が必要である方が顕在化している。 中核機関が立ち上がり、成年後見制度について推進することが出来たが、周知啓発や利用促進について連携した取組を行っていく必要がある。	市や社会福祉協議会に相談があった際には、わかりやすく制度説明を行い、必要な方に対して、制度の利用に繋げていく。 中核機関や障がい者部門と協力し、制度についての周知や連携した対応が行えるよう取り組む。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	（参考）関連する事務事業	令和6年度の実績･成果	反省点･課題	今後の方向性
			(2)-④-3	**3　日常生活自立支援事業の充実** 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	･日常生活自立支援事業(障がい者支援G)	令和6年度の日常生活自立支援事業の新規契約は1件、解約は6件(成年後見への移行が2件、他は転出や死亡)全体では43人から38人となった。	成年後見制度が少しずつ周知がなされ、日常生活自立支援事業から移行する事例も増えている。両制度の併せて周知を行うことが必要である。	成年後見制度も含めて、制度への不理解や不信を緩和できるような周知啓発を行っていく。具体的には、HP等での周知やセミナーの実施を継続していく。
			(2)-④-4	**4　虐待防止による権利利益の擁護** 関係各課 、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携･協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	･高齢者･障がい者虐待防止対策代表者会議(障がい者支援G･高齢者支援G) ･障害者総合相談支援事業(基幹相談中心)	高齢者や障がい者など、虐待を受けた方の状況に応じて、必要な関係機関が連携して対応し、虐待を受けた方の保護･権利利益の擁護、並びに養護者の支援に当たった。なお、障がい者や高齢者に対する虐待事案への対応方策については、近年、厚労省からマニュアルが示されるなど、虐待への対応方法が確立されてきたことから、令和6年度については、高齢者･障がい者虐待防止対策代表者会議は開催していない。	個々の虐待事例に応じて、適切で迅速な対応が求められるが、専門的知見を有する人材が不足している。また、8050問題等養護者が抱える問題も多く、広く関係機関と連携をとる必要がある。	虐待事案について、関係機関と連携を図ると共に、必要に応じて三重県高齢者･障がい者虐待防止チームから助言を受けるなど、困難事例の解決に向けて取り組んでいく。

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　教育委員会事務局 生涯学習課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前後期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安全安心、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。
計画の骨格	

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	デジタル技術を活用した講座の開催数	回	8	15	20
2	「かめやまお茶の間10選（実践）」アンケートにおける取り組んだと回答した保護者割合	%	52	62.2	70
3	「亀山っ子」市民宣言についてのアンケートにおける目指す子ども像について実感があると回答した割合	%	24.4	28.9	30
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	第2期かめやま人キャンパスの2年目を基礎編とした「まちのインフルエンサー養成講座」と「まちのせんせい養成講座」については、オンライン環境が整っている図書館多目的室を拠点として、デジタル技術（ICT）を活用した講座を展開した。また、情報発信ツールであるLINEアプリ等を活用し、YouTubeによるオンライン配信等として実施した。 市内幼稚園・保育所において、家庭教育出前講座を開催した他、子育て応援メッセージである「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化月間等に取り組んだ。 「亀山っ子」市民宣言の具現化行動の総括的な行事としての位置付けより、青少年体験行動サマーキャンプを実施した。
成果	第2期かめやま人キャンパスを起点として、YouTube Live 等のデジタル技術を活用した講座を実施したことにより、地域のデジタル化の促進を図った。第1期かめやま人認定者に対して、フォローアップ講座を実施し、中央公民館講座等の講師や行政委員として登用するなどの支援等を行った。 家庭教育出前講座を展開し、「かめやまお茶の間10選（実践）」に取り組むことにより、家庭教育の重要性について意識啓発が図れた。 青少年体験行動サマーキャンプを実施したことにより、地域や保護者に向けた意識共有を図った。
総合計画推進への寄与度	かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な講座を実施して、学習機会を市民に提供し、地域の課題解決に取り組む人材育成を推進することにより、基本施策「学びによる生きがいの創出」につなげることができた。

反省点・課題	かめやま人の今後の活動を支援するため、行政関連部署や各関係団体等と引き続き連携を図っていくとともに、かめやま人に対して、フォローアップ講座についても継続して行っていく必要がある。中央公民館講座等については、高等教育機関と連携等を図り、多種多様な講座を継続して提供していく必要がある。

今後の方向性	学びの情報の一元化を図り、かめやま人キャンパスの充実、「かめやまお茶の間10選（実践）」の普及啓発に努め、学びによる生きがいの創出を推進するとともに、デジタル技術の活用やSDGsなど新たな視点を盛り込んだ「亀山市生涯学習計画」に基づいた取組を推進する。

亀山市文化芸術推進基本計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　　市民文化部 文化課　　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ 12 年度
位置付け	本計画は、文化芸術基本法第7条の2及び亀山市文化芸術基本条例第6条に基づき策定する「地方文化芸術推進基本計画」として定めるものである。 また、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「文化芸術の推進」と深く関わっている。
目的･概要	文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、4つの基本方針に基づく施策や取組を展開し、それぞれが相互に関わり合うことで市民の文化芸術活動をより活発にし、基本理念「継承と創造の文化芸術を育むまち　かめやま」の実現をめざすものである。
計画の骨格	基本理念 継承と創造の文化芸術を育むまち　かめやま 基本方針１ **多様な体験・鑑賞の機会の充実**【ふれる・みる】 基本施策１　気軽に文化芸術に親しむ機会の充実 基本施策２　子どもの文化芸術活動の充実 基本施策３　文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫 基本方針２ **市民の自主的な活動の支援等の充実**【ささえる・はぐくむ】 基本施策１　文化芸術活動を担う人材の確保・育成 基本施策２　文化芸術活動への支援 基本施策３　文化芸術活動の環境づくり 基本方針３ **文化芸術の継承と活用**【つたえる・ひろげる】 基本施策１　文化財等の保存と活用 基本施策２　地域における特色ある文化芸術の継承と活用 基本方針４ **文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出**【つなげる・いかす】 基本施策１　文化芸術を生かした多様な交流の促進 基本施策２　文化芸術を生かしたまちづくりの推進

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	（設定なし）				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	■市文化芸術推進審議会において、市文化芸術推進基本計画実績を審議し、事業の進行管理ができた。本計画に位置づけされるかめやま文化年の開催に向け、実行委員会を6回開催し、事業を実施した。また、市文化大使を新たに1名委嘱し、文化振興につなげた。■広報かめやま句会（俳句・川柳）を新たに実施し、市美術展では130点の作品を展示した。また、市美術展において、伊賀市、甲賀市と作品交流を行ったほか、市展期間中に特別体験講座を開催、図書館において中村晋也特別展示を開催し、合計1,164人が来場した。■市芸術文化協会及び亀山トリエンナーレ実行委員会へ補助金を交付し、亀山トリエンナーレ開催にあたっては、事業協力のうえ作品展示会場として文化財建造物を提供した。■文化会館では、外構修繕や法律に基づく設備修繕を行い、施設の安全確保に努めた。
成果	「まちがにぎわい　こどもがわらう」をキャッチコピーとしたかめやま文化年の開催など、市及び亀山市文化会館等により市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、子どもを含む市民が文化芸術を鑑賞・体験できる機会を創出することができた。 また、市美術展や広報かめやま句会を実施し、日頃の活動成果を発表できる機会を設けることで、市民の活動意欲の向上や活発な創作活動に寄与した。 まちの賑わいや魅力の創出につなげるための新たな文化年の開催については、市・実行委員会・文化芸術活動団体等の3つの主体において、文化芸術の継承と創造を目指した事業内容を実施できた。
総合計画推進への寄与度	「文化芸術施策の推進」については、文化年の開催に向け、実行委員会の開催を重ね、教育や観光分野と文化芸術が連携した事業を実施することができた。「文化芸術の拠点づくり」については、文化会館の設備修繕により、安全確保を図るとともに、文化芸術活動団体の作品展示に文化財建造物を提供し、公共施設の活用を図った。また、「文化芸術活動の活性化」については、文化芸術活動団体への補助により、自主活動を支援できた。

反省点・課題	文化会館の指定管理者や文化芸術活動団体と連携を図りつつ、文化に触れる機会を充実し、文化芸術活動を担う人材の育成や交流の促進が必要である。また、文化芸術に関する情報を収集し、積極的に発信する必要がある。

今後の方向性	文化芸術推進基本計画に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針１　多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
①気軽に文化芸術に親しむ機会の充実	市民が各ライフステージに応じて、文化芸術に親しむことができるよう、親子コンサートやワンコインコンサート、トップクラスのアーティストの講演など様々な文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞の機会を充実します。	1	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施します。	ワンコインコンサート、亀山ミュージカル、さいまつコンサート、亀山音楽祭　他	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施する。	文化会館において、鑑賞型・参加型事業を合わせて年間１５本以上の開催を目標とする中、三味線・落語・プロ出演の亀山ミュージカル、子ども向け音楽コンサート等の鑑賞型事業９事業を含む２２事業を実施した。	A：十分な成果を得た	引き続き、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施する。	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施する。
		2	文化創造G	美術展運営委員会	身近に文化芸術を感じていただくために、市美術展の展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の機会を設けます。	市美術展、市美術展特別講座	身近に文化芸術を感じていただくために、入場者が増えるよう工夫しつつ市美術展の展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の機会を設ける。	市美術展及び市美術展特別講座を実施し、特にかめやま文化年事業として、市美術展会場での亀山市文化大使上田秀洋氏の作品展示、図書館情報プラザでの名誉市民中村晋也特別展示を行い、市美術展会場入場者が増加し、図書館合わせ1,164人が来場した。	A：十分な成果を得た	今後も市美術展の来場者を増加させる取り組みが必要である。	身近に文化芸術を感じていただくために、入場者が増えるよう工夫しつつ市美術展の展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の機会を設ける。
		3	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリニューアルを検討し、鑑賞の機会を充実します。	各事業のリニューアル	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。	新たな取組みとして、文化会館において、「かめ・ぶん・フェス　地域の芸能がおもしろい！」を開催し、プロのゲスト出演や、かんこ踊りや葛葉太鼓などの市民による地域芸能の披露と、亀山市と歴史・文化交流のある岡山県高梁市の伝統芸能「備中たかはし松山踊り」の披露を実施した。	A：十分な成果を得た	鑑賞型事業を充実していくにあたっては、文化芸術の継承と創造の一方のみの事業実施とならぬよう、また対象とする世代も広く対応する等バランスよく、検討していく。	文化会館において、来場者アンケートや出演者の声なども参考にしながら、クラシック等音楽コンサート、子ども向け等の鑑賞型事業を企画実施する。
		4	文化創造G	武田謡楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	亀山薪能	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供する。	文化会館では、亀山音楽祭、かめぶんフェス、ワンコインコンサート音絢等において、地域の芸能や伝統芸能の鑑賞の場を提供した。 一方、令和７年度の薪能実施は、庁内事業見直しにより見送りとなった。	B：まずまずの成果を得た	伝統芸能鑑賞の機会提供のため、地域社会振興会と協力実施など検討していく。	情報収集や検討を進めていくとともに、文化会館での伝統芸能鑑賞の機会を提供する。
		5	歴史博物館		常設展示や企画展示等を通じて、亀山市の歴史を伝える機会を提供します。	歴史博物館での常設展示、企画展示、亀博自由研究広場、博物館講座の開催	企画展示は開館３０周年記念の冠を附し、歴史博物館３０年の展示の歴史や実物資料を基に作成した資料の歴博貸出ユニット展示を開催し、亀山市の歴史を伝える機会を提供する。	企画展示では開館３０周年記念の冠を附し、亀山城主石川家の家臣を取り上げた近世の武士の展示や、３０年の展示の歴史を紹介した歴史ひろば、歴博貸出ユニットを活用した歴博自由研究のひろば、昔の道展を開催し、亀山市の歴史を伝える機会を提供した。	A：十分な成果を得た	企画展示では、多様な亀山市の歴史を実物資料で伝えるために、保管している博物館資料を活用し、今までとは違う新たなテーマで展示することが必要である。	企画展示では、亀山の商家からみた江戸時代の亀山の姿を探る新たな切り口での企画展の開催を試みる。また、常設展示は、展示物の一部を２回展示替えすることで、知られていなかった亀山市の歴史を伝える機会を提供する。
	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展特別講座や中央公民館の文化講座など参加型の講座を始めとした文化芸術に参加・体験ができる機会を充実します。	6	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化会館において、多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施します。	ゴールデンウイークふれあいプラン、亀山ミュージカル、さいまつコンサート、市民参加型ミュージカル、亀山音楽祭　他	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施する。	文化会館において、鑑賞型・参加型事業を合わせて年間１５本以上の開催を目標とする中、亀山ミュージカル、さいまつコンサートや、市内最多となる98団体、938人の出演する文化会館フェスタ等の参加型事業１３事業を含む２２事業を実施した。	A：十分な成果を得た	引き続き、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する体験参加型事業を実施する。	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施する。
		7	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリニューアルを検討し、参加・体験ができる機会を充実します。	各事業のリニューアル	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。	文化会館において、３年に１度程度開催するプロ共演の亀山ミュージカルの他に、鈴々楽団との市民合唱、地域の芸能がコラボする、かめぶんフェスを開催するなど、新たな試みにも取り組むとともに、様々な世代が楽しめる事業をバランスよく提供できた。	A：十分な成果を得た	参加体験型事業を充実していくにあたっては、文化芸術の継承と創造の一方のみの事業実施とならぬよう、また対象とする世代も広く対応する等バランスよく、検討していく。	新たな試みを検討しながら、文化会館フェスタ、若い芽コンサート、亀山音楽祭などの参加型事業を企画実施する。
		8	文化創造G	亀山俳句会、亀山川柳会	市民俳句会や市民川柳大会を通じて、文化芸術を体験、参加できる機会を設けます。	市民俳句会、市民川柳大会	市民俳句会の開催を通じて、より多くの市民が文化芸術を体験、参加できる機会を設ける。また、大会が開催できない場合でも、市民が文化芸術を体験・参加できる代替の機会について検討する。	より市民が気軽に俳句や川柳に親しむ機会の創出を目的に、これまでの市民俳句会、市民川柳大会に代えて、新たに広報かめやま句会を実施した。 川柳については、子どもの部187人257句、一般の部21人41句、俳句については子ども部225人344句、一般の部18人34句の応募があった。	B：まずまずの成果を得た	新たに始めた広報かめやま句会を、引き続き市民が気軽に俳句や川柳に親しむきっかけとなる機会を工夫をしながら提供する。	周知方法・応募方法を拡大するなどして、広報かめやま句会を実施する。
		9	文化創造G	美術展運営委員会	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展への出展の機会の提供や、特別講座を開催します。	美術展への出展の機会の提供、美術展特別講座	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展への出展の機会の提供や、特別講座を開催する。	市美術展特別講座「見ることと見られること」として、「見ること」と「見られること」の関係が、制作者にどのような影響を与えてきたかをテーマにした講演会を実施した。 また、市美術展ポスターを一新し、市内高校を訪問し応募周知の依頼をしたことで、出品数が増加し、新規出品者（前年未出品者）も増加した。	A：十分な成果を得た	引き続き市美術展特別講座等で文化芸術活動へのきっかけづくりを行う。	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展への出展の機会の提供や、特別講座を開催する。
		10	社会教育G	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座やかめやま人キャンパス等において、文化芸術に関する分野を盛り込み、文化芸術を学ぶ、又は親しむ機会を提供します。	公民館講座、かめやま人キャンパス	中央公民館講座等での文化芸術に関する分野に盛り込み、文化芸術を学び、親しむ機会を提供する。	中央公民館において１３の文化講座、各地区のコミュニティセンターを拠点とする２２の出前文化講座を実施し、文化芸術に関する分野も盛り込んで実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、文化芸術を学ぶ又は楽しむ機会を提供していく必要がある。	中央公民館が実施する文化講座やかめやま人キャンパス等において、文化芸術に関する分野を盛り込み、文化芸術を学ぶ又は親しむ機会を提供する。
	文化芸術へより興味を持ってもらうため、これまでの小中学校のアウトリーチ活動に加え、各地区コミュニティセンターや福祉施設などに出向くことにより、さらに身近に文化芸術に触れ合える機会を充実します。	11	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへアウトリーチ活動の充実に取り組みます。	小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへのアウトリーチ活動	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへアウトリーチ活動の充実に取り組む。	文化会館の自主文化事業において、小中学校や鈴鹿馬子唄会館におけるアウトリーチ活動を実施し、33回、2,384人が参加した。 また、かめやま文化年実行委員会では、市文化大使の出演する小中学校出前講座や、関宿の旧落合家住宅における街角コンサート等を開催し、22回、1,198人が参加した。	A：十分な成果を得た	引き続き市内小中学校等でアウトリーチを実施できるよう取り組む。	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへアウトリーチ活動の充実に取り組む。
	障がいの有無等に関わらず、文化芸術に触れることができるよう、障がい者が積極的に参加できる環境づくりを行います。	12	障がい者支援G		地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術に触れる機会を提供します。	地域活動支援センター事業（地域生活支援事業） あいあいまつり等 （三重県障がい者芸術文化祭）	市民団体と協働事業を行い、また引き続き展示会等も行う事で障がい者アートの普及や発表の場づくりに取り組む。	市民団体との協働事業として１２月の障がい者週間に合わせて「アールブリュットの表現者たち展in亀山VOL.2」を市図書館にて開催した。	B：まずまずの成果を得た	人材、予算に限りがある中で、今までの進め方や成果について十分に検証したうえで、本来の目的に沿った事業を進められるよう検討を行う必要がある。	利用していない市の会議室等も活用する等、文化芸術に触れられる企画を増やせるよう、関係団体等とともに検討を重ねていく。

基本方針１　多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
②子どもの文化芸術活動の充実	学校などにおいて、文化公演や音楽会等の様々な文化芸術を鑑賞、体験する機会を充実し、子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組を推進します。	13	**教育支援G**	各学校	児童生徒が学校で文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供します。	小学校文化公演、小中音楽会、亀山市図工・美術展、小中書写展	児童生徒が積極的に文化芸術鑑賞の機会や発表の場を設け、実施する。	亀山市文化会館と連携し、学校における文化公演として、児童生徒が、合唱・和太鼓・オペラに触れる機会を設定した。小中音楽会、図工・美術展・書写展を計画・実施し、発表や作品披露の場を提供した。	A：十分な成果を得た	特になし	児童生徒が積極的に文化芸術鑑賞の機会や発表の場を設け、実施する。
		14	**社会教育G**	各学校	小学校の放課後子ども教室において、将棋や手芸・工作、生け花など文化芸術に関する体験を提供します。	放課後子ども教室での文化芸術活動の体験	放課後子ども教室の各コーディネーターとの情報共有の場を作り、コーディネーターとの連携を密にし、文化芸術に関する体験の機会増加を図る。	放課後子ども教室において、文化芸術に関する体験ができる教室が地域のボランティア等が担い手となって実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、放課後子ども教室において、文化芸術を学べる機会を提供していく必要がある。また、各コーディネーター等と文化芸術に関して情報共有を図る必要がある。	放課後子ども教室の各コーディネーターとの情報共有の場を作り、コーディネーター等との連携を密にし、文化芸術に関する体験の機会増加を図っていく。
		15	**教育支援G**	各学校	教育の発展と文化芸術の推進に資するため、教職員の音楽や図画工作、美術などの学習指導の充実を図ります。	各種研修会への参加、教職員のOJTの実施	亀山市教職員研修講座において、文化芸術推進のための研修講座を行い、学習指導の充実を図る。	文化芸術に関する教職員の研修は、各校の研修会や亀山市教育推進研究協議会（図工・美術部会や音楽部会等）で専門的な研修を年間５回程度行うことができた。	A：十分な成果を得た	特になし	亀山市教職員研修講座において、文化芸術推進のための研修講座を行い、学習指導の充実を図る。
		16	**教育支援G**	各学校	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設、市内の施設（茶農協や環境センター）の見学	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する。	生活科や社会科見学等で歴史博物館や文化施設等を訪問し、郷土や歴史文化について学習することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する。
		17	**教育支援G**	社会教育G	人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施します。	人材バンクの活用、ゲストティーチャー、学習ボランティアの活用	各校の人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施する。	生活科や総合的な学習の時間、特別活動等において、ゲストティーチャーとして、各学校に招き体験活動を行った。	A：十分な成果を得た	特になし	各校の人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施する。
		18	**歴史博物館**	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、かめやま出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に亀山市域や校区内の歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前授業等	学校との連携においては、博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、「亀山市史」「亀山こども歴史館」の他、web展示図録の掲載ページや掲載内容についてもレクチャー、PRするなど、歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供する。	出前授業８回・来館学習１６回、歴博貸出ユニット１７回の利活用等により、学校や地域の歴史学習を支援した。 また、教員研修を２回実施し、授業に利用してもらえるよう博物館資料を活用した地域の歴史を知る機会を提供した。	A：十分な成果を得た	子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組として、実物を見て学習する機会の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、出前授業や来館学習を充実させるとともに、歴博貸出ユニットを活用して子どもたちの地域の歴史を知る学習を支援する。
		19	**文化創造G**	各学校	小中学校を対象とした俳句、川柳を発表する機会を提供します。	市民俳句会（小中学校の部）、市民川柳大会（小中学校の部）	気軽に川柳、俳句や俳句に親しんでもらうため「広報かめやま句会」を実施し、「子どもの部」を設けて作品を募集する。	新たな取組みである、広報かめやま句会（川柳、俳句）に子どもの部を設けることで、子どもたちが豊かな想像力や感性を育む機会を提供した。 かめやま文化年事業として「子ども俳句講座」及び「夏井いつき句会ライブ」を開催した。	A：十分な成果を得た	引き続き気軽に川柳、俳句や俳句に親しんでもらう機会を提供し、新たな取組みを浸透させていく。	気軽に俳句や川柳に親しんでもらうきっかけとなることを目的に、広報かめやま句会を実施し、広報誌以外にも、学校へ周知を図る。
		20	**保健給食G**	保育サポートG	市内の給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を感じることができる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューの提供を、食材等を工夫しながら継続する。	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューを提供した。	A：十分な成果を得た	学校給食において取り入れることができる市内の食文化が少ないため、食材の活用等で工夫する必要がある。	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューの提供を、食材等を工夫しながら継続する。
		21	**保育サポートG**	保育所、認定こども園等	保育所等において、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れられる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	日々の給食を通じて、七夕やお月見などの行事に合わせた行事食や亀山市の食文化に触れる機会を提供できるように努める。	保育所等において、月1回のお誕生日会や季節（端午・桃の節句、七夕、節分等）に合わせた行事食、亀山みそや焼きうどんなど、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れたりできる給食を提供した。	A：十分な成果を得た	地域の食文化について情報提供するなど食文化に触れる機会をもつために継続的な取り組みが必要である。	引き続き保育所等において、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れたりできる給食を提供する。
		22	**教育支援G**	各学校	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表します。	亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールでの発表	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表する。	市内全小中学校が参加する亀山市小中音楽会の実施、NHKコンクールへ２校が参加することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表する。
	アクティブシニアの豊かな知識や経験を生かし、地域の文化祭等の文化行事や文化芸術に関する事業において、次世代を担う子どもたちを育成する取組を推進します。	23	**社会教育G**	青少年育成市民会議	亀山市青少年育成市民会議の実践活動の中で、地域行事や地域の文化祭においてアクティブシニアが中心となり、次世代を担う子どもたちとの育成に取り組みます。	亀山市青少年育成市民会議実践活動	青少年を対象にしている市内各地区の行事や取組について、全戸配布する青少年育成市民会議の機関紙で紹介するなど、コロナ禍からの再始動にあたっての糸口になるような情報発信を継続していく。また、アクティブシニアの豊富な知識と経験を活動に取り入れ、事業を継続して進める。	亀山市青少年育成市民会議から実践活動助成事業を通じて、各地区会議（まちづくり協議会）におけるアクティブシニアの知識や経験を取り入れた青少年対象の行事等の開催を促進し、次世代を担う子どもたちとの育成に取り組んだ。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、各地区会議（まちづくり協議会）における活動を促していく必要がある。	青少年を対象にしている市内各地区の行事や取組について、全戸配布する青少年育成市民会議の機関紙で紹介するなど、情報発信を継続していく。また、アクティブシニアの豊富な知識と経験を活動に取り入れ、事業を継続して進める。
	学校や地域の身近な施設などにトップクラスのアーティストや専門家が出向き、実演や指導を行う機会を提供し、未来の芸術家の育成を図ります。	24	**文化創造G**	教育支援G、（公財）亀山市地域社会振興会	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れるアウトリーチ活動　等	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。	文化会館の自主文化事業において、歌唱指導の場を設けるなど、市内の小中学校でアウトリーチ活動を実施し、10校32回、2,312人が参加した。 また亀山文化年事業では、歌・ダンス・芝居を体験する出前講座を小学校2校で開催し160人が参加した。	A：十分な成果を得た	短期的に効果が見込める取組みでないため、継続して実施する必要がある。	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針１　多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
③文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫	市民活動団体と協働した絵本の読み聞かせなど、乳幼児の頃から文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術への興味や関心に繋げます。	25	保育サポートG	保育所、認定こども園、幼稚園等	園児の工作の時間やお遊戯会を通じて、文化芸術の体験や発表の機会を提供します。	園児による文化的な鑑賞、体験、発表の機会	工作やお遊戯会などの日常的な保育を通じて、文化的な体験や、芸術鑑賞等、園児が文化芸術に触れる機会を提供する。	工作やお遊戯会、散歩などの日常的な保育を通して、季節行事等の文化的または多文化的な体験や芸術鑑賞の機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	日常的な保育の中で文化的な体験や芸術鑑賞等の機会を確保するとともに、地域でできる文化的体験等の情報収集をしていく。	園児の発達段階に応じた文化芸術に触れる機会の情報収集を行いながら、継続して体験の機会を提供していく。
		26	教育支援G	保育サポートG	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施します。	かめやましファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジ	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施する。	かめやましファミリー読書リレーは、各4幼稚園・各小学校低学年において実施した。かめやま読書チャレンジは、保育園・幼稚園の年長児・各小学校において実施した。	A：十分な成果を得た	特になし	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施する。
		27	保育サポートG	健康づくりG	「赤ちゃん訪問」などの機会を活用し、「ブックスタート・パック」（絵本）を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会を提供します。	ブックスタート事業	保護者のニーズ等が反映した「ブックスタート・パック」（絵本）を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会を提供する。	保護者のニーズに合わせた「ブックスタート・パック」（絵本）を手渡し、親子のふれあいや読書習慣づくりのきっかけとなる機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	「赤ちゃん訪問」などの機会を活用し、保護者のニーズを的確に把握しながら「ブックスタート・パック」（絵本）の選定をする必要がある。	保護者のニーズ等が反映された「ブックスタート・パック」（絵本）を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会の提供を継続する。
		28	図書館		子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する図書や児童向けの郷土資料が提供できる体制を整備します。	各関係図書の整備	子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、関係する図書や児童向けの郷土資料の収集を行う。	かめやま文化年2024のイベント情報とそれに関する図書館資料の展示コーナを設け、情報収集と発信を行い、文化、芸術、郷土に対する関心や愛着心を高めるきっかけを提供した。	A：十分な成果を得た	文化情報プラザ（情報発信コーナー）の情報更新を適宜行っていくことが必要である。児童向けの郷土資料の収集を進め、地域の歴史や文化に親しむ機会を充実させることも必要である。	子どもたちが文化芸術に親しめるよう、関連する図書や児童向けの郷土資料を収集するとともに、地域資料に触れる機会を充実させる。
		29	図書館	市民活動団体	絵本や紙芝居等の読み聞かせ等を行う市民活動団体を支援し、文化芸術に触れる機会を提供することで、子どもの読書習慣の定着を図ります。	読み聞かせ	市民交流イベントなどのイベントのほか、文化芸術に関するテーマ展示等の実施など関心を高める取組を行い、子どもの読書習慣の定着を図る。	行政連携や市民活動団体と共催し、かめやま文化年2024関連イベント「紙芝居　林家菊丸物語」、「大富豪・健康麻雀」「バレエ衣装展示」を開催し、郷土への関心を高める取り組みを実施した。図書館ボランティアによる絵本のよみ聞かせや紙芝居などを開催した。	B：まずまずの成果を得た	図書館ボランティア団体や市民活動団体との連携を図り、地域資源に関するイベント等を開催する。地域資料の認知度を上げ、利用につなげていきたい。	文化や芸術に関する市民交流イベントの開催や文化芸術に関するテーマ展示等を実施し、子どもの読書活動の推進につなげる。
	文化会館が実施しているゴールデンウイークふれあいプランと連携し、「子ども文化の日」を設けるなど、子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	30	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	ゴールデンウイークふれあいプランとの連携による子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	子どもを対象とした文化芸術に関する事業の検討	「かめやま文化年２０２４」のキャッチコピー「まちがにぎわい　こどもがわらう」に沿い、子どもの文化芸術活動への参画拡大に繋がる事業を実施できるようかめやま文化年２０２４実行委員会と協力し各種事業を実施する。	亀山市地域社会振興会のノウハウを活用しつつ、かめやま文化年において、市・かめやま文化年実行委員会、文化芸術推進事業の補助団体が、子どもを対象とした事業を、年間通じて開催した。	A：十分な成果を得た	令和６年度に取り組んだ、かめやま文化年事業を一過性に終わらせることのないよう、継続を検討、取り組んでいく。	かめやま文化年事業の一部を、地域社会振興会のアウトリーチ活動や、市の地域における文化芸術映像化・活用事業として実施していく。
	広報紙や市ホームページ、ＳＮＳ、デジタルサイネージ等の様々な方法を活用し、文化芸術に関する情報の発信に取り組み、市民の文化芸術活動を促進するとともに、市の魅力向上を図ります。	31	文化創造G	広報G、各担当部署	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、Facebook、デジタルサイネージを活用し、市民全般に伝わるよう発信します。	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等による文化芸術情報の発信	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ、市公式LINE等のSNSを活用し、市民全般に伝わるよう発信する。	広報紙・ホームページへの掲載に加え、市内デジタルサイネージ、市公式Facebook・LINEでの文化芸術の発信や市美術展については申請書を各方面に郵送するなど、多様な手段で情報を発信した。	A：十分な成果を得た	対象により有効な発信方法が異なるため、引き続き多様な媒体により情報を発信する。	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ、市公式LINE等のSNSを活用し、伝えたい対象者へ伝わるよう発信する。
		32	社会教育G		文化芸術を含む生涯学習に関する講座の情報をホームページや案内等で市民へ周知します。	亀山学びのガイドブックの周知	亀山学びのガイドブック発行に向け、関連部署との連携を密にし、文化芸術の“学び”に関する情報収集を継続し、ホームページや案内等で市民へ周知する。	亀山学びのガイドブック 2024年度版を発行し、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の一元化及びその発信に取り組んだ。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の集約及び周知に努めていく必要がある。	亀山学びのガイドブック発行に向け、関連部署との連携を密にし、文化芸術の“学び”に関する情報収集を継続し、ホームページや案内等で市民へ周知する。
		33	図書館	各担当部署	文化情報プラザにおいて、各担当課部署へ亀山市の文化芸術を発信するよう促すとともに、文化情報プラザの管理を行います。	文化情報プラザでの発信	文化情報プラザにおいて、各担当部署へ亀山市の文化芸術を発信するよう促すとともに、文化情報プラザ内のコンテンツの情報更新や「ひみつ本」コーナーのテーマの更新を行う。	かめやま文化年2024に関して、担当部署に積極的に働きかけ支援をしたことで、イベント情報とそれに関する図書館資料の展示コーナを、年間を通じ設けることができた。 情報収集や発信を行い、文化芸術や郷土に対する関心や愛着心を高めるきっかけづくりを行った。	B：まずまずの成果を得た	イベントの周知や報告など効率的な広報活動を行い、取り組みを周知することが必要である。	文化情報プラザを活用して市の文化芸術の発信を促すとともに、コンテンツのテーマを適宜更新し、より充実した情報提供を行う。
		34	歴史博物館		HPによって、常設展示や企画展示開催、講座等の開講、学校教育との連携等の情報をホームページに掲載し、子どもから大人まで、市域の歴史に関する実物資料や歴史と出会える機会を発信します。	展示開催、講座開講等のホームページでの掲載による発信	常設展示や企画展示開催、講座等の開講、学校教育との連携等の情報をホームページに掲載し、子どもから大人まで、市域の歴史に関する実物資料や歴史と出会える機会を発信する。	各種展示の開催や講座等の開講、学校教育との連携事業等をホームページに掲載し、市域の歴史に関する実物資料や歴史と出会える機会を発信した。	B：まずまずの成果を得た	各種展示開催や講座開講等の情報をホームページやSNS等、様々なツールを使って発信する。また、ホームページの内容の充実をはかり、より多くの人が活用しやすい情報発信に取り組む必要がある。	より多くの人に開かれた博物館となるよう、引き続き博物館の活動や博物館資料の情報発信について、SNS等様々な方法を活用して行っていく。
		35	人権・ダイバーシティG		市が毎月発行する広報紙について、多言語版広報紙（かめやまニュース）を作成して、広く外国人住民に文化芸術に関する情報等を提供します。	外国語版広報紙（かめやまニュース）	日本語教室での課外授業や閉講式等の機会を通じて、文化芸術の交流の機会を提供又は支援する。	R6.6から従前の３言語による紙版から電子版多言語広報「かめやまニュース」に替わり、10言語に拡大して広く外国人住民に文化に関する情報等を提供することができた。また日本語教室の閉講式では市広報や「かめやまニュース」を活用し学習者以外からも交流会への参加を呼びかけ、市民の文化活動を促進することができた。	A：十分な成果を得た	魅力的な日本語教室や文化芸術に関する情報の発信を行い、電子版多言語広報「かめやまニュース」の閲覧者を増やす必要がある。	電子版多言語広報「かめやまニュース」の閲覧者数を増やせるよう四季のイベントや行事などの文化芸術に関する情報等を提供する。
		36	障がい者支援G		障がい者の文化芸術に関する取組の情報について、情報収集と情報発信に努めます。	HP等による情報発信	市民団体と協働事業を行い、また引き続き展示会等も行う事で障がい者アートの普及や発表の場づくりに取り組む。	市民団体との協働事業として１２月の障がい者週間に合わせて「アールブリュットの表現者たち展in亀山VOL.2」を市図書館にて開催した。 また、１月に三重県障がい者芸術文化活動支援センターが主催した「みえアールブリュット2025」では、主催者の依頼に応じ、あいあい館内での掲示のほかチラシ配布などの協力を行った。 市民活動団体と市関係部署で協働し障がいのある人や子どもたちへのワークショップを実現したほか、先進地の視察、またその施設長を講師に招いての報告会を開催し、担当者からの報告の機会ともした。	B：まずまずの成果を得た	人材、予算に限りがある中で、今までの進め方や成果について十分に検証したうえで、本来の目的に沿った事業を進められるよう検討を行う必要がある。	利用していない市の会議室等も活用する等、文化芸術に触れられる企画を増やせるよう、関係団体等とともに検討を重ねていく。
		37	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だより等で市内に発信します。	文化会館だより	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だより等で市内に発信する。	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、広報誌に挟みこむ「催物ごあんない」、新聞折り込み「財団たより」の他、SNS等で市内に発信した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き有効な媒体を検討しながら、発信する。	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、複数の媒体で市内に発信する。

基本方針１　多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
	国や県などの文化芸術に関する情報を収集し、市民の文化芸術活動の促進に繋がる情報を市民や関係団体などへ提供します。	38	文化創造G		国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを収集し、ホームページや関係機関等に周知します。	文化芸術の情報の収集と発信	国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを収集し、ホームページや関係機関等に周知する。	補助金による助成などの情報をホームページに掲載し、周知した。また、補助金助成の実績のある団体には、メール配信する等確実に情報が提供できるよう対応した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き情報の収集と周知を確実に行っていく。	国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを収集し、ホームページや関係機関等に周知する。
	文化芸術に関する情報を誰もが収集しやすいよう、アクセシビリティに配慮した発信に取り組みます。	39	広報G	各担当部署	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体において、誰もが情報を収集できるようアクセシビリティに配慮するほか、分かりやすく情報を発信します。	分かりやすい情報発信	各種広報媒体において、誰もが情報を収集しやすいアクセシビリティに配慮した情報発信に取り組めるよう職員研修などを通じた意識啓発を行うとともに、情報発信の段階で必要な対応を行う。	広報紙では、令和元年10月から誰にとっても分かりやすいUDフォントを本文に使用し、読みやすさの向上を図った。ホームページでは、ページ更新の際、都度、必要なアクセシビリティ対応を行った。また、ケーブルテレビでは、視覚・聴覚の両面から分かりやすく伝えられるよう、テロップ表示やナレーション編集を行った。	A：十分な成果を得た	今後も、各種広報媒体において、分かりやすい情報発信に加え、読みやすさや伝わりやすさの向上などを意識して取り組む必要がある。	誰もが情報を収集しやすいアクセシビリティに配慮した情報発信に取り組めるよう職員向けの広報研修等を通じた意識啓発を行うとともに、各種広報媒体における情報発信の際、必要な対応を行っていく。
	身近に文化芸術に触れてもらえるよう、文化芸術に関する情報の一元化の検討を行うとともに、オンライン配信などを活用した発信の取組を検討します。	40	文化創造G	広報G	分かりやすい情報発信のため、「住めばゆうゆう」などのHPと連携するなど、文化芸術に関する情報の一元化についての検討をします。	.	分かりやすい情報発信のため、「住めばゆうゆう」などのHPと連携するなど、文化芸術に関する情報の一元化についての検討する。	亀山市ホームページ内にかめやま文化年に関する市の情報とかめやま文化年実行委員会の取り組みをまとめて掲載し、トップページ上に「かめやま文化年２０２４」のバナーを掲載することで情報を辿りやすくし、運用した。	B：まずまずの成果を得た	既存のシステムの活用を含め、引き続き一元化について検討していく。	令和６年度分を含め、過去文化年のホームページの整理を行う。
		41	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、オンライン配信など新たな発信方法を検討します。	新たな発信方法の検討	「かめやま文化年２０２４」をはじめ、文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、様々な媒体を活用した発信に努める。	かめやま文化年では、専用ホームページの開設を行い、実行委員会では、新たな取組みとしてインスタグラムによる情報配信を行った。 また、亀山市地域社会振興会では、出演者によるPR動画の配信に取り組んだ。	B：まずまずの成果を得た	文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、様々な媒体を活用した発信に務める。	文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、様々な媒体を活用した発信に務める。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針２　市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
①文化芸術活動を担う人材の確保・育成	文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継ぐため、講座やワークショップなどを通じて、様々な文化芸術の造詣が深まるよう、人材育成に努めます。	42	社会教育G	中央公民館	様々な文化芸術分野のスキルが高まるよう、中央公民館が実施する文化講座等を開催します。また、既存団体の紹介やサークル設立など、活動の継続に向けた働きかけを行います。	中央公民館講座の開催	引き続き、中央公民館講座等での文化芸術に関する分野の盛り込みや講座内での活動の継続に向けた働きかけ方法について検討する。	中央公民館において１３の文化講座、各地区のコミュニティセンターを拠点とする２２の出前文化講座を実施し、文化芸術に関する分野も多く盛り込まれた。また、学びのガイドブックにて、既存団体（サークル）の活動紹介も掲載した。また、活動の継続に向けた取組として、中央公民館講座の講師として登用し、活動の場の提供を働きかけた。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、様々な文化芸術分野のスキルが高まるような講座を開催していく必要がある。	引き続き、中央公民館講座等での文化芸術に関する分野の盛り込みや講座内での活動の継続に向けた働きかけ方法等を検討していく。
		43	文化創造G		市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組みます。	市美術展及び市美術展特別講座	市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組む。	市美術展を公募型で開催し市民の美術スキルの向上に取り組んだことに加え、市美術展特別講座において、「見ることと見られること」として、「見ること」と「見られること」の関係が、制作者にどのような影響を与えてきたかをテーマにした講演を実施し、美術の教養を深める取り組みを行った。	A：十分な成果を得た	引き続き市美術展を開催するとともに、市美術展特別講座を実施することで様々な文化芸術の造詣が深まるよう努める。	市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組む。
		44	社会教育G		かめやま人キャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるなどし、人材育成につなげます。	各事業のリニューアル	文化芸術分野を含めて様々な活動を展開されている方々向けに自身の活動を発信するためのSNSの活用方法や次世代に伝えるための指導方法について学べる講座を展開し、並行して人材発掘を進める。	かめやま人キャンパスの講座として、「俳句でつながる地域と人」など文化芸術分野を取り入れ、人材育成に繋げた。また、かめやま人ミーティングにおいて、かめやま人の活動について、事例発表を行ってもらい、文化芸術分野も含め、かめやま人同士の意見交換を実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、かめやま人キャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れ、地域の人材発掘を進めていく必要がある。	かめやま人キャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるなどし、人材育成につなげ、文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継がれるよう講座内容の充実を図る。
		45	まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	文化財等の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお囃子伝承のための講座や教室の実施	関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施に向けた支援を行い、文化財等の担い手を育成する。	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓等の練習体験会を関の山車会館で開催し、運営を支援した。（関小学校１回、関認定こども園２回） 関宿重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業として、関小学校の児童を対象に「子どもワークショップ」を3回開催し、記念シンポジウムにおいて成果発表を行った。また、同シンポジウムにおいて、小山車曳き及びお囃子の披露も併せて行い、担い手の育成に繋げた。 更に、関宿の歴史を後世に伝えるため、東海道関宿まちなみ保存会と共に関宿かるた大会（大人の部・子どもの部）を初開催し、関宿のまちなみ保存の意識向上を図ることができた。	A：十分な成果を得た	文化財等の伝承を図るため、地元の子供たちのお囃子の練習や成果披露の会場として関の山車会館を活用しているが、少子高齢化等による文化財保存伝承活動の担い手不足を解消することが今後の課題である。	地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施を関の山車会館で継続して行い、文化財等の担い手を育成する。 また、地元保存会が開催する公開講座等へ将来を担う子供たちの参加を促進させ、地域社会全体で文化財等を継承し人材育成を行う。
	文化会館において、トップクラスのアーティストなどと触れる参加型事業を実施することで、文化芸術活動を行う人の意識や技術の向上に取り組みます。	46	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し参加者の意識や技術の向上に取り組みます。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し参加者の意識や技術の向上に取り組む。	文化会館の自主文化事業において、プロと共演する亀山ミュージカル公演を亀山市及び御所市で実施し、さいまつコンサートでは大阪交響楽団演奏に合わせた市民参加合唱を行い、参加者の意識や技術の向上につなげた。 かめやま文化年事業では、亀山市吹奏楽団と、亀山中学校吹奏楽部の合同演奏を行い、生徒は定期演奏会を開催する出演者の取組み姿勢などを間近で学ぶ機会となった。	A：十分な成果を得た	引き続き、市文化大使にも協力いただく等により、トップクラスのアーティストと一緒に参加することができる参加型事業を実施する。	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し、子どもを含む参加者の意識や技術の向上に取り組む。
	文化芸術活動を行う人が市内で指導者として活躍できるよう、文化大使や地域のアーティストなどを活用した後継者の育成や定着に取り組みます。	47	社会教育G	中央公民館	文化会館において、多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施します。	人材バンクの普及	市HPや学びのガイドブック等を活用し、人材バンク制度の周知を行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合（各団体の役員会、幼稚園長会etc）にて、積極的な周知を図っていく。	３０の文化芸術関係の団体/個人の登録があり、幼保の利用が１１園あった。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、人材バンクの活用促進を図るため、制度の周知に努める必要がある。	市HPや学びのガイドブック等を活用し、人材バンク制度の周知を行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合にて、積極的な周知を図っていく。
		48	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行います。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行う。	さいまつコンサートと亀山ミュージカルにおいて市文化大使を活用し、後続者の育成や定着に取組んだ。 また、新たな亀山市文化大使には、中学校での就任記念の講演をいただき、かめやま文化年事業では、リレー講座出演のほか、街角コンサート出演、小中学校音楽会での応援メッセージ、市美術展作品展示を行った。	A：十分な成果を得た	引き続き市文化大使等を活用し、後続者の育成や定着に取組む。	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行う。
	文化芸術活動の更なる活性化に向け、文化芸術イベント等の企画や運営をマネジメントする人材や文化芸術団体間と行政との協働を促進する人材の発掘、育成に取り組みます。	49	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を検討します。	養成講座の開催など、マネージャーやコーディネーターを育成するための事業の検討	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を他市の事例を研究しつつ、検討する。	文化会館指定管理の仕様により、新たに文化芸術活動団体の事務支援を行う職員を配置した。 また地域社会振興会では、職員に公立文化協会主催のコーディネーター研修等を受講させ、職員の能力向上に努めた。	B：まずまずの成果を得た	令和６年度に配置した、文化芸術のコーディネーター的な役割を担う地域社会振興会職員の能力を、より高めていく。	地域社会振興会職員の能力を確かなものに、さらに他職員へも展開できるよう取り組みを継続していく。
	文化芸術を支えるボランティア等の人材の育成に取り組みます。	50	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成します。	亀山市文化会館事業に対する受付ボランティア　等	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成する。	市文化会館ではボランティアの登録制度を設けており受付・会場案内・駐車場整理等のボランティア活動前に教育を行うなど、文化ボランティアの育成に努めた。 かめやま文化年ボランティアスタッフを募集し高校生を含む17人の応募があり、延べ15回協力いただいた。	A：十分な成果を得た	引き続き、市文化会館でのボランティアの育成に努める。	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成する。

基本方針２　市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

達成度合　A：十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B：まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C：あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D：成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
②文化芸術活動への支援	文化芸術活動団体などを対象とする国や法人などが創設した各種助成制度等の情報収集と提供に努めます。	51	文化創造G		文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供します。	各種助成制度等の情報提供	文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供する。	独立行政法人日本芸術文化振興会をはじめ、助成制度等について市ホームページに掲載し、情報を積極的に提供した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き情報の収集と市民への提供を行う。	文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供する。
	文化芸術活動団体などに対して、自立した文化芸術活動の実施や新たな文化芸術の創造に必要な財政支援を推進します。	52	文化創造G		市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施します。	亀山トリエンナーレ、亀山市芸術文化協会　等	市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施する。	亀山市芸術文化協会及び亀山トリエンナーレに対する財政支援により、自立した文化芸術活動の実施を支援した。 また、かめやま文化年事業として、文化芸術創造事業補助金（7団体）としての財政支援により、子どもの文化芸術活動への参画拡大につながる取組を実施を支援した。	A：十分な成果を得た	引き続き特色ある文化芸術活動団体等に対して財政支援を実施する。	市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施する。
		53	市民協働G		新たな市民活動の自立や既存の市民活動の活性化に向け、財政支援を行います。	市民参画協働事業推進補助金 市民活動応援制度	市内の市民活動団体の活動状況の把握を行い、応援制度への登録を促すとともに、各地域まちづくり協議会で団体が活躍できるよう、コーディネートを行っていく。	市民参画協働事業推進補助金については、昨年を上回る4件（スタートアップ補助金2件・ステップアップ補助金2件）の交付を行った。 また、市民活動応援制度を活用して各地域まちづくり協議会と市民活動団体が協働した事業が活発に行われ、昨年を上回る78件（4,687,200円）の交付金を交付できた。	A：十分な成果を得た	市民活動団体が継続的に活動できるよう、様々な制度を活用しながら財政支援をするとともに、団体と団体をつなぐコーディネートを行う必要がある。	市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」において、市内の市民活動団体やボランティア団体の活動状況の把握を行い、応援制度への登録を促すとともに、各地域まちづくり協議会で団体が活躍できるよう、コーディネートを行っていく。
	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談できる体制の整備を図ります。	54	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組みます。	文化会館による相談、市による相談	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組む。	令和６年度から亀山市文化会館の指定管理業務として、文化芸術活動団体の事務支援に関する業務を実施し、市内の文化芸術活動団体の自立した文化芸術活動に向けた取り組みを支援した。 市では、文化芸術創造事業補助に関する各種相談に応じ支援し、地域社会振興会では、イベント企画全般に関する様々な相談に応じている。	A：十分な成果を得た	引き続き相談できる体制を維持する。	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組む。
	文化芸術の更なる推進のため、市民と市民、市民と行政等、各主体がそれぞれの持つ特性を生かしながら、役割分担、連携、補完、協力などを図る取組を推進します。	55	文化創造G	社会教育G	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援します。	後援名義使用許可	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援する。	亀山市吹奏楽団定期演奏会等15事業に対し後援名義の使用を承認し、各団体の活動を支援した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き後援を行い各団体の活動を支援する。	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援する。
		56	市民協働G	各担当部署	協働の指針に基づく協働事業提案制度により文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進します。	協働事業提案制度	引き続き今年度実施の協働事業への支援を図るとともに、協働事業提案を活用した文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働の推進に取り組む。	協働事業提案制度において、多数の部署と市民活動団体が協働で実施した「つなぐアートつながるアートプロジェクト」をはじめ3件の市民提案による協働事業を実施できた。	A：十分な成果を得た	提案された協働事業が継続して実施されるよう、情報発信等の活動を支援する必要がある。	協働事業提案を活用した文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働の推進に取り組む。また、市民ネットやぷらっとニュース等の広報媒体を活用して、文化芸術活動団体等の活動を支援する。
	市が単独で実施するよりも効果的な事業を展開するため、実行委員会形式や委託等の手法により、市民や文化芸術活動団体の経験やノウハウを文化芸術活動に生かします。	57	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討します。	市民や団体の経験やノウハウを生かす手法の検討	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討する。	市美術展については、各分野に識見を有する市民等からなる市美術展運営委員会により経験やノウハウを生かした運営を行った。 かめやま文化年事業について、かめやま文化年実行委員会と協力して事業を実施した。市事業では、市地域社会振興会、亀山市吹奏楽団などの経験を生かして実施した。	A：十分な成果を得た	引き続き実行委員会形式や運営委員会による経験やノウハウを生かした運営を行う必要がある。	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討する。
	文化芸術活動を行う企業や高等学校・大学との連携を検討します。	58	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討します。	企業や高等学校・大学との連携の可能性の検討	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討する。	「かめやま文化年２０２４」において、かめやま文化年実行委員会と協力し事業を行うことで、三重大学の学生やNPO団体とも連携してかめやま文化年事業を実施することができた。	A：十分な成果を得た	文化芸術活動を行っている企業等の調査を幅広く行い、連携の可能性を検討する必要がある。	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討するとともに、文化年事業を機として連携提案にも応じていく。
③文化芸術活動の環境づくり	文化施設等について、感染症対策を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れつつ、計画的な改修を実施するなど、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組みます。	59	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施します。	文化会館の改修事業、交通バリアフリー構想に基づくバリアフリー化	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施する。	亀山市文化会館の外構修繕を行い、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組んだ。 また整備できていない部分について、幼児向けイベントで一時的なおむつ替え・授乳エリアを設けたり、相談があれば、車椅子利用の支援を行って対応した。	B：まずまずの成果を得た	市文化会館及び中央コミュニティセンターにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの観点での問題点を把握するとともに、施設改修の際にはユニバーサルデザインを取り入れる。	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施する。
	文化会館は、県や近隣市町の文化施設との事業連携を図るとともに、文化芸術に寄与する民間活力を活用して管理、運営を行います。	60	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施します。	指定管理者制度の実施	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施する。	指定管理者により民間活力を生かした市文化会館及び市中央コミュニティセンターの管理・運営を行った。	A：十分な成果を得た	引き続き指定管理者制度による市文化会館及び市中央コミュニティセンターの管理・運営を行う。	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施する。
		61	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行います。	文化会館間での事業連携、他市町の施設のチラシの配架など	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行う。	三市交流事業に関連して、市文化会館において御所市、羽曳野市と市民参加型ミュージカルを通じた連携を行い、文化会館自主文化事業として亀山市と御所市で亀山ミュージカル公演を実施した。 また地域社会振興会では、三重県公立文化施設協議会や県内文化会館の館長会議などに出席し、積極的な情報交換を行っている。	A：十分な成果を得た	引き続き他団体等との事業連携を検討するとともに、チラシの配架による文化情報の交換を行う。	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行う。
	市民が身近な場所でやりがいをもって文化芸術活動が実施できるよう、文化情報プラザ（図書館）の利用を進めるほか、公共施設の空きスペース、商業施設や空き店舗、空き倉庫などの活用による活動や発表の場の提供を検討します。	62	図書館	各担当部署	文化情報プラザ（図書館）を活用し、文化芸術活動の場を提供します。	文化情報プラザの活用	文化芸術活動の場として関係者との連携の下、イベントを企画・開催する。	文化情報プラザにて、紙芝居とクイズで正調鈴鹿馬子唄を愉しもう！、マリンバコンサート、トイレールの運転会、かめやま文化年2024関連イベント「灯おどり体験会」を開催した。	A：十分な成果を得た	施設の利用方法等の周知案内を充実させ、関係団体等との連携を強化し、文化芸術に触れるイベントの企画調整を行う。	文化芸術活動の場として、関係者と協力しながらイベントを企画・開催する。
		63	文化創造G	各担当部署	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行います。	文化芸術活動の場の提供の検討 公共施設の空きスペースについての庁内検討	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行う。	かめやま文化年事業では、図書館情報プラザにおいて、名誉市民中村晋也特別展示を行った。 また、亀山トリエンナーレ会場として、国指定文化財の鈴鹿峠自然の家や、市指定文化財・旧田中家住宅等を会場として展示を行った。	A：十分な成果を得た	公共施設の空きスペースや文化財を活動の場として提供できたが、商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行う。	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるとともに、引き続き文化芸術活動団体からの相談に対応する。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針２　市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

達成度合　A:十分な成果を得た(概ね100～80%以上)　B:まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
C:あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)　D:成果を得られなかった(20%未満)

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
	文化芸術活動の活性化のため、市広報やＳＮＳの活用等あらゆるチャンネルの利用を検討して文化施設等の周知を図り、利用を促進します。	64	**文化創造G**	（公財）亀山市地域社会振興会・各担当部署	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPやSNS（ツイッター、フェイスブック）を通じて、施設の周知に努めます。	文化会館のHPやSNSでの発信の充実	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPや市公式LINE等を通じて、施設の周知に努める。	市ホームページへ市文化会館ホームページをリンクするほか、市文化会館ホームページでイベント情報を発信することで、施設の周知に努めた。年間のページ閲覧数188,679回。またイベント周知に関してはSNSも活用した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き市文化会館ホームページや市公式LINE等にてイベント情報を発信することで、施設の周知に努め、施設の利用を促進する。	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPや市公式LINE等を通じて、施設の周知に努める。
		65	**まちなみ文化財G**		関の山車会館や関まちなみ資料館などの施設について、ＨＰや施設案内の充実を図ります。また、民間の情報媒体等も活用した発信にも取り組みます。	ＨＰや施設案内の充実 民間の情報媒体の活用（観光三重など）	ＨＰ等での施設案内等について、民間の情報媒体等を活用して内容の充実を図る。	関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館、関の山車会館等の施設に関する案内や紹介について、市や観光御協会等のＨＰを活用した。 また、令和６年11月より旧田中家住宅を新たに一般公開を開始し、ＨＰ等で周知を行った。 施設案内については、施設管理員による丁寧な説明を心掛け、来訪者との交流活性化を図った。	B：まずまずの成果を得た	情報提供を積極的に行うため、ＨＰの内容の充実を図り、来訪者や関係人口を増加させる必要がある。 また、施設案内については、新たな案内方法や案内技術の向上が必要であり、インバウンド対応等も課題である。	ＨＰ等での情報発信については、民間の情報媒体等を活用して更なる内容の充実を図る。 また、市内外への情報発信ツールとして、市公式ＬＩＮＥ等のＳＮＳの積極的な活用についても検討を行う。 施設案内については、インバウンド対応等が課題であることから、他の伝建地区の資料館等を参考にし、新たな案内方法等を検討する。
	市美術展、市民俳句会や市民川柳大会等の発表機会のほか、多様な文化芸術の活動や成果発表の機会を創出し、市民の文化芸術活動を促進します。	66	**文化創造G**	芸術文化協会	文化芸術活動を発表する機会として、市美術展・市民俳句会・市民川柳大会を開催します。	市美術展・市民俳句会・市民川柳大会	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を創出する。 また、俳句や川柳の発表の場を設ける。	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を創出した。また、より市民が気軽に俳句や川柳に親しむ機会の創出を目的に、これまでの市民俳句会、市民川柳大会に代えて、新たに広報かめやま句会を実施した。 市美術展出品者数：93人 広報かめやま句会（川柳）応募者：208人 広報かめやま句会（俳句）応募者：243人	A：十分な成果を得た	引き続き市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を提供するとともに、より多くの参加につながるよう広報を行っていく。	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を提供するとともに、令和６年度からの取組の広報を行っていく。
		67	**図書館**	各担当部署	文化情報プラザ（図書館）において、作品の展示など文化芸術活動の発表の機会を提供します。	図書館整備事業にて検討	文化芸術活動の場として関係者との連携の下、イベントを企画・開催する。	亀山市芸術文化協会と連携し、川柳・俳句作品展示、油絵作品展示を開催し、かめやま文化年2024特別展示「中村晋也作品展」を担当部署と連携して開催した。また、図書館では、花の展示、ボタニカルアートなども開催した。多くの来館者に文化芸術に触れる機会を提供することができた。	A：十分な成果を得た	施設の利用方法等を分かりやすく公開し、効果的に事業を実施できるような調整が求められる。効果的な広報活動に見直しが必要である。	文化芸術活動の場として、関係者と協力しながらイベントを企画・開催する。
		68	**文化創造G**	（公財）亀山市地域社会振興会・芸術文化協会	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供します。	文化会館フェスタ、芸文祭	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。	文化会館により、文化会館フェスタや新たに「かめぶんフェス」が、市芸術文化協会により芸文祭が開催され、市民が文化芸術活動の成果を発表する機会を提供した。	A：十分な成果を得た	引き続き文化会館フェスタや芸文祭等により、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供した。	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭等において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。
		69	**文化創造G**	（公財）亀山市地域社会振興会	ポストコロナ時代に対応したオンライン配信や録画配信などを通じて、新たな活動や成果発表の機会を検討します。	オンライン配信、録画配信など	御所市で開催する亀山ミュージカルでオンラインを活用する。	かめやま文化年事業では、市文化大使リレー講座の内容を収録し、小中学校にDVD配布するとともに、市公式YouTubeに掲載し、参加できなかった市民にも視聴できるように対応した。 文化会館では自主文化事業の出演者によるPR動画を作成し、配信を行った。	B：まずまずの成果を得た	オンライン配信等による発信については、必ず実施するものでなく肖像権や費用対効果を含めその有効性についてその都度検討する。	市美術展における伊賀市、甲賀市との連携において、オンライン会議を活用するとともに、配信については都度対応を検討していく。
		70	**社会教育G**	中央公民館	中央公民館の文化講座等の受講者や各種サークル会員に対し、文化芸術活動の成果発表の場（文化会館フェスタ等）や芸術文化協会への参加を働きかけます。	参加の働きかけ	引き続き、成果発表の場の在り方について検討し、内容の充実を図っていく。	各講座の成果発表の場として、亀山エコー夢ひろばにて作品展示会を開催した。	B：まずまずの成果を得た	成果発表の場は、次年度の講座への参加につながるため、広く周知していく必要がある。	成果発表の場の在り方及び場所について検討し、積極的な周知を図る。
	障がいの有無等に関わらず、文化芸術活動が実施できるよう障がい者における活動成果を発表する機会の提供に取り組みます。	71	**障がい者支援G**		地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術の活動や発表ができる機会を提供します。	地域活動支援センター事業（地域生活支援事業） あいあいまつり等 （三重県障がい者芸術文化祭）	市民活動団体と協働事業を行い、また引き続き展示会等も行う事で障がい者アートの普及や発表の場づくりに取り組む。	市民団体との協働事業として１２月の障がい者週間に合わせて「アールブリュットの表現者たち展in亀山VOL.2」を市図書館にて開催した。 市民活動団体と市関係部署で協働し視察に訪れた先進施設の施設長を講師に招いての報告会を開催し、担当者からの報告も行った。	B：まずまずの成果を得た	企画することの重要性を考える一方で、既存の行事や事業を知り、障がい者の活動発表につなげられないか協議する。	利用していない市の会議室等も活用する等、文化芸術に触れられる企画を増やせるよう、関係団体等とともに検討を重ねていく。
		72	**高齢者支援G**	亀山市老人クラブ連合会	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供します。	老人福祉フェスティバル	補助金の交付等を行い、高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供する。	補助金を交付することで、高齢者の文化サークル活動を支援するとともに、亀老連福祉フェスティバルにおいて、高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供することができた。	A：十分な成果を得た	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会提供のための継続的な支援を行う必要がある。	亀老連への補助金の交付等により、亀老連活動を通した高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会の提供を支援する。

基本方針３　文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
①文化財等の保存と活用	指定文化財の適正な保存、活用を行うとともに、新たな文化財等の指定に向け取り組みます。	73	まちなみ文化財G		伝統的建造物群保存修理修景事業を実施するなど、指定文化財の適正な保存を行います。	伝統的建造物群保存修理修景事業、その他の指定文化財の修理修景事業、民間が所有する文化財の修理修景の促進	伝統的建造物群保存修理修景事業を継続して行い、空き家の修理・修景への事業化を施主と協議を行う。 また、指定文化財の適正な保存を行う。	伝建地区の修理事業は11件、修景事業は3件と計画的に事業を進めた。 また、指定文化財の修理事業を8件行い適正な保存を行った。	A：十分な成果を得た	少子高齢化の影響による後継者不足が原因で、伝統的建造物群保存地区内に老朽化した空き家が存在している。 今後、その様な空き家を保存修理・修景事業へ繋げることが課題である。	伝統的建造物群保存修理修景事業を継続して行い、空き家を優先的に整備を行う。 また、文化財建造物活用事業の会場となる建造物について、優先的に整備を行うとともに、指定文化財についても適正な保存を行う。
		74	まちなみ文化財G		市内にある各文化財の悉皆(しっかい)的な調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、新たに文化財等に指定し保護に取り組みます。	悉皆的な調査及び新たな文化財指定の検討	市内に在する新たな文化財となりうる候補案件について、最終調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、新たに文化財に指定し、保存に取り組む。	鈴鹿関跡の調査等に多大な時間を費やしたことから、新たな文化財指定に向けた検討や最終調査が行えず、諮問機関である文化財保護審議会が未開催となった。	D：成果を得られなかった	新たな文化財となりうる候補案件について、指定のために必要な調査及び所見等の作成を行い、文化財保護審議会を開催することが必要である。	市内に在する新たな文化財となりうる候補案件について、最終調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、文化財保護審議会を開催し、新たな文化財を指定することにより、保存へ繋げる。
		75	まちなみ文化財G		市が所有する文化財等の公開を行い活用に努めるとともに、民間が所有する文化財において、保存修理を促進させ公開活用できるよう取組を進めます。	各事業のリニューアル	未公開の文化財等建造物のうち、令和6年度中に旧田中家住宅の公開を行う。	令和6年11月から関宿内の旧田中家住宅の一般公開を新たに開始し、来館者数については、令和6年11月から令和7年3月末までの5か月間で3,440人が訪れている。 また、同じく関宿内の市が所有する旧荘司家住宅では、空き家活用と移住交流促進事業を組み合わせた「DOMAプロジェクト」を実施し、関係人口の創出を目的として、県内外の移住希望者を対象にワークショップを開催することで、市が所有する文化財等建造物全13棟の公開活用を実施した。	A：十分な成果を得た	現在公開中の文化財等建造物について、保存をしながらの公開活用を今後も継続して行う必要があることから、今後も適切な維持管理等が必要である。	現在公開活用中の文化財建造物13棟の継続した公開活用を行うとともに、来訪者数の更なる増加に取り組む。
	鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたっては、ＡＲ（拡張現実）、ＶＲ（仮想現実）等を活用するなどのＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）化を図ります。	76	まちなみ文化財G		鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、ＡＲ（拡張現実）、ＶＲ（仮想現実）などを活用するなど、ＤＸ化を図ります。	鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区のＡＲ（拡張現実）、ＶＲ（仮想現実）	鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、ＡＲ（拡張現実）、ＶＲ（仮想現実）などを活用するなど、ＤＸ化を図る。	鈴鹿関跡学術調査専門委員会の指導の下、地形測量図を作成し、ＡＲ（拡張現実）及びＶＲ（仮想現実）化に必要な基礎データの一部を取得したことにより、今後の調査研究の道筋を整えた。	B：まずまずの成果を得た	将来的に保存活用計画を策定するとともに、ＡＲソフト等の研究など、準備を進める必要がある。	鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、ＡＲ（拡張現実）、ＶＲ（仮想現実）などを活用するなどのＤＸ化に向けて、引き続き基礎データ（地形測量図等）の取得を計画的に行う。
	学校や地域において文化財等を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が地域に伝わる文化財等の大切さを学ぶ機会を創出します。	77	教育支援G	各学校	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設の見学	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する。	市内小学校全１１校が、社会見学での歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史について学習することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。
		78	社会教育G	子ども会育成者連絡協議会	文化会館において、多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施します。	文化財の宿泊体験	コロナ禍前に比べ、参加希望者が減少したため、子どもたちに再び参加してもらえるよう情報発信に努める。	子どもたちにとって魅力ある内容とするため体験内容を変更し、亀山市子ども会育成者連絡協議会主催の関宿旅籠玉屋歴史資料館での宿泊体験学習を実施した。	B：まずまずの成果を得た	主催団体である亀山市子ども会連絡協議会の団体数が年々減少傾向にあり、安全安心に実施できる体制を整えていく必要がある。	参加希望者が減少傾向にあるため、子どもたちに再び参加してもらえるよう情報発信に努める。
		79	歴史博物館	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前講座等	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員だけでなく、地域にも博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を楽しく知る機会を提供する。	出前授業８回・来館学習１６回、歴博貸出ユニット１７回の利活用等により、学校や地域の歴史学習を支援した。 また、地域への出張展示を２回行い、博物館資料や指定文化財を活用することで、地域に伝わる文化財等の大切さを学ぶ機会となった。	A：十分な成果を得た	博物館資料や指定文化財、実物を見て学習する機会の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、博物館資料や指定文化財を活用した出前授業や来館学習を充実させるとともに、歴博貸出ユニットの活用を進める。
	歴史博物館が開催する企画展の内容の充実を図るとともに、文化会館や図書館等の文化施設等で文化財等について学べる場の創出を図ります。	80	歴史博物館		博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供します。	常設展示、企画展	博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供する。	既存収蔵や新収集した博物館資料を活用した企画展示を開催した。	B：まずまずの成果を得た	既存収蔵資料の詳細調査により新たなテーマで展示活用する必要がある。	博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供する。
		81	文化創造G	（公財）亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G	文化施設等において、文化財等に関する講座やイベントを検討します。	講座やイベントの検討	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。	文化会館において、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業として「かめ・ぶん・フェス　地域の芸能がおもしろい！」を新たに開催した。 また市では、地域における文化芸術継承事業として、県指定文化財の心形刀流武芸形や、県・市指定文化財のかんこ踊りを映像化し、小中学校へ配布、市公式YouTubeへの掲載を行った。	A：十分な成果を得た	引き続き、文化会館において文化財等に関する講座やイベントを検討する。	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。 地域における文化芸術継承事業において、小中学生の学びの機会を創出する。
		82	図書館	歴史博物館 文化創造G	図書館において、文化財等に関連した図書コーナーやイベントなどを検討します。	図書館整備事業にて検討	文化財等に関連したイベントの開催や地域資料の収集・保存と探しやすい配架を行う。	ウィキペディアタウンを開催し、関宿のまちあるきをして、歴史や文化に触れ、さらに図書館の資料で情報を整理することで、地域を知る機会を提供した。また、四日市市との連携で遺跡に関する展示を行った。	B：まずまずの成果を得た	地域の刊行物の収集、活用を充実させるとともに、歴史博物館と連携を行い、それぞれの所蔵する資料の紹介や活用につなげる。	地域刊行物の効果的な配架及び広報を行い、多くの人へ情報発信を行う。地域の個人にも地域関連資料の収集の呼びかけを行う。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針３　文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
	市民の文化財保護活動への参加や文化財ボランティアの育成が図られるよう、関の山車保存会、亀山宿語り部の会、関宿案内ボランティアの会等の文化芸術活動団体を支援します。	83	**まちなみ文化財G**	関宿「関の山車」保存会	無形民俗文化財の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお囃子伝承のための講座や教室の実施	無形民俗文化財の伝承について、今後も継続して子ども向けの練習体験会等の開催を支援する。	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓等の練習体験会開催の運営を支援した。（関小学校１回、関認定こども園２回） 関宿重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業として、関小学校の児童を対象に「子どもワークショップ」を3回開催し、記念シンポジウムにおいて成果発表を行った。また、同シンポジウムにおいて、小山車曳き及びお囃子の披露も併せて行い、担い手の育成に繋げた。 更に、関宿の歴史を後世に伝えるため、東海道関宿まちなみ保存会と共に関宿かるた大会（大人の部・子どもの部）を初開催し、関宿のまちなみ保存の意識向上を図ることができた。	A：十分な成果を得た	文化財等の伝承を図るため、地元の子供たちのお囃子の練習や成果披露の会場として関の山車会館を活用しているが、少子高齢化等による文化財保存伝承活動の担い手不足を解消することが今後の課題である。	関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施に向けた支援を継続して行い、文化財等の担い手を育成する。 また、地元保存会が開催する公開講座等へ将来を担う子供たちの参加を促進し、地域社会全体で文化財等を継承し人材育成を行う。
		84	**まちなみ文化財G**	東海道関宿まちなみ保存会、関宿案内ボランティアの会、NPO法人亀山文化資産研究会、亀山宿語り部の会、関宿「関の山車」保存会	関の山車保存会、亀山宿語り部の会、関宿案内ボランティアの会など文化財保護活動等に関連した市民団体の活動を支援し、ボランティアの育成に努めます。	ボランティアガイドの育成	関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対する支援を継続して行い、ボランティアの育成に務める。 また、東海道関宿まちなみ保存会については、全国の伝建地区の関係者が一堂に会する「全国伝統的建造物群保存協議会総会」への参加を支援し、保存団体の育成を図る。	関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等について、場所の提供等運営について支援を行った。 また、東海道関宿まちなみ保存会については、令和6年5月に長野県長野市で開催された全国の伝建地区の関係者が一堂に会する「全国伝統的建造物群保存協議会総会（長野県長野市）」へ初めて参加し、全国の保存団体と交流を行うことにより育成を図った。 さらに、関宿案内ボランティアの会については、関宿重伝建選定40周年記念事業の一環として、令和6年11月に「まちなみガイドツアー」を実施し、他市の伝建地区の担当者や保存団体の案内を行うことにより、他市との情報交換や案内技術の向上が図られた。	B：まずまずの成果を得た	市民の文化財保護活動への参加を促進させるため、関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会や亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対しての継続的な支援を行っているものの、各団体の会員数が増加していないことや、高齢化していることが課題である。	関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対する支援を継続して行い、ボランティアの育成に務める。 また、東海道関宿まちなみ保存会については、昨年度同様に全国の伝建地区の関係者が一堂に会する「全国伝統的建造物群保存協議会総会（京都府京都市）」への参加を支援し、保存団体の育成を図る。 さらに、各団体の会員数を増加させるために、広報等で会員を募るなどの人材の発掘に務める。
	市の観光協会や商工会議所が行うイベントや現代アートの祭典など文化財等の魅力を伝える催しの場として、建造物等の文化財を積極的に提供します。	85	**観光・地域ブランドG**	まちなみ文化財G、亀山市観光協会	観光協会等が行うイベントにおいて、文化財等を活用します。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション　等	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取組むとともに、観光プロモーション推進事業により体験型観光コンテンツの造成に取り組む。	東海道関宿街道まつり（参加者8,000人）、関宿祇園夏祭り（参加者4,500人）、フィルムコミッション事業（計26回）等の実施・協働により、関宿の文化財活用に取り組んだ。国の重要文化財に指定された地蔵院を活用して様々なイベントを行い、関宿のにぎわいづくりに寄与できた。 また、亀山版グリーンツーリズムとして市内誘客・周遊を図る体験型観光コンテンツの造成を行った。	A：十分な成果を得た	イベントやプロモーションを実施・協働し、体験型観光コンテンツの充実に向けて取り組むとともに、旅行業者などにＰＲする必要がある。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取組むとともに、観光プロモーション推進事業により体験型観光コンテンツを造成し、旅行業者などにＰＲすることによって観光客数を増やす。
		86	**まちなみ文化財G**	文化創造G、亀山トリエンナーレ実行委員会	亀山トリエンナーレ等のイベントにおいて、加藤家屋敷や舘家住宅などの文化財を催しの場として積極的に提供します。	亀山トリエンナーレ	令和6年度は「かめやま文化年2024」及び「亀山トリエンナーレ2024」の作品展示会場として文化財建造物を積極的に提供する。	「かめやま文化年2024」及び「亀山トリエンナーレ2024」の作品展示会場として文化財建造物を積極的に提供し、公開活用を行った。 また、亀山宿（旧舘家住宅等）及び関宿（関宿旅籠玉屋歴史資料館等）において、「東海道のおひなさま」が開催され、文化財建造物を会場として提供した。 その他、市観光協会と協力して、国の重要文化財である関地蔵院において複数のイベントを開催した。	A：十分な成果を得た	老朽化している文化財建造物もあることから、破損個所の修繕や適切な保存を行い、必要な時期に公開活用が行えるよう常に準備を整えておく必要がある。	亀山宿（旧舘家住宅等）及び関宿（関宿旅籠玉屋歴史資料館等）において、「東海道のおひなさま」が開催されることから、文化財建造物の適切な保存に努めつつ、会場として積極的に提供する。

基本方針３　文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
②地域における特色ある文化芸術の継承と活用	市内の歴史的な資源である東海道沿道環境の向上のため、東海道沿線や宿場町の歴史的な資源の整備、活用に取り組みます。	87	**まちなみ文化財G**	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみの整備を行います。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業（まちなみ関係）	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道関宿の既存説明看板について、文字の読み取り難いものの更新を行う。	歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域内の文化財説明看板を川俣神社社叢及び関宿内各所に設置し、本市の歴史的風致の維持向上に寄与した。 また、都市整備課において「亀山市東海道整備ガイドライン」が策定され、今後の整備指針を明確にした。	B：まずまずの成果を得た	東海道及び東海道沿道の整備方針を定めた「亀山市東海道整備ガイドライン」に従い、文化財や歴史に対する愛着や誇りに繋げるための事業を計画的に推進する必要がある。	「亀山市東海道整備ガイドライン」に基づき、東海道の魅力ある歴史資源の新たな説明看板や、老朽化し文字の読み取り難い既存説明看板の更新等、優先順位を勘案したうえで本市の歴史的風致の維持向上に寄与する説明看板の設置を継続して行う。
		88	**道路保全G**	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の整備を行うことで東海道沿道環境の向上に取り組みます。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業（道路関係）	国の社会資本整備総合交付金を活用して、地蔵院西ノ口線を東海道と一目でわかるよう、舗装の美装化を行い、市民及び東海道街道への来訪者に東海道を中心とした沿道区域の魅力向上を図る。	国の社会資本整備総合交付金を活用して、地蔵院西ノ口線を東海道と一目でわかるよう、舗装の美装化を行い、市民及び東海道街道への来訪者に東海道を中心とした沿道区域の魅力向上が図れた。	A：十分な成果を得た	関宿周辺の舗装美装化であるため、観光での来訪者が多く、通行止めの事前周知が困難であることから、亀山市観光協会等と施工方法について協議を行う必要がある。 　また、令和7年度以降に予定している亀山宿周辺の舗装美装化についても、工法を検討しなければならない。	国の社会資本整備総合交付金を活用して、地蔵院西ノ口線及び西町落針線を東海道と一目でわかるよう、舗装の美装化を行い、市民及び東海道街道への来訪者に東海道を中心とした沿道区域の魅力向上を図る。
	坂本棚田等の市内にある魅力的な景観を保全していくとともに、「関宿祇園夏まつり」や「棚田あかりｉｎ坂本」など地域の行事やイベントを支援していきます。	89	**都市計画G**	まちなみ文化財G	亀山市景観計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみや坂本棚田などの文化的な景観を保全します。	亀山市景観計画に基づく取り組み（届出審査、指導等）	地域住民との合意形成を図り、より詳細な景観形成基準を設定し、現行の亀山市景観計画の改定を行い、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみや坂本棚田などの文化的な景観を保全する。	亀山城下町の景観重点地区への指定に向け候補地内の地域住民に対する地域懇談会及びアンケート調査を実施する等、指定に向けた機運の醸成を図ってきたが、地区内において伝統的な形態・意匠等が残されている建造物は減少しており、景観重点地区の指定に向けて十分な意見の一致を見ることが出来なかった。そのことから、亀山城下町の景観重点地区の指定及び景観計画の改定については一旦見送ることとしたが、伝統的な建造物の保全を図るため、今後の景観形成の方針について整理を行った。	B：まずまずの成果を得た	亀山城下町の景観重点地区の指定及び景観計画の改定については、地元合意が得られず一旦見送ることとしたが、個々の伝統的な建造物を景観重要建造物に指定すること等による景観形成を推進するため、民間所有の景観重要建造物への補助制度の創設について調査検討を進める必要がある。	東海道を中心とした歴史的まちなみを生かした魅力的なまちづくりを進めるため、景観重要建造物に指定する建造物の検討及び民間所有者への補助制度について調査研究を行う。
		90	**農林政策G**	坂本営農組合	中山間地域等直接支払交付金事業の活用により、農地（棚田）の保全管理を行います。	中山間地域等直接交付金事業	引き続き交付金の交付等により支援を行う。	交付金を適切に活用し営農条件面で不利な状況にある坂本棚田において、耕作放棄地の発生防止や農地の持つ多面的機能が発揮できるよう農地の保全を行えた。	B：まずまずの成果を得た	さらなる棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	引き続き耕作放棄地の防止や農地の持つ多面的機能が確保できるよう農地の保全に向けた支援を行う。
		91	**観光・地域ブランドG**	亀山市観光協会	関宿祇園夏まつりに対して、継続して開催ができるよう支援をします。	関宿祇園夏まつり	関宿祇園夏祭りの実施にあたり、亀山市観光協会へ、創意工夫した取組を支援する。	関宿祇園夏まつりの実施にあたり、亀山市観光協会に700,000円の補助を行うことで、市の魅力発信と組織の活性化につなげることができた。（事業費1,250,000円）	A：十分な成果を得た	イベントやプロモーションを実施・協働し、体験型観光コンテンツの充実に向けて取り組む必要がある。	引き続き関宿祇園夏祭りの実施にあたり、亀山市観光協会へ、創意工夫した取組を支援する。
		92	**農林政策G**	文化創造G	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかりin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。	棚田あかりin坂本	引き続きイベント運営支援を行う。	坂本棚田あかりが、キッチンカーの出店など前年より内容を充実させて開催された。	B：まずまずの成果を得た	継続した棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	貴重な地域資源を活かした活動や地域活性化に取り組む団体を支援することで、地域内外の人々が交流することができるよう引き続き支援を行う。
	地域固有の民俗芸能や生活文化等に関する講座の開催や記録化、資料の紹介、展示など身近に触れる機会を設けるとともに、亀山市史が見やすく、利用しやすいものとなるよう改善を図ります。	93	**社会教育G**	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座等において、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込みます。	公民館講座	引き続き、中央公民館講座等での地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマの盛り込みを検討していくとともに、そのための人材発掘を進める。	中央公民館の各地区のコミュニティセンターを拠点とする出前文化講座において「伊勢型紙」に関する講座を実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込んだ講座を実施していく必要がある。	引き続き、中央公民館講座等での地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマの盛り込みを検討していくとともに、そのための人材発掘を進めていく。
		94	**文化創造G**	（公財）亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	指定管理者による文化会館フェスタや芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設けます。	文化会館フェスタ、芸文祭	指定管理者による文化会館フェスタや芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設ける。	地域社会振興会が中心となり、令和６年８月に「灯おどり保存会」が復活・再始動した。 また、文化会館フェスタには舞台・展示の部合わせて過去最多98団体が参加し、「亀山民話を語る会」による発表などが行われた。芸文祭では「鈴鹿馬子唄保存会」による舞台発表が行われたほか、ワンコインコンサート音絢、かめぶんフェスなどの機会を提供でき、灯おどり保存会も出演した。	A：十分な成果を得た	引き続き文化会館フェスタの開催などにより発表の機会を創出する。	指定管理者による文化会館フェスタや、芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設ける。
		95	**文化創造G**	武田謡楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	亀山薪能	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供する。	令和７年度の薪能実施は、庁内事業見直しにより見送りとなったものの、文化会館では、亀山音楽祭、かめぶんフェス、ワンコインコンサート音絢等において、地域の芸能や伝統芸能の鑑賞の場を提供した。 また市では、地域における文化芸術映像化・活用事業として、県指定文化財の心形刀流武芸形や、県・市指定文化財のかんこ踊りを映像化し、小中学校へ配布、市公式YouTubeへの掲載を行った。	B：まずまずの成果を得た	伝統芸能鑑賞の機会提供のため、地域社会振興会と協力実施など検討していく。	情報収集や検討を進めていくとともに、地域における文化芸術映像化・活用事業を行う。
		96	**歴史博物館**		展示等で地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介します。	常設展示、企画展	古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示する等地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介する。	古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示するなど、地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介した。	B：まずまずの成果を得た	祭礼、信仰、年中行事に関して、収蔵する古文書古記録等を詳細に調査し、展示に繋げていく必要がある。	引き続き、古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示するなど、地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介する。
		97	**歴史博物館**		亀山市史の活用と改善により、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能等の発信を行います。	民俗芸能の発信、亀山市史の活用と改善	これまでのOSと新しいOSを併存させながら段階的に膨大なデータファイルを移行することで、全体の配信が途切れることがないようにするなど亀山市史の改善を行う。	亀山市史のシステムの改善を行い、全体の配信が途切れて見れなかった亀山市史民俗編の動画が見れるようになった。	B：まずまずの成果を得た	より多くの人が利用しやすいものとなるように、亀山市史の民俗編以外にも改修が必要である。	亀山市史の改修を含め、博物館資料のデジタル・アーカイブ化に向けた全体的な検討を行う。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針３　文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
	博学連携事業や学校行事などにおいて、次世代を担う子どもたちが、地域固有の民俗芸能、生活文化などを学習する機会を提供します。	98	教育支援G	各学校	学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供します。	社会科の副読本「私たちの亀山市」等の活用	地域とつながりのある総合的な学習の時間の年間計画を作成し、学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供する。	市内の小学校で、総合的な学習の時間の授業でかんこおどりなどの民族芸能について学び、体験することができた。川崎小学校では、民俗芸能としてかんこ踊りを体験したり、亀山西小学校では、総合的な学習の時間に、亀山茶について調べ学習を通して、お茶を味わう体験学習を行ったりして、生活文化を学習することができた。	B：まずまずの成果を得た	各学校が地域のゲストティーチャーとともに、民俗芸能や生活文化に触れる機会を総合的な学習の時間等の年間計画に入れ、体験学習を充実していく必要がある。	地域とつながりを持ちながら、体験活動できる場である総合的な学習の時間の年間計画を作成し、学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供する。
		99	歴史博物館	各学校	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供します。	出前授業等	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供する。	三学期の授業に合わせて、昭和時代の生活道具を中心に昔の道具を展示し、小学校が来館授業で活用した。	A：十分な成果を得た	新しく収集した生活用具も加えながら展示する必要があるとともに、地域学習支援推進員を通じて、子どもたちが関心を持つような展示にする必要がある。	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供する。
		100	社会教育G		放課後子ども教室等の機会において、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能や生活文化等を学習する機会を提供します。	放課後子ども教室	各教室のコーディネーターとの連携を密にし、地域固有の芸能や文化を体験する機会の増加を図っていく。	加太小学校の放課後子ども教室において「かんこ踊り」、井田川小学校の放課後子ども教室において「灯おどり」の教室が地域の担い手が講師となって実施された。	B：まずまずの成果を得た	放課後子ども教室の担い手の高齢化等の課題があるため、各小学校のコーディネーターの意見交換会を実施するなど、有益な情報共有に努めるなどの支援で必要がある。	各教室のコーディネーターとの連携を密にし、地域固有の芸能や文化を体験する機会の増加を図っていくとともに、担い手不足解消に努める。

基本方針４　文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
①文化芸術を生かした多様な交流の促進	市内小・中学校における総合的な学習の時間や地域行事などにおいて、児童・生徒と地域住民が本市の食文化、伝統芸能等の文化芸術を生かした世代間交流を深める取組を推進します。	101	**文化創造G**	（公財）亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施します。	亀山ミュージカル、芸文祭、ゴールデンウィークふれあいプラン	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施する。	亀山ミュージカルの出演者同士の交流や、５月大型連休ふれあいプランでの親子の交流、みんなの音楽教室吹奏楽コンサートでの出演団体（亀山市吹奏楽団、亀山中学校吹奏楽部、亀山少年少女合唱団）の交流、かめぶんフェスでのキッズダンスチームによるアップテンポ灯おどりなど、文化会館の事業実施により、世代間交流が深まった。	A：十分な成果を得た	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を実施していく必要がある。	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施する。
		102	**教育支援G**	各学校	学校運営協議会や地域の方の協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で食文化や伝統芸能などの文化芸術を生かした交流活動を行います。	地域資源を活用した学習機会の提供	学校運営協議会や地域の方々へ向けて広く知ってもらうために積極的に情報発信を行い、充実した文化芸術を生かした交流活動を行う。	生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で、学校運営協議会や地域の方の協力による食文化や伝統芸能などの文化芸術を学ぶ機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	日程や内容等の都合により、地域の方の協力が十分に得られないこともあった。	学校運営協議会や地域の方々へ向けて広く知ってもらうために積極的に情報発信を行い、充実した文化芸術を生かした交流活動を行う。
		103	**社会教育G**	各学校	放課後子ども教室の中で、文化芸術を生かした世代間交流を行います。	各事業のリニューアル	各教室のコーディネーターとの連携を密にし、活動を進めることにより文化芸術を活かした異年齢交流の機会増加を図っていく。	放課後子ども教室において、文化芸術に関する体験ができる教室が地域のボランティア等が担い手となって実施された。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、放課後子ども教室において、文化芸術を学べる機会を提供していく必要がある。	各教室のコーディネーター等との連携を密にし、活動の再生を進めることにより文化芸術を活かした異年齢交流の機会増加を図っていく。
	文化芸術を通じて異文化・国際交流の機会を設けることで、文化芸術の多様性を尊重する心を育み、相互理解へ繋がる取組を推進します。	104	**人権・ダイバーシティG**	亀山国際交流の会（KIFA）亀山日本語教室「はじめのいっぽ」	日本語教室や国際交流イベント等の機会を通じて、国内外の文化芸術の交流の機会を提供又は支援します。	日本語教室の開催、市民活動団体による国際交流事業	日本語教室での課外授業や閉講式等の機会を通じて、文化芸術の交流の機会を提供又は支援する。	日本語教室において蛍の見学会や七夕の笹飾り、書道体験を開催し、日本の文化を体験することができた。七夕の笹飾り体験では、製作した笹飾りを青少年研修センター等で展示し、短冊を通じて交流を持つことができた。また、閉講式では学習者以外からも交流会への参加を呼びかけ、市民と外国人住民との交流の機会を提供することができた。	A：十分な成果を得た	日本の文化を学べるよう、市の四季の行事に参加できる機会を提供し、日本の文化を学べる機会を増やすことが必要である。	引き続き日本語教室での課外授業や閉講式、全体会の機会を通じて、更なる文化芸術の交流の機会を提供又は支援する。
	児童・生徒が異なる国の文化に触れる機会をつくることで、子どもたちの国際社会への興味関心を高め、学校における多文化共生教育、国際理解を進めます。	105	**教育支援G**	各学校	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT（外国語指導助手）による文化芸術に関する異文化交流を行います。	学校による子どもたちに向けた異文化交流	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT（外国語指導助手）による文化芸術に関する異文化交流を行うとともに、休み時間や特別活動等を利用して、全校の児童生徒との関わることができる取組を行う。	各校にALT（外国人指導助手）５名の配置を行い、授業や休み時間等において、ネイティブな英語に触れる機会を持つことができた。ALTの出身国の様々な文化（食べ物・気候・慣習等）について、児童生徒への紹介を行った。	A：十分な成果を得た	外国語活動や外国語科を学習している児童だけでなく、全校児童に広げられる取組が必要である。	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT（外国語指導助手）による文化芸術に関する異文化交流を行うとともに、休み時間や特別活動等を利用して、全校の児童生徒との関わることができる取組を行う。
	近隣市町や都市間連携を行う自治体などと文化芸術に係る多面的な交流を図り、互いの地域資源を活用するなどして、文化芸術に関わる情報交換や事業連携を図ります。	106	**文化創造G**	政策調整G	文化会館において、多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施します。	市美術展	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた３市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供する。	伊賀市、甲賀市とのいこか連携に関連して、美術展において、広報紙・チラシ等により相互に広報したり、交換展示を実施することにより、市民が交流する機会を提供した。 また、奈良県御所市、大阪府羽曳野市との三市交流においては、亀山ミュージカルを、連携して御所市開催を行った。 県・市町文化行政連絡会議では、各自治体の状況について情報交換を行っている。	A：十分な成果を得た	引き続きいこか連携３市の連携による市民交流の機会を提供する。	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた３市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供する。
		107	**文化創造G**	防災安全G、まちなみ文化財G	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討します。	災害時相互応援協定による連携	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討する。	亀山市文化会館開館40周年記念事業「かめ・ぶん・フェス　地域の芸能がおもしろい！」において、亀山市と歴史・文化交流のある岡山県高梁市の伝統芸能「備中たかはし松山踊り」の披露を実施した。 また、五所川原市職員との相互視察を行った。	A：十分な成果を得た	引き続き岡山県高梁市をはじめ、文化的先進地の自治体等との文化的な連携	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討する。
		108	**政策調整G**		市民や市民活動団体と協働し、歴史や文化芸術、自然など共通性のある自治体との都市間交流を実施します。	日本武尊、白鳥伝説三市交流事業　等	三市が隔年で実施している市民主体の交流事業について、令和６年度は奈良県御所市で実施する。また、新たな開催手法として、併せて市民参加型ミュージカルの開催も予定しており、三市で連携し実施する。	「日本武尊・白鳥伝説ゆかりの地、御陵のあるまち」という縁から、本市は奈良県御所市、大阪府羽曳野市との三市で都市間交流の合意書を交わし、隔年で三市交流事業を実施している。今年度は、交流事業の会場を奈良県御所市に設定し、新たな企画として御所市と亀山市の両市民がミュージカル「ヤマトタケル」～亀山能褒野から御所葛城へ～の出演者となり実施しました。この企画により、市民間の一体感が高まり、さらに深い交流を築くことができた。	A：十分な成果を得た	隔年で開催する交流事業への参加者は高齢世代が多いことから、より幅広い年代に参加いただけるよう、企画及び周知方法を検討する必要がある。	次回（令和８年度）の交流事業を大阪府羽曳野市で開催予定であることから、三市で調整するとともに、より効果的な周知方法について検討する。
	文化会館の自主文化事業や市芸術文化協会と連携した事業などを通じて、様々な文化芸術活動団体間の交流を図り、相互の活動の促進に繋げます。	109	**文化創造G**	亀山市芸術文化協会、（公財）亀山市地域社会振興会	市内の文化芸術団体が情報交換や交流ができるよう、亀山市芸術文化協会への加盟を促進するとともに、文化芸術団体の交流の機会となるよう、指定管理者等による文化会館フェスタや芸文祭等の開催を支援します。	芸文協への補助金支援、文化会館フェスタや亀山音楽祭の開催	市内の文化芸術団体が情報交換や交流ができるよう、亀山市芸術文化協会への加盟を促進するとともに、文化芸術団体の交流の機会となるよう、芸文祭等の開催を支援する。また、指定管理者により文化会館フェスタ等を開催する。	芸術文化協会に対し補助金による財政支援を行うとともに、芸文祭等にかかる各種相談等を行うなど、芸術文化協会の活動を支援した。 指定管理者による文化会館フェスタでは、舞台の部・展示の部合わせて過去最多98団体が参加し、文化芸術活動団体の交流の促進に繋がった。 その他、かめぶんフェスを新たに開催し、さらなる交流機会を提供できた。	B：まずまずの成果を得た	文化芸術活動団体間の交流を活性化させ、芸術文化協会の団体増加へ繋げる。	芸術文化協会補助金の今後の活用について、芸術文化協会に検討を促し、市内の文化芸術活動団体の交流の促進につなげる。指定管理者により文化会館フェスタ等を開催する。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針４　文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
②文化芸術を生かしたまちづくりの推進	文化芸術を体験し、学べるよう、ゲストティーチャーや学習支援ボランティアなど地域の人材の協力を得るとともに、アウトリーチ活動や博学連携など学校教育活動等との連携を進めます。	110	**教育支援G**	各学校	学校運営協議会や地域の方などの協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等においてゲストティーチャーや学習ボランティア等を活用して地域の文化芸術を体験し学べる交流活動を行います。	ゲストティーチャー、学習ボランティアの活用した地域の文化芸術の体験、学習機会の提供	学校運営協議会や地域の方などの協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等においてゲストティーチャーや学習ボランティア等を活用して地域の文化芸術を体験し学べる交流活動を行う。	文化会館との連携や、地域の協力を得ながら、ゲストティーチャーや学習ボランティアとして招き、地域の文化芸術体験や学習機会を提供することができた。	A：十分な成果を得た	日程や内容等の調整がうまくいかないこともあった。	日程等の調整は、学校の行事予定と照らし合わせて計画できるように、できるだけ早く情報提供するようにに努める。また、熟中症等の配慮事項に留意して、内容等の検討を行う。
		111	**文化創造G**	教育支援G、（公財）亀山市地域社会振興会	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れるアウトリーチ活動　等	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。	文化会館の自主文化事業において、小中学校10校や鈴鹿馬子唄会館におけるアウトリーチ活動を実施し、33回、2,384人が参加した。 また、かめやま文化年実行委員会では、小中学校出前講座12校等を開催し、22回、1,198人が参加した。	A：十分な成果を得た	引き続き文化会館によるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の機会を創出する。	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。
		112	**歴史博物館**	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前授業等	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員だけでなく、地域にも博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を楽しく知る機会を提供する。	出前授業８回・来館学習１６回、歴博貸出ユニット１７回の利活用等により、学校や地域の歴史学習を支援した。 また、教員研修を２回実施し、授業に利用してもらえるよう博物館資料を活用した地域の歴史を知る機会を提供した。	A：十分な成果を得た	子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組として、実物を見て学習する機会の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、出前授業や来館学習を充実させるとともに、歴博貸出ユニットを活用して子どもたちの地域の歴史を知る学習を支援する。
	本市の文化芸術を結び付けた地域ブランドの創出や観光ツアーの開催など誘客にも繋がる取組を推進し、産業・観光分野との連携を進めます。	113	**農林政策G**	亀山市茶業組合	「亀山茶」を活用したイベントを実施します。	青空お茶まつり、青空フォトコンテストなど	市民活動団体「魔女のお茶会」との協働事業のほか、引き続き各イベント等で亀山茶のＰＲを行う。	市民活動団体「魔女のお茶会」との協働事業「亀山茶・亀山紅茶のあるくらし」を実施し、年間を通じて、お茶の振る舞いやお茶教室を開催しました。 また、亀山青空お茶まつり実行委員会主催の亀山青空お茶まつりを開催し、亀山茶のPRを行った。	B：まずまずの成果を得た	市内の茶生産者の減少・高齢化が進行してきていることから、産地の生産力の維持につながるよう、引き続き亀山茶をPRしていく必要がある。	今年度は大阪・関西万博への出店をはじめとしたイベント等で亀山茶のＰＲを行う。
		114	**観光・地域ブランドG**	観光協会	関宿などの文化財等や坂本棚田などの市内にある文化的な景観など様々な文化芸術を活用した観光ツアーなどを開催し誘客に繋げます。	七座トレイルでの文化財との連携、フィルムコミッションでの文化芸術との連携、文化財を活用したスタンプラリーなど	観光プロモーション推進事業により、体験型観光コンテンツの造成等、高付加価値化に向けて取り組む。	フィルムコミッション事業（計26回）について支援を行った。また、3月15日に野登山でいこかトレイルイベントを実施し26人の参加があった。	A：十分な成果を得た	文化財等を活用したイベントを実施できたが、文化芸術を活用した観光ツアーの造成には至っていないため検討を進める必要がある。	観光プロモーション推進事業により、体験型観光コンテンツの造成等、高付加価値化に向けて取り組むとともに、周知・活用し観光客の増加に取組む。
		115	**観光・地域ブランドG**		地域ブランド創出事業を通じて、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信します。	地域ブランド創出事業	「ブランド認定事業」の取り組みにより認定品を充実させ、地域資源の情報発信である「コミュニケーション戦略９」の取り組みにより、市内外の人に情報発信を行う。	令和６年度は応募がなかったため新たにブランドに認定したものはなかった。６年度は、「コミュニケーション戦略９」の取り組みにより、ホームページや雑誌・メディアを活用した情報発信や各種イベントでのＰＲ販売、市内特設ブースの設置を行うとともに、亀山ブランド認定事業者・認定品のＰＲ動画を作成し、亀山市公式YouTubeにアップすることで、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信した。 また、地域の食文化としてPRしてきた亀山みそ焼きうどんが文化庁の１００年フードに認定された。	A：十分な成果を得た	亀山ブランド認定品を通じて、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信することが必要である。	「ブランド認定事業」の取り組みにより認定品を充実させ、地域資源の情報発信である「コミュニケーション戦略９」の取り組みにより、市内外の人に情報発信を行う。また、大阪・関西万博での出展や有名シェフとのコラボにより亀山ブランドの魅力を発信する。 １００年フードに認定された亀山みそ焼きうどんについては、市民団体「亀山みそ焼きうどん本舗」と連携して魅力を発信する。
	障がい者の文化芸術に関する表現活動を支援するとともに、歴史の道ウォーキングなど史跡巡りを健康・スポーツツーリズムと関連付けるなど、健康・スポーツ・福祉分野との連携を進めます。	116	**観光・地域ブランドG**	まちなみ文化財G、健康づくりG	トレイルイベントを通じて、野登寺等の文化財の魅力の発信及び参加者の健康増進に繋げます。	亀山七座トレイルによる文化財の活用及び市民の健康増進	亀山７座トレイルイベントの規模を拡大していくために、「亀山７座トレイル」登山道活用ネットワークの連携強化を図るとともに、亀山７座完登バッジを活用して登山イベントへの参加を促し、参加者が文化財に接するコースを検討する。	3月15日に野登山でいこかトレイルイベントを実施し26人の参加があった。	A：十分な成果を得た	亀山市地域社会振興会を事務局とした鈴鹿高等学校、石水渓観光協会で構成されている「亀山７座トレイル」登山道活用ネットワークの強化を図る必要がある。	亀山７座トレイルイベントの規模を拡大していくために、「亀山７座トレイル」登山道活用ネットワークの連携強化を図るとともに、登山イベントへの参加を促し、参加者が文化財に接するコースを検討する。
		117	**文化創造G**		市美術展において、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展を開催します。	市美術展	市美術展において、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展を開催する。	市美術展の出品作品募集について、広報紙等の掲載に加え福祉施設に直接送付することで周知を図り、障がいの有無に関わらず出品できる美術展となるよう努めた。	B：まずまずの成果を得た	引き続き様々な手法で周知を図り、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展の開催に努める。	市美術展において、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展を開催する。
		118	**文化創造G**	スポーツ推進G、健康づくりG	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討します。	健康・スポーツ・福祉分野と連携したイベントの実施の検討	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討する。	市美術展、かめやま文化年事業において、健康活動を促進する「アプリｄｅウェルネス推進事業」と連携した。	B：まずまずの成果を得た	新たな健康・スポーツ・福祉分野との連携を検討する。	様々な分野の取組み・イベントの情報収集を行い、連携の可能性を検討していく。
		119	**障がい者支援G**		地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）やあいあいまつりなど、文化芸術を活用した福祉のイベントの実施又は支援をします。	地域活動支援センター事業（地域生活支援事業） あいあいまつり等 （三重県障がい者芸術文化祭） 旧亀山城多門櫓ブルーライトアップ	市民活動団体と協働事業を行い、また引き続き展示会等も行う事で障がい者アートの普及や発表の場づくりに取り組む。	市民団体との協働事業として１２月の障がい者週間に合わせて「アールブリュットの表現者たち展in亀山VOL.2」を市図書館にて開催した。 市民活動団体と市関係部署で協働し障がいのある人や子どもたちへのワークショップを実現したほか、先進地の視察、またその施設長を講師に招いての報告会を開催し、担当者からの報告の機会ともした。	B：まずまずの成果を得た	イベントとしての開催に留まっており、各分野が連携できるように、今までの進め方や成果について十分に検証していく必要がある。	旧亀山城多門櫓ブルーライトアップをはじめとした、全国的な啓発事業や啓発期間を利用し、障がい者の文化活動の意識が高まる仕組みを考えていく。
	（仮称）亀山市観光事業会議、スポーツコミッションなどと連携し、文化芸術に関する取組を推進するとともに、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参画を促します。	120	**文化創造G**	スポーツ推進G、観光・地域ブランドG	（仮称）亀山市観光事業会議やスポーツコミッションなどと連携し、文化芸術に関する取組を推進します。また、これらの機会を捉え、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参加を促します。	ＪＲ東海さわやかウォーキングでの文化財の活用　等	事業所等が参加する組織等と連携し、文化芸術に関する取組を推進する。また、これらの機会を捉え、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参加を促す。	令和６年６月・10月、JR東海さわやかウォーキングにおいて、旧亀山城多門櫓や加藤家屋敷跡、能褒野神社などたくさんの人が訪れ、文化財の活用が図られた。 一方で、かめやま文化年実行委員会と協力して、文化年において、事業者にも市内での文化芸術活動に関わってもらえるよう検討をしたが、実現にはいたらなかった。	B：まずまずの成果を得た	連携を想定する組織としての亀山市観光事業会議、スポーツコミッションは立ち上がっていない。	商工会議所を通じた事業者への参加促進や、他分野団体、事業所との連携を模索していく。
		121	**農林政策G**	坂本棚田保存会	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかりin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。	坂本棚田あかり、その他坂本棚田でのイベント	引き続きイベント運営支援を行う。	坂本棚田あかりが前年より内容を充実させて、開催された。	B：まずまずの成果を得た	さらなる棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	貴重な地域資源を活かした活動や地域活性化に取り組む団体を支援することで、地域内外の人々が交流することができるよう引き続き支援を行う。

基本方針４　文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

達成度合　A:十分な成果を得た（概ね100～80%以上）　B:まずまずの成果を得た（概ね80～50%以上）
C:あまり成果を得られなかった（概ね50～20%以上）　D:成果を得られなかった（20%未満）

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容（令和４年３月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。）	②想定される事業	令和６年度の具体的な取り組み内容（R6.5記載内容）	③令和６年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和７年度の具体的な取り組み内容
	これまでの「かめやま文化年」を礎に、様々な分野の取組と文化芸術の連携による、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる新しい仕組みづくりを研究し、進めます。	122	**観光・地域ブランドG**	観光協会	文化財等を活用したイベントを実施します。また、市民等が実施するイベントについても支援を行います。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション　等	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取組むとともに、観光プロモーション推進事業により体験型観光コンテンツの造成に取り組む。	東海道関宿街道まつり（参加者8,000人）、関宿祇園夏祭り（参加者5,000人）、フィルムコミッション事業（計25回）等の実施・協働により、関宿の文化財活用に取り組んだ。 また、国の重要文化財に指定された地蔵院を活用して様々なイベントを行い、関宿のにぎわいづくりに寄与できた。	A：十分な成果を得た	亀山市観光協会の経営基盤や組織強化に向けて支援を継続していく必要がある。 引き続き地蔵院を活用し、新たな取組を加えながらイベントを行い、継続して関宿のにぎわいづくりに取り組む必要がある。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取組むとともに、観光プロモーション推進事業により体験型観光コンテンツの造成し、周知する。
		123	**生物多様性・獣害対策室**	亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会	里山公園「みちくさ」において、フォトコンテストを開催します。	里山公園「みちくさ」フォトコンテスト	令和６年度からは部門分けを廃し、全体で１つの部門として受け付ける。また、今年度で１１回目のコンテストとなり、投稿される作品にもマンネリ化していることから、廃止も含め、今年度検討する。	今回より全体で１つの部門として、一年を通し里山公園内で撮影された写真を応募いただき、フォトコンテストを開催した。12名から205点の作品を応募いただき、審査の結果１点を最優秀賞、４点を入選とした。 次年度の開催について協議した結果、園内動植物を把握するための貴重な資料になることから、今後も継続して開催していくこととなった。	A：十分な成果を得た	SNSの仕様変更により、応募方法を複雑にせざるを得ず、手軽に応募できるというメリットが無くなりつつある。また、SNSを利用した開催も回を重ねるごとにマンネリ化しているのか、参加者数が減ってきている。	応募方法を見直した令和６年度と同じ形態で、コンテストを開催する。応募者の増加を目指し、これまで周知していなかった場所・形態にて周知に努める。
		124	**社会教育G**	坂下星見の会	文化財等を活用したプロジェクションマッピングを実施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げます。	文化財等を活用したプロジェクションマッピング	主催団体（坂下星見の会）との連携を密にし、プロジェクションマッピングを実施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる。	“鈴鹿峠自然の家”を活用したプロジェクションマッピングを11月開催の「親子でわいわい星まつり」で実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、文化財である鈴鹿峠自然の家を活用したプロジェクションマッピングを実施するため、主催団体（坂下星見の会）との協議に努める。	主催団体（坂下星見の会）との連携を密にし、プロジェクションマッピングなどを実施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる。
		125	**文化創造G**	（公財）亀山市地域社会振興会	文化会館の施設を活用したイルミネーション等を実施する機会を通じて、文化芸術への関心を持ってもらうとともに、まちの賑わいに繋げます。	文化会館イルミネーション事業等	かめやま文化年２０２４実行委員会と協力して、かめやま文化年２０２４において、「まちがにぎわい　こどもがわらう」をキャッチコピーにした取り組みを実施し、市民に文化芸術への関心を促すとともに、まちの賑わいに繋げる。	文化会館イルミネーションを実施し、約1000人が訪れるなど、まちの賑わいに寄与した。 かめやま文化年実行委員会と協力し、「まちがにぎわい　こどもがわらう」をキャッチコピーとして、市内各所で、子どもの文化芸術活動への参画拡大に繋がる事業を実施し、まちのにぎわいに繋げた。	A：十分な成果を得た	引き続き、文化施設を活用してまちの賑わいに繋げる取組を検討する。	かめやま文化年２０２４での取組みについて検証し、今後の取組みについて活用していく。
		126	**文化創造G**	亀山トリエンナーレ実行委員会	亀山トリエンナーレの開催支援等を行い、地域のまちづくり及び商業の発展に繋げます。	亀山トリエンナーレ　等	２０２４年の亀山トリエンナーレの事業に協力し、財政支援することで、地域のまちづくり及び商業の発展に繋げる。	亀山トリエンナーレ２０２４の事業に協力し、財政支援することで、地域のまちづくり及び商業の発展に繋げた。 また、かめやま文化年の特別企画として、トリエンナーレ会場を関・坂下エリアまで会場を広げ、循環バスを運行するなどして、まちのにぎわいづくりに繋げた。	A：十分な成果を得た	引き続き事業協力を行い、まちの賑わいや魅力の創出に繋げる。	亀山トリエンナーレの事業に協力し、地域のまちづくり及び商業の発展に繋げる。
		127	**文化創造G**		これまでの「かめやま文化年」をもとに、他市の事例等を調査しつつ、様々な分野との連携によるまちのにぎわいや魅力に繋がる新しい仕組みづくりを検討します。	新しいかめやま文化年の検討	かめやま文化年２０２４実行委員会と協力して、かめやま文化年２０２４において、「まちがにぎわい　こどもがわらう」をキャッチコピーとした取り組みを実施し、市民に文化芸術への関心を持ってもうとともに、まちの賑わいに繋げる。	かめやま文化年実行委員会と協力し、「まちがにぎわい　こどもがわらう」をキャッチコピーとして、子どもの文化芸術活動への参画拡大に繋がる事業を実施し、まちのにぎわいに繋げた。	A：十分な成果を得た	かめやま文化年２０２４での取組みについて検証し、今後の取組みに生かす。	かめやま文化年２０２４での取組みについて検証し、今後の取組みについて検討する。

第3次亀山市スポーツ推進計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　健康福祉部 健康政策課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に即した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分を補完するものである。
目的･概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。
計画の骨格	【目指す姿】 市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます

【基本施策】	【施策の内容】	
スポーツ活動の充実	誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成･支援
	子どものスポーツ環境の充実	●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり ●ジュニアスポーツの機運向上と活性化
スポーツを支える力の促進	スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	●各種スポーツ団体の育成･支援 ●指導者の育成支援と登録･活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医･科学の活用
スポーツ文化の浸透	スポーツ情報提供の充実	●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信
	競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	●市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成 ●スポーツの魅力発信 ●スポーツイベントの開催に向けた企画
スポーツのまちづくりと拠点整備	スポーツを活用した地域活性化	●地域経済や観光との連携 ●健康増進や介護予防等との連携
	スポーツ施設の整備と利用促進	●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●学校運動施設や公園の有効利用

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	55.8	―	60
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,423	4,323	4,900
3	市や団体が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	11,930	26,603	24,000
4	市内の主な運動施設の稼働率	%	70.3	72.7	78.0
5					

■計画の実績等

取組実績	・市主催事業については、ニュースポーツ大会、市民体力テスト、壮年ソフトボール大会など計画通り実施することができた。 ・スケートボード等アーバンスポーツ利用ができるよう、名阪工業団地第三公園を開放するとともに、利用者団体と共催で初心者教室を実施した。 ・読売巨人軍と共催で「読売ジャイアンツ女子チームベースボールキャラバン」を開催し、年中・年長児とその保護者や小学校低学年児を対象として野球教室を開催した。 ・東野公園体育館空調設備及び自家発電設備設置工事や関B&G海洋センター更衣室及びプール連絡通路改修工事等を行った。 ・部活動の地域展開に向けて、教育委員会を中心に関係団体と亀山市部活動のあり方検討会を行った。
成果	・市民体力テストにおいては、年々参加者数が増加してきており、リピーターも定着しつつあり、運動やスポーツの習慣化に寄与している。 ・幼少期からスポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたりして、体力づくりができるようプロ野球球団と共催で野球の体験機会の提供を図った。 ・快適な利用環境を提供できるよう、施設の整備や修繕を行い、施設の利用促進を図った。 ・アーバンスポーツができる環境づくりに取り組み、幅広い世代におけるスポーツの裾野の拡大に努めた。
総合計画推進への寄与度	・市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供するとともに、アーバンスポーツ利用ができる環境を整え、「スポーツ活動の推進」に寄与した。 ・市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、「スポーツの拠点づくり」に寄与した。

反省点・課題	ニュースポーツ大会への参加者数が少ないため、地域に出向いてPRすることや実施種目の検討が必要である。また、休日の部活動の段階的な地域展開に向けて、関係各所と連携し、具体的な取組を進める必要がある。

今後の方向性	行政出前講座を活用して、地域に出向いて普及を図るとともに、様々な種目の実施について検討する。また、休日の中学校部活動が段階的に地域展開できるよう、教育委員会等関係部署と連携し課題の整理を行い、受け皿を含めた方向性等について検討する。

第3次亀山市スポーツ推進計画　令和７年度計画　調査シート

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和6年度実績	今後の課題	令和7年度計画
（１）誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	○ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っているが、その活動についての認知度が低い。	総合型地域スポーツクラブが行っている、誰でも参加しやすく継続的にスポーツ活動を行うことの出来る教室を、ホームページや広報を通じて、市民に広くPRし、継続的なスポーツ実施機会を提供する。
		誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携します。	スポーツ推進G	壮年向けに壮年ソフトボール大会、子ども向けにミニバスケットボール大会、全年齢を対象にヘルスバレー大会の開催に向けて、各種スポーツ団体と連携した。 また、協働事業として、三重スポーツ鬼ごっこ連盟と共催でスポーツ鬼ごっこ大会を開催した。 指定管理者において、市民ニーズに対応した教室が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、種目や対象者の見直しを検討する必要がある。	各種スポーツ関係団体などと連携し、市民ニーズに対応したスポーツイベント・大会やスポーツ教室などの開催に努める。 また指定管理者と協力し、市民ニーズに対応した自主事業に取り組むよう要請していく。
		高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	高齢者支援G	一般高齢者に加え、自主活動グループしゃきしゃきＯＢ会に対し、継続した活動につながるよう、運動教室やフレイル予防講座を実施した。また、健康運動指導士による健康体操動画を収録し、行政情報番組で放映するとともに、市HPにもアップし、自宅でも無理なく体操が行える環境の整備を図った。	単発の教室参加で終了ではなく、参加をきっかけに、日常生活の中で継続した体操を行う必要がある。	地域や自宅で自主的に体操を行えるよう、収録した体操動画のＤＶＤを作成し、配布や貸し出しを行う。また、市HPにも引き続き体操動画をアップするなど、日常的に運動できる環境の整備に努める。
			スポーツ推進G	高齢者でも無理なく安心して実施できるヘルスバレー大会を実施した。 総合型地域スポーツクラブや指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要がある。	高齢者が無理なく安心して実施できる教室等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブや指定管理者に開催を要請していく。また、開催にあたっては、開催告知や教室内容のPRを行う。
		生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取組による地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります	スポーツ推進G	誰でも気軽に取り組めるニュースポーツ推進のため、ニュースポーツ大会（ヘルスバレー）を実施した。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導を行った。	ニュースポーツ大会への参加者数が伸び悩んでいる。	誰でも気軽に取り組めるニュースポーツ推進のため、ニュースポーツイベントの実施方法、種目について検討する。また、引き続き行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導を加え、普及促進を図る。
	○障がい者のスポーツ参加の推進	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境づくりに努め、参加を呼びかけます。	障がい者支援G	県の障がい者スポーツ連合会等が主催するイベントについて障がい者支援グループ窓口に設置し周知を行った。	障がい者にとっての日常的にスポーツを楽しむ機会はまだ環境、啓発共に不十分であり、丁寧な対応が必要である。	障がい者が主体となり、又は参加できる大会、イベント等の情報収集に努める。
			スポーツ推進G	亀山市スポーツ推進委員が「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加いただき、障がい者との交流等について見識を深めていただいた。	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境を整える必要がある。	スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加いただき、障がい者が参加出来るスポーツイベントについて検討する。
		障がい者スポーツへの理解と関心を高め、障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会づくりに努めます。	障がい者支援G	県の障がい者スポーツ連合会等が主催するイベントについて障がい者支援グループ窓口に設置し周知を行った。 第10回全国知的障がい特別支援学校高等部サッカー選手権大会2024に出場する県立杉の子特別支援学校石薬師分校サッカー部の市長表敬訪問に際し、新聞社の取材を依頼したほか同席し、その様子を市Facebook、LINEを通じて広く発信した。	障がい者スポーツ等への関心を高めるためには、この分野で活躍する選手等の情報収集を図るほか、ともに楽しめるスポーツを通じてお互いの理解を深めることも考えていく必要がある。	障がい者スポーツ等への関心を高めるため、この分野で活躍する選手等の情報収集を図るとともに、広報等での紹介を検討していく。
			スポーツ推進G	障がいのある人もない人もが障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会の提供はできなかった。	障がいのある人とない人が共に参加できるスポーツについて検討するとともに、参加したくなるような情報発信について検討する必要がある。	障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会を作れるよう、運動施設指定管理者やスポーツ関連団体、関係部署と検討する。
	○女性のスポーツ参加の推進	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を計画、実施するとともに、読売巨人軍と共催で「読売ジャイアンツ女子チームベースボールキャラバン」を実施した。また、指定管理者が子育て中の女性を対象とした自主事業を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の確保について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の環境整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
		女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ関連団体の運営へ参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員などスポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
	○総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。	スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を広報に掲載した。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。	会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う必要がある。 また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。	クラブ会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言を行う。
		クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識･技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。	スポーツ推進G	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行った。	国、県等から提供された研修会などの情報を、随時収集し、クラブに最新の情報を提供する必要がある。	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行う。
		クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。	スポーツ推進G	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるよう情報発信を行った。	総合型地域スポーツクラブに対する理解や認知度が低い。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるよう情報発信を行う。
	○新たなスポーツスタイルへの支援	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、市レクリエーション協会などの活動により、ニュースポーツやアーバンスポーツを普及するとともに環境づくりを図ります。	スポーツ推進G	スポーツ推進委員の運営により、ニュースポーツ大会（ヘルスバレー）を開催し、ニュースポーツの普及を図った。また、スケートボード等アーバンスポーツ利用ができるよう名阪工業団地第三公園を開放した。	ニュースポーツ大会を実施するにあたり、参加者が少ない状況にあるため、認知度を上げるとともに、参加したくなるような種目を取り入れる必要がある。	引き続き、アーバンスポーツができる場所として名阪工業団地第三公園を開放する。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導をすることにより、ニュースポーツの普及促進を図る。

（２）子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	○学校体育活動の充実	子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫・改善を進めます。	教育支援G	体育の授業等を通して、体力調査等を活用し子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の改善を図ることができた。	子どもの体力の向上、教員の指導力改善につながる継続した取組を行う必要がある。	体力調査等の結果を踏まえ、子どもの体力・運動能力を把握した体育の授業改善や指導方法の工夫を行っていく。
			教育研究G	小学５年生と中学２年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行った。その結果について、市内学校全体で共有・分析し、体力・運動能力の目標を設定することで、適切な運動習慣・生活習慣づくりを進めることができた。	調査結果をもとに、各校の課題をもとに目標を立て、取り組みを進める必要がある。	引き続き、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握するとともに、その結果を検証し、体育の授業改善に努める。
		子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「１学校（園）１運動プロジェクト」など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。	教育研究G	各園・学校で継続し「１学校（園）１運動プロジェクト」に取り組んだ。また、集中取組期間として「Kameyama Sports Week」を設定し、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりを行った。園では、登園後に全園児が集合し、体操、縄跳び、持久走等を実施し、体力の向上を図ることができた。	「１学校（園）１運動プロジェクト」や「Kameyama Sports Week」を継続的に取り組むとともに、日常の遊びや園の行事を通して、運動に親しみながら体力の向上を図っていく必要がある。	自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「１学校（園）１運動プロジェクト」に取り組むとともに、集中取組期間として「Kameyama Sports Week」を設定し、さらに取組を充実させる。
		子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「元気アップシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取組を進めます。	教育研究G	各校で、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、「元気アップシート」を作成し、学校全体で目標を共有し取り組みを行った。各校の課題に応じた取り組みを行うことができ、児童生徒の運動習慣を向上させることができた。	「元気アップシート」において設定した各学年の目標をもとに、適切な生活習慣・運動習慣づくりを進める必要がある。	①運動やスポーツに親しむ、②体を動かす楽しさや喜びを感じる。③運動やスポーツを好きになり継続しようとする、④体力が向上するといった好循環が生まれるよう、家庭に向けた啓発を行う。
	○身近で安心安全なスポーツや運動の場作り	「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。	社会教育G	放課後子ども教室では、ソフトボール・バレー・サッカー・卓球などの種目を地域の指導者の指導のもと継続して実施することができた。また、ユニカールやスポーツ吹き矢など、ニュースポーツに分類される競技の教室も展開されている。	スポーツを通して子どもが地域の方々と関わりながら楽しみ、関係性を育んでいくという視点を大切にして、継続的に展開する必要がある。	引き続き、スポーツの教室が放課後子ども教室において実施されるよう促進していく。また、各小学校区の放課後子ども教室が相互にどのような活動を展開しているか情報共有できる場を設ける。
			スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会などのイベント広報に協力し、参加促進に努めた。	引き続き総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める必要がある。	総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める。
		幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携して、運動やスポーツの体験機会の提供を図ります。	スポーツ推進G	年中・年長児とその保護者、小学２年生までの児童を対象として、読売巨人軍と共催で「読売ジャイアンツ女子チームベースボールキャラバン」を実施した。また、指定管理者の自主事業として、幼少期の子どもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。	娯楽の多様化、スマートフォンの普及、学業の優先、家庭の経済的理由などにより、子どものスポーツ離れが進んでいる。	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、スポーツの体験機会づくりや情報提供に努める。
		子どもたちが安心安全に外遊びや運動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。	市街地整備G	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。 また、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具改修を行った。	公園施設指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。 また、公園遊具の長寿命化に向け、公園遊具を順次、改修していく必要がある。	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具改修を行い、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上に務める。
			スポーツ推進G	指定管理者が、日常的に運動施設点検や整備を行いながら公園内を見回り、治安維持、設備の安全確保に努めた。	施設の特性上、不特定多数が出入りすることから、防犯情報収集を行い、常駐する施設管理人による見守りを強化する必要がある。	不審者等を発見した際、子どもたちに限らず、利用者や施設管理人等の安全確保のため、安全体制の強化を図る。
	○ジュニアスポーツの機運向上と活性化	ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向けて検討を行います。	スポーツ推進G	先進地視察を基に検討を行ったが、具体的な制度設計には至らなかった。	具体的な制度設計を行う必要がある。	ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向けて検討する。

（3）スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	○各種スポーツ団体の育成・支援	各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な支援に取り組むとともに、団体間の連携調整を図り、行政との協働を推進します。	スポーツ推進G	市スポーツ協会に対して、必要に応じて、情報提供を行った。また、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進した。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るような支援を行う必要がある。また、各種スポーツ団体とよりよい協力関係を構築するため、各種スポーツ団体との情報共有に努める必要がある。	市スポーツ協会へ必要に応じて、助言や支援を行い、組織力の強化を図るとともに、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進する。
		各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働きかけ、必要に応じて助言を行います。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体の広報活動を支援するため、広報やホームページを活用して、支援を行った。	各種スポーツ団体と連携し、広報活動の支援を行う必要がある。また、市のホームページでスポーツ団体の活動について、広くPRする必要がある。	各種スポーツ団体の活動を、わかりやすく市民にPRできるよう、ホームページの整備を行い、広報活動を支援する。
	○指導者の育成支援と登録・活用	各種スポーツ団体などに働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体へ、国・県等から提供された講習会や研修会などの情報提供を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。
		学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう教職員など指導者の資質向上に努めます。	教育研究G	文部科学省や三重県教育委員会作成の指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行った。	継続して、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行い、教職員など指導者の資質向上を図る必要がある。	研修機会が充実するよう、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行う。
		運動部活動における専門的な指導を充実するため、運動部活動支援員の効果的な配置に取り組みます。	教育研究G	運動部活動支援員を市内３中学校に7人配置し、運動部活動における専門的な指導を充実させることができた。	部活動の地域移行を見据え、部活動の在り方や運動部活動支援員の配置について検討してく必要がある。	運動部活動支援員を引き続き３中学校に配置する。
		休日の部活動の段階的な地域への移行を見据えて、市・学校・総合型地域スポーツクラブ等が連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境づくりに努めます。	教育研究G	スポーツ関連団体の代表者、スポーツ推進G、文化創造Gに出席を依頼し、「部活動の在り方検討会」を開催し、今後の部活動の地域移行に向けた意見交流を行った。また、保護者・生徒・教職員に対して部活動に対する意識調査を実施した。	スポーツ推進G、文化創造G、教育委員会と連携し、休日の部活動の地域移行にむけた準備を行う必要がある。特に、予算、亀山市の部活動ガイドラインの策定、モデル部活動の地域移行など、具体的な取組を進める必要がある。地域移行後の地域クラブ活動は教育委員会の所管ではないため、市長部局の中での主担当を整理していく必要がある。	県や他市町と情報交換を行いながら、市内において、休日の部活動の地域移行へ向けての取組を進める。教育委員会としては、各部活動の人数や費用、休日の練習時間の把握、保護者への説明の仕方、教育分野での亀山市部活動ガイドラインの作成などを行い、部活動の地域移行の具体に向けた整理を行う。
		指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。	社会教育G	令和6年度は、15のスポーツレクリエーション関係の団体・個人の登録があった。年度内で市内（地域や学校などの場）で活動した実績の有無については12の登録者が「有」と回答している。	各登録者が市内（地域や学校などの場）で活動した実績が人材バンクの成果と一概には言えないため、継続的に周知していくとともに、より有効な発信方法について検討していく必要がある。	市HPや学びのガイドブック等で、人材バンク制度の周知を継続して行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合（各団体の役員会、幼稚園・保育園長会）にて、周知の上、活用促進を図っていく。
	○スポーツ推進委員の活動の充実	スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。	スポーツ推進G	スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得を図るため、三重県スポーツ推進委員協議会等による実技研修会等への参加を促した。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得のため、県などのスポーツ推進委員協議会が開催する研修会の案内をしているが家庭や仕事の都合により参加が少ない状況である。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得のため、東海地域や県などのスポーツ推進委員協議会が開催する研修会への参加を促していく。
		スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関われるような環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	地域における軽スポーツ普及のため、スポーツ推進委員が中心となってし主催大会を開催した。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導を加え、地域におけるニュースポーツの普及促進を図った。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりが必要である。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりに努める。また、引き続き、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導を取り入れ、地域のおけるニュースポーツの普及促進を図る。
	○競技スポーツレベルの向上	各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。	スポーツ推進G	三重バイオレットアイリスの選手によるハンドボール教室、ヴィアティン三重の選手によるバレーボール教室やホンダ硬式野球部による軟式野球教室を指定管理者が自主事業として実施した。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する必要がある。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する。
		全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。	スポーツ推進G	激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。（激励金支給件数：326人）（旅費補助件数：58人）	激励金及び全国大会出旅費について、市民に周知する必要がある。また、制度が２つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方を検討する必要がある。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金及び全国大会出場旅費補助金の制度について、市民に周知を行う。 また、制度のあり方についても検討を行う。
	○スポーツ医・科学の活用	各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりを支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体に対し、国や県等から提供された講習会や研修会の情報提供を行った。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行う必要がある。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行い、各種スポーツ団体に対し情報提供を行う。

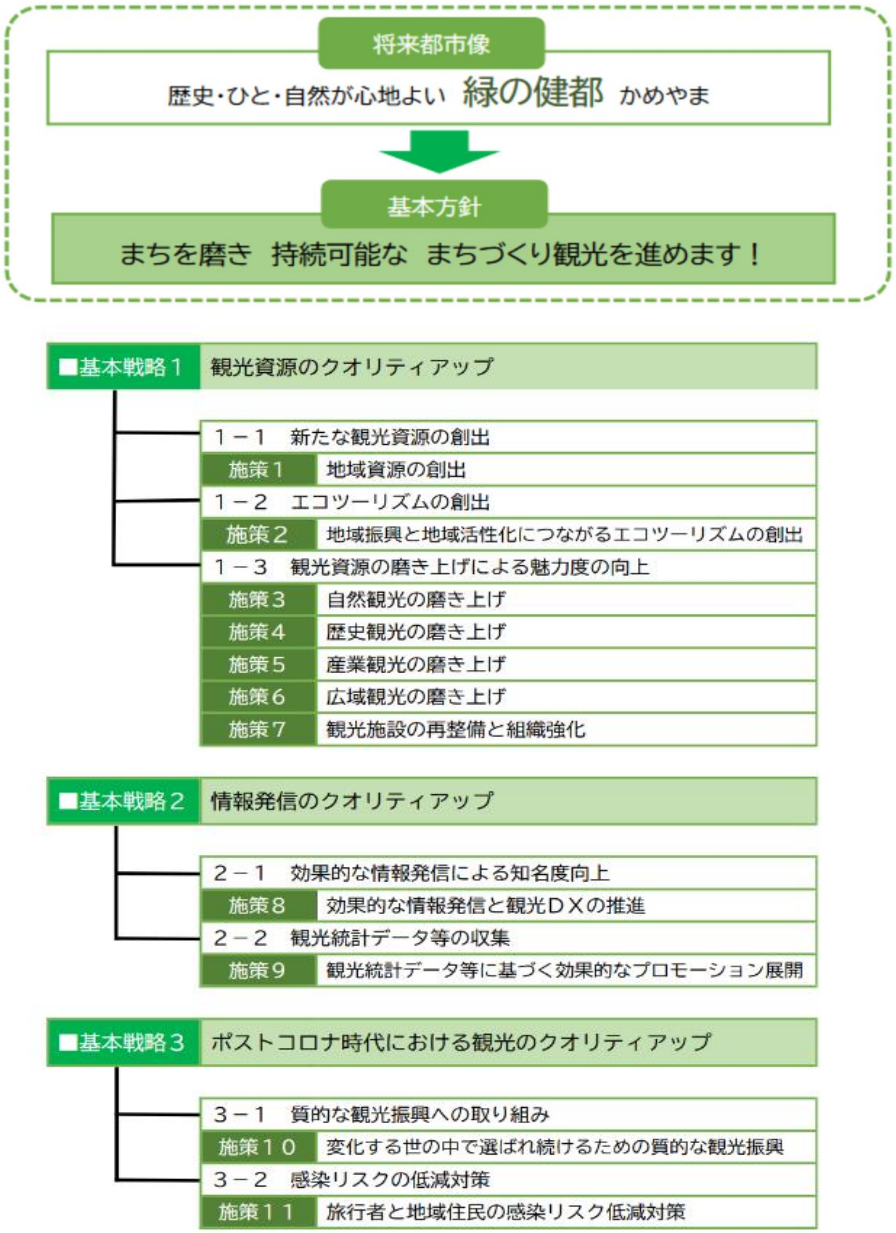
（４）スポーツ情報提供の充実	○スポーツ情報内容の充実	市や、運動施設指定管理者、スポーツ関連団体が主催するスポーツ教室やイベント、研修会などの情報を積極的に発信します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと運動施設指定管理者のホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、亀山市スポーツ協会の広報紙や総合型地域スポーツクラブのイベントチラシの全戸配布を支援し、情報発信に努めた。	指定管理者やスポーツ関連団体と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	指定管理者やスポーツ関連団体と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		自宅で気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	健康づくりG	健康づくりのてびきやホームページ、出前講座の際に自宅でできる体操の情報を掲載した。	市民が自主的に自分の健康管理をできるようになるため、引き続き健康管理や体力向上に効果的な運動の紹介を行う必要がある。	健康づくりのてびきやホームページ、出前講座を通じて自宅で気軽に取り組める体操の普及啓発を行う。
			スポーツ推進G	ヨガのＤＶＤ，ラジオ体操ＣＤの貸出を行い、ラジオ体操CDの貸出実績は１回であった。	ヨガのＤＶＤ，ラジオ体操ＣＤの貸し出しをしているが、利用が少ない状況である。	ヨガのＤＶＤ，ラジオ体操のＣＤの貸し出しについて、広く周知を行う。
		スポーツ関連団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。	スポーツ推進G	指定管理者の自主事業として、女性のスポーツ活動の活性化につながるような教室が開催されたが、障がい者に向けての情報提供はできなかった。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を発信していく必要がある。	スポーツ関連団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性へのスポーツの普及啓発に関する情報の発信に努める。
		運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと運動施設指定管理者のホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		激励金支給制度などのスポーツ推進施策について継続的に制度の周知を図ります。	スポーツ推進G	広報、ホームページ等を通じて、激励金支給制度及び全国大会出場旅費補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。	引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金や全国大会出場旅費補助金等、市のスポーツ推進施策について市民に周知を行う。
	○各種情報媒体を活用した情報発信	既存情報媒体による市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供を継続するとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。	スポーツ推進G	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。また、かめやま健康なびによりLINEを活用してスポーツや運動に関する情報の提供を行った。	引き続き、広報・ホームページ、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民がわかりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用の検討を続ける必要がある。	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookなどを活用して、市民が分かりやすい情報提供を行う。また、行政放送チャンネルで運動やスポーツの効果について啓発を行う。
		各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう支援を行います。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。
		県や他市町と連携し、広域的な情報提供を図ります。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者や県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。
（５）競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	○市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にＰＲし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	スポーツ推進G	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行った。全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信を行った。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが出場する競技会等の情報集約に努める必要がある。	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行う。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、Facebookでの発信に努める。
		市内で継続して行われている亀山市民駅伝競走大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。	スポーツ推進G	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が開催出来るよう、関係団体に指導・助言・協力を行った。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とするように、指導・助言を続けていく必要がある。	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行う。
	○スポーツの魅力発信	スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や競技ルール等の幅広い情報を提供します。	スポーツ推進G	ジャパンラグビーリーグワンに所属する三重ホンダヒートと連携した「亀山市魅力発信デー」の周知において、HPに三重ホンダヒートのHPをリンクさせ、競技ルールの情報提供に努めた。	継続的にスポーツの意義や競技ルールに関する情報提供を行う必要がある。	ホームページや広報誌を活用してスポーツの意義や競技ルール等の情報発信に努める。
		主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、市民に関心を持ってもらえるよう情報提供方法を工夫していきます。	スポーツ推進G	全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックへの投稿を行った。	市民に関心を持ってもらえるような情報提供方法を検討する必要がある。	既存の媒体を用いて情報発信をするとともに、新たな情報発信方法を検討する。
	○スポーツイベントの開催に向けた企画	インターハイや国体の開催に向けて取り組んできたレガシーを活かしながら、スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点も取り入れつつ、スポーツイベントの企画に取り組みます。	スポーツ推進G	バレーボールVリーグに所属するヴィアティン三重の主催試合を指定管理者が誘致し西野公園体育館で開催された。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの仕組みづくりについて検討する必要がある。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点を取り入れたスポーツイベントの開催について、運動施設指定管理者やスポーツ関連団体とともに検討する。
		子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会や、交流できる機械づくりを行います。	スポーツ推進G	ジャパンラグビーリーグワンに所属する三重ホンダヒートと連携した「亀山市魅力発信デー」に市民を含む県民を無料招待しトップレベルの試合観戦の機会を提供した。また、読売巨人軍と共催で「読売ジャイアンツ女子チームベースボールキャラバン」を実施した。	様々な競技でトップアスリートと交流できるよう、関係団体・チームに機会の場づくりを依頼する必要がある。	様々な競技でトップアスリートと交流出来るよう、指定管理者や関係団体に機会の場づくりを依頼する。

（6）スポーツを活用した地域活性化	○地域経済や観光と連携	スポーツを通じて地域の活性化や交流人口の増加を図るため、地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりを図ります。	スポーツ推進G	スポーツ関連団体とは連携・協働できたが、商業・観光関連団体等との連携・協働には至らなかった。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの仕組みづくりについて検討する必要がある。	地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりについて検討する。
		地域のスポーツ資源を活用したスポーツ合宿の需要を取り込み、地域経済の活性化や活力ある地域づくりに繋げます。	スポーツ推進G	スポーツ合宿による宿泊者について、一部の施設において、試験的に３か月前から予約を可能として運用した。	施設予約において、一般の利用者との公平性を確保する必要がある。	スポーツ合宿による宿泊者について、対象者や予約時期等を考慮しながら試験運用について検討する。
	○健康増進や介護予防等との連携	生活習慣病予防や健康増進を推進するため、健康マイレージ事業や運動施設の運動教室の取組等を通じて、運動やスポーツの習慣化を図ります。	健康都市推進G	市民の主体的な健康活動を促進し、幅広い世代が参加しやすい事業として、スマートフォンで利用する健康管理アプリを令和5年に引き続き運用した。 また、地域と協同で33箇所のウォーキングマップを作成しアプリ内に反映させ、令和7年4月1日から個人で活用できる環境を整えた。	個人の健康増進を目的として、ウォーキングを主体とした運動・スポーツの習慣化を促進するための働きかけを行う必要がある。 ウォーキングマップの周知啓発を行うためのイベント開催や主には高齢者向きにウォーキングコース活用方法のアプリ操作説明会を随時開催する必要がある。	スポーツ庁の交付金を活用した運動・スポーツ習慣化事業を実施に併せ、ウォーキングマップの周知啓発も含めたパッケージ型イベントを開催する。
			健康づくりG	出前講座等の教室時に健康づくりについての講話を行い、運動の習慣化の必要性について周知した。健康増進や介護予防等との連携のため地域のまちづくり協議会を対象に4か所でスクエアステップ体験会を行った	生活習慣病予防や健康増進を推進するために引き続き運動習慣化について周知し、市民が自分に合った運動を継続できるよう支援する必要がある。	出前講座の教室時に運動の習慣化について普及啓発を行う。令和6年度に要請されたスクエアステップリーダーとともに地域でのスクエアステップ教室の普及に努める
			スポーツ推進G	市主催事業や総合型地域スポーツクラブ、指定管理者が実施する運動教室への参加を健康マイレージ事業のボーナスポイント対象とし、運動やスポーツの習慣化のきっかけとなるよう努めた。	様々な取組を通じて、運動やスポーツの習慣化につながるよう、市民に興味を持ってもらう必要がある。	運動やスポーツの習慣化を図るため、健康マイレージ事業のボーナスポイント事業に運動施設の運動教室や総合型地域スポーツクラブの教室を対象として取り組む。
		介護予防を推進するため、地域での介護予防教室やスポーツ関連団体の取組等を通じて、高齢者の運動機能向上を図ります。	高齢者支援G	高齢者の介護予防を目的に、コミュニティセンター等で介護予防教室を行った（R6年度実績：３４４回　延べ参加人数5,577人）。また、介護予防教室リーフレットの配布や市HPで、教室情報について広く周知した。	更なる参加者の増加を図るため、事業者から広く提案を受けるなど、バリエーション豊かなプログラムを提供することが必要である。また、教室情報や介護予防の意義等について周知啓発が必要である。	バリエーションを増やしつつ、コミュニティセンター等で介護予防教室を行う。また、介護予防の手引きや市HP等で、教室情報に加え、フレイル予防や介護予防ついて広く周知啓発することにより、高齢者の運動機能の維持向上を図る。
			スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者を対象とした健康運動教室が実施された。	介護予防教室の担当部署やスポーツ関連団体との情報共有に努める必要がある。	高齢者を対象とした運動教室の開催について、運動施設指定管理者と協議する。
（7）スポーツ施設の整備と利用促進	○市民ニーズに応じた運動施設の充実	市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。	スポーツ推進G	運動施設指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取り組み、施設の安全確保に努めた。（西野公園体育館雨水配管修繕、東野公園カーテン改修工事、関B&G海洋センター更衣室及びプール連絡通路改修工事など）	現在の公園施設長寿命化計画には関B&G海洋センター、関総合スポーツ公園多目的グラウンドが含まれていないため、時期長寿命化計画策定時には含めることとし、中長期的な視点に立った計画策定の必要がある。	運動施設指定管理者と連携し、必要な施設の修繕等を行い、施設環境の維持に努める。
		運動施設の照明設備のＬＥＤ化など、長寿命化に向けた検討を行います。	スポーツ推進G	屋内施設については、全庁的な事業により、LED化を図った。	屋内施設はLED化したが、屋外施設のLED化についての検討が必要である。	照明設備のLED化を含め、施設の長寿命化に向けた検討を行う。
		高齢者などが容易に集えるよう、コミュニティ系バスや乗合タクシー等の公共交通機関のほかに、大規模大会の開催時にシャトルバスの運行を検討するなど、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。	交通政策G	出前講座や地域との意見交換等において、スポーツ施設へのアクセス方法の周知を図るほか、イベントチラシに公共交通によるアクセス方法を記載した。	スポーツ施設の最寄りのバス停留所まで距離があるため、コミュニティバス等を利用した来訪が困難な環境にある。	イベント開催時における公共交通によるアクセス方法を掲載する等により一層の周知を図る。
			スポーツ推進G	シャトルバスの運行を必要とするほどの大規模大会の開催はなかった。	大規模大会を誘致した場合の対応について、指定管理者と検討する必要がある。	大規模大会の開催時でのシャトルバスの運行など、運動施設への交通アクセスについて検討する。
		高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。	スポーツ推進G	東野公園体育館において、避難所機能を強化するため、空調設備及び自家発電設備を設置する工事を行った。	全施設において、災害時の避難所機能を確保する必要がある。	関B&G海洋センターにおいて、B&G財団の助成金等を活用した避難所機能の強化について検討する。
	○運動施設の利便性の向上、施設利用の促進	公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう見直していきます。	スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に利活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	現在導入しているシステムが令和10年12月を以てサービス終了するため、新たなシステムの導入に向けての検討が必要である。	指定管理者が適性な管理運営ができるよう連携を図り、適宜協議を行う。また、新たなシステムの導入に向けて検討を行う。
		市民が運動施設を公平に、快適に利活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。	スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に利活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。	指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、モニタリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に利活用できるよう努める。
		県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者や県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。
		大規模大会に向けて整備した施設の維持に努め、利活用の促進を図ります。	スポーツ推進G	バレーボールVリーグに所属するヴィアティン三重の主催試合を指定管理者が誘致し西野公園体育館で開催された。	施設の計画的な維持管理に努めるとともに、利活用の促進策を検討する必要がある。	施設の適切な維持に努めるとともに、利活用の促進策を検討する。
	○学校運動施設や公園の有効活用	地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。	教育総務G	学校施設等長寿命化計画や市財政状況等を踏まえつつ、それぞれの施設の改修内容、優先度、改修時期の目安等の決定に取り組んだ。	老朽化した施設が多く、定期的な維持管理、改修等を要する。	それぞれの施設の必要な改修等に向けて、事業の位置づけを目指す。
			スポーツ推進G	学校体育施設開放事業に関することをホームページに掲載し、利用促進を図った。なお、屋外施設の年間修繕件数は1件であった。	地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。	学校開放施設を、地域の方が夜間や休日に利用できるよう、必要な修繕を行う。
		地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。	市街地整備G	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。 また、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具改修を行った。	公園施設指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具改修を行い、都市公園を地域の交流の場として活用できるように務める。

第2次亀山市観光振興ビジョンに関する実績等報告書（令和6年度）

（　産業環境部 商工観光課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	本ビジョンは、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「まちづくり観光の活性化」及び観光立国推進基本法第4条に基づく、地方公共団体の区域特性を生かした施策として策定したものであり、本市の観光分野における基本計画として位置付けている。
目的･概要	本ビジョンは、新たなニーズに適応するとともに、改めて地域の資源を見つめなおして、本市の特徴を生かした観光振興の在り方について整理し、本市の将来像である「歴史･ひと･自然が心地よい　緑の健都　かめやま」の実現に向け、基本戦略に基づく総合的、計画的な観光振興方策を位置付けることを目的とする。
計画の骨格	

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値（R2）	実績値（R6）	目標値
1	観光入込客数	人	183,001	212,663	235,000
2	エコツーリズムのイベント開催数	回	13	7	20
3	エコツーリズムのイベント参加人数	人	141	108	300
4	亀山市観光協会ホームページ訪問者数	人	181,722	280,221	250,000
5	関宿内店舗数	店舗	30	50	35
6	まちづくり観光に関わる団体数	団体	84	76	85

■計画の実績等

取組実績	観光プロモーション事業において、”観光三重”内の特設WEBサイトを更新するとともに、亀山トリエンナーレを活用しながら取材レポートを2本作成し、WEBサイトへ掲載した。また、商工観光課instagram等のSNSを活用した情報発信を行った。さらに、地域活性化起業人制度を活用し、亀山版グリーンツーリズムのコンテンツの開発を行った。 亀山市観光協会については、亀山市観光協会への補助金交付や運営支援を行うことで、観光案内、観光情報の発信及びフィルムコミッションの運営のほか、関宿にぎわいづくりや城郭めぐりスタンプラリー、東海道ひなまつり等の事業の実施につながった。 亀山7座トレイル整備・活用推進事業については、イベントを7回開催し、108名の参加があった。登山道の調査は、登山指導員により21回実施し、トレイルの開催前に登山ルートの安全を確認するとともに、必要に応じて枯れ木を伐採するなどの処理を行った。 また、亀山7座を完登した123人に完登バッジの交付を行った。
成果	観光プロモーション事業において、WEB特設サイトの更新やSNSの活用により、亀山市やアート、歴史、文化について、市内外の人に対して情報発信を行うことで、亀山市の知名度が向上し関心を高めることができた。また、地域活性化起業人制度を活用し、観光資源の発掘や体験型観光コンテンツの造成により、亀山版グリーンツーリズムの確立に向け、効果的に発信する準備を進めた。 亀山市観光協会のホームページへの訪問者数は280,221人と令和5年度から約31,000人増加し、効果的な市の観光PRにつながった。さらに、他市の観光協会と連携して7つの城郭を巡るスタンプラリーを行うことで近隣の観光協会の連携強化につなげることができた。 また、亀山7座を活用したトレッキングイベントは、天候不順等の影響で前年度より開催件数が減少し、参加者数も減少したものの、募集164人に対し237人の応募があり、自然観光を通じて本市の魅力向上を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上　(4)まちづくり観光の活性化 WEB特設サイトの更新やSNSの活用により、積極的に亀山市の情報発信を行い、知名度向上を図っている。

反省点・課題	情報発信を強化することにより、亀山市の魅力を伝えることはできたが、今後は市内への誘客を促進するための取り組みが必要である。亀山版グリーンツーリズムを確立するため、学校や企業など教育旅行の誘致を目的にモニターツアーを実施し、さらなる本市への誘客に向けた取り組みが必要である。

今後の方向性	観光プロモーション事業については、WEB特設サイトの更新やSNSを活用し、亀山ブランド事業とも連携して亀山市の情報発信を行う。教育旅行をターゲットとした亀山版グリーンツーリズムを展開し、市内観光施設への誘客を図る。

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書（令和6年度）

（　教育委員会事務局学校教育課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「文化芸術推進基本計画」等の関連計画との整合を図りつつ、学校教育の視点から、施策の方針をまとめている。本ビジョンは、「亀山市生涯学習計画」とともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。
目的･概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「可能性に挑み　人とつながり　未来を創る　「亀山っ子」」と、教育スローガン『「亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう！」～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～』を実現するため、2つの基本姿勢において、5つの「基本施策」と20の「施策」を設定している。
計画の骨格	学校教育ビジョン体系 めざす子どもの姿：可能性に挑み　人とつながり　未来を創る「亀山っ子」 教育スローガン：亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう！～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～ 基本姿勢：誰一人取り残さず誰もが自分らしく生きる／豊かな地域資源とつながり共に歩む 基本施策／施策 Ⅰ 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 ①学力の向上 ②人権・道徳教育の推進 ③読書活動・文化芸術活動の推進 ④健やかな身体の育成 ⑤就学前教育の充実 Ⅱ 新しい時代を生き抜く力の育成 ①主体的に社会を形成する力の育成 ②グローバル社会に活躍できる力の育成 ③情報社会で活躍できる力の育成 Ⅲ 一人ひとりの学びを支える教育の推進 ①特別支援教育の推進 ②外国人児童生徒教育の推進 ③不登校児童生徒への支援 Ⅳ 子どもの未来を拓く学びの場づくり ①学びのセーフティーネットの充実 ②子どもたちの安心・安全の確保 ③防災教育・防災対策の充実 ④学校教育環境の充実 Ⅴ 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり ①学校力・教師力の向上 ②教職員の働き方改革の推進 ③学校運営協議会を核とした地域との協働 ④家庭教育力の向上 ⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1					
2	別紙のとおり				

■計画の実績等

取組実績	・学力向上推進計画【第4版】に基づき、「読む力・読み取る力」「算数・数学的思考力」の育成、「かめやま授業スタンダード」を使った「考える時間の充実」を重視した授業づくりの徹底を図った。 ・1人1台端末やデジタル教科書の活用を通して、子どもにわかりやすい授業づくりを行った。また、端末を利用した家庭学習の充実を図った。 ・「Kameyama study Week」を年間3回設定し、学力向上に努めた。 ・「1校（1園）1運動」の取組を継続し、「Kameyama Sports Week」を年間2回設定し、体力向上を図る取組を行った。 ・防災意識を高めるために、「防災ノート」を活用し、発達段階に応じた学習を行うことができた。 ・地域や保護者と連携・協働したコミュニティ・スクールの取組について、家庭、地域に向けた情報発信を行った。
成果	・学力向上推進計画【第4版】の「授業デザインスタンダード」の活用とともに、デジタル教科書やICT機器の活用しながら、児童が「わかる」「できた」と思うわかりやすく楽しい授業つくりに取り組むことができた。。 ・体力調査の結果を受けて、市内全ての小中学校において「1校（1園）1運動」の取組を継続して取り組んだり、「Kameyama Sports Week」を年間2回設定して、集中的に各校において体力づくりに取り組むことができた。 ・全ての小中学校において、「防災ノート」を活用した授業をおこない、児童生徒の防災意識を高められた。 ・特色ある学校づくりを進め、年間3回以上その取り組みについてコミュニティスクールだより等を作成したり、HPに掲載したりすることを通して、地域や保護者への情報発信を行うことができた。
総合計画推進への寄与度	【希望をもって新しい時代に活躍できる子どもの育成】 ・主体的に取り組む教職員研修のため教員研修体制を見直しを行い、教職員の指導力向上と授業改善を図った。 【家庭・地域の教育力の向上】 ・「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化月間を、1学期と2学期に1回ずつ実施し、取組後にアンケート集約をし成果や課題を共有した。

反省点・課題	・教員の指導力向上、授業改善を図り、子どもたちの確かな学力を身に付ける必要がある。・あらゆる差別を許さないという意思をもって主体的に行動できるよう人権に関する授業を引き続き行い、保護者や地域に発信していく必要がある。・体力調査結果を活用し、子どもたちの体力・運動能力を把握し、体育の授業改善に努める必要がある。

今後の方向性	・誰一人取り残すことなく、子どもの可能性を引き出すため、学校や地域・家庭と連携協働した教育の推進を行っていく。・亀山学力向上推進計画【第5版】に基づいた教職員の授業力向上、育ちの支援、たて・よこの連携と協働をすすめ、子どもたちの学力向上を図っていく。・最終年度のため、次期計画に向けて、地域・保護者・児童生徒等へのアンケート調査を行い、検討に入る。

	学校教育ビジョン　成果指標	単位	現状値（R3）	実績値（R6）	目標値（R8）
1	「全国学力・学習状況調査」において各教科すべての問題の平均正答率が全国平均と比較して、－５ポイント以内となっている問題の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 ９３％ 中学校 ７０％	小学校 ４３％ 中学校 ５８％	小学校 １００％ 中学校 ８０％
2	人権に関する授業を保護者等に公開している学校の数 【三重県教育委員会調べ】	校	小学校 ４校 中学校 １校	小学校 10校 中学校 2校	小学校 １１校 中学校 ３校
3	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 ＊「学校の授業時間以外に、1 日あたりどれくらいの時間、読書しますか」という質問に対して、「10 分以上」と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 ５９％ 中学校 ４５％	小学校 ６２％ 中学校 ４８％	小学校 ６４％ 中学校 ５０％
4	体力テストの総合評価A・B・C の子どもたちの割合 ＊「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」「B」「C」「D」「E」の５段階のうち上位３段階である「A」「B」「C」小中学生の割合【スポーツ庁】「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」	%	小学校 ６５％ 中学校 ７８％ （令和元年度）	小学校 58.8% 中学校 76.2%	小学校 ６８％ 中学校 ８０％
5	子どもの園への満足度の状況 ＊「お子さんは園の生活や遊びを楽しいと言っていますか」の質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者の割合（%）【園評価アンケート】	%	園　９５％	園　97.7%	園　　９７％
6	将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合 ＊「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 ７５％ 中学校 ７１％	小学校 ８１％ 中学校 ６４％	小学校 ８０％ 中学校 ７５％

7	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる中学生の割合 ＊ G-TEC においてCEFR　A1 レベル相当以上を達成した中学生の割合【文部科学省「英語教育実施状況調査」】	%	中学校3 年生 ７７％ （令和２年度）	中学校3 年生 ７１％	中学校3 年生 ８０％
8	タブレット端末を授業で活用する教員の割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 ９８％ 中学校 ８１％ （令和２年度）	小学校 １００％ 中学校 １００％	小学校 １００％ 中学校 １００％
9	「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合 ＊特別支援学級や通級指導教室に在籍している等「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」が必要な子どもたちのうち、作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	保幼園等 「支援計画」 ０％ 「指導計画」 ０％ 小学校 「支援計画」 １００％ 「指導計画」 １００％ 中学校 「支援計画」 ７０％ 「指導計画」 ７９％	保幼園等 「支援計画」 ０％ 「指導計画」 ０％ 小学校 「支援計画」 １００％ 「指導計画」 １００％ 中学校 「支援計画」 １００％ 「指導計画」 １００％	保幼園等 「支援計画」 １００％ 「指導計画」 １００％ 小学校 「支援計画」 １００％ 「指導計画」 １００％ 中学校 「支援計画」 １００％ 「指導計画」 １００％
10	初期集中支援が必要な外国人児童生徒のうち、初期プログラムを受けている子どもたちの割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 －％ 中学校 －％	小学校 １００％ 中学校 １００％	小学校 １００％ 中学校 １００％
11	不登校児童生徒が、中学校卒業時に進学・就職等、自ら進路選択できた生徒の割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	中学校 １００％ （令和2 年度）	中学校 ９７％	中学校 １００％
12	「学習教室」への参加人数 ＊家庭生活が困窮（生活保護及び就学援助受給世帯等、または学校から薦めがあった世帯）の子どもで「学習教室」に参加した年間の人数	人	21人	４９人	２５人

13	いじめの認知件数に対して解消したものの割合 ＊当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも３か月経過）を満たすものの割合【三重県教育委員会調べ】	%	小学校 １００％ 中学校 １００％ （令和２年度）	小学校 ９３％ 中学校 １００％	小学校 １００％ 中学校 １００％
14	すべての学年が「防災ノート」を活用した授業を年2 回以上行っている学校の数	校	小学校 －校 中学校 －校	小学校 １１校 中学校 ３校	小学校 １１校 中学校 ３校
15	学校評価アンケートにおける学校満足度	%	小学校 ９３％ 中学校 ９１％	小学校 ９１％ 中学校 ９４％	小学校 ９５％ 中学校 ９５％
16	ストレスチェックにおいて、『仕事や生活の満足度がある』の亀山市教職員全体における平均評価点と全国平均評価点の差 ＊学校ストレスチェックの「仕事や生活の満足度がある」の質問項目において、亀山市と全国平均評価点とを比較したポイント	ポイン	0.7ポイント (令和2 年度) 亀山市　6.4 全　国　5.7	0.7ポイント 亀山市　6.4 全　国　5.7	0.8ポイント
17	コミュニティ・スクールだより等を作成し、地域への情報発信を年間３回以上行っている学校の数	校	小学校 ６校 中学校 ２校 （令和２年度）	小学校 １１校 中学校 ３校	小学校 １１校 中学校 ３校
18	平日１日あたり３時間以上ゲームをする子どもたちの割合 ＊「平日、１日当たりどれくらいの時間ゲームをしますか」という質問に対して、３時間以上と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 ３０％ 中学校 ３７％		小学校 １５％ 中学校 ２０％
19	地域学習副読本「亀山にまつわる人・もの・こと」を活用して学習に取り組んでいる小学校の数	校	―校	１１校	１１校

亀山市子ども･子育て支援事業計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　子ども未来部 子ども政策課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ２　～　Ｒ６年度
位置付け	本計画は、子ども･子育て支援法第61条に基づく市町村子ども･子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的･概要	子ども･子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	【基本理念】 「子どもの笑顔が輝く　　子育て交流のまち　かめやま」 基本目標１．幼児教育・保育環境が充たされるまち （１）幼児教育・保育に関する受入機能の強化 ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 （２）亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化 （３）多様な保育サービスの提供 ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実 基本目標 ２．多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち （１）切れ目のない細やかな子ども支援の推進 ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 （２）主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流促進 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み （３）多様な主体が支える子育て支援の充実 ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実 基本目標 ３．子どもを明るい未来へつなげるまち （１）要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 ①児童虐待防止の取り組み ②子どもの人権を守る意識の醸成 ③外国人家庭の子育て支援 （２）自立に向けた支援体制の充実と確保 ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり （３）自立した生活基盤づくりへの支援 ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進 基本目標 ４．子育ての希望がかなうまち （１）妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 （２）子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	別紙子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和5年度に改訂した亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づき、民間保育所等整備事業により、認定こども園化を行う社会福祉法人等へ財政支援を行うことにより、低年齢児の受け入れ規模の拡大を行った。また、母子保健機能及び児童福祉機能を統合した「こども家庭センター」を開設し、子育てコンシェルジュの配置など妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談支援体制を整備するとともに、子どもの貧困や複合的な課題を抱えた世帯への対応については「つながるシート」の全庁展開を行い、包括的相談支援事業を推進した。さらに、令和6年9月診療分から中学生年代までの医療費窓口無償化を実施するとともに、1か月児健診の費用の一部助成を行うとともに、その他各種健診を通じて子ども及びその家庭における状況に応じ指導・助言を行った。
成果	民間保育所等整備事業の実施により、既存2園の認定こども園化による低年齢児の待機児童の解消につなげるとともに就学前教育・保育機能の充実を図った。こども家庭センターにおける切れ目のない相談支援、経済支援を行うとともに、各種健診における指導・助言により、子どもの心身の発達だけでなく、育児不安や虐待につながる恐れのある保護者への支援も行うことができ、早期治療・早期支援につながった。また、「つながるシート」を全庁・関係機関に展開することにより、子どもの貧困や複合的な課題を抱えた世帯に対する支援に努めた。また、医療費窓口無償化を拡大することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。
総合計画推進への寄与度	第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の着実な実施により、子育てと子どもの成長を支える環境の充実に寄与した。

反省点・課題	就学前教育・保育について、子どもの人口動向に随時注視しつつ、ニーズ等の変化や利用見込みを的確に捉え、施設の統廃合による集約化を目指すとともに、ニーズに応じた提供体制の確保が必要となる。また、多様なニーズに応じた子ども・子育て家庭を支える相談体制・事業等の充実が必要である。

今後の方向性	令和7年度よりスタートした第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を展開していく。切れ目のない支援体制のさらなる充実、連携強化を図り、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を目指す。

別紙　子ども･子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目		単位等	令和6年度実績
教育保育事業※		1号認定提供数(人)	306(市内) 21(広域)
		2号認定提供数(人)	727(市内) 22(広域)
		3号認定提供数(人)	463(市内) 13(広域)
地域子育て支援拠点事業		実施箇所数(箇所)	5
		平均利用児童数(人／月)	1,844
妊婦健康診査		延べ提供人数(人)	3,749
産婦健康診査		延べ提供人数(人)	581
乳児家庭全戸訪問事業		提供数(件)	332
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業		延べ提供数(件)	38
子育て短期支援事業		委託施設数(箇所)	8
		延べ利用児童数(人)	0
子育て援助活動支援事業		延べ利用数(人)	922
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	11,047
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	798
延長保育事業		実施箇所数(箇所)	6
		登録児童数(人)	52
病児･病後児保育事業		実施箇所数(箇所)	0
		利用児童数(人)	0
放課後児童健全育成事業		実施支援の単位数(箇所)	24
		利用児童数(人)	807

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。

第4次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　　市民文化部　文化課　　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ　８　年度
位置付け	亀山市男女が生き生き輝く条例第11条に基づき本市の男女共同参画分野の推進に関する政策を総合的、かつ計画的に推進するために基本計画として定めるものである。本計画は、男女共同参画社会基本法第14条、女性活躍推進法第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置づけている。さらに、第2次亀山市総合計画後期基本計画基本施策「人権の尊重とダイバーシティ社会の推進」と深く関わっている。
目的･概要	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、3つの基本目標に基づく施策や取組を展開し、男女共同参画社会の実現～すべての人が生き生き輝くまち健都かめやま～を目指すべき姿とするものである。
計画の骨格	目指すべき姿 男女共同参画社会の実現 **～すべての人が　生き生き輝くまち　健都かめやま～**

Ⅰ　男女の人権尊重の推進	1　男女共同参画を実現するための意識づくり	（1）人権啓発・人権教育の推進 （2）人権相談・支援体制の充実
	2　男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	（1）固定的性別役割分担意識の解消に向けた方法・啓発 （2）固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備
	3　ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶	（1）パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 （2）セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進
	4　誰もが安心して暮らせる環境づくり	（1）ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり （2）高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり （3）性の多様性に関する理解の促進
2　あらゆる分野における女性活躍の推進	5　政策・方針決定過程への女性の参画拡大	（1）行政分野における女性の参画拡大 （2）地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大
	6　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	（1）市民・企業等に対する啓発・取組 （2）仕事と家庭の両立のための環境づくり （3）市役所内における取組
	7　働く場における男女共同参画の推進	（1）男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発 （2）女性活躍の推進に向けた環境整備
3　身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	8　教育や啓発による意識改革、理解の促進	（1）学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実 （2）家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
	9　生涯にわたる健康づくり支援	（1）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 （2）スポーツ分野への女性の参画
	10　男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	（1）災害に備えた体制の整備 （2）災害に備えた避難所運営体制の構築

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R5）	目標値
1	別紙のとおり				
2					

■計画の実績等

取組実績	男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせて、啓発パネルの展示やのぼり旗を設置する他、DV、セクシャルハラスメント防止について市広報や市ホームページ、啓発チラシに掲載し、啓発を行った。 また、亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し「変わる社会で、どう生きる？～私も、家族も、地域もハッピーになるマインドの使い方～」をテーマに、名古屋学院大学現代社会学部、パブリック・ハーツ（株）の水谷香織さんを講師に招き、ワーク・ライフ・バランスの推進と固定的性別役割分担意識の解消に向けた機運の醸成につながるワークショップ開催した他、三重県男女共同参画連携映画祭の上映前に男女共同参画社会について来場者に解説を行った。 さらに、女性活躍の推進に向けた環境整備として、プログラミング教室＆ボードゲームカフェクリプトメディア代表服部智貴さんを講師に招き、「女性デジタル人材育成」を目指した亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を、全4回開催した。
成果	男女共同参画社会実現に向けて、DV、セクシャルハラスメントの防止への啓発などの男女共同参画情報誌や性的指向及びジェンダーアイデンティティをテーマにした記事の市広報への掲載、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により男女共同参画意識の醸成と性の多様性に対する理解増進、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けての啓発を図ることができた。 また、男女共同参画市民養成講座を行うことで、固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につながった。 さらに、男女共同参画連携映画祭の開催や上映前の解説により、男女共同参画への意識高揚を図るとともに、「女性デジタル人材育成」を目指した亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を開催を通して、女性活躍の推進に向けた環境整備を進めることができた。
総合計画推進への寄与度	男女共同参画情報誌の発行や男女共同参画週間をはじめとした市広報やホームページへの記事掲載を通して、情報発信やハラスメント根絶の推進等の意識啓発を図るとともに、男女共同参画市民養成講座や県連携映画祭の開催により、男女共同参画の推進に寄与した。 また、男女共同参画市民養成講座の開催を通して、ワーク・ライフ・バランスに対する機運の醸成に寄与した。 さらに、亀山市男女共同参画キャリアアップ講座の開催を通して、女性活躍の推進に向けた環境整備に寄与することができた。

反省点・課題	男女共同参画への理解を一層深めるために、引き続き、各種の啓発機会を継続的かつ効果的に活用していくとともに、対象層に応じて、啓発内容や手法の充実を図る必要がある。また、各種審議会における女性委員の登用率や、自治会長に占める女性の割合については、目標値を達成しておらず、目標達成に向けて庁内全体で意識を共有し、取組をさらに進めていく必要がある。

今後の方向性	固定的性別役割分担意識の解消に向け、若年層や働き世代、高齢者層など、対象層のニーズや特性を踏まえた啓発となるよう内容を見直すとともに、女性登用に向けて、庁内全体で意識を共有し、担当部署に候補者の拡充、女性の登用への声かけ等を実施する。

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値（計画策定時）	実績値（R6）	目標値（R8）
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	55.6	—	100
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	61.0	—	80
3	DV防止法認知度	%	51.4	—	60
4	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	39.6	—	45
5	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	校	11校/14校	13校/14校	全校
6	各種審議会等における女性の登用率（4月1日現在で算出）	%	33.5	34.5	40
7	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9	—	50
8	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数（累計）	社	0	4	6
9	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ：67.8 パタハラ：31.8	—	マタハラ：80 パタハラ：40
10	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	5.3	8.84	増加
11	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	27.7	44.4	増加
12	本市における女性管理職の割合	%	30.5	37.1	40 （R6、R11）
13	市男性職員の育児休業取得率	%	11.1	42.9	20(R6) 85(R11)
14	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	12.8	13.9	12(R6) 15(R11)
15	放課後児童健全育成事業の設置施設総数	箇所	22	25	24
16	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.0	13.5	増加
17	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	2	増加
18	健康診断受診率	%	男性：76.5 女性：72.8	—	男性：86.5 女性：76.0
19	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん：19.8 乳がん：25.4	子宮がん：20.0 乳がん：29.9	子宮がん：23.0 乳がん：28.5
20	運動習慣のある人の割合	%	男性：60.6 女性：49.0	—	増加
21	女性消防団員数	人	18	20	増加

基本目標　Ⅰ　男女の人権尊重の推進

基本施策　Ⅰ　男女共同参画を実現するための意識づくり

令和６年度第４次男女共同参画基本計画　取組状況について

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容□	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	1	人権・ダイバーシティG		引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。	約200人が参加し、第20回ヒューマンフェスタin亀山を午前・午後に分かれて開催した。午前の部は、亀山高等学校吹奏楽部による演奏、M.D.Sによるダンスパフォーマンスの後、人権に関わる市民活動各団体のブース出展を行い、午後の部は３つのテーマについて参加者同士で意見交流を行うほか、人権に関わる活動を行う団体の取組紹介、市内小中学生の人権ポスターの展示を12月4日～10日の期間に亀山エコータウン・亀山市立図書館にて行った。また、人権ポスターについては、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向・男女のジェンダーの意識啓発につながるポスターを選定し掲示した。	フェスタ本来の趣旨に沿って広く啓発するためにも、幅広い年齢層に参加してもらえる会場や内容等開催方法を検討していく必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスタｉｎ亀山」は、人権啓発のイベントとして開催し、より多くの人に足を運んでもらえるよう、イベント内容等の検討をするとともに 人権・男女共同参画について考える機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	2	人権・ダイバーシティG		広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、「多様な性」や「固定的性別役割分担意識」を含む、人権にかかわる内容の行政出前講座を企業・地域・学校・各種団体を対象に計17回、767名に対し行った。	市民の人権尊重の意識を育むため、啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権・男女共同参画について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を積極的に設ける。
	市広報紙や市ホームページ、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用した情報発信において、人権意識に配慮した発信に努めます。	3	広報G	人権・ダイバーシティG	市広報、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。	広報紙に、人権、男女共同参画、多文化共生に関するコラムを年5回掲載（奇数月16日号[1月除く]）するとともに、ホームページでは、人権・共生に分類している既存ページの更新を随時行った。行政情報番組では、人権相談の開催日を周知する文字情報を放送した。	人権について正しく理解してもらえるよう、各種広報媒体の特性を活用した情報発信が継続的に必要である。	広報紙、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体の特性を活かし、人権意識に配慮した情報発信に取り組んでいく。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	4	教育研究G	教育支援G	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、人権教育の系統的な取組を進める。	亀山市人権教育推進協議会では、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校の代表者が子どもたちの現状や課題を交流することで、人権教育の系統的な取組を進めることができた。また、市内の人権に関わる団体の代表者、市の関係部局、学校関係の代表者がそれぞれの人権課題に関する現状を課題を報告し合い、具体的な人権教育の取組を共有しながら進めることができた。さらに人権教育推進協議会主催で「まちづくりフォーラム」を開催し、反差別人研究所みえの方を講師に、各中学校区のネットワークの委員の方々を対象に研修の機会をもった。	幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校の代表者が集う亀山市人権教育推進協議会にて、子どもたちの実態の交流だけの会で終わらず、系統的な取組を進める必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、男女共同参画や女性の人権など人権学習の交流行うとともに、人権教育の系統的な取組を進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	5	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。 家庭においての「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、 さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	6	商工業振興G		各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。	研修会や会議等の機会を捉えて、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、人権・ダイバーシティグループと連携して周知に努めた。	職場における人権教育が進むよう、イベントや研修等を通じて継続した啓発活動が引き続き必要である。	企業内における人権教育が進むよう、研修等の機会を通じて、企業へ継続した啓発を図る。
	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	7	人権・ダイバーシティG		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。	窓口のパンフレット設置や市広報紙にて、常設・特設相談等の人権相談の周知を図るとともに、市役所本庁と関支所での特設相談において、電話での対応を行った。	人権尊重の視点に立った相談や支援をおこなうため、関連機関との連携を図っていく必要がある。	引き続き、人権擁護委員による人権に関する相談について、啓発チラシや市広報紙を活用し、広く市民に周知するとともに、関連機関との連携を図っていく。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。	8	母子保健G		女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図る。	女性相談支援員による女性相談窓口や三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の相談窓口などの情報について、広報紙（11月1日号）・ホームページ等の媒体を利用して情報提供を行い、相談できる環境づくりに努めた。	女性相談支援員による相談窓口や各種制度・手続き等の周知・啓発のため、継続して情報提供を行っていく必要がある。	女性相談に係る市・県等の関係機関、相談窓口の情報を市広報紙やホームページなどの媒体を利用し周知することで、相談しやすい環境づくりを進める。
		9	人権・ダイバーシティG		様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。	市の人権啓発チラシ及び男女共同参画情報誌では、人権擁護委員の相談窓口をはじめ、子ども・外国人・女性などの相談窓口について周知した。また、市広報紙、市ホームページ、ZTVなど様々な媒体で広く周知するとともに、三重県男女共同参画センター等にチラシを配架した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供をしていく必要がある。	様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していくことで相談体制の充実に努める。

（２）人権相談・支援体制の充実	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	10	人権・ダイバーシティG		人権センターが開催するスキルアップ講座に、担当グループの職員が１人１講座以上受講するように取り組む他、市職員研修の機会を設ける。	「女性の人権」や「性的マイノリティの人権」などのテーマを含む様々な人権課題について学ぶ、三重県人権大学講座に市職員１名が参加するとともに担当グループの職員をはじめ市職員３名がスキルアップ講座を受講し研鑽を積んだ。また、部落解放研究第30回三重県集会に市職員１名、教職員１名が参加したほか、市職員の主任主査級職員58名を対象に、人権研修を実施した。	市職員の人権研修について引き続き、より多くの機会を確保していく必要がある。	人権大学や人権センターが開催するスキルアップ講座（無料）に、担当グループの職員が１人１講座以上受講するように取り組む他、人権研修市職員研修の機会を設ける。
	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実を図ります。	11	人権・ダイバーシティG		津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月１回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。	月１回の委員会に市職員が毎回参加するほか、津地方法務局との連携等、市民への相談体制の充実に努めた。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を十分に図るため、月１回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。
	民生委員・児童委員や保護司など、地域における見守りや支援活動を行っている団体等と連携し、住民の悩み事や人権問題を早期に発見し解決につなげられる体制づくりを進めます。	12	福祉総務G	民生委員児童委員協議会連合会 保護司会 地域まちづくり協議会（福祉委員）など	世代や属性を問わず、住民の課題を集約するしくみづくりとともに、必要に応じて支援プランを作成し、多機関の連携が可能となる会議体を設置・運営する。	住民が抱える課題を市と社会福祉協議会に集約する支援体制づくりを地域まちづくり協議会等の会議の場で周知した。また、支援の必要性に応じて世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理する会議体を運営し円滑な支援につなげた。	個別ケースにおいては、各機関での情報共有は図れているが、根本的な課題解決へと進むケースが比較的少なく、公的支援だけではなく地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援が必要である。	引き続き既存の社会資源への働きかけや事業活動を支援できる体制づくりに努めながら社会とのつながりに向けた参加支援の取組を進める。

基本目標　Ⅰ　男女の人権尊重の推進

基本施策　２　男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。	13	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し「変わる社会で、どう生きる？～私も、家族も、地域もハッピーになるマインドの使い方～」をテーマに、名古屋学院大学現代社会学部、パブリック・ハーツ（株）の水谷香織さんを講師に招き、ワーク・ライフ・バランスの推進と固定的性別役割分担意識の解消に向けた機運の醸成につながるワークショップ開催した。	講座等のテーマに、働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立などを取り上げたが、体験活動を組み入れることができなかった。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の活動に、男女とも多様な住民が参加できるよう意識改革を図ります。	14	社会教育G		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	関係団体への働きかけや会議等の機会を通じて女性の参画を促進した結果、市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、44.4%（8人／18人）となった。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、ＰＴＡの活動内容の周知を継続していく。
		15	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で、引き続き男女共同参画の視点の必要性について周知する。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に行い、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	16	人権・ダイバーシティG		慣例として男性が務めることが多くなっている役職に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。	審議会等の女性登用率の調査をはじめ、亀山市男女共同参画情報誌に固定的性別役割分担意識の解消に向けた亀山市の取組を掲載するとともに、三重県男女共同参画連携映画祭の上映前に男女共同参画社会について来場者に解説を行うなど啓発を行った。	引き続き、積極的改善措置（ポジティブアクション）に努めるとともに、情報を発信し、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進する。	慣例として男性が務めることが多くなっている役職に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、審議会等の女性の登用率の向上に努めるとともに、男女共同参画REPORTや市の広報のコラム等で、啓発を行う。
	市が作成・発行する文書（チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等）や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	17	広報G	人権・ダイバーシティグループG、法務G	各種広報媒体における情報発信時に、表現方法や使用イラスト等が適切であるかを確認する。	各課からの広報紙、ホームページおよび行政情報番組などに関する会議において、性別に基づいて役割を分ける意識を助長しないような表現内容やイラストなど利用されていないかを各媒体ごとに確認を行った。	広報紙やホームページ、行政情報番組など各種広報媒体において、固定的性別役割分担意識を根付かせたり、助長したりしないような表現がないかを引き続き意識しながら、確認する必要がある。	各種広報媒体の情報発信時において、表現方法や使用イラストなどが適切であるかの視点を持ちながら、発信内容を確認できる体制を継続していく。
（２）固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備等）に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	18	住まい推進G	施設管理部署	建物改修等予算が減少傾向にある中、十分な機能を有するための予算確保が課題となっており、改修の必要性について認識してもらう。	石水渓バンガロートイレ建替修繕において、乳幼児連れの方が施設を利用しやすいよう、多機能トイレにベビーキープを備えた設計を行い、男性が子育てに参画しやすい環境となるよう努めた。	財政構造改革骨太方針2024に基づく取り組みなど、市の予算が厳しい中、建物改修等予算は減少傾向にあるが、十分な機能を有するための改修は必要不可欠であるため、予算確保が課題となっている。	不特定多数の人が使用する公共施設の設計にあたっては、例えば男性トイレにベビーベッドを整備するなど、男性が子育てに参画しやすくなるよう発注部局に助言し、環境整備に努める。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、男女とも多様な住民が参加しやすい環境となるよう意識改革を図ります。	19	教育研究G		委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。	だれもが参加しやすい会議とするため、オンライン会議を併用し、時間や場所、形態等を工夫しながら行った。	今後も、固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間や参加形態を考えていく必要がある。	委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。
		20	子ども総務G		これまでの時間設定を基本に、委員構成を見ながら、全体として参加しやすい会議設定を行う。	昼間は勤務により参加しにくいことから、これまでの時間設定を基本に、参加しやすい会議設定を行った。	会議が長時間にならないよう検討する。	会議の開催日の調整や資料送付をできるだけ早い時期に行い、参加しやすい会議となるよう検討する。
		21	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	男女とも多様な住民が参加しやすい会議の環境づくりについて意識改革を促すため、自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等の設定を夜間、休日等に開催されるよう調整を行うなど、引き続き、男女共同参画の視点に立った取り組みの必要性について周知する。

基本目標　Ⅰ　男女の人権尊重の推進

基本施策　３　ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄（欠如）から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	22	母子保健G		女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるため、女性に対する暴力抑制などのDV防止の周知活動を行う。	若年層への認識を深めるため、亀山市二十歳の集い(1月12日)に合わせ、女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発用ティッシュを配布した。	女性に対する暴力をなくす意識を高めるため、引き続き啓発が必要である。また、男性の被害者やLGBTQ等への対応をするための知識向上と関係機関との密な連携が必要である。	広報紙やホームページでの啓発を行うとともに、女性相談支援員の研修及び女性相談支援センターのスーパーバイズによる知識向上に努める。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	23	母子保健G		「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗等に市や県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシの設置依頼を行う。	期間(11月12日～25日)にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事(11月1日号)を掲載し、総合保健福祉センターにて、DV防止啓発の展示ブースを設置、亀山駅前においては、11月12日の早朝に関係者による街頭啓発活動を行った。 また、市内の医療機関にDV相談カードやチラシの設置を依頼した。また、公共施設のトイレにも相談窓口の案内シールを貼付した。	女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成するため、様々な機会をとおして啓発活動を継続する必要がある。	今年度についても期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載することや総合保健福祉センターにて、DV防止啓発の展示ブースを設置する。また、亀山駅前等で街頭啓発活動を行うとともに市内のコンビニエンスストアにカード型チラシの設置依頼を行う。
	相談窓口に専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	24	母子保健G		相談窓口に専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援や医療機関及び行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談支援員を配置し、被害者の保護や自立のため、心のケアなど継続的な面談と、被害者に寄り添った支援や行政手続きの同行支援を行った。 ・相談実人員129人・延べ件数585件	被害者への心のケアや継続した面談等を行うとともに、被害者に寄り添い、個別の状況に応じた支援を行う必要がある。	専任の女性相談支援員により、被害者の保護や自立等のため、継続的な面談と被害者に寄り添った関係機関への手続き等への動向など支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	25	子ども家庭G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会（代表者会議年１回、実務者会議２カ月１回、個別ケース会議週１回以上）を開催していく。	DV被害者の適切な保護に必要な情報共有や被害者に対する支援等の内容を協議し、各関係機関が緊密に連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の各会議を開催した。 ・代表者会議　１回 ・実務者会議　６回 ・合同ケース会議　51回（定例） ・個別ケース会議　32回（随時）	被害者に対し適切な支援を行うため、引き続き各関係機関が情報の共有を緊密に行い、共通認識のもと連携する。	各関係機関が緊密な連携により情報の共有を図り、被害者への適切な対応と支援ができるよう、協議会の各会議（代表者会議年１回、実務者会議２か月に１回、合同ケース会議週１回、個別ケース会議随時）を開催する。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要なため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	26	子ども家庭G	母子保健G	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもについては、女性相談支援員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなどの支援を行うとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関、学校・園、警察や児童相談所等が連携して、被害者と子どもの支援を行った。	引き続き女性相談支援員及び家庭相談員並びに亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の各関係機関が緊密に連携する。	DV被害者に同伴している子どもへの支援については、女性相談支援員と家庭相談員が連携するとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関等、学校・園、児童相談所、警察（所轄署、少年サポートセンターなど）等と連携し支援を行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	27	母子保健G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	女性相談支援員を中心に、被害者支援等について、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携により、早期に生活を再建できるよう、心理的支援、自立に向けた支援を行った。また、三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画策定検討会議の委員に就任し基本計画の策定に取り組んだとともに三重県女性相談支援員連絡協議会会長を努めた。三重県女性相談支援員連絡協議会のなかで弁護士を講師として招き「共同親権」をテーマに事例検討会及び研修会を開催した。	配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各関係機関との連携を的確に行う必要がある。	専任の女性相談支援員を中心に、被害者の生活再建に向け、市関係部署と配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を十分に行い、支援を行う。令和７年度は三重県女性相談支援員連絡協議会副会長を努め、更なる研究、検討を深め今後の相談支援に取り組む。

	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	28	高齢者支援G		高齢者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター等の関係機関とのケース会議を開催するとともに、相談窓口等について周知を行う。	個別ケースについては、地域包括支援センターや関係機関と連携を図りながらケース会議を開催し、被害者支援を図った。また、相談・通報窓口としての地域包括支援センターについて、チラシの配架等により周知した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	高齢者虐待についての相談窓口として、地域包括支援センター等について周知を行うとともに、虐待が疑われるケースについては速やかに適切に対応する。
		29	障がい者支援G		亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、虐待防止に向けた啓発活動や虐待の早期発見発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口の周知に取り組む。	虐待防止、早期発見、被虐待者の保護等に係る周知方法の検討等を図った。また、外国語通訳に加えてタブレットを使用した遠隔での手話通訳ができるしくみを整えた。	虐待防止に係る啓発活動や身近に相談できる窓口の周知・啓発が必要である。	虐待防止、早期発見、被虐待者の保護等に係る周知方法の検討や三重県高齢者・障がい者虐待防止チームの派遣・助言事業の活用を図る。また、必要に応じて外国語通訳やタブレットなどを有効活用し、相談等が可能な体制を今後も継続する。
	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態（代理受傷）になったり、相談員がバーンアウト（燃え尽き）したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	30	子ども家庭G ↓ 母子保健G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。	女性相談支援員のスキルアップ等のため、県内で行われた連絡協議会や女性相談支援センターの研修にも積極的に参加し、全国女性相談支援員・心理支援員研究協議会（石川県）の研修にも参加した。	更なる資質と知識の向上のため、県内での研修参加の機会の確保が必要である。	女性相談支援員のスキルアップ等のため、県内で行われる各機関の研修会へ積極的に参加する。
	DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	31	住まい推進G	子ども家庭G	令和3年6月より国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から市営住宅1戸に優先的に入居を行い、現在も入居中である。DV被害者保護のため、関係部署と常に情報共有を図ると共に緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅への緊急入居に努めていく。	DV被害者に対する新たな市営住宅への緊急入居はなかったが、必要に応じ担当部署と情報の交換・共有を行った。	住宅に困窮している低額所得者が多数いる中で、緊急避難措置としてDV被害者へ提供するための市営住宅の空き部屋の確保が困難であるが、年に1、2件の必要ケースが出ていることから、今後も市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応する必要がある。	DV被害者の情報については福祉部局に集約されることが多いことから、今後も担当部署との情報共有など連携強化に努めるとともに、緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅の緊急入居に努める。
（2）セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面での未然防止のための啓発に努めます。	32	子ども家庭G ↓ 母子保健G		セクシュアル・ハラスメントの未然防止について、関係機関の相談窓口を市ホームページに掲載するなど、関係機関等と連携し、啓発に努める。	相談窓口など啓発のため、市ホームページに関係機関の相談窓口を記載している。	被害の未然防止と相談窓口を周知するため、啓発を継続する必要がある。	セクシュアル・ハラスメントに係る関係機関の相談窓口等について、市ホームページに掲載し、啓発を図る。
	適正な性教育の実施及び性犯罪等についての学習機会の提供等により、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	33	教育研究G		保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用しするとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。	人権教育や道徳の授業を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係の構築の仕方を学ぶことができた。	日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。	保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。

基本目標　Ⅰ　男女の人権尊重の推進

基本施策　４　誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	34	子ども総務G 保健給食G 医療年金G		ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供を行う。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行う。	＜子ども総務G＞ひとり親家庭を対象とした手当等については、国の制度改正等に適切に対応し、児童扶養手当の支給や県の母子父子寡婦福祉資金貸付制度利用の支援等を行い、生活の援助や子育て支援に取り組んだ。 ＜保健給食G＞ひとり親家庭に対する就学援助費として256件を認定し、支給を行った。 ＜医療年金G＞一人親家庭等医療費受給資格者の健康保険適用の医療費自己負担分を適正に助成した。 対象者：961人（令和7年3月末時点） 令和6年度助成総額：30,204,340円	＜子ども総務G＞ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行っていく必要がある。 ＜保健給食G＞就学援助対象者の増加が見込まれる。 ＜医療年金G＞ひとり親家庭が安心して暮らせるよう経済的な負担を軽減する必要がある。	＜子ども総務G＞ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、制度改正などの情報を適切に提供する。 ＜保健給食G＞制度の周知に努め、適正な認定を行う。 ＜医療年金G＞新たにひとり親家庭となった世帯や転入されたひとり親家庭等へ他部署と連携して必要な情報提供を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、自立を支援する。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、社会的養護施策として、教育家庭制度（里親制度）の普及を進めます。	35	子ども家庭G		子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう、８施設と契約を締結し、利用に係る相談・申請もあったが、施設の空き状況等により、利用には至らなかった。また、里親制度の周知と相談窓口である県児童相談所への取次ぎを行い制度の普及に努めた。	必要とする人が利用できるよう、子育て短期支援事業の制度の周知に努める。里親制度の普及については、相談窓口である県児童相談所に確実に取次ぎを行う。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用しやすく提供できるよう、近隣市の施設を中心に引続き8施設と契約を締結する。また、里親制度の周知については、県主催の里親説明会の開催に合わせ、里親制度の周知と啓発を行う。
（２）高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害（身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任）等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	36	高齢者支援G		虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係期間と連携し、虐待防止に努める。	ケアマネジャーや介護事業所に対し、虐待についての啓発を行った。	広く一般市民等に対し、認知症高齢者への対応方法や支援窓口、あるいは高齢者虐待やその相談窓口等について、さらに周知啓発を行う必要がある。	関係機関と連携を図り、虐待の早期発見に努めるとともに、相談窓口等について、周知啓発を行う。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	37	障がい者支援G		該当者に対し制度の紹介を行いつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。	障がいのある子どもを持つ外国人住民に対して、家庭福祉総務グループに常駐する通訳者を介し、障がい福祉の制度・サービス利用を支援した。	障がいのある子どもを持つ外国人住民に対して制度・サービスに係る案内や冊子の多言語化など必要に合わせた対応に努めるとともに、有用性のある窓口であることを啓発する必要がある。	市の障がい福祉制度・サービスをすべての該当者にむけて、わかりやすく紹介できる手引き等の検討を行う。
		38	子ども支援G		専門スタッフによる子ども相談や支援、療育相談事業等により保護者の育児不安の解消に努めます。	子ども総合相談として552件の対応を行った。また、療育相談として18件、保護者対象のプログラム9件を実施し、児童や保護者への支援を行った。	相談時には、一人ひとりの特性などに合わせ、的確に支援を行い、保護者等の不安が解消できるように対応する必要がある。	専門スタッフによる子ども総合相談を行い、療育相談事業では、保育園などの関係機関と連携し、保護者等の不安が解消できるよう発達段階に合わせた支援を行う。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	39	人権・ダイバーシティG		多言語版「かめやまニュース」を引き続き発行するとともに、やさしい日本語の普及を図る。緊急性の高い情報等を市民活動団体等と協力し多くの外国人住民に提供できるよう努める。	R6.6から従前の3言語による紙版から電子版多言語広報「かめやまニュース」に替わり、10言語に拡大して広く外国人住民に情報を提供することができた。また、市職員向けにやさしい日本語の研修を行い、やさしい日本語の普及に努めた。また、外国人避難者受入訓練を開催し、日本語教室の協力を得て、学習者が訓練に参加し緊急時の避難方法を周知することができた。	より魅力的なかめやまニュースを発行していく必要がある。また、地域住民と外国人住民との相互理解が深まり、暮らしの安心に繋がるよう、やさしい日本語の普及に努める必要がある。	より魅力的なかめやまニュースを発行できるよう、季節のイベントなども積極的に取り上げる。また、やさしい日本語についての『広報亀山』への啓発記事の掲載や、引き続き窓口対応に活かせるよう市職員向けの研修を行い、やさしい日本語の普及に努める。
	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	40	防災安全G		犯罪被害者等が求める多様なニーズに対応するため、体制の整備や継続した職員研修の実施に努める。	体制の整備に向け、関係部署と連携し、「犯罪被害者等支援施策集」の見直し、修正等を行った。	被害者の相談は、二人一組で対応する事を原則としているが、担当課には女性職員が一人であるため、被害者が女性職員を求められた場合、二人一組での対応が難しくなる。	昨年度に引き続き、ワンストップ支援体制の更なる継続のため、関係部署を対象に年1回研修会を開催予定
（３）性の多様性に関する理解の促進	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための啓発に努めます。	41	人権・ダイバーシティG		性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。	市の広報紙に性的指向及びジェンダーアイデンティティをテーマにした記事を掲載するとともに、行政出前講座にLGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深める内容を取り上げ、理解の促進に努めた。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解が深まるよう、様々な情報媒体を通して啓発を行う必要がある。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な機会や情報媒体を通して啓発を行う。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための教育を推進します。	42	教育研究G		すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。	人権教育カリキュラムをもとに、総合的な学習の時間や、保健体育の時間において個別的な人権問題として取り上げ、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進にむけて学習を進めることができた。	引き続き、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進にむけて、人権教育カリキュラムをもとに、取組を進める必要がある。	すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進のため、国・県をはじめ関係機関との連携により、行政サービスにおける対応の推進に努めます。	43	人権・ダイバーシティG		国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。	県市町担当者が参加する「性の多様性に関する市町会議」「CITYネット男女共同参画inみえ」に担当職員が参加し、公営住宅の入居及び公立病院における対応等について情報交流を行うとともに、県が発行する「みえにじいろハンドブック」を窓口に配架した。	「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」及び「三重県パートナーシップ宣誓制度」にかかる、パートナーが利用可能なサービスの拡充について、県内市町、当市担当課と連携して検討していく必要がある。	今後も、国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。

基本目標　２　あらゆる分野における女性活躍の推進
基本施策　５　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）行政分野における女性の参画拡大	本市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	44	人権・ダイバーシティG		審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。	各種審議会等における女性登用が進むよう、女性登用率の調査時と各種審議会委員等の改選時期に各課へ女性委員選出の声かけ等の働きかけを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけを今後も行っていく必要がある。	経営会議で女性の積極的登用を働きかけるとともに、審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとらわれない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	45	人権・ダイバーシティG		女性登用率の調査時に、登用率が２０％以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。	女性登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を求め、必要に応じてヒアリングを行うなど女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげてきた。	女性登用率が低い各種審議会等には「選出母体となる組織自体に女性が少ない」や「専門的知識を有する女性が少ない」など女性登用に向けての課題がある。	女性登用率の調査時に、昨年度と比較し、登用率が下がった原因について調査するとともに、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう、また、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとらわれない選出などについて所管部署に検討するよう依頼する。
	女性の比率が偏って高い審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	46	人権・ダイバーシティG		女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行った。	女性の比率が偏って高いような審議会等については、男性の意見を反映し、幅広い施策の形成につなげられるよう男女のバランスに注視していく必要がある。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。
	本市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	47	人事給与G		新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画についての研修を実施した。	引き続き各種審議会等への女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を継続して実施する必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	48	人事給与G		目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やＧＬへ女性職員を積極的に配置する。	積極的に女性を管理職へ登用し、令和6年4月1日現在で女性職員の管理職への登用率が37.1%となり昨年度より増加した。	令和7年度を始期とする第5次亀山市特定事業主行動計画において、前計画と同様、女性管理職員の割合を40%に設定したことから、目標達成に向けて引き続きマネジメント能力向上のための研修の実施や管理職やＧＬへ女性職員を積極的に配置する必要がある。	引き続き目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やＧＬへ女性職員を積極的に配置する。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、地域が抱える実情などに配慮しながら、可能な限り構成員の性別に偏りが生じないよう努めます。	49	福祉総務G	亀山市民生委員児童委員協議会連合会 保護司会	民生委員・児童委員、主任児童委員の改選時等や保護司の選任時において、女性の参画を促進する。	中途退任者（女性）の後任に女性を起用することができ、女性登用率を維持できた。	定年の高年齢化などを背景として、男女問わず担い手の確保が困難なため再任者が多く、委員の高齢化が進んでいる。	令和7年度に改選（3年に1回）を行う際、現任者や自治会長に次期民生委員の推薦依頼においては女性登用の必要性を訴えていく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	50	人権・ダイバーシティG		市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報誌や広報等による情報発信を行う。	男女共同参画情報誌や広報のコラムを通して女性参画の重要性について市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、REPORTや広報等の工夫が必要である。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。

（２）地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の役員への女性の参画が促進されるよう意識改革を図ります。	51	社会教育G		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	関係団体への働きかけや会議等の機会を通じて女性の参画を促進した結果、市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、44.4%（8人／18人）となった。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、ＰＴＡの活動内容の周知を継続していく。
		52	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で、引き続き女性登用の必要性について周知する。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	53	商工業振興G		啓発活動を継続して実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助制度の周知やこれまでの創業者の紹介をHPなどで行う。また、創業にチャレンジできる環境整備に向けて調査・研究を行う。	空き店舗等活用支援補助制度については、2件の応募があったが、2件とも男性であった。また、経営のノウハウを学べる創業セミナーについては、広報や新聞折込に加え、専門学校等へチラシを配付するなどPRの充実に努めた結果、12人（うち女性5人）が参加し、女性の起業等の支援を図ることができた。	就労の多様性が進む中、創業予定者のニーズを聞き取り、女性の起業に結びつけられるような創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の制度改正を積極的に行っていく必要がある。	引き続き、女性をはじめ創業者のニーズにより近づけて支援できるよう、創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の拡充を図る。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	54	人権・ダイバーシティG		各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	亀山市商工会議所や雇用対策協議会と連携し、市の男女共同参画に関する市民講座等について周知を行うとともに、市広報等で市民の意識啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどを活用し、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	55	農林政策G	鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会	地域の人・農地プランに女性の意見や視点が生かされるよう、プランの作成過程への女性の参画を促す。鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。	令和6年度は地域計画の策定過程で女性農業者の参画があった。また、鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会のイベントの開催時に女性の活動計画への参画・運営等、17人の女性の活躍が見られた。（47人中17人）	鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会のイベントの開催時女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう支援を行う。	地域計画に女性の意見や視点が生かされるよう、計画の見直し過程への女性の参画を促し、鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。

基本目標　２　あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策　６　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）市民・企業等に対する啓発・取り組み	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	56	人権・ダイバーシティG		ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、啓発活動を行い、情報発信を行う。	亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し「変わる社会で、どう生きる？～私も、家族も、地域もハッピーになるマインドの使い方～」をテーマに、名古屋学院大学現代社会学部、パブリック・ハーツ（株）の水谷香織さんを講師に招き、ワーク・ライフ・バランスの推進と固定的性別役割分担意識の解消に向けた機運の醸成につながるワークショップ開催した。	今後もワーク・ライフ・バランスや働き方改革について考える機会を設ける必要がある。	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、、市民・企業等に対して積極的に啓発活動及び情報発信を行う。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	57	商工業振興G		ワーク･ライフ･バランス推進週間において､地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り､重点的に啓発を行う。	文化課と連携して啓発に努め、ファミリーフェスタなどのイベントを通して市内企業へPRチラシを配布した。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会を開催し、より良い働く環境づくりを目指して協議を行った。	今後も国が定めるワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、企業へのチラシ配布など啓発に取り組んでいく。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	58	人権・ダイバーシティG	商工業振興G	関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について検討します。	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について関係各課と協議を行った。	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的に取り組む企業等を広く紹介する必要がある。	商工観光課をはじめ関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業を広く紹介する手法を検討する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	59	商工業振興G		関係機関と連携し､パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進、育児・介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関して企業等に働きかけを行います。	60	商工業振興G		ウィズコロナ･アフターコロナによるニューノーマルな働き方やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう､引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会や雇用対策協議会の研修会において、社員の定着率を向上させるためには働きやすい労働環境を整えることが大切であることを伝え、その一例として子育て世代を対象とした支援制度などを紹介した。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が生活と仕事との調和を図り、両方を充実させる生き方や働き方ができるよう、研修会等を実施して学べる機会を設ける。
	公共調達において、将来の担い手不足が課題となっている建設業のワーク・ライフ・バランス等を推進する制度の導入を検討します。	61	契約管財G		建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取組として、月２回土日完全週休２日制工事の定着や工事の平準化に向けた取り組み。	一部の建設工事を対象に試行実施していた週休２日制工事の制度拡大について、令和６年４月から全ての建設工事を対象に制度運用を図ることとした。	工事の平準化に向けた課題について整理し、債務負担の活用等に取り組む必要がある。	工事の平準化に向けた課題について、工事発注課や財務課（契約・財政担当）などの関係部署で協議し、債務負担の活用等の取組を進める。
	女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。	62	契約管財G		企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入について、具体的な検討には至っていない。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の検討に加えて、入札等においてもワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する制度の導入を検討する必要がある。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度への導入について検討する。また、毎年実施する市内建設業者の格付けにおいて、環境負荷低減の取組や地域貢献度に加えて、ワーク・ワイフ・バランスの推進を新たな加点項目とすることについて検討する。

（２）仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	63	母子保健G		パパママ教室を開催する。また、教室に参加したいが参加が難しい夫婦がいた場合は、夫婦での来所相談に応じる。	パパママ教室を６回開催し48組96名の参加があり、子育てに参加する意識を高めることが出来た。	妊娠・出産・子育て等において、男女ともに参加し、子育てを両親で協力して行うきっかけづくりや意識を高めていく必要がある。	パパママ教室等の開催について、今後も男女共に育児に参画する重要性について周知する。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、若者等の結婚支援に努めます。	64	政策調整G		婚活支援事業補助金の交付と、三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、情報発信やイベント等を行うこととし、継続した婚活支援事業に取り組む。	「みえ出逢いサポートセンター」、「みえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢エリア】（本市も参画）」が主催となり、11月3日に関宿にて開催された「街道まつり」に合わせて婚活イベントを開催したほか、適宜情報発信を行った。	「みえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢エリア】」のイベント開催希望市町が増加しており、これまで毎年度実施してきた本市での婚活イベントが開催できない可能性がある。	引き続き三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、イベント開催や情報発信を行い、結婚を望む市民の出会いの機会づくりや相談対応に継続して取り組む。
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	65	子ども総務G	子育て支援センター、児童センター、ファミリー・サポート・センター	引き続き、「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行うとともに「亀山市　かめやま子育て」LINEなど様々なツールによりタイムリーに子育てに関する情報を発信する。	＜子ども総務G＞「子育てガイドブック」に亀山公式ＬＩＮＥのＱＲコードを掲載し、登録者を増やすよう努めた。タイムリーな情報が届くよう、公式LINEの登録を窓口で案内した。 ＜保育サポートG＞令和６年４月より「亀山市公式LINE」を活用し、子育てに関する情報をタイムリーに発信した。	＜子ども総務G＞亀山公式ＬＩＮＥによる情報提供と連携を取りつつ、「子育てガイドブック」の情報をより充実させる。 ＜保育サポートG＞安心して子育てができるよう「亀山市公式LINE」による発信内容をより充実させる必要がある。	＜子ども総務G＞ガイドブックの内容を充実し、情報の更新を行う。 ＜保育サポートG＞引き続き「亀山市公式LINE」など様々なツールを活用し、多様化する保育ニーズに対応した子育て支援に関する情報を積極的に発信していく。
（３）市役所内における取り組み	亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	66	人事給与G		時間外勤務時間の削減については、年度当初（５月）の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外勤務時間目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限を原則として１月４５時間かつ１年３６０時間と定めたことから、これらの時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な取得などに取り組み、取得状況について半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。	令和6年度の時間外勤務の実績は、38,328時間であり、令和6年度の目標である39,900時間を達成できたが、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数を「0人」については、目標を達成できなかった。 令和6年の年次有給休暇については、職員一人当たりの取得日数が「13.9日」となり亀山市特定事業主行動計画の年間目標取得日数を達成できたが、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」については、達成できなかった。	令和7年度を始期とする第5次亀山市特定事業主行動計画を策定し、時間外勤務時間については、年間時間外勤務時間数の目標値を「38,000時間」に設定するとともに年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員を「0人」にしますと設定した。また、年次有給休暇については、職員一人当たりの年間目標取得日数を「15日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数が6日未満の職員を「0人」にしますと設定した。終期を令和11年度までとしたことから、引き続き本計画に基づき取組を進め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要がある。	第5次亀山市特定事業主行動計画に基づき、時間外勤務時間の削減と年次有給休暇の取得促進をについては、年度当初の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外目標数値を設定し、四半期ごとに実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限である月45時間かつ年360時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。 年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な年次有給休暇取得などに取り組み、部長級ヒアリングにおいて、取得状況について取りまとめ、進捗管理を行う。

基本目標　２　あらゆる分野における女性活躍の推進
基本施策　７　働く場における男女共同参画の推進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発	男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	67	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	各種団体と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置したり、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでいく。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	68	商工業振興G		関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信を行う。	パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、文化課と連携して周知に努めた。	関係機関と連携し、様々な機会をとらえて、継続して啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業等へチラシを配付するなど啓発を図る。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	69	商工業振興G		関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において「働きやすい環境づくり」と題した研修を行い、個々が働きやすい職場づくりができるよう働きかけを行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう、研修会等で多様な働き方や柔軟な働き方を学べる機会を設ける。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等（女性活躍推進法第23条に基づく協議会）の組織化について検討する。	70	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、「働きやすい環境づくり」と題した研修を行った。また、関係機関と連携し、働きたい女性向けパンフレットや就職氷河期世代に対する啓発チラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、女性の職業生活における活躍の推進に関するチラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行い、情報発信に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	71	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、「働きやすい職場づくり」と題した研修を行い、意識啓発に努めた。また、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、チラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業や市民の意識啓発に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	72	農林政策G		家族農業で農業経営改選計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇用する農業経営体を支援します。	農業経営改善計画の認定において、必要に応じて家族経営協定について説明したほか、女性農業者の増加につながる施策について検討を行った。	認定農業者における家族経営協定の締結の補助や女性農業者の増加につながる支援を行う。	家族農業で農業経営改善計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇用する農業経営体を支援します。
（２）女性活躍の推進に向けた環境整備	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるよう体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	73	保育サポートG		保護者の就業状況に応じた各種の保育サービスが提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	保育所等の安定的な運営と必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要な人員配置を行い、私立園においては各種事業の補助を行うことで、保護者のニーズに合わせた延長保育・休日保育・一時保育事業などの提供を行うことができた。	病児保育などの特別保育について、保護者ニーズや動向によって、事業の拡大や手法の検討が必要である。	今後も、保護者ニーズに沿った各種保育サービスの提供ができるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	74	保育サポートG		放課後児童クラブの利用についてアンケートなどにより把握し、整備を進めるとともに、運営支援を行うことにより小学生が安心できる遊び及び生活の場の充実を図る。	放課後児童クラブ（24支援単位）に対し運営費補助等を行うとともに、放課後児童クラブが設置されていない小学校区から通学区域外のクラブへ通所する児童の送迎事業を実施した。また、利用希望に関するアンケートの結果、放課後児童クラブの新設は行わなかった。	市全体での少子化の傾向は続くと考えられるが、小学校区により、ニーズが増加する可能性がある小学校区と減少する可能性がある小学校区があることから、今後の利用ニーズの動向に留意が必要な状況である。	引き続き国・県の交付金を基準とし、放課後児童クラブへの運営費の支援などを行い、利用ニーズの動向により必要に応じ放課後児童クラブの新設等の検討を行う。
		75	社会教育G		今後も持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。	すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。 ※年間開催回数：1,382回 参加児童数：15,797人	地域の中で子どもが安心して過ごすことができる環境づくりのために、大人が何をすべきであるか意識を共有していく。そのために意見を交換する場を設ける必要がある。	引き続き、全小学校区で放課後子ども教室を実施していく。

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（２）女性活躍の推進に向けた環境整備	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。	76	子ども総務G	かめのこ	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施する。	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施し、援助会員数を増員するため、子育て支援員研修の案内を図書館に配置するとともにLINEによる周知を行った。	援助会員が高齢化してきているため、稼働できる会員の確保が難しい。	子育て支援員研修を継続して実施するとともに、当該研修について周知の充実を図り、受講者を増やすことにより、援助会員の確保に引き続き取り組む。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	77	子ども総務G ↓ 保育サポートG		子育て支援センターにおいて保護者が性別にかかわらず参加できるような講座を実施する。	パパが主体的に子育てに参画できるよう、支援センターに来館してもらうきっかけづくりとして、土曜日午前の限定開放イベントのひとつに「パパといっしょ」を計4回開催した。	「パパといっしょ」への参加者を増やすなど、より多くのパパが子育てに参画する機会を提供する必要がある。	「亀山市公式LINE」や広報等で「パパといっしょ」についての情報を発信するとともに、性別問わず参加できるような子育て講座の内容を検討する。
	出産に伴う女性の負担軽減のため、妊産婦等に対する相談・支援体制の充実に努めます。	78	母子保健G		妊産婦に対し訪問、来所での相談支援を行う.	産前産後の子育て家庭へのアウトリーチによる相談を行った。延べ相談件数166件（電話相談45件　来所相談121件）	ハイリスク妊娠・出産、早産、低出生体重児等妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	相談内容に応じた支援プランを作成するなど、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	79	高齢者支援G		介護者へ相談窓口の周知や情報提供の充実を図るとともに、介護者同士が情報交換や交流の機会がつくれるよう努める。	「介護者のつどい」を３回開催し、介護者同士の情報交換や交流の機会を設けた。	「介護者のつどい」においても、介護は男女がともに担うものであり、男女共に介護をしながらでも働き続けられるような社会づくりに向けた啓発を行っていく必要がある。	今年度はニーズのある地域でつどいを開催し、より参加しやすい内容を検討し、介護は男女がともに担うものであることを啓発するとともに、介護者同士の情報交換や交流の機会を設ける。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	80	商工業振興G		ハラスメントに対する理解を深めるため､引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ハラスメント防止に向けたコミュニケーションについて学び、意識啓発に努めた。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行っていただく必要がある。	引き続き、チラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業の意識啓発に努める。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	81	商工業振興G		関係機関と連携し､パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市の窓口のみならず、ファミリーフェスタなどのイベントにおいても「働く人の相談窓口」を設置し、存在のPRに努めることができた。	今後も労働者の相談窓口として、啓発チラシを窓口に設置し、情報発信を行う必要がある。	今後も労働者の相談窓口として、チラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備（男女別更衣室やトイレの設置等）の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	82	商工業振興G		関係機関と連携し､パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努める必要がある。	今後も相談窓口として、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	83	商工業振興G 人権・ダイバーシティG		関係機関と連携し､パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行うとともに､女性活躍の推進に向けた環境整備として｢女性デジタル人材育成｣を行う。	女性が能力を発揮しやすい職場環境が作れるよう、関係機関と連携し、「えるぼし」のPRパンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めたが、これまで県内17企業のうち亀山市内の企業は認定されていない。 また、「女性デジタル人材育成」を目指した亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を（全4回）開催した。（参加者20名）	女性が能力を発揮しやすい職場環境が作れるよう、「えるぼし」認定について、更なる周知・啓発を図るとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備が雇用と結びつくよう、工夫していく必要がある。	女性の活躍推進に関する取り組みにつながるよう、「えるぼし」認定を含めた情報発信に努めるとともに、女性デジタル人材育成にむけた取組を検討する。

基本目標　３　身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

基本施策　８　教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらない多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	84	教育研究G		男性の職業、女性の職業といった固定的な考え方にとらわれず、能力に応じた職業選択ができる力を人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えるとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組んだ。	様々な教科や総合的な学習の時間を中心にしながらも、様々な学校生活の中で固定的分担役割について子どもたちと考えあう機会もち、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進につなげる必要がある。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えるとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組む。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	85	教育研究G		人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	人権教育、保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで性に関する正しい知識の学習を子どもの発達段階に応じて行った。	引き続き、人権教育、保健体育、社会科、総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進める。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。	86	教育研究G		中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設けます。	中学校「家庭科」の学習を中心に、家庭の大切さについて考える機会を設けた。	引き続き、家庭科を中心に総合的な学習の時間等のなかで学習の機会をつくる。	中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設ける。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	87	教育研究G		人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進めます。	人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、労働法制やトラブルの解決策等について考える機会を設けた。	三重県人権教育ガイドラインに記載された「ビジネスと人権」の視点を取り入れ、社会科を中心に、総合的な学習の時間等のなかで、学習の機会を設ける必要がある。	教職員に「ビジネスと人権」の視点について伝えるとともに、人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進める。
（２）家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	88	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。 家庭においての「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、 さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	89	社会教育G		第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。 家庭においての「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、 さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	男女共同参画に関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	90	人権・ダイバーシティG		三重県男女共同参画連携映画祭（亀山会場）を開催するとともに、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。	三重県男女共同参画連携映画祭にて「人生、いろどり」の上映とともに、男女共同参画に関する動画の放映と亀山市の取組紹介を行った。（参加者数577人）また、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により男女共同参画の推進について啓発を行った。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う必要がある。	引き続き、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、市広報紙への記事掲載、また、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置等、様々な機会を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	91	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関するイベント・講演会等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し「変わる社会で、どう生きる？～私も、家族も、地域もハッピーになるマインドの使い方～」をテーマに、名古屋学院大学現代社会学部、パブリック・ハーツ（株）の水谷香織さんを講師に招き、ワーク・ライフ・バランスの推進と固定的性別役割分担意識の解消に向けた機運の醸成につながるワークショップ開催した。	男女共同参画に関するイベントを開催し、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	男女共同参画市民養成講座等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。

	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	q2	人権・ダイバーシティG		啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。	6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報や市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えた集中的な啓発を行うとともに、男女共同参画情報誌や市広報コラム等で定期的な啓発を行っていく必要がある。	引き続き、男女共同参画週間等の機会をとらえ、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。
	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	q3	人権・ダイバーシティG	人事給与G 教育研究G	日本女性会議及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。	日本女性会議は開催されなかったが、人権センターで開催されたスキルアップ講座に市職員１名が参加し、女性の人権をテーマに男女共同参画社会に向けた課題について学んだ。	男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、総務課と連携を図っていく必要がある。	今後も、県内外で開催される研修等に積極的に参加する。なお、次回の日本女性会議は、令和7年に奈良県で開催される見通しである。
	男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	q4	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関するイベントの開催、啓発グッズの配布、男女共同参画情報誌の発行等により広く啓発を行う。	「男女共同参画情報誌2024」を発行し、イベント開催の周知等、啓発を行った。	男女共同参画を推進する市民活動団体が令和3年10月に解散したことから、今後の市民活動団体の育成を支援するとともに、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	男女共同参画リーダー育養成講座等を開催し男女共同参画を推進する市民の育成に努めるとともに、引き続き様々な機会を捉えた啓発活動や情報発信を行う。
	自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。	q5	人権・ダイバーシティG		地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。	勤労者ファミリーフェスタに「男女共同参画」をテーマにブースを出展し、啓発物品の配布と啓発動画の放映を行うとともに、男女共同参画に関する行政出前講座を公民館講座として実施し、地域での普及啓発に取り組んだ。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して、地域での啓発に取り組んでいく。	自治会などでの出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組む。

基本目標　３　身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

基本施策　９　生涯にわたる健康づくり支援

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信を行います。	96	健康づくりG		女性の健康習慣（３月１日～８日）について啓発し、女性特有のライフステージにおける健康課題や生活習慣病について周知する。	女性の健康週間（3月1日～8日）について広報等で周知を行った。窓口にパンフレット・ポスターを掲示し、女性の健康週間、女性特有の症状、生活習慣病等についての周知を行った。	心身の健康維持や生活習慣病予防のため、女性の健康習慣等の限られた期間以外も、広く情報発信していく必要がある。	女性の健康週間（3月1日～8日）について広報等に加え、健康教室等の機会においても周知をしていく。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	97	健康づくりG		広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法について周知する。	広報5月1日号で健診に関する特集記事を掲載した。広報、ケーブルテレビ文字情報、健康教室でも周知を行った。また「健康づくりのてびき」や個別通知等の検診案内を改善し、啓発を行った。	継続して検診を受診する人だけでなく、受診歴のない人が受診につながるように啓発していく必要がある。	広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法についてナッジ理論の考え方も取り入れながら周知を行う。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	98	健康づくりG		イベントや教室等の機会において、女性特有のがんに関する啓発を行う。	市民伝達講習会、地域での健康教育等の機会を利用し、女性特有のがん検診について周知を行った。	さらなる受診率の向上のため、引き続き女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知に努めていく必要がある。	市民伝達講習会、地域での健康教育等の様々な機会を利用して、女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	99	母子保健G		母子手帳の交付、妊婦一般健康診査・産婦健康診査の実施、妊婦教室・パパママ教室の開催を行い出産育児を支援する。	母子健康手帳の交付299人 妊婦一般健康診査受診延べ件数（県外助成等件数含む）3,749件 産婦健康診査延べ件数（県外助成等件数含む）　581件 妊婦教室8回開催27人 パパママ教室6回開催48組	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	従来からの健診・教室・相談支援を継続して実施すると共に、安心して妊娠・出産ができる環境整備の一環として、低所得妊婦初回産科受診費助成を継続し実施する。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	100	母子保健G		新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、育児支援を行う。	新生児訪問46人、赤ちゃん訪問277人、 未熟児訪問9人に訪問を実施した。	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	訪問事業を継続して実施し、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	101	母子保健G		不妊・不育症治療費の一部助成を実施する。不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及について広報などに掲載する。	特定不妊治療費助成（先進医療分）91件 不妊治療費助成金（こうのとり）　9件 不育症治療費助成金　11件 特定不妊治療費助成金上乗せ事業　1件	正しい知識の普及が必要である。	正しく理解いただけるよう広報,ホームページ等で周知を図っていく。
（２）スポーツ分野への女性の参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	102	スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供を検討する。	各種スポーツ団体等と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。	スポーツ活動の機会がない女性が参加したくなるような情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等と連携して、スポーツ活動の機会がない女性が参加したくなるような情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。	103	スポーツ推進G		子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。	親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を計画、実施するとともに、読売巨人軍と共催で「読売ジャイアンツ女子チームベースボールキャラバン」を実施した。また、指定管理者が子育て中の女性を対象とした自主事業を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の確保等について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	104	スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。	運動施設指定管理者の自主事業として、スポーツ機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるきっかけづくりとなるよう、文化教室を開催し、運動教室（ヨガなど）への参加を呼び掛けた。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が求められる中、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	105	スポーツ推進G		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等、スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員などスポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	106	スポーツ推進G		各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体に、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。

基本目標　３　身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

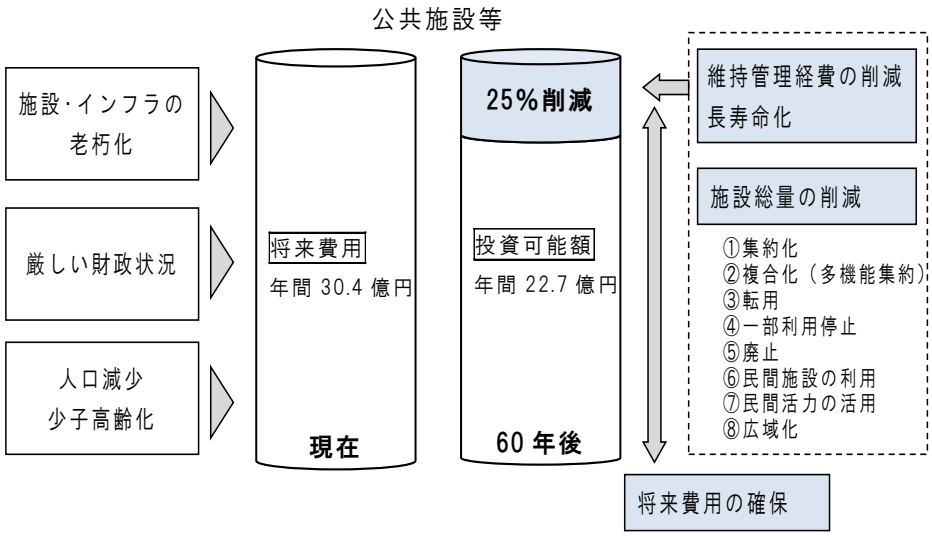
基本施策　１０　男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	（１）令和６年度の実績	（２）今後の課題	（３）令和７年度の具体的な取り組み内容
（１）災害に備えた体制整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	107	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。	行政出前講座等にて、避難所運営や地区防災計画の必要性や作成における女性の参画の必要性について説明を行った。	自主防災組織等の活動は、地域によってばらつきがあり、全地域へ女性参画の理解を得るには時間を要する。	行政出前講座や地域まちづくり協議会、自治会主催の防災訓練への女性参加を呼びかけるとともに、女性が関心をもつ講座を選定する等女性の参画意識の促進を図る。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	108	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	地域防災計画については、女性参画の必要性の記述を基に、修正を行っている。	各種マニュアルに女性の活用・役割等を明確に記述するなど、実効性のあるマニュアルが必要である。	各種マニュアルの普及とマニュアルに基づいた訓練等の実施の推奨を図る。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	109	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。	総合防災訓練の中で、授乳室や男女別トイレ等女性の視点を取り入れた避難所開設訓練を行った。	女性の視点を取り入れた避難所開設・運営の必要性を啓発すること、また、女性の視点を取り入れた避難所開設・運営マニュアルの普及とマニュアルに基づいた訓練を継続して行うことが必要である。	地域が主催する防災訓練や、行政出前講座等の場を活用して、女性参画の必要性について、更なる啓発を行う。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	110	総務・消防団G		今後も継続した応急手当普及員の育成、各種救急講習等への派遣及び防災活動への指導・支援を行い、各種行事に積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けていき、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。	女性消防団員の活動として、各種行事や普通救命講習に参画し女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図った。また、防火フェアや亀山大市に加入促進ブースを出展し、女性も含めた消防団員の加入を促進し、団員数の増加に繋げた。	引き続き女性消防団員を含めた消防団員の確保が課題であるとともに、更なる地域防災力の強化のため、活躍の場を検討する必要がある。また、各種行事への参画を更に推進して、女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図る必要がある。	今後も応急手当普及員の育成や各種行事等への派遣及び防災活動への指導・支援を継続し、積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けしつつ、女性分団のインスタグラムを活用して活動内容を周知するなどして、女性消防団員の加入促進についても継続して実施していく。
（２）災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、各施設ごとの避難所の運営体制の強化を図ります。	111	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性の参画を求める。	総合防災訓練の中で、授乳室や男女別トイレ等女性の視点を取り入れた避難所開設訓練を行った。	女性の視点を取り入れた避難所開設・運営の必要性を啓発すること、また、女性の視点を取り入れた避難所開設・運営マニュアルの普及とマニュアルに基づいた訓練を継続して行うことが必要である。	行政出前講座や地域の防災訓練等の場を活用して、女性参画の必要性について、更なる啓発を行う。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	112	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性等の参画を求める。	総合防災訓練の中で、授乳室や男女別トイレ等女性の視点を取り入れた避難所開設訓練を行った。	女性の視点を取り入れた避難所開設・運営の必要性を啓発すること、また、女性の視点を取り入れた避難所開設・運営マニュアルの普及とマニュアルに基づいた訓練を継続して行うことが必要である。	行政出前講座や地域の防災訓練等の場を活用して、女性参画の必要性について、更なる啓発を行う。また、女性の参加を得て、外国人防災リーダー養成講座を開催する。
	生理用品や乳幼児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄について、内容の検討や更新・充実等を行います。また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	113	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、適宜内容を検討する。	生理用品や乳児用ミルク等備蓄については、「亀山市備蓄・調達基準」に基づき適宜入替を行い適正に管理を行った。	備蓄品の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について適宜見直しを行う必要がある。	備蓄品の適正な在庫管理を行うとともに、亀山市備蓄・調達基準の見直しを適宜行う。

公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　　総務財政部 財務課　　）

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、②公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5ヵ年の平均である22億7千万円（将来費用の25%削減）に近づけることを目標に取り組む。 この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。 

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R5）	目標値
1	将来費用の削減（60年間で25%）	億円	1823.1		1362.0
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	新庁舎などの大規模施設整備については、財政構造改革の取組の一環として、将来の財政的負担をできる限り軽減する整備スケジュール等について見直しを行った。 また、施設総量の削減については、みずほ台幼稚園と井田川幼稚園を令和9年度に統合することを決定した。 さらには、施設の維持管理費削減につながる取組として、令和4年度から3か年をかけて公共施設照明のLED化を進めており、昨年度は、市立医療センターや総合環境センターなど28施設をLED照明に更新した。
成果	大規模施設の整備スケジュールを見直した結果、市民生活への影響が大きい新ごみ処理施設の整備を最優先することにより、現有施設のランニングコスト等で20億円を超える経費縮減が見込めこととなった。また、新庁舎整備については、新ごみ処理施設の整備時期と調整を図り、当初計画から6年程度延伸するものの、庁舎建設基金の計画的な積立や整備手法等の検討により、財政負担の軽減を図ることとした。 また、施設照明のLED化を計画的に進めたことにより、電気料金や修繕費などの維持管理経費の削減が図れた。
総合計画推進への寄与度	公共施設の効率的・効果的な活用や維持・管理につながることから、持続可能な財政運営や総合計画の推進に寄与するものである。

反省点・課題	施設の現況（老朽化）、維持管理・更新コスト、利用ニーズなどを把握した上で、施設の統廃合や複合化、長寿命化対策を計画的に行う必要がある。

今後の方向性	公共施設マネジメントの推進に当たり、そのベースとなる「亀山市公共施設等総合管理計画（H29.3）」は、策定から年月が経過していることから、計画を見直し、現状を踏まえた今後の整備方針を策定する。

亀山市行政DX推進計画に関する実績等報告書（令和6年度）

（　　政策部　DX推進室　　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ８　年度
位置付け	本計画は、デジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に基づき、デジタル社会の形成や官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策等を策定し実施するための分野別計画として、行政DXの推進を図るもの。
目的・概要	デジタル技術を積極的に活用することによって、人々の生活をより良い方向に変化させるため、「利用者中心の行政サービス」への変革を図る。
計画の骨格	本計画は、「人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します」を基本理念として、3つの基本方針及び基本方針に基づく24の重点施策を設定し、実施計画に85の具体的な取組を掲げています。

基本理念	人々の生活をより良い方向に変化させるため、 利用者中心の行政サービスへ変革します

基本方針	重点施策
1　行政サービスのDX	(1) 行政手続のオンライン化の推進
	(2) マイナンバーカードの普及促進
	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備
	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進
	(5) 公金収納のデジタル化の推進
	(6) 情報発信の多様化の検討
2　行政経営のDX	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進
	(2) タブレット端末の活用の推進
	(3) AI・RPAの活用の拡充
	(4) テレワークの推進
	(5) WEB会議の推進
	(6) 文書等のデジタル化の推進
	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進
	(8) クラウド化の推進
	(9) データ活用の推進
	(10) 庁内無線LANの拡充
	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進
	(12) 情報セキュリティ対策の強化
3　市民・地域のDX	(1)地域のデジタル化の促進
	(2) オープンデータ化の推進
	(3) サテライトオフィス 等の検討
	(4) Wi−Fi 環境の整備
	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築
	(6) 情報格差への対応

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	設定なし				
2					

■計画の実績等

取組実績	【令和6年度に実施した主な取組】 ・行政手続オンライン化の拡充 ・マイナンバーカードの普及促進 ・住民情報系システムの運用 ・タブレット端末の活用（道路パトロール） ・AI議事録支援（自動文字起こし）システム活用 ・電子決裁の活用に伴う文書等のデジタル化 ・職員コミュニケーションのデジタル化 ・公共料金の支払い事務のデジタル化推進 ・多言語情報メール配信事業 ・デジタル・ディバイドを解消するための学びの機会の創出
成果	・行政手続の洗い出しを全庁的に行い、オンラインの可否等を調査し可能なものからオンライン化を進めた。 ・マイナンバーカード普及促進に資する方策を継続し交付率が89.84%となった。カード普及に伴い、コンビニ交付件数が 14,757件となり、昨年度から723件増加したほか、マイナポータルによる転出届の利用者数は昨年度から約2倍の287人となった。 ・地方公共団体情報システム標準化について、令和7年度に移行を予定しているシステムの、円滑かつ安全に移行するための環境を整えることができた。 ・道路パトロールにおいて、タブレット端末や電子申請フォーム作成ツールを活用して、異常個所の逐次共有、データ保存を1,379件行った。 ・AI議事録作成支援システムを導入し、225件/年の利用があり、事務効率化を図ることができた。 ・文書管理の電子決裁比率が86.30%となり、管理コストの削減に寄与した。 ・ビジネスチャットを活用し、約9,900件/月の利用があり、情報共有やコミュニケーションの活性化及び円滑化を図ることができた。 ・各部署が管理する公共料金の明細データを、財務会計システムに取り込むことにより、財務課にて一括起票することで事務の効率化を図った（明細数350→20枚/月）。 ・映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、従前の紙版の多言語広報紙に替わり電子版多言語広報を10言語対応で発信することができた。 ・公民館講座では、デジタルデバイド解消につながる講座を実施し、かめやま人キャンパスでは、SNSやCANVAといったツールの活用について学べる講座を継続実施した。
総合計画推進への寄与度	情報システムの適切な運用により、安定稼働を図るとともに、タブレットやビジネスチャット、AI議事録作成支援システム等の活用、文書等のデジタル化推進等により、行政DXの推進基盤の整備につなげた。また、マイナンバーカードの普及により、証明書のコンビニ交付件数やマイナポータルを利用した転出届の件数が増加したほか、デジタルデバイドの是正に向けた取組など、行政DXによる市民サービスの向上に寄与することができた。

反省点・課題	令和6年度に計画していた情報システム等の運用について、概ね計画どおりに実施できたが、こうしたシステムの維持・継続に当たり、関連する制度改正やデジタル技術の進展等、社会情勢の変化に注視し、適切に対応していく必要がある。また、今後計画している情報システム等の導入・更新・改修等について、円滑かつ安全に実施する必要がある。

今後の方向性	地方公共団体情報システム標準化に円滑かつ安全に対応するとともに、システムの保守期限等を管理し、更新等の運用を適切に実施する。また、マイナンバーカードの活用も含め、行政手続のオンライン化の更なる拡充のほか、AIを含む新たなデジタル技術の活用など、行政DXの一層の推進を図る。

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第１節　行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度 取組実績・成果	令和５年度 取組実績・成果	令和6年度 取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
① (1) 1	(１) 行政手続のオンライン化の推進	全庁的な行政手続のオンライン化推進	利用者の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を拡充する。また、その他の手続等についても、可能なものからオンライン化を検討する。	オンライン手続の拡充 R3　6件→R8　20件	拡充に向けた検討	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	国が指定している「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、新たに4手続きのオンライン申請を可能とし、合計11手続まで拡充した。また、引越しワンストップサービスの運用を開始したほか、新たに申請管理システムを導入した。	国指定の「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、新たに1手続をオンライン化したほか、消防関係８手続をオンライン化し、ぴったりサービス全体で、合計20手続に拡充した。また、従来のぴったりサービスに加えて、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用した、健康都市大学や検診等の申込、各種アンケート等のオンライン化により、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	ぴったりサービスについて、本市で実施している20手続の維持管理に努めたほか、拡充に向けて実務担当部署と協議を行った。また、オンライン手続きの更なる拡充に資する取組として、行政手続等の洗い出しと、それらのオンライン化の可否等に関する調査を全庁的に実施した。当該調査結果を分析した上で手続をランク分けし、実現性、効果性の高い手続から順次、オンライン化を進めた。	今後も継続して、実現性、効果性の高い手続から順次、オンライン化を進めるとともに、オンライン化に課題のある手続についても、その課題整理を行い、行政事務の効率化に伴う行政コストの削減はもとより、行政サービスの質と利便性の向上につなげて行く必要がある。また、恒常的な手続きについては、まとめサイトを作成するなど、利用者の利便性の一層の向上を図る必要がある。	B まずまず進んだ	様々な行政手続きについて、実現性や効果性の高い手続きから順次オンライン化を進めるとともに、オンライン化に課題のある手続きについても、その課題整理を行う。また、恒常的な手続きについては、まとめサイトを作成するなど、利用者の利便性の一層の向上を図る。	政策部DX推進室
① (1) 2	(１) 行政手続のオンライン化の推進	行政手続のオンライン化推進 （消防）	デジタル・ガバメント実行計画（R2.12.25閣議決定）において、オンライン化を実現すべき行政手続とされた消防法令に規定する申請等のオンライン化を進めることで利用者の利便性を高める。	オンライン手続の導入 （10様式）	関係課と協議 オンライン手続の導入 （8様式）	オンライン手続登録様式の追加 （2様式）	継続	継続	継続	火災予防分野の8様式について、ぴったりサービスへ様式の登録を行い、テスト申請の確認も終えているが、最終手続きの段階で問題が発生したため導入まで至っていない。	令和4年度に予定していた、火災予防分野8様式のオンライン手続の導入を完了した。	令和6年度はマイナポータル「ぴったりサービス」を利用して8件の申請があった。オンライン手続登録様式の追加は、消防庁から別システム移行の通知を受けたため実施していない。	令和6年度末にマイナポータル「ぴったりサービス」の受付を停止し、電子政府の総合窓口「e-Gov」へ移行するとの通知を消防庁から受けているが、指定の69様式全てを電子申請にするというe-Gov利用条件の課題解決のため、導入を見合わせている。	C あまり進まなかった	e-Gov利用を見合わせる原因となっている、添付可能なファイルサイズや申請手数料の納付方法等の課題解決を図り、令和8年度からe-Govでの電子申請受付開始を目指します。	消防本部予防課予防グループ
① (1) 3	(１) 行政手続のオンライン化の推進	マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップサービスの導入	マイナポータル等を通じたオンラインによる転出届・転入（予約）のサービスを令和5年2月に開始する。住民への効果として、転出手続きのための来庁が不要となること及び及び転入予約となることで手続きにかかる所要時間が短縮される。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になったことを広報紙等で周知したことにより、月平均35人の利用があり、市民の利便性向上に繋がっている。また、転出者は原則来庁不要となり転入者は事前に予約となることで準備を行い待ち時間の短縮が図れた。	転出届についてマイナポータルによるオンラインでの届出が可能であることを広報紙等で周知したことにより、令和5年度はのべ141人の利用があり、市民の利便性向上に繋がった。（これにより、転出者は原則来庁不要となった。）	令和４年度より、転出届について、マイナポータルによるオンラインでの届出が可能となり、転出者は原則来庁不要となった。当該制度について、広報やホームページで周知を行い、令和６年度の利用者は、のべ２８７人と前年比で２倍となり、市民の利便性向上につながった。	転出においては、オンラインで一括手続きができない業務もある。関連部署との綿密な連携や市民に直接連絡をとることが必要な場合もあるため、庁舎や部署を超えてワンストップで一括した手続きができるようなシステムを構築することが望ましい。	B まずまず進んだ	市民の利便性の向上を図るため、市広報、ホームページ等で積極的な周知を行い、ワンストップサービスの利用促進を図る。今後は、窓口入力支援システムの利用を促進することにより、来庁者の負担軽減及び申請時間の短縮を図る。	市民文化部市民課戸籍住民グループ
① (1) 4	(１) 行政手続のオンライン化の推進	図書館情報システムの運用	図書館利用者が、図書館情報システムのweb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる。 （令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している）	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書利用を促進する。	図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	新図書館開館に合わせて、予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を行った。 図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を実施するとともに、図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を継続して実施した。新規利用者等、機会を捉えた案内を順次行った。	機能・サービスは継続的に実施しているが、未だ一部の利用者にしか認知されていない状況がある。	A 順調に進んだ	より多くの市民に認知され活用されるよう、利用案内の周知を引き続き実施し、Web予約等の件数・割合の向上を目指す。	教育委員会事務局図書館
① (2) 1	(２) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードの出張申請受付会場の拡充及び新規申請者にクオカードの進呈	市民の利便性向上及び事務の効率化を図る。施設等で出張申請を行うとともに出張会場や窓口で申請後郵送で受け取る方法で一括手続きをされた方を対象に1,000円分のクオカードを進呈しマイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	積極的な周知及び申請機会の提供	市内4郵便局で申請受付が出来るよう申請機会の拡充	継続	継続	継続	マイナンバーカードの申請及び交付については積極的に事業所や各地域に出張申請を行うとともに、第2.4日曜日及び毎週火曜.木曜日の夜間に窓口を開設した。また、クオカードを進呈し、インセンティブを図り普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。	マイナンバーカードの申請及び交付については商業施設や図書館などで出張申請（17回）を行うとともに、第2.4日曜、毎週火曜（9月のみ）及び毎週木曜の夜間に窓口を開設した。また、クオカード（701枚）を進呈して、普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。	マイナンバーカードの申請及び交付については商業施設や図書館などで出張申請（9回）を行うとともに、第2.第4日曜の午前及び毎週木曜の夜間に窓口を開設した。6月以降は、個人宅や施設などの個別訪問を実施して普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。 交付率：89.84%	令和６年１２月２日以降、現行の保険証の新規発行は停止され、使用中の保険証は、その有効期限（最長で令和７年１２月１日）まで使用可能であるが、カード未取得者や、保険証連携を希望しない市民も存在する。	A 順調に進んだ	新生児は、速やかに医療を受けることができるよう、出生届出時にマイナンバーカードの特急発行を勧めている。また、引き続き介護施設や個人宅への個別訪問による申請機会の拡充を図り、継続してマイナンバーカードの普及促進に努める。	市民文化部市民課戸籍住民グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度 取組実績・成果	令和５年度 取組実績・成果	令和6年度 取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
① (2) 2	(２) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付の導入	マイナンバーカードを利用して全国のコンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書等を発行できるコンビニ交付サービスを継続し市民の利便性の向上を図る。また、サービスの継続と、マイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請及び交付時に配布したり、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。 コンビニ交付サービス証明書発行部数（年間） 9,501部（全体の19.6%） （R3　5,855部　全体の14.7%）前年度より発行部数約1.6倍増加した。	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請時及び交付時に配布するほか、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。 コンビニ交付サービス証明書発行部数（年間） 14,034部（全体の27.8%） （R4　9,501部　全体の19.6%）前年度より発行部数約1.5倍増加した。	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請時及び交付時に配布するほか、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。また、コンビニ交付システムが導入後５年経過し、安定したサービス提供を行うため、コンビニ交付システムの更新を行った。 コンビニ交付サービス証明書発行部数：令和6年度実績 14,757部（全体の31.0%）（R5　14,034部　全体の27.8%）となり、前年度より増加した。	コンビニ交付サービスを利用したが、証明書が取れないという問い合わせを受けることがある。多くは、操作誤りや電子証明書の有効期限切れという申請者自身の理由であるが、他市本籍の戸籍証明書を取得するには、事前に本籍地の承認が必要となるなど、コンビニ交付サービス最大の特徴である即時発行・時間外発行ができない場合がある。	A 順調に進んだ	コンビニ交付サービスを正しく理解してもらうことが、問い合わせを減らすことにつながるため、カード交付時や転入時にチラシを配布して、利用登録申請の方法を含むコンビニ交付サービスの周知・説明を引き続き行っていく。	市民文化部市民課戸籍住民グループ
① (2) 3	(２) マイナンバーカードの普及促進	図書館テーマ展示	担当部署の協力の下、マイナンバーカードの普及啓発のため、広報ポスターの掲示、関連図書の紹介・展示を行う。	マイナンバーカードやマイナンバー制度に関する情報を提供し、普及促進につなげる。	図書館テーマ展示の実施	継続	継続	継続	継続	年度末から次年度に掛けて、新生活を行う人向けの展示を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関連する図書やポスター等による啓発を行った。	年度末から次年度に掛けて、新生活を行う人向けの展示を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関連する図書やポスター等による啓発を行った。	年度末から次年度にかけて、新生活を迎える市民に向けてマイナンバー制度やマイナンバーカード関連の図書やポスター等を用いた展示・啓発を実施。	効果測定が難しい。	A 順調に進んだ	資料整備を進め、展示や出張申請会場の活用により普及促進を図る。「管理運営の基本的な方針」に基づき、図書館での制度活用に関する情報収集を継続する。	教育委員会事務局図書館
① (3) 1	(３) 問い合わせの自動応答環境の整備	チャットボットによる自動応答環境の整備	各種手続きや質問などに時間や場所にとらわれることなく対応できるよう、日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、チャットボットによる自動応答環境を整備する。	市公式LINE登録者数 R8：5,000人	検討	市公式LINEの導入（チャットボットの活用）	市公式LINEの運用管理（チャットボットの活用）	市公式LINEの運用管理（チャットボットの活用）	市公式LINEの運用管理（チャットボットの活用）	市の持つ広報媒体の特性とLINE導入時のメリットを整理したほか、次年度の公式LINEアカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	道路や公園の損傷、不法投棄、漏水などについて通報できるシステムや電子申請可能なメニューを備えたLINE公式アカウントを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。試行期間の友だち登録数は、1,445人となった。	道路や公園の損傷、不法投棄、漏水などについて通報できるシステムや電子申請可能なメニューを備えたLINE公式アカウントの運用を令和6年4月から開始した。友だち登録数は3,585人（R7.3月末時点）	LINE公式アカウントを利用して、より多くの情報入手や手続きができるよう、継続的な配信内容の充実が必要である。	B まずまず進んだ	各種手続きにおいて、友だち登録者の増加に取り組みながら、チャットボットを活用した自動応答内容の充実を図っていく。	政策部広報秘書課広報グループ
① (4) 1	(４) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	住民情報系システムの運用	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。（総合住民情報システム、総合保健福祉システム）	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情報システム更新 機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理 システム標準化の実施	機器及びシステムの管理	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、安定してシステムを稼働させることができたほか、総合住民情報システム更新等により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、システムを安定稼働させ、住民サービスの維持及び充実を図ることができたほか、令和７年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するため、標準仕様と現行システムとの比較分析（フィット＆ギャップ分析）を行うなど、準備作業を進めることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより住民サービスの維持及び充実を図った。また、地方公共団体情報システム標準化については、標準準拠システムへの安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部システムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めたほか、令和７年度に移行を予定しているシステムについては、円滑かつ安全に移行するための環境を整えることができた。	情報システム標準化について、令和6年度に実施した準備作業を踏まえ、令和7年度に標準準拠システムに移行を予定しているシステムについては、引き続き、システム保守委託業者及び担当課との詳細な調整を図る必要がある。また、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定している特定移行支援システムについても、移行に向けた環境整備を進める必要がある。	B まずまず進んだ	引続き、住民情報系システムの監視や保守を適切に実施する。また、情報システム標準化について、システム保守委託業者や担当課との調整を綿密かつ円滑に行い、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ円滑かつ安全に移行するほか、特定移行支援システムとして令和8年度以降に情報システム標準化に対応するシステムについて、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行するための環境整備を進める。	政策部DX推進室
① (4) 2	(４) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	申請管理システムの導入	ぴったりサービスにおいてオンラインで申請されたデータを住民情報系システムへ自動で取り込むことで、業務の効率化・迅速化を図る。	オンライン申請データ自動取込による業務効率化・迅速化	申請管理システムの検討及び導入	システムの管理	システムの管理	システムの管理	システムの管理	引越しワンストップサービスやぴったりサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」を導入し、業務の効率化・迅速化につながる環境を構築した。	転出・転入手続ワンストップサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」の運用により、業務の効率化・迅速化を図った。	転出・転入手続ワンストップサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」の安定稼働により、業務の効率化・迅速化を継続することができた。 自動取込：492件	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働に努め、引き続き当該業務の効率化・迅速化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働を図る。	政策部DX推進室
① (4) 3	(４) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	確定申告オンライン予約受付	現在、確定申告相談の受付は来庁のうえ、税務課窓口受付付近に設置してある受付簿に氏名を記載して受付を行っているが、スマートフォン等からインターネットを利用して相談希望日、相談希望時間の事前予約を可能とすることで順番待ちの混雑緩和や待ち時間の短縮に繋げる。	順番待ちの混雑緩和 順番待ち時間の短縮 相談職員の適正配置の柔軟化	導入	前年度の反省点を踏まえたうえで継続	継続	継続	継続	インターネットを利用した事前予約を可能としたが、令和４年度の申告会場利用者数は2,720件に対して、内インターネットを利用しての事前予約は51件と実績が少なかった。そのため混雑緩和、待ち時間の短縮にはあまりつながらなかった。	令和５年度(R6.2.16-R6.3.15)の本庁申告会場利用者数は、2,056件に対して、内インターネットを利用した事前予約件数は23件(全体の約1%)と前年度実績を下回ったが、これは、インターネットを利用して申告書を送信するe-tax利用者が増加したことにより本庁申告会場利用者が減少したものと思われる。	令和6年度(R7.2.17-3.17)の本庁申告会場の利用者数は、2,083件に対して内インターネットを利用した事前予約件数は25件(全体の約1%)と前年度並みとなった。ただし、e-taxによる電子申告件数は前年比約450件増加しているため、今後は電子申告が浸透していくと思われる。	現在オンライン予約は、自身がスマートフォンを操作して申告することが条件となっているが、申告者のほとんどが年金受給者の高齢者で占める本市の場合、待ち時間があっても職員に申告書を作成して欲しい相談者が多く、相談希望日や相談日時が事前予約できるメリットがあるものの利用者の伸びにつながらない。	C あまり進まなかった	電子申告の利用者は増加傾向にあるものの本市のオンライン予約については、ほぼ横ばい状態である。そのため、令和７年度からロゴフォームを使用した予約システムを構築し、経費削減を図る。また、令和７年１月に開催した税務署職員によるスマートフォンを使用した市民向けの確定申告説明会を今後も継続し、スマートフォンを利用した電子申告の普及を図っていく。	総務財政部税務課市民税グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (4) 4	(４) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム（座席予約システム）	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行う。 利用者がインターネットや館内端末で、図書館の座席等の予約・利用受付を行うセルフ化及び利用開始と終了の自動化、管理端末からの集中管理機能の構築を行うことで、利用者の利便性の向上を図るとともに図書館職員の業務効率化を実現させる。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	利用者にとって、公平な利用、手続きの効率化による利便性向上。 図書館利用の促進。 窓口業務等の効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行った。 多くの方に利用いただき、窓口での手続等を省いて席を予約いただいている。 利用者自らが座席予約システムを使うことで、自動化されたプロセスにより人的ミスなどによる手間や対応の増加を抑えることができた。	座席予約システムの整備により、多くの方の利用いただくことで窓口の手続等を省き、座席確保と管理の効率化が図られた。	システムは安定して稼働している。また、利用者も操作に慣れてきた人が多くなってきている様子が伺える。 利用者から寄せられた意見や利用状況から、設定変更や表現、案内の仕方などを改善してきている。 令和6年度は、日平均124件の利用があった。	初めて利用される方への説明・案内が依然として必要であり、利用間違いや混乱が散見される可能性がある。円滑な利用促進のため、引き続き利用案内や利用方法の周知を行う。	A 順調に進んだ	窓口や館内案内表示を通じて積極的に利用方法を周知するとともに、利用状況を踏まえた席数・時間制限の見直しを随時行い、より使いやすく改善する。	教育委員会事務局図書館
① (4) 5	(４) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム（図書のICタグ管理化）	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、ICタグによる図書管理を開始し、自動貸出機・自動返却機による利用者の利便性向上、セキュリティゲートによる不明本・不正持出防止、IC蔵書点検機による図書館職員の業務効率化を実現させる。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	利用者にとって、利便性向上、プライバシーの確保。 図書館利用の促進。 蔵書管理を効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応し、レファレンスサービス等を強化する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、図書へのICタグ貼付、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、IC蔵書点検機等の整備により、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が可能となった。	図書へのICタグ貼付、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、IC蔵書点検機等の整備により、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が行われた。	システムは安定して稼働しており、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が行われた。また、利用者も慣れてきた人が多くなってきている様子が伺える。 令和6年度は、 入館者数 日平均947人 貸出人数 日平均219人 貸出冊数 日平均996冊	自動貸出機や自動返却機の利用案内を継続的に行っていかなければならない。 レファレンスサービスの周知及び強化に努める。	A 順調に進んだ	図書館情報システムの安定的な運用により適切にサービスを提供する。定期的な操作説明会の実施、館内掲示・マニュアルの強化、職員による個別サポートを継続し、利用者が安心して使える体制を整える。	教育委員会事務局図書館
① (4) 6	(４) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	都市計画関連情報発信の拡充	都市計画情報について、公開型GISを活用し、最新の情報を提供する。	適時最新情報の提供を行う	都市計画変更に伴い、公開情報の更新を行う	継続	継続	継続	継続	公開型GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。 閲覧者がわかり易く、操作し易いよう、メニュー画面の再構築、印刷設定の追加、凡例の改良等を実施した。 また、誤った記述等の有無を定期的に確認し、迅速に修正等を行った。	公開型GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。 閲覧者がわかり易く、操作し易いよう、メニュー画面の再編、印刷設定及び凡例の変更等を実施した。	みずきが丘及びアイリス町の用途地域変更手続きに伴い庁内GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。	関連法令の手続きに伴い、用途地域変更決定が令和７年度となることから、決定後に公開型GIS更新委託業者により更新作業を行う。	A 順調に進んだ	用途地域の変更決定後、速やかに公開型GIS更新委託業者への発注を行い、早期の情報発信に努める。	建設部都市整備課都市計画グループ
① (4) 7	(４) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	登山者との双方向の情報共有	亀山７座登山道等の適正な管理を行うことを目的とし、主に登山者が登山道の問題を写真に撮って位置情報と共にレポート投稿することにより、迅速な問題解決につなげる。	投稿されたレポートへ迅速に対応することによる事故等の未然防止	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	年々、Fix My Streetの利用が減っているため、亀山市公式ラインに一本化できるか検討する。	B まずまず進んだ	Fix My Streetの利用状況を検討した結果、亀山市公式ラインの機能で十分賄えることから、ラインに一本化する。	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ
① (5) 1	(５) 公金収納のデジタル化の推進	多様な収納の連携	共通納税システムの活用が拡充されていく中、クレジット収納やスマホアプリ収納など多様な手段を連携させ、電子納付の利便性を高める。	令和5年度から税目拡大（固定資産税、軽自動車税）	システム改修	共通納税システム税目拡大稼働（固定資産税、軽自動車税）	継続	継続	継続	eLTAXを活用した電子納税を可能とした地方税共通納税システムにおいて、税目拡大に対応できるようにシステム改修を行った。また、納付書へ統一規格二次元コード印刷に対応するため、テスト帳票等の確認を行った。	当該年度より固定資産税・都市計画税、軽自動車税は納付書に統一規格二次元コードを記載し、電子納税が可能となり、全国の金融機関、スマホアプリ等での納付が可能となった。 スマホアプリでは2,245件40,884千円、クレジットで237件8,104千円納付実績でした。(令和6年3月末時点) 広報かめやま、HPを活用した周知にも努めた。	個人住民税（普通徴収）及び国民健康保険税は二次元コード記載が任意であるが、令和８年度導入に向けて、令和７年度中のシステム改修を行うべく、予算要求を実施した。令和７年度内のシステム改修に向けシステム委託業者と協議を行った。 納付実績はスマホアプリ3,364件59,150千円、クレジット320件11,221千円の納付実績であった。	県内では多くの自治体が導入済もしくは令和７年度中の導入を予定している。本市においても令和８年度に導入予定であり、導入により全国の金融機関、スマホアプリでの納付が可能となり、納税環境の充実が図られることから早期の導入を図る必要がある。	B まずまず進んだ	令和７年度に二次元コード未導入の個人住民税（普通徴収）及び国民健康保険税の導入に係るシステム改修の実施を予定しており、令和8年度から原則四税ともに二次元コードを導入する。	総務財政部税務課収納対策グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度 取組実績・成果	令和５年度 取組実績・成果	令和6年度 取組実績・成果	 課題・問題点	 進捗度評価	 今後の方向性	担当
① (6) 1	(６) 情報発信の多様化の検討	ホームページによる情報発信	市の施策や事業などについて、いつでも、どこでも、誰でも取得できるようホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3：2,863,545件 R7：2,910,000件	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理 保守管理等の更新	ホームページの運営管理	年間を通じて、ホームページの更新を2,334件行い、適時的確に情報発信したことで、年間2,923,748件（前年比+60,203件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ホームページを通じた情報発信に必要なサーバの賃借やシステムの保守を行った。	年間を通じてページの更新を行い、適時的確に情報発信したことで、年間2,316,398件（前年比-607,350件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ウェブアクセシビリティ向上のためガイドラインを策定したほか、サーバの賃借やシステムの保守を行った。	年間を通じてページの更新を適時的確に情報発信したことで、年間2,159,922件（前年比-156,476件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ウェブアクセシビリティ向上のためガイドラインを周知するための職員研修を開催した。	即時性な情報発信が可能なホームページの特性を活用するため、即時性のある行政情報の発信に努めるとともに、職員への研修を開催するなどにより、ウェブアクセシビリティの向上を図る必要がある。	A 順調に進んだ	市内外の人が市の施策や事業、お知らせなどをタイムリーにアクセスできるよう、ホームページを活用した情報を発信する。また、ウェブアクセシビリティガイドラインを活用し、職員への意識啓発を図る。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 2	(６) 情報発信の多様化の検討	シティプロモーション専用ページによる情報発信	定住・交流・関係人口の増加につながるよう、まちのさまざまな魅力について、シティプロモーション専用ホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3：114,131件 R7：125,000件	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	専用ページのイベント情報を842件、ニュース情報を194件更新するとともに、令和5年1月に開館した市立図書館を紹介するプロモーション動画を制作し、専用ページに掲載したことで、年間134,025件（前年比+19,894件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。	イベント情報を934件、ニュース情報を163件更新するとともに、灯おどりや獅子舞など地域資源と人の営みを魅力として紹介する動画を制作し、専用ページに掲載したことで、年間229,135件（前年比+95,110件）の閲覧数を得ることができた。職員が情報発信の担い手となる意識を高めるためシティプロモーション研修を開催した。	イベント情報を1,016件、ニュース情報を145件更新するとともに、重伝建選定40周年を記念した東海道関宿など地域資源を紹介する動画を制作し、専用ページのムービーギャラリーに掲載したことで、年間238,998件（前年比+9,863件）の閲覧数を得ることができた。また、職員が情報発信の担い手となる意識を高めるためシティプロモーション研修を開催した。	本市での魅力的な暮らしを紹介するライフスタイルインタビューや亀山のココが好きのフリップサポーターの掲載ページの更新が必要である。また、引き続き、職員自身がシティプロモーションの担い手であるという意識の醸成が必要である。	B まずまず進んだ	本市の暮らしやすさや魅力を知ってもらうため、イベントやニュース、動画などの情報を引き続き発信するとともに、市民の声や生活の様子など共感性の高い情報発信を行う。職員一人ひとりがシティプロモーションの担い手である意識を高めるため、職員研修を行う。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 3	(６) 情報発信の多様化の検討	SNS等による情報発信	効果的な情報発信やコミュニケーションの強化を図るため、SNS等を通じた情報発信に取り組む。	利用SNS等の種類 R3：2 R8：3	SNS等の運用管理、拡充の検討及び方向性の決定	SNS等の拡充、運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	facebookへ年間147件の記事（文章と写真等）を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市の持つ広報媒体の特性とLINE導入時のメリットを整理したほか、次年度の公式LINEアカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	facebookへ年間196件の記事（文章と写真等）を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市公式YouTubeには、観光プロモーション動画や布気の獅子舞特集動画など22本を新たに投稿した。さらに、令和6年3月のLINE公式アカウントの開設後、33件の記事（メッセージ25件、VOOM8件）を投稿し、情報発信を行った。	facebookへ148件の記事を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市公式YouTubeには、かめやま文化年をテーマとした番組や重伝建選定40周年を記念した東海道関宿などの動画を新たに投稿した。LINE公式アカウントでは、メッセージ232件、VOOM66件を投稿し、情報発信を行った。	facebook、YouTube、LINEのそれぞれの特性（写真や映像による分かりやすさ、共感性の高まり）を踏まえ、多様な媒体を活用しながら、相互に効果的な情報発信を行う必要がある。	A 順調に進んだ	写真や映像を用いて共感性や拡散性の高い記事、動画を作成する。また、さまざまな機会を捉えてSNSを活用した情報発信を行うよう、職員の意識醸成に向けた研修を実施する。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 4	(６) 情報発信の多様化の検討	ケーブルテレビ行政情報番組による情報発信	まちへの愛着や誇りの醸成と市民のまちづくりへの参画につながるよう、動画の特性を生かし、ケーブルテレビを通じた情報発信に取り組む。	市民参画による番組制作数 R3：54件 R7：65件	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信 番組放送機器の更新	年間53週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を69件制作することができた。駅前再開発事業の完成や亀山ブランド第2弾の決定とともにそれらに関わる人々の姿やコメントを紹介する特集番組を制作し、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	年間52週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を69件制作することができた。また、灯おどりや獅子舞など地域資源とともにそれらに関わる人々の姿やコメントを紹介する特集番組を制作したことで、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	年間52週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を67件制作することができた。また、関宿重伝建40周年のあゆみやかめやま文化年の特集など地域資源とともにそれらに関わる人々の姿を紹介する特集番組を制作したことで、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	市民参画や交流活動の促進ににつながる番組づくりを継続し、幅広い世代に親しまれる番組放送を行う必要がある。また、本市の魅力を再認識してもらえるような番組制作に向け、令和7年2月に、より効果的な広報活動を推進することを目的として広報活動の取組方向を整理した。	B まずまず進んだ	広報サポーターの募集や学生アナウンサーの出演依頼を行い、市民参画による番組制作は継続して行う。一方、より効果的な広報活動を推進するため、広報活動の取組方向の整理に基づき、行政情報番組のリニューアルを進めていく。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 5	(６) 情報発信の多様化の検討	議会映像等インターネット配信事業	市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めるため、議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	広く市民に議会に対する関心を持ってもらい、透明性が確保された議会を維持する。	議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	継続	継続	継続	継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。 また、議会報告番組をインターネットにより録画配信を行った。 議会中継等を配信することにより、議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）27,009件 ・議員別配信（録画）19,870件 ・議会報告番組（録画）1,149件	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。 また、議会報告番組をインターネットにより録画配信を行った。 議会中継等を配信することにより、議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）26,003件 ・議員別配信（録画）25,824件 ・議会報告番組（録画）1,042件	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。また、議会報告番組は、議員がナレーションを行うことで、市民により親しみやすい番組制作に努め、一層の議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）27,176件 ・議員別配信（録画）22,331件 ・議会報告番組（録画）1,088件	現在は、市議会ホームページや市公式LINE、facebook、議会だより等を利用して、放送・配信の情報を発信している。「議会の見える化」を推進するため、引き続き、積極的な情報発信の推進及び手法の検討を行う必要がある。	A 順調に進んだ	議会の映像配信については、市民ニーズが高く、積極的な議会の情報の公開と発信について求められることから、今後も引き続き、見える議会を推進する。	議会事務局議事調査課議事調査グループ

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第２節　行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (1) 1	(１) 情報システムの標準化・共通化の推進	自治体情報システムの標準化・共通化対応	行政サービスの利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、システムの標準化・共通化を進める。	住民情報系システム標準化の実施	システムの標準化の調査・検討	準備作業	準備作業	システム標準化の実施		令和７年度末を目標時期とした標準準拠システムへの移行に向けて、研修会へ参加し他自治体の状況を確認するなど、情報収集を行った。また、現行システムのベンダーと打合せを行い、移行に向けてスケジュール調整等を行ったほか、各担当課において、標準化に対応する業務担当者を選定した。	令和７年度末を目標時期とした標準準拠システムへの移行に向けて、標準仕様と現行システムとの比較分析（フィット＆ギャップ分析）を行ったほか、国の説明会等へ参加するなど、標準化に係る情報収集を行った。	標準準拠システムへの安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部システムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めたほか、令和７年度に移行を予定しているシステムについては、円滑かつ安全に移行するための環境を整えることができた。	情報システム標準化について、令和6年度に実施した準備作業を踏まえ、令和7年度に標準準拠システムに移行を予定しているシステムについては、引き続き、システム保守委託業者及び担当課との詳細な調整を図る必要がある。また、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定している特定移行支援システムについても、移行に向けた環境整備を進める必要がある。	B まずまず進んだ	情報システム標準化について、システム保守委託業者や担当課との調整を綿密かつ円滑に行い、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ円滑かつ安全に移行する。また、特定移行支援システムとして令和8年度以降に情報システム標準化に対応するシステムについて、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行するための環境整備を進める。	政策部DX推進室
② (1) 2	(１) 情報システムの標準化・共通化の推進	国税庁との確定申告書データ連携	現在、市で作成した確定申告書は紙ベースで税務署へ引渡しをおこなっているが、作成した確定申告書の内容を国税庁へ電子データ送信を行う。	税務署受付後、当市への確定申告書に係るデータ連携の早期化 申告者への還付手続期間の早期化	次期申告支援システムにおける国税庁とのデータ連携の検討、調整	継続	継続	自治体情報システム標準化対応に伴う現行の総合行政システム更新に伴い導入	継続	取組実績：0件	自治体情報システム標準化（令和７年度開始予定）に伴い導入予定のため、令和５年度の取組実績としては０件。	自治体情報システム標準化（令和７年度開始予定）に伴い導入予定のため、令和6年度の取組実績としては０件。	現在、税務署へ確定申告書を引き渡す前に税務課職員で申告内容に誤りがないか事前チェックを行っているが、データ連携の場合は事前チェックなしに税務署へデータ送信を行うため、確定申告の経験が浅い職員には十分な研修等により申告前の事前フォロー体制を検討する必要がある。	D 進まなかった	令和７年度のシステム標準化開始に向け、国税庁とのデータ連携がスムーズに行えるようシステム委託業者と打合せ等を行っていく。また、データ連携開始の準備が整い次第、国税庁へデータ連携を行う許可申請等の手続きを進めていく。	総務財政部税務課市民税グループ
② (1) 3	(１) 情報システムの標準化・共通化の推進	国民健康保険広域化事業	国民健康保険広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理等を適切に行うため、総合住民情報システムの改修を行う。	資格管理、給付管理等の適切な管理	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	継続	令和６年３月より次期国保情報集約システムへの移行・切替に伴う業務において、三重県国民健康保険団体連合会より示された日程に従い、個人情報ファイル簿を作成した。 また、令和６年１月の運用テスト前までにPIAを実施する必要があるため、PIAの内容について検討し、導入に備えた。	PIA実施、電子証明書更新作業、二要素認証装置の設置・設定について、三重県国民健康保険団体連合会と連携し、次期国保情報集約システムへの移行・切替を行った。 総合住民情報システムの改修の有無及びオンライン資格確認等システムについて影響がないかを確認した。	令和6年3月から移行した次期集約システムと、総合住民情報システム及びオンライン資格確認等システムのエラーの有無について定期的に確認を行った。 総合住民情報システムの標準化に向けて、ベンダーとシステム変更の内容及びそれに伴うシステムから出力される帳票への影響を確認した。	次期集約システムへの移行は問題なく完了し主な問題点は無い。	A 順調に進んだ	集約システムと、総合住民情報システム及びオンライン資格確認等システムの常態的な運用を引き続き行う。	市民文化部市民課国民健康保険グループ
② (2) 1	(２) タブレット端末の活用の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議等による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用 電子会議システム利用者拡充	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	幹部職員へ配布したタブレット端末及びを電子会議システムの活用により、業務の効率化とペーパーレス化を図った。また、新たに課長等についても電子会議システムを活用できるよう、取組を拡充した。	幹部職員等へ配布したタブレット端末及びを電子会議システムの活用により、議会、経営会議、指名審査会、その他内部会議で様々利用され、業務の効率化とペーパーレス化を図ることができた。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充や、職員への展開を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	一層の業務効率化やペーパーレス化のため、幹部以外の職員についても、次期グループウェアPCの更新にあわせて持ち運びに適したPC活用の可能性も含めて研究を進める。	政策部DX推進室
② (2) 2	(２) タブレット端末の活用の推進	タブレット端末活用事業（道路）	道路パトロールにおいて、タブレット端末及びFixMyStreet Japanを活用しパトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を行う。（タブレット端末についてはDX・行革推進室から試行で仮受ける）	タブレット端末の活用により、道路パトロールなどの事務効率化に繋がる。	準備（導入に向けDX・行革推進室と調整）	導入	継続	継続	継続	準備（導入に向けDX・行革推進室と令和5年度から導入で調整済）	令和5年7月から道路パトロールにおいて、タブレット端末及びLogoフォームを活用し、パトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を936件行えた。	道路パトロールにおいて、タブレット端末及びLogoフォームを活用し、パトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を1,379件行えた。	修繕回数が多い箇所の特定を行い、一歩進んだ修繕方法の検討が必要である。	A 順調に進んだ	引継ぎタブレット端末及びLoGoフォームを活用して、道路修繕の効率化を図るとともに、LoGoフォームの集計機能を活用して修繕内容の検証に努めたい。	建設部建設管理課道路保全グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (2) 3	(２) タブレット端末の活用の推進	タブレット端末活用事業（農業）	農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、農地の集約等を加速させることが求められおり、農地の出し手・受け手の意向等を迅速かつ効率的に情報収集して、農業の担い手の確保に繋がるよう推進する。 令和４年度はタブレット端末の導入年度であり、端末活用の試行期間として、効率化に繋がる事務内容を検討する。	タブレット端末の活用により、農地パトロールなどの事務効率化に繋がり、農地の出し手・受け手の意向を迅速に把握し、農地のマッチングを志向する。	新規	継続	継続	継続	継続	国費にてタブレット端末１０台を導入した。	国が開発した現地確認アプリの使用時期が当初より大幅に遅れ、利用時期に間に合わなかったため、活用には至っていない。 当面は国費で導入した１０台のタブレット端末で運用をしていく予定であったが、農地パトロールにおける耕作放棄地の現状把握や負担軽減等を迅速に実現していく必要があったため、衛星データによる耕作放棄地の解析システム利用と農地利用最適化推進委員の定員数分のタブレット端末の追加導入にかかる次年度の予算措置を講じた。	農地利用最適化推進委員の定員数分のタブレット端末の追加導入（１０台分）と衛星データによる耕作放棄地の解析システム利用をし、タブレット端末における農地パトロールを実施した。	農地パトロールの実施については、農地利用最適化推進委員が役割を担っているが、高齢な方（平均年齢７２歳）が多く、電子機器に不慣れな方もいるため、タブレット端末の利用における事務局の継続的なサポートが必要である。 また、耕作放棄地の状況把握や所有者の意向確認を適切に行えたとしても、担い手がいなければマッチングが難しいため、耕作をしてもらえそうな担い手の発掘も必要である。	B まずまず進んだ	継続して、耕作放棄地の現状把握や所有者の意向確認を行いつつ、農地のマッチングができるような環境を整備していく。	産業環境部農業委員会事務局（農林振興課農林政策グループ）
② (2) 4	(２) タブレット端末の活用の推進	図書館貸出タブレット端末整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的ため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	情報社会に即し、レファレンスなど図書館サービスの基本を行うための環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。 令和6年度貸出実績59件	館内貸出の利用は進展しているものの、図書館の利用案内やインターネットで調べたことを示すなどの活用を行っている。	A 順調に進んだ	引き続きタブレット端末の館内貸与を行うとともに、職員によるレファレンスサービスや図書館情報システムの利用案内などへの積極的な活用を図り、サービス全体の質の向上を目指す。	教育委員会事務局図書館
② (2) 5	(２) タブレット端末の活用の推進	多職種連携情報共有システムの運用	多職種間の情報共有の円滑化を実現し、厚みのある地域医療体制を構築することを目的とし、多職種連携情報システム（バイタルリンク）を活用する。	システム登録事業所が増加し、医療介護の連携に繋がる。	多職種連携情報共有システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	令和4年度は新たに20事業所が登録し、合計244事業所がバイタルリンクを活用している。このことにより、多職種間の情報共有を円滑かつ迅速に行い、厚みのある地域医療体制を構築することができた。	令和5年度は新たに38業所が登録し、合計276事業所がバイタルリンクを活用している。	令和6年度は新たに40業所が登録し、合計322事業所がバイタルリンクを活用している。	多職種連携を推進していくためには、バイタルリンクの活用を推進していく必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、バイタルリンクの活用を推進していく。	地域医療部地域医療課地域連携グループ
② (2) 6	(２) タブレット端末の活用の推進	議会タブレット端末の活用	議会基本条例に基づき、積極的にタブレット端末を活用し、議員間の情報共有システムの導入の検討を進める等、議会の情報化を推進する。	タブレット端末を使用する機会を増加させ、議員の活用頻度を向上させる。	議会タブレット端末の活用	継続	継続	継続	継続	議会改革の一環として、議員のスケジュール管理をタブレット端末を用いて行うことができないか等、他市事例を参考にしつつ、事業者のデモを受けた。	議会改革の一環として、議員のスケジュール管理を行うため、全議員及び事務局が利用できるグループウェアシステム「LINEWORKS」を導入した。	議員向けの研修にタブレット端末を活用してオンラインで参加するなどタブレット端末の使用機会が増えている。 また、LINEWORKSのチャット機能を活用し、委員会単位でのコミュニケーションを充実させるなど、議員の習熟度が上がってきている。	掲示板機能については、現在活用が進んでいないため、システムのさらなる活用に向けて、運用の方針や各議員の習熟度をより一層高めていく必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、運用の手法等を研究し、よりスムーズな情報伝達・業務軽減ができないか検討するとともに、各議員の端末操作の習熟度をを高めていく。	議会事務局議事調査課議事調査グループ
② (3) 1	(３) ＡＩ・ＲＰＡの活用の拡充	ＡＩ・ＲＰＡの活用の拡充	行政サービスの更なる質の向上を図るため、AI・RPA の対象業務の拡充など、デジタル技術 を活用した業務の効率化・迅速化に努め、人的資源を注力するべき業務に振り向ける。	導入済みのシナリオの稼働、新規シナリオ作成による業務効率化・迅速化 シナリオ作成：20件（累計）	RPAシナリオ作成研修の実施	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	効果検証	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う職員の一部へ実業務を想定したシナリオ作成研修を行った。なお、これまでのシナリオを作成の累計は15業務で、うち7業務を本格運用している。	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う職員の一部へ実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPA活用の拡充に向けて、これまで主に展開してきた住民情報を取り扱う業務に加え、内部事務の分野へも広げることとし、内部事務に従事する職員を含めたRPA研修の実施等、内部事務でRPAを活用するための準備を整えることができた。また、AI議事録作成支援システムの導入し、225件の利用があり、事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けて、ワーキンググループを設置し、本市に適したシステムの選定や運用ルール等の検討を行った。	対象業務の拡大や業務プロセスの変更等の際には、実務担当職員自らがRPAのシナリオ作成や変更ができるスキルが求められるため、RPAを十分に活用できる人材の育成を図る必要がある。 また、生成AI等新たなデジタル技術の展開による、更なる事務効率化を図る必要がある。	C あまり進まなかった	令和7年度にAI-OCRとRPAが一体化したLGWAN-ASPサービス「スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu」を導入し、RPAを使用可能な端末を増設すること及びDX推進室職員による伴走支援を実施することで、より一層のRPAの拡充を図る。 また、生成AIの展開による更なる事務効率化を図る。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (4) 1	(４) テレワークの推進	テレワークシステムの活用	感染症の拡大時や災害発生時等の業務継続性の確保と、職員の多様で柔軟な働き方を選択できる環境の充実に向け、テレワークシステムを活用する。	柔軟な働き方を選択できる環境の充実	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムを活用したテレワークの試行運用を継続したことにより、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として職員同士の接触の低減を図ることができた。 また、のべ78件のテレワークを実施することができた。	引き続き、テレワークシステムを活用をし、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄与した。	引き続き、テレワークシステムを活用をし、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄与した。 テレワーク実施件数：26件	テレワーク実施が減少傾向にある。	B まずまず進んだ	今後の柔軟かつ多様な働き方を継続するため、いつでも本格実施ができるよう環境の整備を図る必要がある。	政策部DX推進室 総務財政部 総務課人事給与グループ
② (5) 1	(５) ＷＥＢ会議の推進	ＷＥＢ会議システムの活用	非接触型の会議等を推進することで、感染症の感染拡大防止や移動時間の削減を図るとともに、会議等のペーパーレス化を進めるため、WEB 会議システムを積極的に活用する。	オンライン会議による移動時間等の削減 ペーパーレスの推進	ＷＥＢ会議システムの活用	ＷＥＢ会議システムの活用	ＷＥＢ会議システムの活用	ＷＥＢ会議システムの活用	ＷＥＢ会議システムの活用	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることができた。また、Web会議システムを活用したライブ配信等、新たな活用手法を実践した。	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減を図ることができた。また、Web会議システムを活用した動画配信等により、研修や式典等の開催の効率化を図った。	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減を図ることができた。また、Web会議システムを活用した研修等の動画配信を拡充し、時間と場所に捉われない研修等を実施することができた。	Ｗｅｂ会議システムの利用状況等を踏まえ、アカウント数の適正化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	今後も継続してWEB会議システムを運用し、地理的制約を克服して移動時間の削減を図るなど、効率的に会議の開催を継続する。	政策部DX推進室
② (6) 1	(６) 文書等のデジタル化の推進	電子決裁の導入に伴う文書等のデジタル化	電子決裁の導入に伴い、これに係る文書等についてデジタル化を行う。	管理コストの削減	準備	対象文書の選定	対象文書の拡大	継続	継続	導入に向けた道筋を整備 ・電子化を進めると効果に比して事務の負担が大きく増える文書（契約等）等の対象外とする文書の検討 ・文書取扱規定等の関係規定の精査及び見直しの検討 ・実効性を高めるため、文書管理システムだけでなく、併せて電子掲示板、ライブラリ、共有フォルダ等の活用を検討	・電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。電子決裁による処理が適合しない文書等については、電子決裁の対象外とする旨の届出制とし、それ以外は電子文書での処理を基本とした。 ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	総務課への合議等の段階で、紙による文書については指摘し、電子決裁による方法に是正して文書のデジタル化を図った。現在、電子決裁比率は86.30%となっている。引き続き決裁等文書は電子によることを原則として周知し、対象文書の拡大を図る。	電子決裁の例外としている文書以外であっても紙媒体で決裁しているものが見受けられるが、電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの検討及び整理が必要である。	B まずまず進んだ	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの検討及び整理を行う。	総務財政部 総務課法務統計グループ
② (6) 2	(６) 文書等のデジタル化の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充 【再掲】	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議等による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用 電子会議システム利用者拡充	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	幹部職員へ配布したタブレット端末及びを電子会議システムの活用により、業務の効率化とペーパーレス化を図った。また、新たに課長等についても電子会議システムを活用できるよう、取組を拡充した。	幹部職員等へ配布したタブレット端末及びを電子会議システムの活用により、議会、経営会議、指名審査会、その他内部会議で様々利用され、業務の効率化とペーパーレス化を図ることができた。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充や、職員への展開を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	一層の業務効率化やペーパーレス化のため、幹部以外の職員についても、次期グループウェアPCの更新にあわせて持ち運びに適したPC活用の可能性も含めて研究を進める。	政策部DX推進室
② (6) 3	(６) 文書等のデジタル化の推進	議会資料のペーパーレス化	事務の効率化を図るため、議会の会議（本会議・委員会等）において電子会議システムを利用し、会議資料のペーパーレス化を推進していく。	電子会議システムを使用する会議を増加させる。	電子会議システムの活用	継続	継続	継続	継続	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料は、タブレット端末を活用することで、全ての資料をペーパーレス化することができた。これにより、事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料は、タブレット端末を活用することで、全ての資料をペーパーレス化できている。これにより、引き続き事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料に加えて、一部の行政視察や来市視察などにおいても、資料のペーパーレス化を推進することができた。これにより、引き続き事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	今後も各議員の電子会議システムのさらなる活用に向けて、端末操作の習熟度を高める必要がある。また、ペーパーレス化を行う余地がないか検討する必要がある。	A 順調に進んだ	本会議・委員会の資料はもとより、引き続き来市視察や行政視察に関わる資料のペーパーレス化についても推進を図る。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ
② (6) 4	(６) 文書等のデジタル化の推進	介護保険料算定に伴う所得照会の情報連携推進	市外から転入してきた被保険者の介護保険料を算定するにあたり、所得情報が必要となる。所得情報を効率的に取得するため所得照会の情報連携を推進する。	所得照会の情報連携の実現		導入	継続	継続	継続	介護保険料算定に関する所得照会の情報連携に向けて、鈴鹿亀山地区広域連合、DX行革推進室と協議を行った。	令和５年７月より所得照会の情報連携を開始した。 令和５年度照会実績　58件	令和５年７月より所得照会の情報連携を開始し、令和６年度においても情報連携での照会を行った 令和６年度照会実績　53件	特になし	A 順調に進んだ	次年度以降も情報連携を活用していく。	市民文化部 市民課医療年金グループ
② (6) 5	(６) 文書等のデジタル化の推進	河川・都市下水路・調整池等台帳システム運用管理	河川・都市下水路・調整池の管理を適正に行うため、管理すべき水路等の所在の整理。	施設維持管理に係る業務の効率化	河川・都市下水路・調整池等台帳システム運用管理	継続	継続	継続	完了	以前から管理整備されている施設（河川、都市下水路、調整池等）の各台帳を収集、整理し、市が管理する準用河川、普通河川の所在地等の確認を行ったことにより一部、整理が出来た。	以前まで紙媒体（図面）であった台帳により市が管理する準用河川、普通河川の所在地等の確認を行い、GISシステムへの入力を終えた。また、都市下水路及び調整池については、所在地等の確認を行い、概ね、整理が出来た。	河川、調整池についてはGISシステムへの入力は完了し、都市下水路等については大規模施設については整理できたが、小規模な下水路については整理、システムへの入力が未完である。	都市下水路、下水路等については箇所が多く、調査、整理に時間を要している。	B まずまず進んだ	都市下水路、下水路等の所在の調査、整理について引続き推進し、情報の充実を図る。	建設部土木課河川流域グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (6) 6	(６) 文書等のデジタル化の推進	水道施設台帳整備	水道法改正に伴い作成した水道施設台帳を活用し情報の共有化を図り、属人的な情報管理からの脱却を行っていく。 また、工事等により水道施設が変更していくことから、データ更新を継続的に行っていく。	水道施設の図面や写真等の情報を速やかに取得できるよう工事等において変更した水道施設の継続的な更新を行い、情報を共有化し、窓口業務等の効率化を図る。	水道施設台帳のデータ更新	継続	継続	継続	継続	適切に水道施設台帳（管路・施設）を運用していくため、令和３年度に変更があった記載事項について、水道施設のデータ更新作業を行なった。	令和４年度に工事や開発行為等により変更になった水道施設についてデータ更新作業を行った。また、担当者による工事設計時の確認や、民間事業者による埋設状況の確認時等において、各担当者が等しく適切に対応することができた。	令和５年度に工事や開発行為等により変更になった水道施設についてデータ更新作業を行った。また、担当者による工事設計時の確認や、民間事業者による埋設状況の確認時等において、各担当者が等しく適切に対応することができた。	工事や開発行為等により変更になった水道施設は外部委託により適切に更新しており、各担当者による水道管埋設状況等の登録情報の確認もできている。しかし、より効率的に活用できるよう簡易専用水道や貯水槽水道の給水施設等の情報も電子化しておく必要がある。	A 順調に進んだ	水道施設台帳の適切な運用を図るため年１回のデータ更新を継続するとともに、水理計算などシステムの更なる活用を進めるための定期的な操作研修を実施する。	上下水道部 上水道課上水道工務グループ
② (6) 7	(６) 文書等のデジタル化の推進	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集落排水施設の管理を適正に行うため、工事等により変更される下水道管情報を毎年度更新する。	工事等において変更した下水道施設の継続的な更新を行い窓口業務等の効率化を図る。	下水道台帳システム運用管理	継続	継続	継続	継続	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、機器が老朽化したため更新を行った。	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、下水道台帳を市HP上で公開することができたことにより、窓口対応が若干ではあるが削減できた。	下水道台帳を市HP上で公開することができたが、窓口においての下水道台帳の交付事務は若干ではあるが削減できたが、問い合わせ等の事務量が多く他の業務を圧迫している。	A 順調に進んだ	今後も下水道整備区域が拡大されることから、窓口対応や現場確認資料のための更新を行う必要がある。また、窓口における事務量削減のためには、市HP上での下水道台帳のさらなる利用に取り組んでいきたい。	上下水道部 下水道課下水道工務グループ
② (6) 8	(６) 文書等のデジタル化の推進	三重医療安心ネットワークの運用	転院の際の物理データの減少及び情報共有の迅速化を目的とし、三重県内の医療機関とシステム上（ID-LINK）で患者データを共有する。	県内医療機関における安心・安全かつ切れ目のない医療提供体制の充実	三重医療安心ネットワークの運用	継続	継続	継続	継続	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を整備した。	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を継続している。	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を継続している。	データ開示は実用性に欠けるため、他医療機関が開示した情報を費用負担なしで閲覧可能となる閲覧病院として更新継続していく必要がある。	B まずまず進んだ	他医療機関が開示した情報を閲覧できるよう引き続き更新する。	地域医療部 地域医療課 地域連携グループ
② (7) 1	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	内部情報系システムの運用	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 （統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、グループウェアパソコン）	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部情報システム更新準備 機器及びシステムの管理	統合型内部情報システム更新 機器及びシステムの管理	統合型地理情報システム更新 内部情報ネットワーク更新検討 機器及びシステムの管理	グループウェアパソコン更新 機器及びシステムの管理	プリンター制御システム更新 機器及びシステムの管理	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができ、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、制度改正等に伴うシステム改修等を円滑に実施し、適切な事務運用を継続することができた。	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができた。また、統合型内部情報システムの更新について、円滑に実施することができたほか、当該更新にあわせて、同システム内の文書管理システムに電子決裁を導入し、運用を開始した。こうした取組により、一層の行政事務の効率化・迅速化を図ることができた。	内部情報系システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、人事給与システム、統合型地理情報システム及び内部情報系ネットワーク機器等の更新について、円滑に実施し、システムの機能拡充やネットワークの安定化につなげることができた。加えて、AI議事録作成支援システムの導入により、更なる事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けた環境整備が整った。	行政事務の効率化・迅速化に継続して取り組むため、引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施する必要がある。また、生成AI等新たなデジタル技術の展開による、更なる事務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施するほか、生成AIの全庁展開により、更なる事務効率化を図り、人的資源を注力するべき業務に振り向ける。	政策部DX推進室
② (7) 2	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	職員コミュニケーションのデジタル化	職員間のリアルタイムな情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図るため、職員コミュニケーションのデジタル化を進める。	職員間コミュニケーションのデジタル化による迅速な意思決定と業務効率化	ビジネスチャットツールの試行導入	ビジネスチャットツールの導入	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	前年度に引き続き、ビジネスチャットツールの試行運用を実施し、令和４年9月から12月の使用状況調査において、登録者約400人のメッセージのやり取りは、累計約25,000件あり、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化を図ることができた。	ビジネスチャットツールの本格運用を開始し、令和５年度第4四半期の登録者約400人のメッセージのやり取りは、月平均約6,500件あり、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化に寄与した。また、同ツールは他の自治体でも多く活用されており、一部の事務においては、自治体間のコミュニケーションが活性化した。	ビジネスチャットツールの令和6年度第4四半期の登録者約400人のメッセージのやり取りは、月平均約9,890件あり、昨年度同時期より、約3,000件以上増加し、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化を図ることができた。また、同ツールは他の自治体でも多く活用されており、一部の事務においては、自治体間のコミュニケーションが活性化した。 令和7年1月： 9,835件 2月： 9,582件 3月：10,254件	引続き、ビジネスチャットツール活用を継続し、コミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引続き、ビジネスチャットツールの維持管理に努め、当該ツールの活用により、コミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図る。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 3	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	例規集等管理システムの運用	例規執務業務を総合的にサポートし、業務の効率化を図る。 条例等の改正に伴うデータ修正などを行うとともに、システムの維持管理を行う。	条例等の改正に伴う的確なデータ修正の実施	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。（令和5年度データ修正数：1,744頁）	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。（令和6年度データ修正数：1,552頁）	引き続き、システムの維持管理に努め、例規に関する業務の効率化を図る必要がある	A 順調に進んだ	システムの維持管理に努め、的確なデータ修正を実施し、例規に関する業務の効率化を図る。	政策部DX推進室
② (7) 4	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	CADシステムの運用	設計・製図業務の効率化や正確さの向上に資するCADシステムの安定稼働を図る。	システムを安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの更新及び管理	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	引き続き、システムの安定稼働を図るため、機器及びシステムの管理、保守が必要である。また、システム機器賃貸借契約の期限が到来するため、更新する必要がある。	A 順調に進んだ	CADシステムの保守・管理を継続し、安定稼働を図るほか、システム機器賃貸借契約を延長し、引き続き、設計・製図業務の効率化を図る。	政策部DX推進室
② (7) 5	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	工事積算システムの運用	積算業務の効率化、積算ミスの防止に資する工事積算システムの安定稼働を図る。	工事積算システムの活用による積算業務の効率化と積算ミスの防止	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理 R8.9現行協定終了	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	引き続き、工事積算システムの活用による、積算業務の効率化と積算ミスの防止を図る必要がある。	A 順調に進んだ	「三重県自治体共同積算システム」に係る協定基づき、工事積算システムの活用を継続する。 令和8年度に現行協定が終了するため、次期協定に向けて三重県と調整等を行う。	政策部DX推進室
② (7) 6	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県と県内市町間の連携を強化し行政におけるＤＸと社会全体のＤＸの推進を図るため設置された、三重県・市町ＤＸ推進協議会へ継続して参画する。	課題の共有やデジタルサービス・ツール等の共同調達・運用、人材育成等、県・市町の連携強化	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会に参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決に向け、共通の認識を持つことができた。また、共同調達として一部のツールを効率的に導入できた。	三重県・市町DX推進協議会やワーキンググループに参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決の検討を行った結果、本市では、共同調達としてビジネスチャットツール等を効率的に導入できたほか、オープンデータサイトのリニューアルを実施できた。	三重県・市町DX推進協議会やワーキンググループに参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決の検討を行った結果、共同調達としてAI議事録作成支援システムを効率的に調達することができた	三重県及び県内市町共通のデジタル関連施策の課題解決や情報共有、情報システム等の共同利用のため、引き続き協議会に参画する必要がある。	A 順調に進んだ	三重県及び県内市町共通のデジタル関連施策の課題解決や情報共有、情報システム等の共同利用のため、引き続き協議会に参画する。	政策部DX推進室
② (7) 7	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルアドバイザリ委員会の設置	デジタル技術を積極的に活用し、スマート自治体への転換を図り、一人ひとりのニーズに合った「利用者中心の行政サービス」につなげるため、デジタルアドバイザリ委員会を設置する。	アドバイザリ委員からの助言による行政DXの推進	デジタルアドバイザリ委員会の設置検討	要綱改正 デジタルアドバイザリ委員会の設置 助言による行政DXの推進	アドバイザリ委員からの助言による行政DXの推進	アドバイザリ委員からの助言による行政DXの推進	アドバイザリ委員からの助言による行政DXの推進 委員改編	ICT利活用アドバイザリ委員会の後継組織として、デジタルアドバイザリ委員会を行政DX推進計画に位置づけ、設置に向けた検討を行った。	ICT利活用アドバイザリ委員会の後継組織として、デジタルアドバイザリ委員候補者の検討を行い、一部の候補者や推薦組織と委員委嘱に向けた調整を行ったほか、委員会要綱の改正を行った。	デジタルアドバイザリ委員会を開催し、行政DX推進計画実施計画の実績を報告したほか、令和6年度の主な取組（生成AIの活用、電子行政情報セキュリティポリシーの改定、地方公共団体情報システム標準化、行政手続のオンライン化）について今後参考となる助言を得ることができた。	次期行政DX推進計画策定及び電子行政情報セキュリティポリシー改定に向けて、引き続き、デジタルアドバイザリ委員からの助言を参考にする必要がある。	A 順調に進んだ	デジタルアドバイザリ委員からの助言を参考にしつつ、次期行政DX推進計画策定及び電子行政情報セキュリティポリシー改定に向けた準備作業を進める。	政策部DX推進室
② (7) 8	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に利活用することができる人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施することにより、職員のデジタルリテラシーの向上を図った。	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や動画配信によるアプリケーションの操作研修のほか、RPAシナリオ作成研修を実施し、職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。（研修動画配信の視聴数184件）	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や、情報処理技術者試験合格に向けたデジタル人材育成研修等を実施した。また、動画配信によるシステム操作研修、セキュリティ研修を実施したことで職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。 実績（延べ人数） 【ｅラーニング合計】 33人 【ｅラーニング以外合計】 328人 うち（【セキュリティ研修合計】 65人） 【研修合計】 361人	引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る必要がある。	A 順調に進んだ	デジタル技術の知識及び技能の習得が必然となりつつある中、引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 9	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	電子決裁の導入	文書管理システムにおいて管理する文書について、同システムを利用して電子的に決裁し、又は収受供覧を行う。	決裁等に要する時間の削減	準備	導入	検証	継続	継続	現行の手続を踏襲しつつ、電子決裁とするメリットを生かすため、手続の細部までブラッシュアップした上で、導入に向けた計画を作成した。 時期については、文書管理システムのバージョンアップを控えており、旧バージョンでは差し障りがある取扱いが散見されたことから、新バージョンへのアップデートに合わせた導入とした。	文書管理システムの既設機能を活用し、同システムで管理する文書について、電子的に決裁し、収受供覧を行う仕組みとした。 ・紙媒体の決裁が一部削減され、電子上での処理により決裁等に要する時間の削減につながった。また、決裁状況、文書の所在等が電子上で即時に確認でき、迅速な意思形成等に寄与した。	電子決裁については、システム上で決裁の所在がわかる、印刷に要する時間が不要である等の利点から決裁時間の削減に寄与している。実際の事務処理時間の削減量については、職員の業務時間から決裁に要する時間を特定・把握する必要があり、調査手法を検討している。	職員の業務時間から決裁に要する時間を特定・把握する必要があり、調査手法を検討しているが、決裁に要する時間を特定することが非常に困難である。	B まずまず進んだ	決裁に要する時間を特定・把握する必要があるため、引き続き調査手法を検討する。	総務財政部 総務課法務統計グループ
② (7) 10	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	国民健康保険資格適正管理事業	国民健康保険の加入及び脱退の資格情報を三重県国民健康保険団体連合会が管理する国保情報集約システムに自動で連携できるよう、自庁システムの改修を行う。	資格の適切な管理	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	令和6年３月から次期国保情報集約システムへ移行されるため、その仕様及び様式に基づいた国保資格情報の自動連携に向けて、ベンダーと国保連合からの情報収集に努めた。	令和6年３月から次期国保情報集約システムへ移行し、その仕様及び様式に基づいた国保資格情報の自動連携についての情報収集を行った。	令和6年3月から移行した次期集約システムの運用において、定期的なシステムのエラーの有無の確認を行った。	次期集約システムへの移行は問題なく完了したが、集約システムと総合住民情報システム間の情報連携は手動による作業であり、他市のように自動連係を導入することが望ましいが、システム改修に伴う費用が多額に発生することから実現には至っていない。	C あまり進まなかった	更なる作業効率化を目標に、集約システムと総合住民情報システムの自動連係の導入を検討していく。	市民文化部 市民課国民健康保険グループ
② (7) 11	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	預貯金照会業務の電子化（pipitLINQ）	現在郵送にて実施している金融機関への滞納者の預貯金照会業務をＬＧ-ＷＡＮ回線を利用して、電子的に実施することで、調査・回答期間の短縮、業務の効率化を図ります。	回答期間30日程が2日程に短縮、郵送業務等に費やす時間が30%程短縮	新規	拡充（調査可能な金融機関の追加）	拡充（調査可能な金融機関の追加）	拡充（調査可能な金融機関の追加）	拡充（調査可能な金融機関の追加）	金融機関に預貯金照会を依頼して回答を得るまでに長時間を要し、効率的ではなかった。導入後、2日程度での回答になり調査・回答期間の短縮、郵送業務等に費やす時間の軽減になった。 調査件数：935件	電子照会での預金照会導入後、2～3日程度で回答を受領することが可能となり、業務の効率化、郵送業務等のに要する時間、費用の削減となった。 5年度調査実績：780件 【使用金融機関】 百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行等	電子照会で預貯金調査を行うことで、数日で回答を受領でき、業務の効率化を図れると共に郵送に係る事務時間並びに郵送料の削減につながった。 ６年度調査実績：461件 【依頼金融機関】 百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行、鈴鹿農業協同組合等	多くの金融機関では電子照会が可能であるが、一部の金融機関では行えず、郵送での照会も実施している。	A 順調に進んだ	引き続き、各金融機関の電子照会の導入状況を注視し、電子での照会を進めていく。	総務財政部 税務課収納対策グループ
② (7) 12	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	口座振替データ授受のデジタル化推進	口座振替データを安全かつ効率的に授受するため、指定金融機関に委託して、一括でデータを伝送し、指定金融機関が各収納代理金融機関とデータの授受を行う。振替結果についても指定金融機関が各収納代理金融機関の口座振替データを集約し、口座振替結果データを会計課パソコンに一括送信する。	事務の効率化	2024年1月にISDN回線のサポートが終了するため、その後の取扱いについての検討	データ伝送の回線変更	継続	継続	継続	口座振替及び口座振込のデータ伝送の際に使用しているISDN回線が、2024年1月に廃止されることに伴い、個人情報の流出など安全面を重視し、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORTの方式でデータ授受を行うことができるよう、各金融機関へ聞き取り、予算化へ反映させた。	各金融機関とのデータ伝送について、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORT方式への切替を事前テストのうえ2024年1月までに切替え、安全にデータ授受ができたことを確認した。	各金融機関とのデータ伝送について、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORT方式により、安全にデータ授受を行うことができた。	AnserDATAPORTの方式へ変更後、各金融機関の月額利用料の負担額が高額である。今後、金融機関によっては、利用料の値上げも考えられる。	A 順調に進んだ	市税等の収納や支払に支障が出ないよう今後も引き続き金融機関等と連携のうえ、個人情報の安全性を確保し、適切にデータ授受を行う。	会計課出納グループ
② (7) 13	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	公共料金の支払い事務のデジタル化推進	公共料金の支払いについて、会計事務の効率化を図るため、各課の公共料金の明細データを財務会計システムに取り込み、一つの部署で一括起票して支払う。	事務の効率化	令和５年の財務会計システムの更新と合わせて導入できるように、関係課、業者と協議	開始	継続	継続	継続	各種公共料金の件数等を把握し予算化に反映させるため、令和４年８月１月分の公共料金について、種別、件数、金額等の洗い出しを行い、令和５年度からの実施に向けたスケジュールを確率した。	各種公共料金の口座引き落としのためのデータ登録を行い、財務会計システムや公共料金明細データを受け取るための設定を行った。会計課にて公共料金のデータを抽出し、財務課契約管財Gにて財務会計システムから一括起票し支払を行い、光熱水費及び通信運搬費の口座振替による支払を開始した。	各種公共料金の口座引き落としを令和５年度から開始し、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。 R6年度実績（１か月平均） 取り込み明細件数（≒納付書枚数） 350件分を公共料金口座振替分伝票（財務課一括起票分）20枚に削減して処理 （内訳：電話料金130件、上下水道料金110件、電気料金110件）	各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行った。しかしながら、エラーが出る場合があるため、引き続き周知に努める必要がある。	A 順調に進んだ	サービス導入後の新規契約や解約、機構改革等について、関係部署と連携を図りながら対応し、各所属の事務負担の軽減及び支出命令書と納付書等の書類整理にかかる事務の負担軽減を目指す。	会計課出納グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 14	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	建築積算システムの導入	物価スライドや週休二日制への対応など、複雑化する積算業務の合理化・省力化を行う。また、積算業務のテレワーク対応化も可能になる。	積算業務の効率化	検討、調整	導入	継続	継続	継続	建築積算システムの導入に向けて、複数社の積算システムの試験導入、見積り徴収を行ったが、週休二日制やR5年度に行われる国土交通省の共通費積算基準の改正に対応しているシステムが見つからなかったため、R5年度での導入を見送った。	三重県ほか積算システムを導入しているすべての市で利用されている「RIBC２」が週休２日及び積算基準改正に対応していることがわかり、近隣市である伊賀市及び鈴鹿市に聞き取りを行い、導入の流れを確認した。	近隣市への聞き取りをもとに、「RIBC2」導入に必要な単価等二次データの購入回数の整理を行った。令和７年度より導入することが決定された。	積算にかかる計算式がシステム化（ブラックボックス化）されることにより、積算基準への理解が希薄化する恐れがあるため、研修等で補う必要がある。	A 順調に進んだ	適切な研修等で積算基準への理解度は維持しつつ、引き続き運用を行う。また、利用状況により、契約ライセンス数を見直していく。	建設部建築住宅課住まい推進グループ
② (7) 15	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	企業会計システム運用管理事業（下水道）	経理事務を効率的に行うため、企業会計システムの適切な運用・維持管理を行う。	適正な事務処理及び安定的な運用	企業会計システム運用管理	継続	継続	継続	継続	農業集落排水事業の企業会計化に伴い、令和３年度に更新した企業会計システムを適切に運用・維持管理し、効率的に経理事務を行うことができた。	インボイス制度に伴うシステム更新、また今まで自庁管理していた企業会計システムをクラウド化することにより、適切な運用・維持管理を行うことができ、より効率的な経理事務を行うことができた。	令和5年度に企業会計システムをクラウド化したことにより、管理業者との安全で迅速な対応ができるようになったため、適切な運用・維持管理を行うこうとができた。	企業会計システムを取り扱う担当者が簿記の事務に精通している職員に偏り、事務担当者が固定している。	A 順調に進んだ	なるべく多くの職員が企業会計に携わり、事務担当者が固定しないように努める。	上下水道部下水道課下水道管理グループ
② (7) 16	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	救急出動の記録データベース化による業務効率の向上	救急出動の記録をデータベース化することで、救急出動報告書の作成、各種統計・調査及びデータ抽出をデジタル化し、業務の効率化・迅速化を図る。	救急業務の効率化	救急出動記録データベースの運用	継続	継続	継続	継続	年間２０００件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急出動報告書の作成をはじめ、統計事務、各種調査などを円滑に処理することができた。	年間2000件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急統計などの各種事務処理を円滑に処理することができた。 また、本市、津市及び鈴鹿市により令和8年度に予定されている消防指令センターの共同運用開始に伴い、現行システムから新システムへ移行することが決定された。	年間2500件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急統計などの各種事務処理を円滑に処理することができた。	消防指令センターの共同運用開始に伴い、新たな救急管理システムを導入するにあたり、現行システムの機能性を確保するための協議が必要となる。	A 順調に進んだ	消防指令センターの共同運用開始に向けて、令和5年度に設置されたOA分科会において、引き続き、新システムの詳細な検討を進める。	消防本部消防総務課消防救急グループ
② (7) 17	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	防火対象物・危険物施設データベース化による業務効率の向上	防火対象物・危険物施設のデータをデータベース化し、統計、検索及び各種様式作成等の作業を行えるシステムを使用することで、事務の効率化・迅速化を図る。	予防業務の効率化	防火対象物・危険物施設データベースの運用	継続	継続	継続	継続	危険物施設管理システムについては、データベースが完成しており、各種統計、調査等で業務の迅速化が図れている。防火対象物管理システムについては、一部未入力施設があるものの報告書等で業務の円滑化に貢献している。	危険物施設管理システムは、データベースが完成しており、各種統計、調査等で業務の迅速化が図れている。防火対象物管理システムについては、一部未入力施設があるものの、査察に伴う報告事務等において業務の円滑化が図られている。	防火対象物管理システムについもデータベースが完成し、危険物施設管理システムとともに、査察に伴う報告事務や各種統計、調査等において活用することで、業務の迅速化が図られている。	消防指令業務の共同運用開始に伴い、防火対象物・危険物施設の管理システムとして、新たに「富士通ゼネラル消防OAシステム」が導入される。	A 順調に進んだ	新システムの円滑な導入に向けて、データベースの移行や各様式の登録事務、操作方法の確認等を着実に進めていく。	消防本部予防課予防グループ
② (7) 18	(７) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	病院総合情報システム更新事業	病院総合情報システムの更新により、システムの安定的稼働を確保し、医療業務の円滑化と患者サービスの向上を図る。	窓口業務に支障を来すようなシステム障害件数　0件	業者選定、契約、システム移行作業	システム移行作業、システム稼働	継続	継続	継続	令和5年10月の新システム稼働に向け、現行システムの課題等を洗い出すとともに、各部署等と協議・検討を重ね仕様書を作成し、令和5年1月に業者を選定、同年2月に新システムの購入契約を締結した。また、契約締結後は、業者と連絡・調整を密にし、機器の搬入及びシステムの構築等の準備を進めた。	前年度から引き続き業者及び関係部署と連携を密にし、更新作業を行った結果、計画どおり令和5年10月に新システムを稼働させることができた。	ベンダーと連携を図りながらシステムを安定的に稼働させ、診療報酬改定に伴う対応についても適切に行えたことで、患者サービスの向上が図れた	診療報酬改定に伴う作業について円滑に進めることができ、病院総合情報システムの安定的な稼働について達成できた。	A 順調に進んだ	引き続き、ベンダーと密に連携を取り合い、病院総合情報システムの安定的な稼働を確保する。また、上記と並行して、令和8年度の診療報酬改定に向けた対応もベンダーと連携し取り組んでいく。	地域医療部病院総務課医事グループ
② (8) 1	(８) クラウド化の推進	自治体クラウドの運用	システム導入時における費用負担の軽減や導入時間の短縮に資するとともに、保有する情報を 守り、業務を継続するため、クラウド・バイ・デフォルトの原則に基づき、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、一部のシステムについては、他自治体と情報システムの共同利用を行う自治体クラウドの運用を継続する。	自治体クラウドの運用によるサポート体制の強化とシステム運用コストの削減	自治体クラウドの運用延長に係る協定の締結	自治体クラウドの運用	自治体クラウドの運用	地方公共団体システム標準化対応		本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」を延長する協定を締結し、引き続き共同運用することにより、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」に基づき、引き続き共同運用を実施し、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」に基づき、引き続き共同運用を実施し、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	サポート体制の強化や運用コストの削減を図るため、総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する必要がある。	A 順調に進んだ	総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する。また、地方公共団体情報システム標準化後も自治体クラウドのメリットを活かせるようベンダーと協議を進める。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (8) 2	(８) クラウド化の推進	図書館情報システムの運用 【再掲】	図書館利用者が、図書館情報システムのweb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる。 （令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している）	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書の利用を促進する。	図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。 資料の他館取り寄せに関するパスファインダーを作成した。	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。 資料の他館取り寄せに関するパスファインダーを作成した。	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	web機能の利便性は高いものの、認知度又は認知していても実施までのハードルがありが依然として低く、一部の利用者に限られている。特に高齢者や非デジタル層へのアプローチに工夫が求められる。	A 順調に進んだ	さらなる利用促進を図るため、web予約や検索機能のアンケートを実施しサービスの周知を図る。特に館内掲示、講座の開催、図書館職員による個別案内等を通じて認知度の向上を図り、利用者全体の利便性を高める	教育委員会事務局図書館
② (8) 3	(８) クラウド化の推進	住民情報系システムの運用 【再掲】	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。（総合住民情報システム、総合保健福祉システム）	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情報システム更新 機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理 システム標準化の実施	機器及びシステムの管理	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、安定してシステムを稼働させることができたほか、総合住民情報システム更新等により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、システムを安定稼働させ、住民サービスの維持及び充実を図ることができたほか、令和７年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するため、標準仕様と現行システムとの比較分析（フィット＆ギャップ分析）を行うなど、準備作業を進めることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより住民サービスの維持及び充実を図った。また、地方公共団体情報システム標準化については、標準準拠システムへの安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部システムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めたほか、令和７年度に移行を予定しているシステムについては、円滑かつ安全に移行するための環境を整えることができた。	情報システム標準化について、令和6年度に実施した準備作業を踏まえ、令和7年度に標準準拠システムに移行を予定しているシステムについては、引き続き、システム保守委託業者及び担当課との詳細な調整を図る必要がある。また、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定している特定移行支援システムについても、移行に向けた環境整備を進める必要がある。	B まずまず進んだ	引続き、住民情報系システムの監視や保守を適切に実施する。また、情報システム標準化について、システム保守委託業者や担当課との調整を綿密かつ円滑に行い、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ円滑かつ安全に移行するほか、特定移行支援システムとして令和8年度以降に情報システム標準化に対応するシステムについて、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行するための環境整備を進める。	政策部DX推進室
② (8) 4	(８) クラウド化の推進	内部情報系システムの運用 【再掲】	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 （統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、グループウェアパソコン）	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部情報システム更新準備 機器及びシステムの管理	統合型内部情報システム更新 機器及びシステムの管理	統合型地理情報システム更新 内部情報ネットワーク更新検討 機器及びシステムの管理	グループウェアパソコン更新 機器及びシステムの管理	プリンター制御システム更新 機器及びシステムの管理	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができ、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、制度改正等に伴うシステム改修等を円滑に実施し、適切な事務運用を継続することができた。	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができた。また、統合型内部情報システムの更新について、円滑に実施することができたほか、当該更新にあわせて、同システム内の文書管理システムに電子決裁を導入し、運用を開始した。こうした取組により、一層の行政事務の効率化・迅速化を図ることができた。	内部情報系システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、人事給与システム、統合型地理情報システム及び内部情報系ネットワーク機器等の更新について、円滑に実施し、システムの機能拡充やネットワークの安定化につなげることができた。加えて、AI議事録作成支援システムの導入により、更なる事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けた環境整備が整った。	行政事務の効率化・迅速化に継続して取り組むため、引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施する必要がある。また、生成AI等新たなデジタル技術の展開による、更なる事務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施するほか、生成AIの全庁展開により、更なる事務効率化を図り、人的資源を注力するべき業務に振り向ける。	政策部DX推進室
② (9) 1	(９) データ活用の推進	行政情報オープンデータ化の推進	市が保有する公共データは、市民共有の財産であるとの認識に立ち、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、市民や地域、事業者が、公共データを活用して新たな事業創造や課題解決ができるよう、個人情報の保護を念頭に置きつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づき、オープンデータ化を拡充します。	国が推奨するデータセットの拡充	オープンデータ化を拡充の検討	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	住居番号と土地の地番の対照表のデータを最新のものに更新したほか、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」のうちオープンデータ一覧のオープンデータ化を実施した。	三重県設置のデータ活用推進ワーキンググループに参画し、オープンデータの項目や公開方法の検討等を行い、本市のオープンデータを拡充したほか、本市のオープンデータサイトを多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトへ移設し、利用者の利便性向上を図ることができた。	多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用し、利用者の利便性向上を図った。また、データの棚卸を実施するとともに、新たにバス情報、小中学校通学区域を新たに公開した。 公開件数 カタログサイト：80件 フォトギャラリー：29件	引き続き、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」をはじめとするオープンデータの拡充を図る必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用を継続するとともに、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」をはじめとするオープンデータの拡充を図る。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (9) 2	(９) データ活用の推進	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、整備費用の縮減、市町と県との情報共有、住民サービスの向上、定期的な地図更新等を推進する。県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	共有デジタル地図の活用	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	第４期共有デジタル地図更新事業の開始に向けて、共有デジタル地図整備運営検討委員会に参画し、地図の整備等に係る情報共有を図ることができた。	第４期共有デジタル地図更新事業について、共有デジタル地図整備運営検討委員会等に参画し、地図の整備等に係る情報等を収集し、庁内共有を図ることができた。	第４期共有デジタル地図更新事業について、共有デジタル地図整備運営検討委員会等に参画し、地図の整備等に係る情報等を収集し、庁内共有を図ることができた。また、第5期共有デジタル地図共同整備に係る検討を開始した。	第４期共有デジタル地図整備事業に係る動向を注視し、庁内関係部署との情報共有を図る必要がる。	A 順調に進んだ	第４期共有デジタル地図更新及び第5期共有デジタル地図整備の検討に向け、引き続き共有デジタル地図共同整備運営検討委員会及び関連する技術部会へ参画する。	政策部DX推進室
② (9) 3	(９) データ活用の推進	データ分析に基づく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、健康寿命の延伸を図るため、KDB（国保データベース）システム等のデータを活用した健康課題の分析、支援対象者の抽出を行う。 （R5年度～主要事業予定）	KDBデータを活用した効率的かつ効果的な保健事業の実施	準備	関係部署間でのデータの活用（地域の健康課題の把握や支援対象者抽出）	継続	継続	継続	R5年度開始の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」にむけて、関係部署の担当者でKDBデータを活用した健康課題を分析するために協議を行った。また、担当者を対象としたKDBデータ活用の勉強会を開催した。	KDBデータを活用し、健康状態不明者などの抽出を行い、60人のハイリスク者への個別指導を実施した。更に次年度以降のデータ活用について関係者間で勉強会やワーキングを開催し、より効果的に地域での健康づくりに役立てるため、町別単位からまちづくり協議会単位でデータを抽出できるように仕様の変更を行った。	今年度からKDBデータがまちづくり協議会単位で閲覧できるようになったことから、一体的実施の関係部署間で情報を共有し、データを活用した保健事業を実施した。また、より効果的にデータの活用を図るため、国保連合会から講師を招き、勉強会を開催した。	特になし	A 順調に進んだ	次年度以降も勉強会を開催し、各関係部署がデータを活用した取組みを進めていく。	市民文化部 市民課医療年金グループ
② (9) 4	(９) データ活用の推進	障害福祉サービスデータベースへの接続・運用	障害福祉関係データの有効活用により効果的・効率的な制度運用等に資するため、令和５年度から運用が開始される障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とするためシステム改修を行い、運用していく。	厚生労働省との円滑なデータのやりとり	システム改修（委託契約、改修作業、稼働）	運用	運用	運用	運用	障害福祉業務に係るシステム（MCWELL）を改修して障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とすることで障害福祉関係データの有効活用による効果的・効率的な運用を図った。	障害福祉業務に係るシステム（MCWEL）を改修して制度改正に対応し、円滑なサービス支給、及び支払事務の運用を図った。	障害福祉業務に係るシステム（MCWEL）を改修して制度改正に対応し、円滑なサービス支給、及び支払事務の運用を図った。	特になし	A 順調に進んだ	制度等の状況に応じて、改修等の対応を継続して行う。	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ
② (10) 1	(10) 庁内無線LANの拡充	庁内無線LANの拡充	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線 LAN化を拡充する。	庁内無線LAN環境の拡充による効率的な働き方の実施	庁内無線LAN環境の調査・検討	庁内無線LAN環境の拡充	庁内無線LAN環境の拡充			本庁舎３階及び西庁舎３階会議室に構築した庁内無線LANの活用により、ペーパーレス化を推進したほか、新型コロナウイルス感染症対策として実施した会議室での分散勤務を円滑に実施できた。	内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線 LAN化を本庁２階及び総合保健福祉センターへ拡充し、効率的な働き方の環境整備につなげることができたほか、ネットワークループ等の削減を図った。	内部事務用の無線LANについて、無線ネットワーク管理システムを活用して、適切なシステム管理を行い、安定して運用することができた。	WindowsUpdate等により、回線が圧迫されることがあるため、配信スケジュールについて適切に管理するなど、安定運用に向けた方策を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	庁内無線LANの維持管理に努め、引き続き、ペーパーレス化のほか、新庁舎整備を踏まえた柔軟かつ効率的な働き方を推進する。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (11) 1	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	GIGAスクール構想推進事業	令和の日本型教育が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、国が示したロードマップに沿った環境の整備を行うとともに、教員のICTを使った授業の指導力向上を図り、子どもたちの情報活用能力を育成する。	ICT機器の活用を学習の成果につなげる	GIGAスクール構想推進事業の継続実施	継続	継続	継続	継続	・R4年8月サーバ機器の更新 ・管理職・非常勤講師等用iPadを73台追加購入 ・端末活用のための研修会の開催 ・Wifi環境が整っていない家庭へのモバイルWiFiルーター端末の貸与1台	・パソコン教室関連機器及び職員共有パソコン賃貸借（R元.9月～R6. 8月） ・校務用サーバ等関連機器賃貸借（R4.9月～R9.8月） ・タブレット方PCの更新（教員用）50台 ・ロイロノートの更新（R5.4月～R6.3月） ・情報通信技術支援員の配置（1人） ・情報教育研修会の開始ア（教員対象） ・指導者用端末を更新し、校務用サーバサーバの更新整備を行うことで、学校における情報教育環境を整備できた。 ・児童生徒のタブレット端末の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。（R4年間17回→R5年間53回） ・ICT活用や情報教育について研修会を行うことで教員のICT活用能力が向上し、わかりやすい授業づくりを行うことができた。（学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますかという問いに対して「役に立つ」と答えた児童生徒の割合（小学校R4 68.8%→R5 74.9% 中学校R4 68.2%→R5 70.1%）	・パソコン教室関連機器及び職員共有パソコン賃貸借 （R元.9月～R6.8月） ・校務用サーバ等関連機器賃貸借 （R4.9月～R9.8月） ・ロイロノートの更新 （R6.4月～R7.3月） ・フィルタリングソフト購入 （R6.4月～R8.3月） ・情報機器の保守、管理 ・情報通信技術支援員の配置 （R6.4月～R8.3月） ・情報教育研修会の開催(教員対象) ・先進校視察、研究会等への参加 ・児童生徒のタブレット端末の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。（R年間R5年間53回→R6年間143回） ・ICT活用や情報教育について研修会を行うことで教員のICT活用能力が向上し、わかりやすい授業づくりを行うことができた。（画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる90.2%）	文部科学省が作成したGIGAスクール構想の実現に向け、環境整備を行うとともに、子どもたちの情報活用能力を育成する必要がある。	A 順調に進んだ	文部科学省が作成したGIGAスクール構想の実現に向け、環境整備を行うとともに、子どもたちの情報活用能力を育成する必要がある。	教育委員会事務局学校教育課 教育研究グループ
② (11) 2	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	デジタル教科書の導入と活用	文部科学省では、2024年度の教科書改訂を契機として、デジタル教科書の本格的導入を目指している。現在は、その実証実験として、市内児童生徒を対象に無償配布が始まっている。本格導入に向けた態勢づくりが求められている。	デジタル教科書効果的活用	実証実験	実証実験 導入検討	導入予定	継続	継続	・小学校（8校）５・６年生児童において、外国語活動のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（7校）５・６年と小学校（1校）全学年児童において、算数科のデジタル教科書を活用した。	・市内全小学校（11校）５・６年生児童において、外国語科のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（６校）５・６年児童の算数科、中学校（1校）全学年生徒の数学科において、デジタル教科書を活用した。	・市内全小学校（11校）５・６年生児童において、外国語科のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（６校）５・６年児童の算数科、中学校（1校）全学年生徒の数学科において、デジタル教科書を活用した。	デジタル教科書の活用方法について、引き続き研究を進めていく必要がある。	A 順調に進んだ	外国語科（英語）は、小学校５・６年児童、中学校全学年生徒に導入されたため、児童生徒の多様な学び方に向けた効果的な指導方法を指導・助言していく。	教育委員会事務局学校教育課教育支援グループ
② (11) 3	(11) 学校・保育現場等のデジタル化	校務支援システム事業	統合型校務支援システムを活用し、教職員の業務の軽減と効率化を図ることにより、教職員が児童生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保する	教職員の時間外勤務の縮減 ※初年度は研修・習熟期間のため目標時間の設定なし	システムの導入と設定 職員研修実施・試験的な運用開始	継続	継続	継続	継続	令和5年1月よりシステムの試行を開始するとともに、本格実施に向け、各校にて基礎情報の登録作業等を行った。 　また、システム導入に係る研修を3回、システム活用に係る研修を14回（各校1回）実施した。研修会では様々な機能の説明とその活用方法について研修を深め、実際の活用に向けて必要な準備を進めることができた。	令和5年4月より本格的にシステムの活用を実施した。各校の教職員がシステムに慣れ、有効的に活用するために研修会を年間6回実施した。また、年間3回（各学期末ごと）システム活用に関するアンケートをとり、成果と課題を把握した。 　全教職員が「出退勤時刻」をシステム内で打刻することで、各教職員の在校時間を把握することができた。	各校職員が、システム内の様々な機能を活用するようになった。「掲示板」機能を活用することで、職員打合せの実施回数や実施時間の減少につながった。打合せ実施回数は令和3年度比で年間約20回削減された。また、 「メッセージ」機能を活用する職員が増えたことで、他校や教育委員会の職員との提出物等のやりとりに対する時間削減につながった。	校務支援システムの活用について、転入者や新規採用者等、初めて活用する教職員にも確実に周知し、「掲示板」の確認や「メッセージ」機能の活用について習慣化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、校務支援システムを活用し、教職員の業務の軽減と効率化を図る。	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ
② (12) 1	(12) 情報セキュリティ対策の強化	EDRの導入	端末の処理を常時監視して不審な挙動をいち早く検知し、記録を取って管理者に通報する仕組であるEDR（Endpoint Detection and Response）を導入し、サイバー攻撃を阻止するだけでなく、内部に侵入された場合を想定し、迅速な対応によって被害の拡大を防ぐ。	高度なサイバー攻撃への対策の実施	EDR試行導入	EDR導入	EDR運用管理	EDR運用管理	EDR運用管理	令和５年度本格導入に向けてEDRの情報収集に努めたほか、一部の端末へ試験的に導入し、EDRソフトの挙動等を確認する運用テストを実施した。	高度化するサイバー攻撃等に対応するため、職員が使用するグルーウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行うEDRの本格運用を開始することができた。	EDRについて安定して運用することができた結果、不正プログラム等の検出は0件であった。一方で、今年度はフィッシング画面が表示されるなどの事象が2件あったが、SOC（セキュリティオペレーションセンター）と連携し、適切に対処することができた。	引き続き、EDRの運用により、職員が使用するグルーウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行い、高度化するサイバー攻撃等に対応する必要がある。	A 順調に進んだ	EDRの運用により、職員が使用するグルーウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行い、高度化するサイバー攻撃等に対応する。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (12) 2	(12) 情報セキュリティ対策の強化	DXリーダーの設置	行政DX推進計画の推進に当たり、各所属に一人、所属長から推薦を受けたDXリーダーを置き、行政 DX 推進活動を行うほか、所属のパソコンやソフトウェア等の管理・設定、所属職員に対する情報セキュリティの徹底等を行う。	各所属のパソコンやソフトウェアの管理 情報セキュリティの徹底 各所属のＤＸを推進	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	令和４年度の人事異動に伴い、所属長から推薦を受けたDXリーダーを各グループに設置した。DXリーダーの設置により、各所属のパソコンの管理やプリンタの設定等を円滑に実施することができた。	令和５年度の人事異動に伴い、所属長推薦のDXリーダーを各グループに設置したほか、各DXリーダー等への研修等を通じて、EDRの展開、統合型内部情報システムの更新、オンライン申請フォーム作成ツールの展開及び無線LAN環境の拡充、プリンタ更新等を円滑に実施することができた。	令和6年度の人事異動に伴い、所属長推薦のDXリーダーを各グループに設置したほか、情報セキュリティ対策を強化するために実施した外部記録媒体の棚卸について、各DXリーダーの協力を得ることで、円滑に実施することができた。	DXリーダーのデジタルリテラシーの向上に努め、各所属の行政DX 推進活動の活性化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	DXリーダーのデジタルリテラシーの向上に努め、各所属の行政DX 推進活動の活性化を図る。	政策部DX推進室
② (12) 3	(12) 情報セキュリティ対策の強化	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施 【再掲】	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に利活用することができる人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施することにより、職員のデジタルリテラシーの向上を図った。	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や動画配信によるアプリケーションの操作研修のほか、RPAシナリオ作成研修を実施し、職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。（研修動画配信の視聴数184件）	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や、情報処理技術者試験合格に向けたデジタル人材育成研修等を実施した。また、動画配信によるシステム操作研修、セキュリティ研修を実施したことで職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。 実績（延べ人数） 【ｅラーニング合計】 33人 【ｅラーニング以外合計】 328人 うち（【セキュリティ研修合計】 65人） 【研修合計】 361人	引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る必要がある。	A 順調に進んだ	デジタル技術の知識及び技能の習得が必然となりつつある中、引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る。	政策部DX推進室
② (12) 4	(12) 情報セキュリティ対策の強化	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	市が保有する電子行政情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	情報セキュリティの確保	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討・調整	電子行政情報セキュリティポリシー調整・改定作業	電子行政情報セキュリティポリシー改定	電子行政情報セキュリティに基づき、情報セキュリティを徹底した上で、電子行政情報資産の活用を図った。	情報セキュリティに関し、外部専門家による監査を実施し、本市の電子行政情報セキュリティポリシーについて、改善が必要な事項を明確化することができた。	令和5年度に実施した外部監査結果を踏まえて、電子行政情報セキュリティポリシー改定の検討を行ったほか、10月に改版されたセキュリティポリシーガイドラインの理解に努めた。また、情報セキュリティを強化強化するため、USBメモリ等外部記録媒体の棚卸を全庁的に実施した。	電子行政情報セキュリティポリシー改定に向けて、デジタルアドバイザリ委員の助言や外部デジタル専門人材の支援を得ながら、適切に進める必要がある。	B まずまず進んだ	電子行政情報セキュリティポリシー改定に向けて、デジタルアドバイザリ委員の助言や外部デジタル専門人材の支援を得ながら、適切に進める。	政策部DX推進室

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第３節　市民・地域のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (1) 1	(１) 地域のデジタル化の促進	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進する。また、情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入を実現する。	地域まちづくり協議会関係事務の効率化	調査・検討	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	ホームページについては、運用方法の見直しによって更新の頻度が増加した地域や、YouTube、Instagramなどの SNSとの関連付けを行うことで、内容の充実が図れた地域があった。情報交流の仕組みについては、情報共有システムaipoの活用の充実に努めた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域の意見の聞き取りを行った。	ホームページについては、運用方法の見直しや、SNSとの関連付けやQRコードの活用により充実が図れた地域があった。情報交流の仕組みについては、情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に貸出可能備品一覧や各地域の事業一覧を掲載するなど充実が図れた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域との調整を行った。	ホームページについては、活用推進のため運用について支援を行った。情報交流の仕組みについては、情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に、地域活性化支援事業の改正後の交付金申請様式等を掲載し、事務が円滑に行われるよう更新した。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域と調整し、一部の地域に新しいシステムを提供することができた。	ホームページについては、活用が停滞している地域もあり、活用を促すとともに、運用支援を行う必要がある。情報共有システムクロジカ（旧称aipo）については、事業活動の掲示など参考事例を共有し、事業の活性化につながるような活用推進を促す必要がある。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、地域のニーズを聞き取り、適切なシステム導入が図られるよう調整が必要である。	B まずまず進んだ	情報発信手段の多様化が進む中、ホームページを含めた総合的な情報発信の手法について、引き続き各地域まちづくり協議会に展開できるよう情報の提供を行うとともに、活用が停滞している地域には更なる人的支援を行う。情報共有システムクロジカ（旧称aipo）について、活用を促すため、事務職員等への研修会を開催するなど運用支援の充実を図る。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについては、地域の意見を踏まえたシステムの導入及び調査・検討を引き続き行っていく。	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ
③ (1) 2	(１) 地域のデジタル化の促進	多言語情報メール配信事業	日本語の情報が理解できない外国人に対し、日常生活に必要な情報を提供する	多様な媒体を介した情報発信の充実	手法の検討、内容の作成	継続	継続	継続	継続	外国人相談窓口を増設し、映像及び電話通訳による多言語対応を充実させた。また、多言語版広報紙を毎月発行するとともにメール配信を行った。	映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、多言語版広報紙を毎月発行し、メール配信を行った。	映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、R6.6からは従前の紙版の多言語広報紙に替わり電子版多言語広報「かめやまニュース」として発信し、対応言語が3言語から10言語へと増加した。	外国人住民が増加、多国化してきていることから、時代の変化に応じた電子による情報発信を行い、外国人住民の暮らしの不安解消に努める必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、クラウドサービスを利用した電子版多言語広報により情報発信を行う。	市民文化部文化課人権・ダイバーシティグループ
③ (1) 3	(１) 地域のデジタル化の促進	「タベスケ」事業	食品ロス削減を目的に消費者と協力店（食品販売）をマッチングさせるサービス「かめやまタベスケ」を実施する。	食品ロス削減	「タベスケ」導入	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	令和4年9月から食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」を導入し、サービスを開始することができた。	食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」の運用を円滑に進めることができた。 新たにリリースされたアプリ版について、市の公式ホームページ及びＳＮＳ（facebook・LINE）にて周知することができた。	「かめやまタベスケ」に関する食品販売事業者向けアンケート調査を実施し、R7年度の継続について検討した。 【Ｒ4.9～Ｒ6.12実績】 新規協力店舗：6店舗（Ｒ4：5店舗、Ｒ6：1店舗） 出品数：294件（Ｒ4：57件、Ｒ5：138件、Ｒ6：111件）、 取引成立数：809件（Ｒ4：92件、Ｒ5：415件、Ｒ6：327件） 食品ロス削減量：654,380ｇ（Ｒ4：68,610ｇ、Ｒ5：294,820ｇ、Ｒ6：310,350ｇ） 販売額：1,476,715円（Ｒ4：161,745円、Ｒ5：743,270円、Ｒ6：613,600円）。	アンケート調査を行ったことにより、新規協力店舗が1店舗増加したが、依然として協力店舗の登録数が少なく、出品数も少ないことが課題である。	A 順調に進んだ	引き続き市の実状に応じた必要なサービスであるかの検討を行い、廃止するか継続するかを判断する。	産業環境部環境課廃棄物対策グループ
③ (1) 4	(１) 地域のデジタル化の促進	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	公民館講座やかめやま人キャンパス講座において、オンライン受講可能な講座を実施する。	ICTを活用した講座の開催数 Ｒ8　20回	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやま人キャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	かめやま人キャンパスにおいて、YouTube Live 等を活用し、オンライン受講可能な講座を実施した。	かめやま人キャンパスを先駆として、オンライン環境が整っている図書館多目的室を拠点とし、デジタル技術（ＩＣＴ）を活用した講座を実施した。 また、情報発信ツールであるＬＩＮＥアプリ等を活用し、YouTubeによるオンライン配信等として実施した。 かめやま人キャンパス：15回 公民館：1回 合計：16回	YouTube Live 等によるオンライン配信ついては、音声が聞き取りにくいなどの課題があるため、録画保存したものを再編集し、アーカイブ配信等として実施する必要がある。	A 順調に進んだ	問題点等の解消に向け、引き続き検討を図っていくとともに、ハイブリット方式の活用等についても継続して進めていく。	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (2) 1	(２) オープンデータ化の推進	行政情報オープンデータ化の推進 【再掲】	市が保有する公共データは、市民共有の財産であるとの認識に立ち、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、市民や地域、事業者が、公共データを活用して新たな事業創造や課題解決ができるよう、個人情報の保護を念頭に置きつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づき、オープンデータ化を拡充します。	国が推奨するデータセットの拡充	オープンデータ化を拡充の検討	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	住居番号と土地の地番の対照表のデータを最新のものに更新したほか、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」のうちオープンデータ一覧のオープンデータ化を実施した。	三重県設置のデータ活用推進ワーキンググループに参画し、オープンデータの項目や公開方法の検討等を行い、本市のオープンデータを拡充したほか、本市のオープンデータサイトを多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトへ移設し、利用者の利便性向上を図ることができた。	多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用し、利用者の利便性向上を図った。また、データの棚卸を実施するとともに、新たにバス情報、小中学校通学区域を新たに公開した。 公開件数 カタログサイト：80件 フォトギャラリー：29件	引き続き、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」の拡充を図る必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用を継続するとともに、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」をはじめとするオープンデータの拡充を図る。	政策部DX推進室
③ (2) 2	(２) オープンデータ化の推進	農業委員会サポートシステム	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。 これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る。 令和４年度より「農地情報公開システム」から「農業委員会サポートシステム」へ移行することにより、eMAFF地図において適正な農地情報を公開するよう努める。	農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開することで、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の利用促進を図る。	農業委員会サポートシステムの運用	継続	継続	継続	継続	農業委員会サポートシステムへの移行に伴う情報収集に務めた。 また、国が進めるeMAFF上の地番と農地台帳や地番図等を紐づける事業において、データ提供の準備を進めた。	農地台帳の再アップロードや地番図データの提供により、農業委員会サポートシステムに登載されている農地台帳と地図データ（ポリゴンデータ）の紐づけを行った（紐づけ率８７%）。	eMAFF地図において適正な農地情報を公開するよう農地台帳の再アップロードを行った。 既存の農地台帳システムの保守サービスが令和７年度で終了することとなり、新規の農地台帳システムの導入の検討を行い、予算措置を行った。	農業委員会サポートシステムやワンデスクシステムの運用に関しては、不都合が多く、現状、活用は難しい。 令和６年度末から地域計画が策定され、農地台帳だけでなく目標地図の管理も必要となっていることから、台帳や地図の適切な管理が求められている。 既存の農地台帳システムの保守サービス終了に伴う、新規の農地台帳システムの移行が必要である。	B まずまず進んだ	新規の農地台帳システムを導入し、農地台帳と目標地図の管理を適切に行っていく。 eMAFF地図において適正な農地情報を公開できるように、継続して農地台帳の再アップロードを行っていく。 地域計画や農地パトロール、農地所有者の意向状況等の情報を整理し、担い手等に農地の利用集積が図られるように取り組んでいく。	産業環境部農林振興課農林政策グループ（農業委員会事務局）
③ (2) 3	(２) オープンデータ化の推進	亀山市史（ウェブ版）の普及拡大事業	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	ウェブページの改修 R5　１件	ウェブページ改修のための仕様策定及び設計	ウェブページの改修				ウェブページ改修のための仕様策定及び設計を実施し、令和５年度の改修実施に向けての改修規模の確認と仕様作成の準備をした	CMSを導入し、SSL対応などウェブページの改修を行った。またページのデザインを見直し、利用しやすいウェブページにするとともに、Adobe Flashの提供終了により利用できなくなっていた亀山市史の動画等を閲覧できるよう修正を行った。	亀山市史のウェブページ改修については改修箇所が非常に多いため、不具合の解消を保守契約の範囲内で行っており、今まで見れなかった画像が一部見れるようになった。	ウェブページの改修箇所が非常に多いため、計画的に改修に取り組む必要がある。	B まずまず進んだ	亀山市史のウェブページ改修については、委託業者と相談しながら具体的な計画を立てて行っていく必要がある。	市民文化部歴史博物館
③ (3) 1	(３) サテライトオフィス等の検討	テレワーク環境の整備検討	地方移住やテレワークへの関心が高まる中、都市部からの移住や仕事を通じた交流の促進に向け、市域におけるテレワーク環境整備の可能性やその手法について検討する。	方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	方向性に基づく取り組み	方向性に基づく取り組み	県内で唯一、国のテレワーク交付金を活用しテレワーク施設を整備した名張市を訪問し、事業立案の経緯や事業の現状を確認するとともに施設を見学し、事業化に向け検討を行う上での参考とした。	市が所有する空き家をフィールドとする関係人口創出に向けたワークショップの開催と合わせて、当該空き家を活用したテレワーク施設の整備について、その可能性を検討した。	市が所有する空き家を活用したテレワーク施設の整備については、老朽化が進み、大規模な改修が必要であることから、現状の財政状況では直営での整備は困難であり、また、民間企業等からも事業化に向けた提案や相談が寄せられていないことから、テレワーク施設の整備は事業化に至らなかった。	事業化に向け、民間企業等とのパートナーシップの構築を図るとともに、コロナ禍後においても、テレワーク施設に対する需要が十分に見込めるかどうかを検証する必要がある。	D 進まなかった	引き続き、運営主体となり得る民間企業等を模索するとともに、事業化に向けて財政的負担や利用ニーズを踏まえた検討を行う。	政策部政策推進課政策調整グループ
③ (3) 2	(３) サテライトオフィス等の検討	地方型サテライトオフィス誘致の検討	サテライトオフィスの誘致を目的に、空き家活用など他市の事例の情報収集及びニーズの把握を行う。	・空き家、空き店舗活用 ・雇用創出	他市の事例収集等	・視察を含めた研究 ・方向性を決定	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	地方創生テレワーク交付金活用事例や他市の事例の情報収集を行った。	先進地視察を行い、本市がサテライトオフィスを開設する場合の課題を考察した。	先進地（松江市）視察を行い、本市がサテライトオフィスを開設する場合の課題を考察した。	コロナ禍が明け、社会情勢が変化した中で企業のニーズがあるのかを把握する必要がある。	C あまり進まなかった	施設整備に費用を要することから、企業ニーズを慎重に把握しつつ、官民連携も視野に入れて検討を進める。	産業環境部商工観光課商工業振興グループ

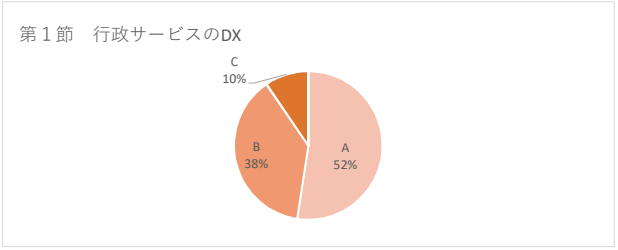
No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (4) 1	(４) Wi-Fi環境の整備	図書館フリーWi-Fi整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と研究支援のため、館内利用フリーWi-Fiの整備を行う。	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、館内利用フリーWi-Fiの整備を行った。 図書館利用者の利便性が向上した。	館内利用フリーWi-Fiの整備により、図書館利用者の利便性が向上した。	館内利用フリーWi-Fiの整備により、図書館利用者の利便性が向上した。	回線の容量もあることから、1日の利用時間を2時間までに設定しているため、利用者からは不十分である旨の意見がある。	A 順調に進んだ	引き続き運用を行い、利用状況により、使用時間設定などを見直していく。	教育委員会事務局図書館
③ (4) 2	(４) Wi-Fi環境の整備	公共施設へのWi-Fi環境の整備の検討	公共施設において、Wi-Fi でのインターネット接続環境を提供し、災害時の情報伝達手段の確保と市民満足度の向上を図る。	インターネット接続環境の提供による市民満足度の向上	一部施設へ導入	その他施設への展開手法の調査・研究	手法の検討	整備計画作成	整備	令和５年１月に開館した新図書館において、利用者向けのWi-Fi環境の構築により、市民満足の向上を図った。	多くの用途でインターネット環境を活用できるよう、持ち運びが可能なモバイルWi-Fiルータを導入した。なお、令和５年度は、マイナポイント設定支援、道路パトロール、能登半島地震の被災者支援業務において、Wi-Fi環境を活用することができた。	持ち運びが可能なモバイルルータについて、継続して利用できるようデータ容量無制限のものに変更をした。また、当該モバイルルータを、マイナ保険証の登録業務で、担当課がタブレットを購入するまでの間、活用することができた。	持ち運びが可能なモバイルルータについて、公共施設等において市が実施する催しや説明会等で活用できるよう、全庁的な貸出体制を整備する必要がある。	B まずまず進んだ	持ち運びが可能なモバイルルータを全庁的に利用できるよう、貸出体制を整備する。	政策部DX推進室
③ (5) 1	(５) 防災や被災者支援の仕組みの構築	防災情報伝達システム構築事業	南海トラフ地震や巨大化する台風、集中豪雨が懸念される中、行政として迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を行うことで、市民の安心・安全の基盤をつくり、災害に強いまちづくりを推進する。	各種災害情報を幅広く収集し、市民の安全を確保するための情報を迅速に伝達するとともに、伝達手段の重層化等により積極的な伝達するシステムを構築する。	方針決定 電波伝搬調査	実施設計	システム整備、 一部運用	システム整備完了、運用	運用	○電波伝般調査 防災行政無線（同報系・移動系）整備に必要である、市役所本庁舎及び関支所からの市内全域への電波・伝般状況を調査し、整備が可能であることを確認した。 ○整備方針の決定 災害発生時の確実な情報発信、情報弱者（避難行動要支援者）への情報伝達及び収集など基本方針を設定し、具体的な整備項目や整備スケジュール、システムの使用用途などを決定した。	○実施設計 電波伝搬調査の結果を踏まえ、導入可能なシステムを具体的に検討、業務のDX化、情報伝達の重層化が実施可能であることを確認した。 ○整備方針の修正 能登半島地震の教訓の反映等、整備方針の再検討を行い、情報伝達手段の主体を屋外拡声子局から防災アプリを使用とした伝達に修正した。	○整備工事 改訂した整備方針に基づき、６月に補正計上、９月に工事契約議決、１０月から整備工事に着手した。避難発令判断システムや防災アプリの開発、土砂災害等の災害リスクの高い孤立の恐れのある地域５ヶ所へのデジタルスピーカーの設置工事、システム設備の基礎となる架台や配線等を設置した。	防災アプリへの加入促進、無線機等の使用方法の説明、旧設備撤去に係る地域説明等が必要である	B まずまず進んだ	防災情報伝達システム整備方針のとおり、令和6年・7年の2ヶ年で整備（事業を継続）し、令和8年4月に運用開始予定。	防災安全課 防災安全グループ
③ (5) 2	(５) 防災や被災者支援の仕組みの構築	メール配信システムの運用	安心で、安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等をあらかじめメールアドレスを登録したユーザーに配信する。また、非常時における職員参集メールや、幼稚園、保育園、小・中学校等において、保護者等に連絡メールを配信する。（安心めーる、幼・保・学校メール 、職員参集メール）	メール配信システムの運用による安心・安全なまちづくり	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、121件の「かめやま・安心めーる」を配信した。なお、令和4年度末の登録者数は、4,917人である。	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、121件の「かめやま・安心めーる」を配信したほか、公式Lineの導入に伴い、配信に至る業務フローの整理を行った。（令和５年度末の登録者数：4,831人） また、幼・保・学校等において、1,340件の連絡メールを配信した。（令和５年度末の登録者数：6,429人）	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、149件の「かめやま・安心めーる」を配信した。（令和6年度末の登録者数：4,795人）また、幼・保・学校等において、件の連絡メールを配信した。（令和6年度末の登録者数：6,429人）	他の情報伝達手段に対する「メール配信システム」の位置づけ等について、必要に応じて、整理を行う必要がある。	A 順調に進んだ	安心で、安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等を配信するほか、非常時における職員参集メールとして活用する。	政策部DX推進室
③ (5) 3	(５) 防災や被災者支援の仕組みの構築	津・鈴鹿・亀山３市消防指令業務共同運用事業	津市・鈴鹿市・亀山市の３市での法定協議会を設立し、消防指令センターの共同運用に向け、設計業務及び整備工事を行う。	３市で消防指令センターを共同運用することで、広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等、消防行政サービスの向上を図るとともに、運営に係る経費の低廉化を図る。	連携・協力実施計画の策定、 法定協議会の設立	実施設計	整備工事	整備工事	本格運用開始	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力実施計画を策定した。 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会を設置した。	消防指令業務共同運用実施設計業務委託を完了した。 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に分科会を設置し、諸課題について検討を進めた。	整備工事の開始に伴い、3市と受注者において作業部会を設置し、詳細な検討を行うとともに、昨年度に設置した分科会では、多岐にわたる専門性の高い事務について調整を進めている。	消防指令センターの本格運用に向けて、整備工事を着実に推進するとともに多岐にわたる専門性の高い事務を３市で調整していく必要がある。	A 順調に進んだ	令和６年度に引き続き、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会において、詳細な検討を進める。	消防本部消防総務課総務・消防団グループ

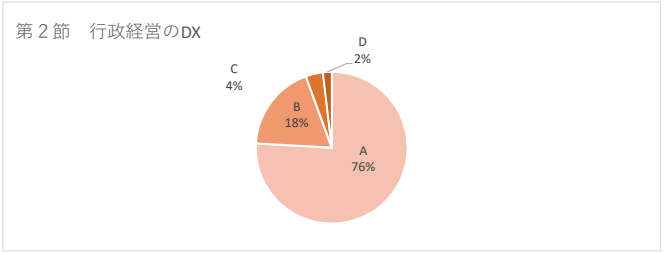
No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (6) 1	(６) 情報格差への対応	デジタル・ディバイドを解消するための学びの機会の創出	公民館講座やかめやま人キャンパス講座において、デジタル・ディバイドを解消するための講座を企画・実施する。	デジタル・ディバイドを解消するための講座の開催数 R8　20回	デジタル・ディバイドを解消するための講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやま人キャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	公民館講座では、デジタルディバイド解消につながる講座を併せて実施した。また、かめやま人キャンパスでは、SNSやCANVA・ChatGPTといった先端ツールの活用について学べる講座を実施した。	公民館講座では、デジタルディバイド解消につながる講座を実施し、かめやま人キャンパスでは、SNSやCANVAといったツールの活用について学べる講座を継続実施した。また、各コミュニティセンターでの講座実施時等には、アプリｄｅウェルネス推進事業（健康政策課）などの啓発等も行った。 かめやま人キャンパス：4回 公民館：19回 合計：23回	講座を継続実施していくにあたり、講師として専門性を有する人材の確保が必要である。	A 順調に進んだ	公民館講座では、デジタルディバイドの解消につながる講座を継続実施していくとともに、かめやま人キャンパスについて、その主旨に沿いつつ、講座を継続して実施していけるよう人材確保等に努めていく。	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ
③ (6) 2	(６) 情報格差への対応	図書館貸出タブレット端末整備 【再掲】	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的ため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、タブレット端末を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末を整備により、館内貸与を行っている。	整備したタブレット端末で館内貸与を行っている。 令和6年度貸出実績59件	端末の貸出利用がある。利用者への情報検索をしての案内に活用している。活用を広げていく必要がある。レファレンスの数が少ないため、	A 順調に進んだ	引き続き館内貸出の運用を行っていく。 レファレンスや図書館情報システムのweb機能の説明などに活用の用途を広げていく。	教育委員会事務局図書館
③ (6) 3	(６) 情報格差への対応	電子図書館整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションのため、電子図書館を整備、電子図書の貸与を行う。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	利用者の利便性向上。 来館が困難である方などへのサービスを充実させる。 利用者のパソコン・スマホや、館内貸出端末から電子図書館にアクセス、電子図書を借りることができるよう電子図書館を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、電子図書館を整備し、電子図書の貸与を行った。 利用案内(パスファインダー)を作成し、図書館見学の小学生などに配布、広報誌・行政情報番組での広報を行い、利用促進を行った。	電子図書を整備し、電子図書の貸与を行った。 利用案内(パスファインダー)を、図書館見学の小学生などに配布、公民館講座で利用案内や操作説明、広報紙・行政情報番組での周知による利用促進を図った。	電子図書を整備し、電子図書の貸与を行っている。令和6年11月からは市内小中学校との連携により、授業等での活用も開始し、児童・生徒への情報活用能力育成にも資する取組が進んでいる。広報紙・パスファインダー等を通じた周知を行い、利用促進を図った。	電子図書館の認知度の向上及び利用方法の周知を継続して行う必要がある。	A 順調に進んだ	電子図書の整備及び電子図書館の運用を引き続き行っていく。 利用案内資料や講座を活用し、認知と利用の拡大を図る。あわせて学校教育や市民講座等との連携を強め、多様な世代に向けた利用促進を行う。	教育委員会事務局図書館

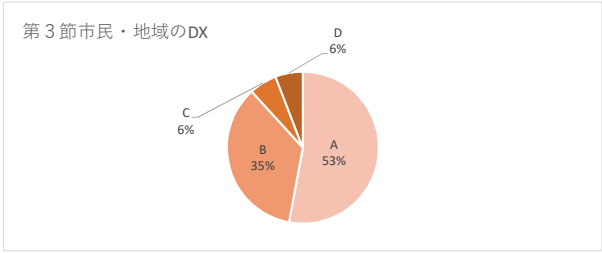
基本方針別評価

節 / 評価区分	第１節　行政サービスのDX	第２節　行政経営のDX	第３節市民・地域のDX	合計	割合
A 順調に進んだ	11	41	9	61	66.3%
B まずまず進んだ	8	10	6	24	26.1%
C あまり進まなかった	2	2	1	5	5.4%
D 進まなかった	0	1	1	2	2.2%
計	21	54	17	92	100%

※全体の取組数としては85だが、再掲があるため、のべ92となる







第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書（令和6年度）

（　総務財政部 財務課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ２　～　Ｒ７年度
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画及び後期基本計画の「行政経営　持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。
目的･概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。
計画の骨格	本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、後期実施計画(R5～R7)に78の具体的取組を掲げています。

［目的］　市民サービスの向上と
次代を見据えたスマート自治体への転換

目標		重点方針
Ⅰ	行政システムの改革	１．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供
		２．事務事業構築手法の確立
		３．働き方改革の推進
		４．人財育成システムの改革
		５．新たな公文書管理の改革
Ⅱ	財政運営の強化	６．歳入確保の推進
		７．歳出の節減・重点化
		８．特別会計・企業会計等の経営健全化
Ⅲ	既成概念からの脱却	９．公有資産マネジメントの推進
		10．事務事業のスクラップ＆ビルド
		11．ＰＰＰ（官民連携）の導入促進
		12．新たな自治体間連携の検討
Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援
		14．共助による支え合いの基盤の強化
		15．協働事業の推進

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R6）	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和6年度は、第3次亀山市行財政改革大綱（令和2年度～令和7年度）における、行財政改革大綱後期実施計画（令和5年度～令和7年度）の2年目として、78の具体的取組の着実な推進を図るため、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。
成果	①「行政システムの改革」として、無線LAN環境や電子会議システムを安定稼働させ、効率的な働き方の環境を維持した。 ②「財政運営の強化」として、公共料金明細サービスの運用によって、公共料金の支払いを一元化し、事務の効率化に努めた。 ③「既成概念からの脱却」として、公共施設跡地等の活用について検討を行い、未利用地9件のうち5件について売却する方針を決定した。 ④「市民総活躍によるまちづくり」として、補導委員を廃止し、地域まちづくり協議会の担い手不足の解消を図った。
総合計画推進への寄与度	行財政改革大綱後期実施計画に位置付ける取組の推進により、持続性を保つ健全な財政運営を意識した上で、総合計画に位置付ける施策の推進に寄与した。

反省点・課題	財政調整基金残高は年々減少傾向にあり、第3次亀山市行財政改革大綱の目標指標である「令和7年度末財政調整基金残高：20億円以上」に対し、令和6年度末の残高は約15億2千万円となったため、目標の達成が難しい状況である。

今後の方向性	行財政改革大綱取組の着実な推進はもちろんのこと、財政構造改革骨太方針2024に基づき、聖域なき歳出削減に努め、健全な財政運営を目指す。

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容（R5－R7）	目標指標	令和5年度				令和6年度			
※No	名称			正	副					年度計画	年度末実績（具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績（具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率
1	全庁的なAI・RPA等の導入推進	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX推進室長	政策部DX推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想される中、的確にサービスを提供し続けなければならない。そのためには、デジタル技術を利活用し、業務の効率化を図る必要がある。	AIやRPA等のデジタル技術を利活用し、効果の高い定型的作業において、業務工程の一部への導入を図る。 また、最新のAI技術について調査・研究を行う。	AI・RPA等の導入件数：20件（累計）	RPAシナリオ作成 RPAシナリオ作成研修の実施 最新AI技術の調査・研究	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う一部の職員に対して実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPAシナリオ作成技術の全庁展開を図るため、シナリオ作成等を支援できるデジタル人材を育成する必要がある。 また、AI等新たなデジタル技術の活用を検討する必要がある。	75%	RPAシナリオ作成 RPAシナリオ作成研修の実施 作成済シナリオの本格稼働 最新AI技術の調査・研究	RPA活用の拡充に向けて、これまで主に展開してきた住民情報を取り扱う業務に加え、内部事務の分野へも広げることとし、内部事務に従事する職員を含めたRPA研修の実施等、内部事務でRPAを活用するための準備を整えることができた。また、AI議事録作成支援システムの導入により、更なる事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けて、ワーキンググループを設置し、本市に適したシステムの選定や運用ルール等の検討を行った。	対象業務の拡大や業務プロセスの変更等の際には、実務担当職員自らがRPAのシナリオ作成や変更ができるスキルが求められるため、RPAを十分に活用できる人材の育成を図る必要がある。また、生成AI等新たなデジタル技術の展開による、更なる事務効率化を図る必要がある。	50%
2	課税業務へのAI・RPA等の導入	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ、資産税グループ	税に関する業務において、基幹系システムへの入力など定型的業務の効率化のため、軽自動車税、固定資産税の一部業務にRPAを導入した。一方、個人市民税の一部業務については、RPAが効果的でないことが判明したため、それに代わる新たな業務の検討が必要である。	定型的作業となる基幹系システムへの入力をRPAで自動化することで、作業時間の短縮を図る。	RPAシナリオ本格稼働：7件（累計）	特別徴収に係る異動届出書の入力、月例異動処理に伴う税額変更の確認業務へのRPA処理の検討	軽自動車税については2,625件で約44時間の作業時間短縮、また、償却資産については、737件で約25時間の作業時間短縮に繋げることができた。なお、個人住民税関係については、シナリオ作成までは終了しているが実動には至っていない。	個人住民税関係については、異動届出等の内容についても間違いが無いか職員による目視確認が必要な場合も多く、機械的に単純判断で入力できる作業が少ないためRPA処理に適した業務選定が困難である。	75%	個人市民税におけるAI・RPA等の導入	軽自動車税については、2，590件で約44時間の作業時間短縮となった。また、償却資産については、793件で約26時間の作業短縮となった。 個人市民税関係については、特別徴収に係る異動届書のRPA処理を行った。 （RPAシナリオ本格稼働：２件）	軽自動車税のようにデータ化されたものをＲＰＡ処理する場合は効果的であるが、個人市民税のように紙ベースで提出されるデータは、機械的に単純処理できない場合がある。特別徴収に係る異動届出書は紙ベースで提出されるため、ＲＰＡ処理後に手入力でデータ修正する必要があり逆に作業時間が増加したためRPA処理に適さないことが判明した。	75%
3	マイナンバーカードの取得率向上	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課戸籍住民グループ	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により、マイナンバーカードの普及及び利用の推進を図る必要がある。	マイナンバーカードの申請・交付機会の拡大に取り組むとともに法改正に伴うシステム改修を行う。	マイナンバーカード取得率90%	市内4郵便局でマイナンバーカードの申請受付が出来るよう申請機会の拡充等取得率向上に向けた取組及び転出転入ワンストップサービスの推進 （取得率：83%）	市内4郵便局のマイナンバーカードの申請受付に備えて、システムの構築、機器の設置、郵便局職員に対する研修等を行ったが、取扱い実績としては17件にとどまった。また、転出・転入ワンストップサービスを利用した転出届は、127件の実績があった。	高齢者や未就学児のいる世帯、施設入所者等が、マイナンバーカードの申請のために市役所や出張申請先に出向くことが難しいという課題がある。 今後、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードの申請を希望する方が見込まれることから、申請や交付のために来庁することが困難な方への対応が必要である。 また、交付率向上に向け、引き続きマイナンバーカードの利便性の向上及び周知を図る必要がある。	75%	取得率向上に向けた取組及び転出転入ワンストップサービスの推進 （取得率：86%）	商業施設等におけるマイナンバーカード出張申請のほか、自宅や高齢者施設への個別訪問を行うことにより、取得率向上に務めた。また、転出・転入ワンストップサービスを利用した転出届は、269件の実績があった。	令和７年度から９年度にかけ多くの方がマイナンバーカードの更新時期を迎えることから、窓口の混雑が想定される。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に続き、運転免許証の一体化が始まり、カード未取得者の申請や交付が増加する可能性がある。今後、在留カードの一体化も始まることとされており、窓口における外国人の申請が増えることが見込まれる。	75%
4	保育現場におけるＩＣＴ機器等の活用	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズの高まりが加速する一方で、保育士不足の深刻化などもあり、保育現場で働く保育士の労働環境を改善するため、業務の負担軽減が求められている。	保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R3年度比：10%削減）	ICTシステムの導入による保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮	公立の全１３園でシステムの本格運用を開始した。システムについては、園児の登降園管理から開始し、園の状況に応じて通信の配信など運用を拡充した。	システム導入により、時間外勤務時間が削減されなかったが、登降園の時間帯においては保育業務に注力できる環境の整備が図れた。 令和５年度に全１３園での本格運用を開始したが、園の状況により機能の活用状況が様々であることから、活用状況を情報共有し、システムを最大限活用することで職員の事務負担軽減の取り組みを展開していく必要がある。 ＜参考：全１３園（正規職員）の時間外勤務時間＞ R3年度 2,173時間 R5年度 2,494時間（R3年度比：114.8%） ※目標指数である時間外勤務時間が増加した主な原因は、新型コロナウイルス感染症対策として自粛していたイベント等を再開したことが考えられる。	0%	保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮の継続	全園においてシステムの活用状況を調査し、現状把握と情報を共有した。 園の状況に応じて通信の配信などのオプション機能を拡充した。	各園でシステムの活用状況に差が生まれていることから、職員の事務負担軽減のために活用状況等の情報共有や操作研修等の機会を設定する必要がある。 ＜全１３園（正規職員）の時間外勤務時間＞ R6年度：2,065時間（R3年度比：95%）	50%
5	市公式LINEの導入	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	政策部長	広報秘書課長	政策部広報秘書課広報グループ	幅広い世代の人がいつでもどこでも自分のニーズにあった市政情報を得ることができるよう、情報発信の多様化を図る必要がある。	日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、プッシュ通知やチャットボットによる自動応答などの機能を活用し、情報発信の多様化を図る。	登録者数：5,000人	市公式LINEの導入（登録者数：3,000人）	利用者が受信情報を選択できるｾｸﾞﾒﾝﾄ配信機能や道路・公園の損傷等を報告できる通報ｼｽﾃﾑのほか、市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの各種情報へｱｸｾｽしやすいﾒﾆｭｰを備えたLINE公式ｱｶｳﾝﾄを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。（試行期間の友だち登録数は1,445人）	LINE公式アカウントを利用して、個人のニーズに応じた市政情報の取得ができるよう、更なる利用促進を行うとともに、利用者がより多くの情報の入手やオンライン手続きができるよう、サービス内容の充実を図る必要がある。	50%	運用管理（登録者数：4,000人）	利用者が受信情報を選択できるセグメント配信機能や道路・公園の損傷等を報告できる通報システムのほか、市ホームページの各種情報へアクセスしやすいメニューを備えた市公式LINEを運用した。友だち登録数3,585人（令和7年3月末時点）。	市公式LINE公式を利用して、個人のニーズに応じて、より多くの利用者が情報を入手等できるよう、配信内容の充実に継続的に取り組む必要がある。併せて、友だち登録の増加について、機会を捉えた周知が必要である。	75%
6	行政手続のオンライン申請等の推進	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX推進室長	政策部DX推進室	マイナンバーカードの普及拡大に合わせ、行政手続のオンライン化を推進し、利用者の利便性の向上を図る必要がある。	利用者の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を拡充する。また、その他の手続等について も、可能なものからオンライン化を検討する。	オンライン手続可能な手続件数：20件（累計）	マイナンバーカードを用いたオンライン手続の拡充 各種申込手続等のオンライン化の検討	ぴったりサービスについて、子育て関係1手続、消防関係8手続をオンライン化し、合計20手続に拡充した。また、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用し、検診申込等のオンライン化を進め、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	行政手続オンライン化の拡充に向け、各種手続の調査（手続の洗出し・可視化）を実施し、オンライン化の実現性・効果性・阻害要因等を分析する必要がある。	100%	マイナンバーカードを用いたオンライン手続の更なる拡充の検討 各種申込手続等のオンライン化の実施	ぴったりサービスについて、本市で実施している20手続の維持管理に努めたほか、拡充に向けて実務担当部署と協議を行った。また、オンライン手続きの更なる拡充に資する取組として、行政手続等の洗い出しと、それらのオンライン化の可否等に関する調査を全庁的に実施した。当該調査結果を分析した上で手続をランク分けし、実現性、効果性の高い手続から順次、オンライン化を進めた。	今後も継続して、実現性、効果性の高い手続から順次、オンライン化を進めるとともに、オンライン化に課題のある手続についても、その課題整理を行い、行政事務の効率化に伴う行政コストの削減はもとより、行政サービスの質と利便性の向上につなげて行く必要がある。また、恒常的な手続きについては、まとめサイトを作成するなど、利用者の利便性の一層の向上を図る必要がある。	75%
7	電子入札の導入	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	電子入札システムを導入することにより、事務の効率化を図るとともに、入札に係る手続きを迅速化及び簡素化し、市民サービスの向上を図る必要がある。	本市に見合った運用方法や財源等について調査・検討を行い、電子入札システムを導入し、適正な運用を図る。	電子入札システムの導入	導入に向けた調査・検討	電子入札システムの導入及び維持管理に要する経費や導入によるメリット、段階的な導入の必要性等について検討した。	電子入札については、導入のみならず、導入後の維持管理にも多額の経費を要することから、システム導入により削減できる経費や事務の効率化などの効果をできる限り定量化した上で、導入の必要性や本市に最適な導入手法を検証する必要がある。 また、システム導入に伴い、全ての契約事務を財務課が一元的に行うなど契約事務を全庁的に見直す必要がある。	25%	電子入札システムの導入（試行）	段階的な電子入札システムの導入に伴う初期経費や維持管理費を精査するとともに、システム導入により削減できる人件費等を定量化した上で、導入の必要性等を検討した。	システム導入による費用対効果や財政負担を踏まえ、導入時期等について検討する必要がある。また、システムを効率的に利用するに当たり、財務課において契約事務を一元化するなど全庁的な業務分担の見直しを併せて検討する必要がある。	25%
8	健康マイレージ事業のデジタル化	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	健康福祉部長	健康政策課長	健康福祉部健康政策課健康都市推進グループ	健康意識の向上を目的とした健康マイレージ事業は、参加者の６割以上が高齢者層であり、生産年齢人口層の参加が乏しいことから、全ての世代がより参加しやすい環境づくりと、自身の健康情報を見える化させるため、現行のアナログ方式をデジタル方式へと転換させる必要がある。	現行の健康マイレージ事業は令和５年度限りで終了とし、健康活動や健康情報の数値化やポイントを付与できる機能を有したアプリを導入し、参加者一人ひとりが主体的に活動できる環境を整備する。 （アプリ非使用者への代替策も併せて実施）	アプリケーションをダウンロードした累積人数：1,800人	アプリケーションの導入 市職員による事業の試行運用 事業の周知、本格運用及び検証 かめやま健康マイレージ事業終了	・従来の紙媒体での「かめやま健康マイレージ」はR4年度で終了とし、R5.4にアプリ導入契約を締結し、R5.8に職員等による試行運用後、R5.9より一般運用を開始 ・全戸配付や公共施設へのポスター貼付などで周知を行った	紙媒体からアプリの運用へ切り替えたことから、より幅広い世代が手軽に参加できるようになったため、若年層（２０～５０代）の参加が大きく上昇し、市民サービスの向上に大きく寄与した。 その半面、スマートフォンを所有していない高齢者層が参加できないことや、スマートフォンは所有しているものの、アプリの使用には登録が必要なことから、一歩を踏み出せない方などが一定数いると想定されるため、引き続き、シルバー人材センターと協力し、アプリの登録及び使い方支援を実施していく必要がある。	100%	検証によるアプリのバージョンアップ 事業の運用を継続 アプリ非使用者の代替対応策開始	・令和5年度に引き続き健康マイレージアプリの運用を行った。アプリの大幅改修がR7年度末にあることから、検証は一年見送り、NTTとの後、協議・検証していくよう調整した。 ・参加者数は令和6年度末で1,555人（R6末目標値：1,500人）となり、紙媒体で実施していた時よりもおよそ4倍程度参加者が増加し、市民の健康増進に大きく寄与した。 ・地域と協働で作製したウォーキングマップは、ペーパーレス化の促進や印刷製本費の削減から、アプリ内に反映し、個人活用をできる環境を整えた。	・アプリ使用者とアプリ非使用者の両方を対象に個人の健康増進を目的として、ウォーキングを主体とした運動・スポーツの習慣化を促進するための働きかけを行う必要がある。 ・ウォーキングマップの周知啓発を行うためのイベント開催や主には高齢者向きにウォーキングコース活用方法のアプリ操作説明会を随時開催する必要がある。 ・各地域まちづくり協議会にウォーキングマップを数冊配布し、地域のイベントへの使用を促す必要がある。	100%
9	デジタル技術を活用した有害獣被害対策	Ⅰ行政システムの改革	1．ＩＣＴを活用した市民サービスの提供	産業環境部長	生物多様性・獣害対策室長	産業環境部生物多様性・獣害対策室	有害獣による農作物（家庭菜園含む）などの被害が多く発生している中、捕獲従事者の高齢化が進み、有害獣の捕獲が困難な状況になることが考えられる。そのため、ICTを活用し、労力の軽減を図ることと的確な位置情報を市民に提供する必要がある。	ICTを活用した捕獲を行い、効果を検証し、必要性に応じて機器の導入を増やす。	ICT機器の導入件数：30台	捕獲のためのICT機器の導入 （機器導入数：10台）	長距離無線式パトロールシステムの導入（機器導入数10台）	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線式パトロールシステムを導入することで捕獲檻の見回り負担を軽減することができた。 高齢化に加え捕獲従事者数は微減傾向にあり、有害獣による農作物（家庭菜園含む）等の被害対策を進めるためには、今後も継続してICT機器を導入していく必要がある。	100%	継続及び効果検証 （機器導入数：10台）	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線式パトロールシステムを導入し、システム利用者の捕獲檻の見回り負担を軽減することができたため、今後も継続する。 長距離無線式パトロールシステムの導入（機器導入数10台）	GPSを活用した獣害リスクマップの作成に取り組んでおり、作成後はこれと合わせて効率的な有害鳥獣の捕獲を進める。	100%

10	行政評価システムの改善	Ⅰ行政システムの改革	2．事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	効率的な予算配分により効果的な施策推進を図るため、これまでも施策・事業の効果的かつ効率的な推進や、事業のスクラップアンドビルドに資する効果的な事務事業の採択・再編手法の確立など、システムの見直しや充実を図ってきた。今後においても、現行の行政評価システムについて、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、より効率的で効果的な評価システムへの改善を行う。	行政評価システムの改善	現行の評価システムにおけるシステム運用上の課題についての検証	令和5年3月に改訂した行政評価システムにより、令和4年度決算にかかる評価を実施するとともに、主にハード事業に関する評価基準等についての検証を行った。	後期基本計画の策定に合わせて、よりシンプルで効果的な評価システムに改訂したことにより、評価に係る事務負担の軽減は図れたものの、事務事業評価にてハード事業等に係る評価基準等を見直すよう市議会より意見が付されており、市民の理解が得られるよう、より明確な評価基準に見直す必要がある。	75%	現行の評価システムにおけるシステム運用上の課題についての検証	市議会の意見を踏まえ、ハード事業で事業完了後に効果の出る事業について、実施中においても年度ごとに進捗度合を評価するよう、行政評価実施マニュアルの改訂を行った。	よりシンプルで効果的な評価システムに向け、市議会等からの意見も踏まえ、順次改訂を実施したことにより、より効果的な評価を実施できているとともに、事務負担の軽減も図れた。今後も、より適切な評価につながるよう、課題等の検証を行っていく。	75%	2/9
11	事務事業の採択及び再編手法の改善	Ⅰ行政システムの改革	2．事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行財政運営に当たり、第３次総合計画においても、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。	第３次総合計画の策定に合わせて、施策推進に寄与する効果的かつ効率的な事務事業の採択や再編手法を改善する。	事業の採択・再編手法の確立	事務事業の採択及び再編手法の改善に向けた検討	事務事業評価において各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理すること通じて、第３次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を行った。	事務事業評価を通じて、各事務事業の必要性や有効性等を適切に評価し、第３次総合計画の策定に向け、事業規模や手法の適正化を図る必要がある。	25%	事務事業の採択及び再編手法の改善	事務事業評価において、各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理することを通じて、次期総合計画策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を引き続き行った。	令和7年度に次期総合計画を策定することとなることから、事務事業評価を通じた各事務事業の必要性や有効性等を適切に評価し、事業規模や手法の適正化を図るとともに、事業再編も含め検討を行う必要がある。	50%	
12	時間外勤務時間の削減	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月４５時間、年間３６０時間と規定されていることから、これらを遵守するようマネジメントを行う。	年間時間外勤務時間360時間以下：100% 時間外勤務総時間：40，000時間（令和７年度）	時間外勤務時間削減のマネジメントの実施	令和５年６月２８日付けで通知した「令和５年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症に関する業務による時間外勤務が減ったものの、令和４年度から引き続くマイナンバーカードの申請交付業務、令和５年度からは経済対策のための非課税世帯給付金業務、能登半島地震に伴う被災地支援による時間外勤務が増加した。また、通常業務においては、業務が集中したことによるものが時間外勤務の主な要因と考えられることから、マネジメントを強化する必要がある。	50%	第４次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施及び第４次特定事業主行動計画の検証を踏まえた第５次特定事業主行動計画の策定	令和６年６月２７日付けで通知した「令和６年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けてマネジメントの強化に取り組み、第4次特定事業主行動計画の目標値40，000時間は達成することができた。 また、第４次特定事業主行動計画の検証するための職員アンケートを実施し、結果を反映するとともに、社会情勢の変化に沿った内容となるよう第５次特定事業主行動計画を策定した。	年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数が、昨年度と同様12人いることから職員一人当たりの業務量の見直しを図る必要がある。	75%	
13	有給休暇の取得促進	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	第４次特定事業主行動計画において職員１人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「１２日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「５日以上」に設定しているが、依然として目標取得日数を達成できていない。 ワーク・ライフ・バランス推進の観点から年次有給休暇の取得を促進する必要がある。	亀山市特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	年次有給休暇の取得日5日以上：100%	年次有給休暇計画表による取得促進	令和５年６月５日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。	人事評価の部長級ヒアリングでの取得実績の通知に基づき、所属長が進捗管理を行った結果、年次有給休暇の取得日数が５日に満たない職員が昨年の２３人から９人へと減少しましたが、目標を達成することができなかった。所属長のマネジメントをより一層強化する必要がある。	75%	第４次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施及び第４次特定事業主行動計画の検証を踏まえた第５次特定事業主行動計画の策定	令和６年６月４日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。 また、第４次特定事業主行動計画の検証するための職員アンケートを実施し、結果を反映するとともに、社会情勢の変化に沿った内容となるよう第５次特定事業主行動計画を策定した。	年次有給休暇の取得促進については、第４次特定事業主行動計画目標指標必達のための職員一人当りの年次有給休暇の年間目標取得日数「12日」は達成していることから令和6年度は「15日」に設定し取り組んだところ、「13．9日」となり達成できなかった。また、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数の「５日以上」については、人事評価の部長級ヒアリングでの取得実績の通知に基づき、進捗管理を行った結果、取得日数が５日に満たない職員が昨年の９人から５人へと減少したが、目標を達成できなかった。引き続き所属長のマネジメントを強化するとともに職員の意識改革をする必要がある。	75%	
14	定員適正化の推進	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	定年が６５歳まで段階的に引上げられる中、市民のニーズに対応した行政サービスを提供するため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第４次亀山市定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。 また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。	定員適正化計画に基づく職員の適正な定員管理と配置	各所属の中期的な業務量の把握と定年引上げを含めた採用計画による職員配置計画の策定と事業量に応じた職員配置の実施	正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、緊急対応を要する場合に適切な人員配置を行った。	６０歳以降の働き方が多様化する中、引き続き真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施していく必要がある。 また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する必要がある。	50%	第４次定員適正化計画と令和５年度に策定する職員配置計画の検証を踏まえた第５次定員適正化計画の策定と事業量に応じた職員配置の実施	第４次定員適正化計画の検証を行い、新たに第５次定員適正化計画を策定した。 また、計画的に職員採用を実施したが、少子化等に伴う応募者の減少や急な職員の退職により、適正な人員配置ができない部署があった。	正規職員については、新たに策定した第５次定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施していく必要がある。 また、会計年度任用職員についても、効果的な配置を実施する必要がある。	50%	
15	人事評価制度の再構築	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上につなげるものであることから、評価結果の公平・公正性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討の上、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	評価結果の公平性を担保する運用の確立	令和６年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映や人材育成 プログラムなどを含む、包括的な制度としている。	令和６年度から部長級の職員について、処遇反映を行うよう準備を進めていたが、全職員の評価結果の処遇反映にはある程度の時間を要する必要がある。	50%	管理職の評価結果の処遇反映の実施と管理職以外への導入調整	部長級の職員の勤勉手当について、人事評価結果の反映を行った。また、令和７年度に課長級の職員の勤勉手当に人事評価結果を反映させるため、制度の整理を行った。	全職員の人事評価結果の処遇反映には、制度のあり方の検討を含め評価の調整等、ある程度時間を要する。	50%	
16	職務に必要な資格保持者の養成	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多種多様化する災害への確な対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていくことが必要である。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。 また、救急救命士の救急車搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	消防車両機関員：9人、救急救命士：3人を養成	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成（消防車両機関員：3人、救急救命士：1人）	職員１人が大型免許を、職員２人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員１人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	100%	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成（消防車両機関員：3人、救急救命士：1人）	職員１人が大型免許を、職員２人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員１人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	100%	
17	校務支援システムを活用した校務のデジタル化と効率化の推進	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課総務・教育支援グループ、教育研究グループ	校務支援システムの導入により、校務のデジタル化を進めているが、システムの効果的な運用については継続的に取り組む必要がある。	校務支援システム等デジタル技術を活用した校務のデジタル化と効率化に取り組む。	月当たりの時間外勤務80時間超の教職員：0名	校務支援システムの本格的運用と校務のデジタル化・効率化の推進	令和5年4月より校務支援システムの本格運用を開始した。システムを効果的に活用するために、システム活用に係る研修会を7回実施した。また教職員へのアンケート調査を各学期末に実施した。	システム導入初年度ということもあり、システムの活用に不慣れな教職員もいたため、今後もシステムへの理解を深める取組が必要である。	100%	校務支援システムの効果的な運用と働き方改革の推進	各校の実態に応じて研修会を実施した。校務支援システムの「掲示板」「メッセージ」機能の活用頻度を増やした。卒業証書をシステムで作成した。	各校の実態に応じて研修会を実施しながら、システムの機能を使いこなすことで教職員の業務改善につながるよう、様々な機能の有効性について周知を図る必要がある。	75%	
18	安全で快適な職場環境の整備	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	近年、職場におけるハラスメント防止対策の必要性が高まっていることから、全ての職員に対して各ハラスメントの基本的な考え方や理解を深める必要がある。	「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針」や「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針の運用について」に基づき、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深める。	アンケートで「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：100%	外部講師による研修会の実施と理解度調査（対象：主幹級職員）	令和５年１０月４日主幹級に対して外部講師による研修会を実施した。	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	75%	外部講師による研修会の実施と理解度調査（対象：主任主査）	令和6年10月30日に主任主査を対象に外部講師による研修を実施し、ハラスメントについて理解を深めた。 また、全正規職員を対象に、管理職と非管理職それぞれの立場に応じたハラスメント防止研修（映像研修）を実施し、受講者数546人のうち、542人がアンケートで「理解できた」または「概ね理解できた」と回答した。	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	75%	
19	時代の変化に対応した柔軟な働き方の推進	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時代の変化に対応する働き方を推進するため、亀山市勤務時間の弾力化制度に関する規程に基づく勤務やテレワークの有効活用により柔軟で多様な働き方を推進している。現在、国において柔軟な働き方の推進についてその手法などを検討中であり、その動向を注視しつつ、柔軟で多様な働き方の拡充に取り組む必要がある。	現行の勤務時間の弾力化制度の検証を行い、必要な改正や拡充を行う。また、テレワークについては、国や県の動向に注視しつつ、本格実施に向けて取り組む。	勤務時間の弾力化制度の改正や拡充 テレワークの本格実施	勤務時間の弾力化制度の検証とテレワーク本格実施に向けた課題整理	新型コロナウイルス感染症が５類に移行されるまでは、職員が積極的に活用していたが、減少傾向にある。	新型コロナウイルス感染症の影響により、職員の働き方がより柔軟で多様な働き方へと拡充されたが、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されたことにより、勤務時間の弾力化制度やテレワークの利用者が減少傾向にあるように思える。ワークライフバランスの観点からも積極的に活用を図る必要がある。	25%	勤務時間の弾力化制度の改正等とテレワーク本格実施に向けた規程の策定	勤務時間の弾力化制度に関する規程の一部を改正し、勤務時間を見直すことで利用しやすい環境整備を図った。	職員の働き方がより柔軟で多様な働き方へと拡充されている中、テレワークの本格実施をする必要性について検討を進めていく必要がある。	50%	
20	新たな職員採用制度の導入と多様な人材の確保	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	行政ニーズの多様化やDXの急速な進展等に的確に対応するため、新たな採用制度の導入等により、専門的な知識や経験を有する人材を確保する必要がある。	これまでの新規職員の採用のほか、専門的な知識や経験を有する人材の確保に特化した採用制度の導入を行う。	DX人材の確保	必要となる人材（知識・経験等）の特定と採用方法の調査、検討	職員採用試験を２回実施する等、採用する機会を増やして、人材の確保に努めたが、採用に繋がらない職種もあった。	年々、特に専門的な知識や経験を有する人材の確保が困難であることから、採用方法の見直しを図る必要がある。	25%	採用計画への位置付けと採用選考の実施	職員採用試験を「前期試験」「後期試験」及び「追加試験」を実施し採用する機会を増やし、大学や高校を訪問し本市の魅力をアピールし人材の確保に努めたが、採用につながらない職種もあった。	民間企業の採用の早期化や他市の採用試験の状況等を勘案し、採用方法の見直しを図る必要がある。	50%	

21	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と会議資料のペーパーレス化の推進	Ⅰ行政システムの改革	3．働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	個人情報を含む会議や授業研究等、対面で行う必要がある会議や研修会がある一方、オンラインシステムで開催可能なものも少なくない。また、会議資料等も紙ベースが多く、ペーパーレス化が十分に進んでいない。	学校における会議や研修会等のオンラインシステムの活用によるデジタル化と効率化、ペーパーレス化による省資源化に取り組む。	紙ベースの会議・研修会資料：50%削減（R3年度比）	校内会議及び研修会のペーパーレス化の推進	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。 市内小中学校において会議・研修会等の資料のペーパーレス化が行われた。	現状において、市教委主催の研修会や会議において、オンライン開催を検討できるものがある。 印刷物が大量になる場合など、必要に応じてペーパーレス化できるよう推進していきたい。	75%	対外会議及び研修会のオンラインシステムによる開催拡大とペーパーレス化の推進	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。会議の資料をPDF化し、電子媒体で共有することで、資料のペーパーレス化を図った。 令和7年度よりLINEを利用した学校と家庭との連絡システムを市内統一で導入することで、保護者配付の文書のペーパーレス化を推進していきたい。	市教委主催の研修会や会議において、さらにオンライン開催を検討していく。 令和7年度より、LINEを活用した学校と家庭との連絡システムを市内統一で導入することで、保護者配付の文書のペーパーレス化を推進していきたい。	75%	3/9
22	モチベーションを高める職場環境の推進	Ⅰ行政システムの改革	4．人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	三層管理体制による組織・機構は、中間層であるグループリーダーの資質向上につながるものであり、職場全体の「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」につながる環境整備を進める必要がある。	グループリーダーのマネジメント能力を向上させる研修を行うとともに組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職員に対し、職場改善・向上研修を実施する。 また、組織・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがいがある・コミュニケーションが取れている」：60%	マネジメント向上研修Ⅰ（対象：グループリーダー） 職場改善・向上研修Ⅰ（対象：課長級職員） 組織機構改革の検証	新たな組織の編成や業務の組み替えを行った。また、課長級の職員に対し、マスコミ対応研修を実施した。	引き続き、グループリーダーのマネジメント能力の向上や管理職員への職場改善・向上研修を実施する。 また、組織・機構についても継続して検証を実施する必要がある。	50%	マネジメント向上研修Ⅱ（対象：グループリーダー） 職場改善・向上研修Ⅱ（対象：課長級職員） 組織機構改革の検証	職員間のコミュニケーションを通じて職員がやりがいを持って公務に精励できる職場環境づくりを目指し部長級及び課長級職員に対し、職員エンゲージメント向上研修を実施した。 組織機構については、所属長にヒアリングを実施した。	研修については、階層級で研修を実施しており、グループリーダーのみを対象とした研修が実施できていないことから、研修の実施について検討する必要がある。 第３次総合計画の策定に向けて、効果的・効率的な人事行政を推進するため、組織・機構の見直しを実施する必要がある。	50%	
23	階層別研修体系の構築・充実	Ⅰ行政システムの改革	4．人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人材育成基本方針に基づき研修を実施しているが、職員一人ひとりがいつまでにどのようなスキルを習得すべきかについて、体系的に把握できていない。	職員が受講する研修が、キャリア形成に繋がるよう体系的に構築した上で、習得すべきスキルの見える化を図る。 また、男女の区別なく、管理職を目指す意識を醸成するための研修を実施する。	キャリア形成につながる研修体系の構築及び研修の実施	研修体系に基づく研修の実施 研修体系のバージョンアップ	新たな研修のあり方として、映像研修の実施について、検討を行った。 また、会計年度任用職員に対して研修を実施できるよう検討した。	引き続き、キャリア形成に繋がるよう研修体系の構築及び研修を実施する必要がある。	50%	研修体系に基づく研修の実施 人材育成基本方針の見直し着手	映像研修を積極的に活用し、全正規職員にハラスメント研修を実施し、会計年度任用職員には、接遇研修を実施した。 人材育成基本方針の見直しに着手し、内容について精査した。	人材育成基本方針の見直しを図り、キャリア形成につながるよう研修体系の構築及び研修を実施する必要がある。	50%	
24	コンプライアンス制度の適正な運用	Ⅰ行政システムの改革	4．人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制の整備については、亀山市職員コンプライアンス条例等を制定し、関係する制度を構築することで一定の成果がみられるものの、透明で市民から信頼される市政を確立するためには、更なるバージョンアップや制度運用の徹底が必要となるため。	働きかけ行為（要望等及び不当要求）については記録することが重要であることから、その記録を徹底するために周知等を行い、事例を積み重ねることで内容を分析し、対応に反映させる。	働きかけ行為に関する記録の件数：10件以上／年 分析の結果を踏まえた指針等の作成	記録を徹底させるための周知等 事例の収集・分析	・令和５年度における働きかけ行為に関する記録は７件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は０件であった。	・令和５年度のアンケートの結果から、働きかけ行為の制度の概要については約８割の職員が理解していることが分かったが、件数については、年度によりばらつきがある。 ・今後も件数の調査を継続し、働きかけ行為に該当するかどうかの判断材料として、事例を収集する必要がある。	75%	記録を徹底させるための周知等 事例の収集・分析	「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行った。 令和６年度における働きかけ行為に関する記録は４４件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は０件であった。	令和６年度のアンケートの結果から、働きかけ行為の制度の概要については約８割の職員が理解していることが分かったが、前年度と同様であり理解度が向上していない。	75%	
25	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	Ⅰ行政システムの改革	5．新たな公文書管理の改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	それぞれの部署における簿冊の保管スペースが不十分であり、それに伴い適切な文書管理が妨げられている。また、行政事務のデジタル化が進む中で、それに適した文書管理を導入する必要がある。	・メール等により電磁的に受領した文書の管理方法の見直し ・収受供覧、起案等における文書回付の見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討、決定及び見直し ・永年文書の取扱いの見直し	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	電磁的に受領した文書の取扱いの見直し 電子決裁の導入及びこれに伴う文書回付の見直し 電磁的に保管する文書の範囲等の決定	・令和５年１０月から電子決裁制度を導入し、メール等により電磁的に受領した文書については、電子決裁の添付文書等として共有・保存する運用とした。 ・一部のものを除いて電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。 ・電子決裁により添付文書が電子化したこと、決裁状況が即時に把握できること等により、文書回付の見直しが図られた。 ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	・電子決裁に伴う文書のデジタル化の仕組みに関し、全庁統一の運用ができておらず、一部では紙媒体による文書管理が主となっている。 ・令和５年度途中から電子決裁化したため、定期監査資料への対応等、導入時期以前の事務処理の方法について課題が発生している。 ・電磁的に保管する文書の範囲及び永年文書の取扱い等の検討・見直しが未着手である。	75%	電子決裁導入後の検証と見直し 電磁的に保管する文書の範囲の拡大及び取扱いの見直し	電子決裁の例外としている文書以外であっても紙媒体で決裁しているものが見受けられるため、どのような文書が紙媒体で処理されているか確認を行った。	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの検討及び整理ができていない。 電磁的に保管する文書の範囲及び永年文書の取扱い等の検討・見直しが未着手である。	50%	
26	公文書ペーパーレス化の推進	Ⅰ行政システムの改革	5．新たな公文書管理の改革	政策部長、総務財政部長	DX推進室長	政策部DX推進室	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線 LAN化を拡充する必要がある。	庁内無線LAN環境と電子会議システムを拡充することにより、ペーパーレス化と柔軟かつ効率的な働き方を推進を推進する。	庁内無線LANに接続可能な端末の割合：50%	無線LAN環境の拡充 電子会議システム利用者拡充	内部事務用ネットワークの無線 LAN化を本庁２階及び総合保健福祉センター へ拡充し、効率的な働き方の環境整備やネットワークループ等の削減を図った。また、幹部職員が活用している電子会議システムについて、新たに課長等に拡充した。	庁内無線LANや電子会議システムの活用により、ペーパーレス会議の一層の拡充のに加え、柔軟かつ効率的な働き方を更に推進する必要がある。	100%	無線LAN環境の拡充	本庁及び総合保健福祉センターに設置している無線LANネットワークについて、管理システムの活用により安定した運用ができ、効率的な働き方の環境を維持することができた。また、管理職等が活用している電子会議システムについて、当該システムの活用により会議資料等の削減や効率的な会議運営に寄与することができた。	引き続き、庁内無線LANや電子会議システムを安定稼働させるとともに、当該システム等の一層の活用により、柔軟かつ効率的な働き方を推進していく必要がある。	75%	
27	資金運用による財源確保	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率的・効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。 令和4年以降の長期金利の上昇等により売却益を得るのが難しい状況にある。	平成30年7月に改訂した亀山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保：870万/年	地方債等債券による資金運用	３０億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和５年度は10,441千円の運用収益を得た。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。 購入時より債券利息が上昇し続けていることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。	100%	地方債等債券による資金運用	３０億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和６年度は10,441千円の運用収益を得た。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。 購入時より債券利息が上昇し続けていることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。	100%	
28	普通財産の有効活用・売却	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	市が保有する普通財産において草刈り等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。	普通財産の内、未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付・売却 売却：３件 貸付：120件	未利用地の貸付、不要財産の売却 （売却１件、貸付30件）	普通財産の貸付 35件(6,425,067円)	未利用地の売却等に当たっては、民間事業者へのヒアリング等により、未利用地ごとの効果的な売却手法を検討する必要がある。	25%	未利用地の貸付、不要財産の売却（売却１件、貸付30件）	旧若草住宅用地及び旧新所住宅用地について、一般競争入札による売り払い手続きを進めたが、応札者がなく売却に至らなかった。 また、民間のノウハウを活用した売却手法については、市内業者へヒアリングするとともに他市事例を調査した。 普通財産の貸付 33件（5,261,798円）	未利用地の売却等に当たっては、昨年度の取組内容を踏まえ、宅建協会や不動産協会との連携による仲介制度やネット公売など新たな手法を取り入れるとともに、市ホームページの見直しなど効果的な情報発信を行う必要がある。	75%	
29	特別徴収事業所の拡大	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ	地方税法で規定されている特別徴収について、平成２１年度から県内全市町と連携し、特別徴収加入の促進に努めており、税収確保の観点からも今後も特別徴収制度の周知と義務の徹底を行っていく必要がある。	原則、従業員２人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	給与特別徴収の割合：90%以上の維持	従業員２人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	原則、従業員２人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。しかしながら、事業専従者のみや非支給月があるなどの除外が多く、特別徴収の割合は、令和４年度比0.3ポイント減の89.8%となった。	小規模事業所への特別徴収制度の周知と外国人労働者の中途退職者には退職後帰国してしまう者もいるため、一括徴収の実施依頼を図っていく必要がある。	100%	従業員２人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	原則、従業員２人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。結果、給与所得者納税義務者に対する特別徴収割合は、90.4%で令和５年度比0.63ポイントの上昇となった。	平成２１年度から県内全市町と連携して特別徴収の加入促進に向けた取組を行い、平成２６年５月には事業主に対して特別徴収義務者の指定の徹底を行った。本市でも平成２５年度は特別徴収割合が74.4%であったが、令和６年度では90.4%と16ポイント上昇し、事業主側の特別徴収制度に対する理解も深まり給与所得者の約９割は特別徴収で給与から市民税を徴収できるようになった。しかし、外国人労働者も特別徴収の対象となったため中途退職後に帰国してしまう場合は、残額の普通徴収分が滞納となる場合がある。	100%	
30	市税（現年度）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	県内トップクラスの収納率を目指して、引き続き納税者の納付意識の向上や納付環境の整備を行う。	県内トップクラスの収納率に向け、キャッシュレス決済の社会経済情勢の変化に対応する納付環境の整備や納税者の意識向上に向けた取組みを行う。	収納率：99.20%	収納率向上に向けた取組の実施、QRコード（固定資産税・都市計画税、軽自動車税）による納付実施	現年収納率は目標を達成(99.32%)。 また、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書に二次元コードを導入し、収納代理金融機関、指定金融機関以外の金融機関、スマホアプリ、クレジットカードで納付が可能となり、納税環境の充実に努めた。	導入が任意である市県民税（普通徴収）、国民健康保険税では二次元コードが未導入であり、導入の準備を進めているところである。 また、二次元コードでクレジットカード納付が可能となり、当市で契約しているクレジット収納代行業務委託と納付方法が重複するため、契約の見直しを検討している。 導入が任意である税目についても県内の市町の多くが二次元コードを導入しており、国民健康保険税を所管している市民課と協議し、早期の導入に努める。	100%	収納率向上に向けた取組、現状の納付整備の検証	令和６年度の現年収納率は99.33%であった（４月３０日現在）。 また、市県民税（普通徴収）及び国民健康保険税の二次元コード納付を可能とするため令和７年度にシステム改修の予算を計上。令和８年度からの開始を予定している。	収納率向上のため、令和７年度途中からシステム標準化による催告書の様式変更に合わせ、催告に分かり易い外国語の文書を同封することによって外国人労働者の滞納者の縮減に努めることを検討している。	100%	

31	市の債権の適正管理	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なり、税の滞納整理手法をそのまま適用できず、個人情報の共有も難しいが、財政の健全化を進める上で、全庁的に債権回収の意識醸成を図り、適正な債権管理に努める。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)を実施し、担当課の滞納整理状況の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。	判定委員会への困難案件上程：15件/年	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	年度計画のとおり各部会および滞納処分等判定委員会を実施。滞納処分等判定委員会に困難事案を15件上程。滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。滞納処分等判定委員会要綱を改正。令和６年度から介護保険料を公債権部会に加入。市の債権確保の一層の向上に努める。	税務課の困難事案については各部会で情報共有ができているが、税務課以外の事案についての共有があまりできていない状況にある。今後は各部会において困難事案の協議を行った上、必要に応じ各課へ滞納処分等判定委員会への上程を促し、市全体の債権の滞納整理を積極的に進めていく。	100%	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	計画のとおり各部会及び滞納処分等判定委員会を開催した。困難案件については税務課から14件上程した。委員会で滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。 また、公債権部会において、令和７年度から市民課所管の債権である介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納案件の一部について市民課と共同して対応を行うこととした。	本取組を通じ、各債権所管課に財政健全化のための債権保全および回収の意識が定着してきている。 今後は部会を通じ、各部署の困難案件や徴収力の強化のための課題を精査し、債権所管課の徴収力強化に努め、より一層歳入確保に努める。	100%	4/9
32	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、３歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。	収納率：99.80%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。（収納率：９９．６３%）	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、回収を進めたが、目標指標の達成までには至らなかった。今後は、困難案件の割合が高くなる一方で、新規の児童手当充当の申出者が増えにくい状況にあることから、他課と情報を共有しながら徴収の強化を行う。	75%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。（収納率：９９．７４%）	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、回収を進めたが、目標指標の達成までには至らなかった。今後も引き続き未納者に対して、児童手当を未納分へ充当する同意書を求めるとともに、他課と情報を共有しながら徴収の強化を行う。	75%	
33	市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し供給しているため、生活に困窮している状況であるが、市営住宅入居者の納付意識を高め、収納率の向上に向けて取り組む必要がある。	口座振替制度利用の促進、滞納となった場合は各戸訪問、督促状や催告書の送付、また、分割納付など柔軟な対応により、収納率の向上を図る。	収納率：97.00%	収納率向上のための取組の継続	口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合や納付期限までに納付が悪い場合は各戸を訪問し、納付相談を行うなど収納率の向上に努め、現年分の収納率は96.42%となった。	市営住宅使用料を3月以上滞納したときは市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求することができるため、再三の督促や催告に反応がないなど、納付意識の改善がみられない入居者については、明渡し請求をする必要がある。 しかしながら、市営住宅は低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して供給していることから、分割支払いなどにより滞納額を増加させないよう柔軟な対応も併せて行う必要がある。	75%	収納率向上のための取組の継続	口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合は、半月後に再度口座振替を実施した。また、納付期限までに納付がない場合は臨戸訪問や納付相談を行うなど、収納率の向上に努め、現年分の収納率は97.12%となった。	市営住宅使用料を3月以上滞納したときは、市営住宅条例の規定に基づき住宅の明渡しを請求することができるため、再三の督促や催告に反応がないなど、納付意識の改善が感じられない入居者については、明渡し請求をする必要がある。 しかしながら、市営住宅は低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して供給していることから、過去の滞納分について毎月の住宅使用料に上乗せするなど、滞納額を増加させないような対応も併せて行う必要がある。	75%	
34	医業未収金の徴収対策	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課医事グループ	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を実施しているが、所在不明や金銭的な理由により支払いを滞納する者が増加しており、未収金の減少には至っていない。前期計画の目標である収納率90%も達成することができなかった。このことから、後期実施計画においても引き続き積極的な支払督促を実施するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、現状行っていない案件についても、積極的に回収依頼を行い、未収金の減少に努める必要がある。	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を引き続き積極的に行う。 また、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、現状行っていない案件についても、積極的に回収依頼を行い、未収金の減少に努め、収納率90%の達成に努める。	収納率：90.00%	前期同様に過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めた顧問弁護士への委託	未納者に対し、積極的に医療費のお知らせを送付し、窓口における支払督促も行い、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率９０%の達成に努めたが、85.12%に留まり、目標の達成には至らなかった。 （令和６年５月末現在　収納率 99.76%）	未納者に対し、医療費のお知らせの送付等の取り組みを積極的に行ったが、様々な理由により過年度未収金が増加している。 また、医療機関には応召義務があり、診療費の支払いが困難であることを理由に診療を断ることができないため、生活困窮者等が受診した場合には、回収が困難となり未収金が増加してしまう。 また、回収委任においても、費用対効果を勘案して依頼を行っているが、未納者に督促等が行えない状況もみられることから、未納を早期に把握し、督促を行うことが必要である。	75%	前期同様に過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めて顧問弁護士への委託、新たな回収方法等の検討	未納のある患者に積極的に医療費のお知らせを送付し、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率は99.4%であった。	回収委任においては、費用対効果を勘案して依頼を行っているため、少額の未納者に回収委任が行えない状況がある。そのため、金額の多寡に関わらず、未納者への医療費のお知らせの送付を迅速に行うことが重要である。	75%	
35	企業版ふるさと納税の活用	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	第２期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた取組を推進するため、本市が行う地方創生の取組に対する法人からの寄附を促す制度（企業版ふるさと納税）を積極的に活用し、民間資金の獲得による歳入の確保を図っていく必要がある。	民間資金の獲得のため、市ホームページ・SNS等の活用や、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載など、全国の企業に対して本市の地方創生の取組を紹介する。	1件以上／年	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載	内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへ本市の取組を掲載するとともに、PR用のパンフレットを作成し、本市企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載など、全国の企業に対して積極的な情報発信を行い、3件の寄附を受けることができた。（寄附金額は企業の意向により非公表）	企業版ふるさと納税の制度が、現在、令和６年度までとされている中、企業への効果的な働きかけに取り組むとともに、市ホームページやパンフレットにおける制度の紹介や主な寄附活用事業のＰＲ及び国の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」への掲載等、積極的な情報発信に取り組んでいく必要がある。	75%	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載	昨年に引き続き、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載とPR用パンフレットの更新を行うとともに、亀山市雇用対策協議会研修会でのPRなどを行ったことで、2件の寄附を受けることができた。また、企業版ふるさと納税の制度が3年間延長されたことから、地域再生計画の見直しを行い、内閣府の認定を受けることできた。	企業版ふるさと納税の国の制度が3年間延長されたことから、様々な機会を捉え、更なる制度周知を行うとともに、本市に関わりのある市外の企業等に対し、制度周知と本市の魅力発信を行うための方法について、研究を進める必要である。	75%	
36	ふるさと納税の推進	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	令和２年度の寄付金額は約300万円であったが、令和３年７月からシステムの委託やポータルサイトの増設（楽天）など新たな手法を取り入れた結果、令和３年度の寄附金額は約1,000万円になった。令和４年度の目標額を2,000万円としているものの、令和４年度上半期で約500万円という状況であり、伸び悩んでいる。	寄付金額を伸ばすため、返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設等の取り組みを図る。	寄付金額 R5年度：5,000万円 R6年度：7,500万円 R7年度：１億円	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設	寄附金額は約4,100万円で、目標額には及ばなかった。しかし、新規事業者や返礼品の拡大を目指した結果、令和５年３月末現在では33事業者215品目であったが、令和６年３月現在は41事業者370品目となり、知名度貢献に寄与できた。	国の制度改正により、ふるさと納税に係る事務経費率を５割以内にするという基準に、新たにワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用を事務経費に含めることとなった。これにより、１２月から寄附金額に対する返礼品の割合を、３０%から２３%へ引き下げざるを得なくなり、上半期の寄附金額は前年度の３，８倍であったが、下半期の推移は伸び悩んだ。今後、貴重な自主財源を確保すべく、寄附拡大に向け、返礼品の開発に加え、効果的なポータルサイトの運用や誘客促進につながる体験型の返礼品の拡充を図る。	50%	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル	ふるさと納税業務の受託業者をプロポーザル方式で新たに選定・契約し、返礼品提供事業者及び返礼品を52事業者、538品目に増やした。また、「ふるなび」、「アマゾン」など新たなポータルサイトの導入及び既存サイトのリニューアルなどの取り組みを進めた結果、1,108件、58,363,890円の寄附となった。	常に既存サイトのSEO対策を行い、本市の返礼品へのアクセス数を増やす必要がある。また、今後も返礼品提供事業者や返礼品を増やしていく必要がある。	50%	
37	市内への企業誘致の推進と新たな産業団地の確保に向けた検討	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に企業誘致を進めてきたが、平成30年度に販売を開始した新分譲地１０区画が完売になるなど、区画数も残りわずかとなっていることから、新たな産業団地の確保に向けた検討が必要である。	本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスの良さ等を生かし、積極的な市内への企業誘致を行う。また、新たな産業団地の確保に向けた検討を進める。	市内への進出企業数：6社 （令和7年度末）	市内への企業誘致（２社） 新たな産業団地の確保に向けた検討	市内への新規企業は誘致できなかったが、７社が操業を開始することができ、雇用確保など支援に努めることができた。今後の産業団地については、亀山・関テクノヒルズの開発者である住友商事株式会社と産業団地の開発の実現に向けて、協議を行った。	産業団地の開発については、事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など、多くの課題があることから、今後も開発事業者や関係部署と慎重に検討する。	25%	市内への企業誘致（２社） 新たな産業団地の確保に向けた検討	市内への企業誘致はできなかったが、3社（㈱キンレイ、㈱スズカ未来、㈱よしみね）が操業を開始した。また、新たな産業団地確保に向け、庁内で検討を行い、令和7年度に概略設計業務委託を発注するための予算計上を行った。	「亀山・関テクノヒルズ」の残り区画がわずかとなっている。そのため、新たな産業団地確保に向け、概略設計業務を行うが、設計後の事業手法については、慎重な検討が必要である。	25%	
38	地域資源を活かした観光プロモーションの強化	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ	スマートフォンを活用した情報発信の普及と進化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の長期化により、ニューノーマル等、社会の変化に適応した観光政策の推進が求められている。一方、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」による特産品等のブランド化を礎に、既存の特産品の販路拡大や新たな特産品の販路確保を切れ目なく支援することで、新たな価値を創出し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。	魅力的な観光コンテンツの創出や来訪意欲の増進に向け、観光ＤＸを推進するとともに、ＳＮＳやインターネットでの情報発信力を強化する。 近隣自治体等と連携して回遊性の向上を図るとともに、個人訪問者をターゲットとした情報発信を行い、訪問客に魅力ある観光地として選ばれるプロモーション活動を進める。 亀山ブランドによる地域産品の価値を高めるとともに、発掘から販路開拓による一連の支援により、産業振興と地域の活性化につなげる。	観光入込客数 ：220,000人 （R7年度） 観光協会ホームページ訪問者数 ：235,000人 （R7年度） 地域ブランドの認定件数 ：57品目 （R7年度）	関心層に対する、亀山ブランド等を交えた、亀山市の観光イメージの掘り下げ 非認知層に対する、著名なインフルエンサーを活用した、亀山市の観光認知度の向上 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	観光入込客数：213,712人 観光協会ホームページ訪問者数：248,438人 地域ブランドの認定件数：38品目	令和4、5年度に働きかけた関心層から低関心層までの全体について、学び、体験するコンテンツを造成・情報発信することで、亀山＝アートの理解促進を図る必要がある。また、亀山市のブランドイメージ醸成から具体的な文化の深堀を図る取り組みを進める必要がある。 新たな商品の開発や、亀山ブランド認定品の売り上げを伸ばすための商品の魅力向上や販売手法・経路を増やす取り組みが求められている。また、特設コーナーに続く亀山ブランドを通した市内への誘客にもつながる取り組みが必要である。	25%	プロモートコミュニケーションの継続、亀山市の認知度向上、発信する内容をイメージ主体から具体的な文化の深堀に変更 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	観光入込客数：212,663人 観光協会ホームページ訪問者数：280,221人 地域ブランドの認定件数：38品目(R6新規なし)	情報発信を強化することにより、亀山市の魅力を伝えることはできたが、今後は市内への誘客を図るための取組が必要である。市内回遊性を高め、体験型アクティビティを提供する亀山版グリーンツーリズムを確立するため、学校や企業など教育旅行の誘致を目的にモニターツアーを実施し、さらなる本市への誘客に向けた取組が必要である。 新たな商品の開発や、亀山ブランド認定品の売り上げを伸ばすための商品の魅力向上や販売手法・経路を増やす取り組みが求められている。 また、市内観光施設に亀山ブランドの常設コーナーを拡充するなど、市内や近隣市にも亀山ブランドの知名度をあげる取り組みが必要である。	75%	
39	学校給食費（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課保健給食グループ	令和３年度から公会計化し、現年収納率は99.88%であった。保護者負担の公平性と学校給食の適切な運用のため、滞納の防止に取り組む必要がある。	保護者に対し給食費徴収への理解を求める文書を送付するとともに、原則、すべて口座振替とし、滞納者には再振替や督促状・催告状の送付を行う。また、電話催告や臨戸訪問、児童手当等からの充当を行い、滞納の解消を図る。	収納率：99.9%	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状、催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当等からの徴収申出等により、収納率は99.62%となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が増加している。また、児童手当からの徴収申出は年々増加しているが、児童手当からの徴収申出を滞納者から得られない場合は徴収が困難となる。なお、令和６年６月分児童手当からの徴収予定額は令和６年度の歳入となるため、令和５年度決算においては未納額となる。	50%	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状・催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.60%となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が増加している。また、児童手当からの徴収申出は有効な方法であるが、滞納者から申出を得られない場合や、転出等により児童手当が支給されない場合は徴収が困難となる。	75%	

40	図書館の蔵書充実のための財源確保	Ⅱ財政運営の強化	6．歳入確保の推進	教育部長	図書館長	教育委員会事務局図書館	継続した資料収集保存及び提供を行う上で、雑誌スポンサー制度の見直しを行うとともに、財源確保など新たな仕組みを検討する必要がある。	幅広い利用者層に様々な図書館資料を提供できるよう、図書館の役割や趣旨に賛同いただける企業や団体等から資料等の寄贈提供を受けることやクラウドファンディング等の手法による資金調達を含めた財源確保の検討をする。	資金調達方法の検討結果の反映及び市保有媒体でのPR報の実施	寄贈資料の受入基準を設定 雑誌スポンサー制度の見直し	寄贈資料の受入れ基準については、「寄贈資料の取扱いについて」として受入れの際の基準を定めた。 また、雑誌スポンサー制度の見直しについては、見直しには至らなかった。	雑誌スポンサー制度には地域の企業や個人からの協力を得ていることから慎重な協議が必要である。 また、クラウドファンディング等を取り入れる場合においても確実な支援を受けられないことや継続的な支援の確保が見込めるのかの内容についても検討が必要である。	50%	クラウドファンディング等の資金調達方法の検討	雑誌スポンサー制度を継続的に活用し、地域の企業や個人からの協力を得て図書資料の充実を図った。この制度は、地域とのつながりを深めるとともに、図書館の役割や意義への理解促進にもつながり、持続可能な支援の仕組みとして定着しつつある。また、制度の見直しについても検討を行ったが、現時点での制度維持が妥当との判断に至った。あわせて、さらなる図書館サービスの充実を目的とし、三重県図書館協会の図書館振興事業助成金に対する申請も行い、多様な資金確保の手段を積極的に模索した。	クラウドファンディングは一時的な資金調達手段であり、長期的運営への適合性について慎重な検討が必要である。また、支援額の小口化やプロジェクト数の増加により参入障壁が高まり、発信力や運営スキルが求められるなど業務負担も大きい。一方、雑誌スポンサー制度は安定的支援の仕組みとして定着しており、今後も活用を継続する。また、公益財団法人岡田文化財団への助成申請を行うなど、資金調達の手段を検討している。	75%	5/9
41	公共料金の支払一元化	Ⅱ財政運営の強化	7．歳出の節減・重点化	会計管理者	-	会計課出納グループ	公共料金の支払い方法について、事業別予算のため各課で執行している。 起票後会計課へ回付し支払を行っているため、各課での起票及び会計課での審査に時間を要している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	公共料金明細のデータを財務会計システムに取り込み、1つの部署で一括起票して支払うことによる事務の効率化を目指す。	伝票処理の効率化 領収書貼付け作業：330枚/月×5分＝27.5時間/月	公共料金明細サービスの導入	各種公共料金の口座引き落としのためのデータ登録を行い、財務会計システムや公共料金明細データを受け取るための設定を行った。 会計課にて公共料金のデータを抽出し、財務課契約管財Gにて財務会計システムから一括起票し支払を行い、光熱水費及び通信運搬費の口座振替による支払を開始した。	各種公共料金の支払処理の際に、支払期日まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に予算措置を行う必要がある。	75%	公共料金明細サービスの運用	各種公共料金の口座引き落としを令和５年度から開始し、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。 R6年度実績（１か月分平均） 取り込み明細件数（≒納付書枚数）350件分を公共料金口座振替分伝票（財務課一括起票分）20枚に削減して処理 （内訳：電話料金130件、上下水道料金110件、電気料金110件）	各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行った。しかしながら、エラーが出る場合があるため、引き続き周知に努める必要がある。	100%	
42	各種補助金の検証	Ⅱ財政運営の強化	7．歳出の節減・重点化	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	補助金のあり方については、「補助金の適正化に関する基準」に基づき適正化を図っている。 各種補助金の執行については、令和元年６月に「亀山市補助金等交付事務内部監査規程」を定め、関係法令、条例規則等の遵守及び適正な事務処理等の執行の監査を実施している。	費用対効果に基づいた補助金の検証を行うための取組方法の検討を行い、実施する。	年間2補助金の検証を実施	取組方法の検討	終期が設定されていない補助金等の交付要綱や交付基準に、2月末を目途に令和７年度末を終期として設定することを指示し、一部を除き実施した。（指定管理など契約期間が令和7年度末以降も継続しているものなどを除く） 終期を設定することで、担当課とともに終期を迎える補助金の継続、廃止、内容の変更を、補助金の目的や効果の視点から重点的に検討することとした。	今後、長期間要綱等の見直しのされていない補助金について、補助対象や補助割合などの見直しを図るが、実情に合わせた見直しが必要であることから、担当課との調整に時間を要することが想定される。	50%	実施（年間１補助金）及び取組方法の検証	特定団体への補助金４件の事務事業点検を実施し、事務事業外部点検委員会から提出された報告書に対する今後の方向性を事業ごとにまとめ、令和７年度以降に改善等の実施状況を報告するようにした。	今後、長期間要綱等の見直しのされていない補助金について、補助対象や補助割合などの見直しを図るが、実情に合わせた見直しが必要であることから、担当課との調整に時間を要することが想定される。	100%	
43	河川等維持管理工事補助金交付要綱の策定	Ⅱ財政運営の強化	7．歳出の節減・重点化	建設部長	土木課長	建設部土木課河川流域グループ	近年の集中豪雨による河川等破損や水路周辺の荒廃山林及び休耕田による水路機能の維持不足が増大しており、修繕費用が拡大の一途をたどっている。	河川等の維持管理に参画していただける、自治会に対して修繕工事に要する費用の一部を補助するための補助金交付要綱の策定を行う。市単独工事では無く、自治会への交付金支給による地元施工となることで、迅速修繕かつ費用削減となり、市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	要綱策定	要綱条件の検討	市の管理する法定外水路などの維持管理を協力していただく自治会に対して、修繕工事等に要する費用の一部を補助するため、地元要望事項や補助対象とする工事内容の精査、限度額の検討、補助回数の検討の整理を行った。	特になし	50%	庁内各種要綱との整合	補助対象の具体的な検討と、他部署での同様の交付金要綱との比較検討を進めた。	地元負担が増加するため、地域住民の理解と協力が必須であり、対象範囲の整理が必要である。 また、他事業（包括的民間委託）の導入検討も始まっており、当事業との有効性の再検討が必要となっている。	50%	
44	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税（現年分）の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。	年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。	目標収納率（県運営方針）の達成	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組	令和４年度から徴収業務を収納対策Gへ一元化し、収納率が向上した（前年度比0.26ポイント）。 また、昨年に引き続き、資格重複者に資格喪失手続きの案内文書を送付し、職権喪失の処理を行うことで、未納分調定額を減額し、収納率向上に努めた。	県運営方針の目標収納率が高め（97.27%）に設定されているため、収納率向上に努めてはいるが、達成は困難な状況にある。	100%	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組	収納業務について、収納対策Gと連携して行うとともに、資格重複者への資格喪失届出の勧奨や職権による喪失等、適正な資格管理を行い収納率向上に努めた。Ｒ６年度現年分収納率：94.08%	県運営方針の目標収納率が高めに設定されているため、収納率向上に努めているが達成は困難な状況である。	100%	
45	国民健康保険税の適正な負担	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持続的に安定的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加等を把握し国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。しかし国民健康保険被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなど国保財政の構造的課題があり税率改正は慎重に行う必要がある。	毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較することにより国保財政の健全な財政運営に取り組む。また、令和６年度から廃止の激変緩和措置に対応するため、税率改正を検討する。	保険税収納率向上や医療費の適正化を図るなどの国民健康保険事業の財政基盤強化による安定的な国保財政の運営	激変緩和措置が無くなった後も国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営を図るための税率改正の検討	国民健康保険事業納付金及び標準税率の推移を検証した。 また、国保運営協議会では、国保会計の決算や国民健康保険事業運営基金、事業納付金及び標準税率の推移等の資料を基に、税率改正に向けた検討を行った。	国民健康保険の被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなどの構造的課題があることから、税率改正については慎重な検討が必要である。 また、令和６年度に激変緩和措置が無くなったことに加え、被保険者の高齢化や医療費の高度化等の影響から、国民健康保険事業納付金の額が年々増加しており、国民健康保険事業運営基金の残高を見ながら、来年度以降の税率改正を検討する必要がある。	100%	国民健康保険事業の更なる財政基盤の強化	県が示す標準保険税率との整合を図る必要があることや、被保険者数の減少による保険税等の歳入の減、激変緩和措置の終了に伴う国民健康保険事業費納付金の歳出の増が見込まれる等、国保財政の大幅な赤字が想定されることから、国民健康保険事業運営基金を活用し、令和７年度の保険税率の改正を行った。	今後も被保険者の減少等により国民健康保険事業の財源不足が見込まれる中、持続可能な国民健康保険事業の運営に向けて、収納率の向上や保険事業の精査、医療費の適正化に取り組む必要がある。また、令和８年度に向けて、子ども・子育て支援金制度の創設や県の標準保険税率の状況を注視し税率改正の必要性を検討する必要がある。	100%	
46	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	第2期データヘルス計画の終期が令和5年度であるため、第3期データヘルス計画を策定するとともに、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図る必要がある。	第3期データヘルス計画を策定するとともに、データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策などの保健事業を実施し、医療費の適正化を図る。	特定健診受診率：65% 特定保健指導利用率：60%	第３期データヘルス計画の策定 デジタル技術を活用するなどした健診を受診しやすい環境の整備	特定健診受診率等の向上に向け、健診の実施期間の延長やナッジ理論を活用した6種類の受診勧奨通知の他、未受診者を対象にアンケート調査を行った。生活習慣病治療中断者に対して適切な医療機関への受診を促し、生活習慣病の重症化の防止と医療費適正化に努めた。	アンケートの調査結果から、特定健診を受診しなかった理由として「かかりつけ医で定期的に受診していたから」との回答が多く、そのうち、「かかりつけ医で定期的に受診していても特定健診の対象になることを知らなかった」と回答した人が多かったことから、通院している未受診者に対する対策が課題である。 通院とは別に、定期的な特定健診の受診が生活習慣病の早期発見につながることを周知する等、受診勧奨方法を検討する必要がある。	100%	第３期データヘルス計画に基づく特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策等の保健事業実施による医療費の適正化	特定健康診査の実施期間の延長や休日実施等、受診しやすい環境整備を図った。また、かかやま健康セミナーでの啓発活動や未受診者の状況に応じナッジ理論を活用した受診勧奨通知を送付する等の取組を行い、受診率は前年度と比較し微増となった。特定保健指導については、利用率向上に向けて、未利用者に対し利用勧奨通知を送付した他、広く大勢の対象者に利用していただけるようイベント型の測定会を実施した。	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率が依然として低いため、特定健康診査と特定保健指導の重要性をより効果的に周知することや勧奨の方法等を検証する必要がある。	100%	
47	収納率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道管理グループ	給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金収入を確保していく必要がある。	督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。	収納率：99.40%	収納率目標値:99.40% 停水、訪問徴収等の取組	毎月２回の停水執行を含めた訪問：310件（うち停水執行：98件） 収納率：98.47% 使用中止者における水道料金未納者への文書送付による納付催告の実施：103件 現行の水道料金の妥当性を検証した。	水道料金未納者のうち、水道使用中止者に対して納付催促文書及び納付書の送付を実施したこともあり、収納率は昨年度に比べてやや増加したが、水道使用中止後に転居を繰り返す者などは、所在地の確認が困難であるため、限られた人員での業務を行うことに限度がある。	100%	収納率目標値:99.40% 停水、訪問徴収等の取組	毎月２回の停水執行を含めた訪問：264件（うち停水執行：121件） 収納率：現年度分：99.64% （令和7年5月末日現在の数値。前年度同時期：99.56%） 過年度分：25.70%（令和7年3月末現在。前年度：30.02%） 水道の使用を中止した者に対する水道料金未納者への文書送付による納付催告の実施：16件	昨年度と同様に、水道料金の未納者のうち、水道の使用を中止した者に対して、納付催促文書及び納付書を送付した。その結果、現年度分の収納率は昨年度とほぼ同水準を維持したものの、過年度分の収納率は約5%減少した。収納率向上のためには、臨戸訪問や郵送による納付催促が有効とされているが、限られた人員での業務を行うには限度があり、特に安価な水道料金滞納者への臨戸訪問や納付催促には、費用対効果の観点から問題がある。	100%	
48	有収率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道工務グループ	水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水は、発見が難しいため地表に漏出してから修繕する場合が多いが、早期発見・早期修繕により漏水量を削減していく必要がある。	年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組む。	有収率：92.3%	有収率目標値:91.4% 漏水調査：第2水源区域 漏水箇所の修繕	・令和５年度は、第２水源区域で漏水調査を行い、発見した漏水箇所（N=11箇所）は、有収率向上を図るため、年度内に早期修繕を行った。 ・令和５年度有収率：89.4%	漏水調査により発見した漏水箇所は、有収率向上を図るため、早期に修繕を行ったが、有収率は令和４年度と比べて0.3%低下した。地中漏水は、発見が困難であるとともに、水道管の老朽化により漏水量が増加することも想定されることから、継続的に取り組んで行く必要がある。 しかし、早期に修繕を行っているにもかかわらず、ここ数年の有収率は90%前後でとどまっており、目標有収率に及んでいない。	100%	有収率目標値:91.8% 漏水調査：加太・坂下水源区域 漏水箇所の修繕	・令和６年度は、加太及び坂下水源区域で漏水調査を行い、発見した漏水箇所（N＝７箇所）は、有収率向上を図るため、年度内に早期修繕を行った。 ・令和６年度有収率：89.7%	漏水調査により発見した漏水箇所は、有収率向上を図るため、早期に修繕を行い、有収率は令和５年度と比べると0.3%向上した。地中漏水は、発見が困難であるとともに、水道管の老朽化により漏水量が増加することも想定されることから、継続的に取り組んで行く必要がある。 しかし、早期に修繕を行っているにもかかわらず、ここ数年の有収率は90%前後でとどまっていることから、今後はＡＩ技術などの先進技術を活用したより効率的な水道管の漏水調査が必要である。	100%	

49	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部下水道課下水道管理グループ、下水道工務グループ	農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図る。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営が必要である。	農業集落排水事業の経営の計画性・透明性の向上を図るために、最適整備構想を基に策定した機能強化事業計画に基づき、施設を計画的に更新する。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化に取り組む 収納率目標は農業集落排水施設使用料：99%。	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、収納率の向上	老朽化等により機能低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区処理場、白木地区処理場、上加太処理場において機器の一部の更新工事を行った。また、維持管理適正化計画（第１期）を策定し、維持管理の効率化・適正化に向けた検討を行った。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、支払督促等などを行った。（農業集落排水施設使用料収納率　99.5%）	交付金の内示率が年々減少傾向にあり、国の補正または制度改革等の情報をいち早く収集し財源確保に努める。また、機能強化対策工事の機器類の一部については、工場稼働状況の悪化及び物流の停滞により資材の入手に日数がかかることが想定されていたため、早期工事発注に努め施設を持続的に機能保全していくためにも、機能強化対策事業計画に基づき事業を推進していくことが必要である。 人口減少に伴う使用料収入の減少や一般会計からの繰入金など経営環境が厳しさを増す中にあって、施設の老朽化に伴う更新費用が今後ますます増加することが見込まれることが課題である。	75%	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、収納率の向上	老朽化等により機能低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区、白木地区、上加太地区において機器の更新工事を行った。また、維持管理適正化計画（第２期）を策定し、下加太地区、市瀬地区、南部地区において、維持管理の効率化・適正化に向けた検討を行った。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収等を行った。（農業集落排水施設使用料収納率　99.5%）	国等からの財政支援が年々減少傾向にあるため、補助金制度等の情報を収集し財源確保に努める。施設の機能を保全していくために、機能強化対策事業計画に基づき事業を推進していくことが必要である。 また、人口減少に伴う使用料収入の減少等の社会情勢の変化に対応しながら、経営戦略に基づく経営状況の把握に努め、経営指標である経常収支比率の維持を目指し、持続可能な事業運営に努める必要がある。	75%	6/9
50	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部下水道課下水道管理グループ、下水道工務グループ	三重県生活排水処理アクションプログラムにおいて、生活排水処理施設の早期概成を目指すとともに、効率的な維持管理・経営についても考慮するよう示されていることから、亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行っていく必要がある。また、下水道への接続促進及び使用料収入など財源確保に取り組むことで経営の健全化を図っていく必要がある。	亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行うとともに、下水道への接続促進及び使用料収入の確保に向け取り組む。また、併せて経営戦略を基に持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化に取り組む。収納率目標は公共下水道使用料99%。	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保	国庫補助金の財源確保に努め、一部区域において工事が繰越しとなったが、川崎町・阿野田町・天神三丁目ほか地区において下水道未普及地域で約3.7kmの管渠整備を実施し、整備（供用）面積で17.1haの公共下水道整備の進捗が図れた。 供用開始後の公共ます設置工事費用を原則自費工事と制度を改正することで、工事費用の削減に繋がる見込みである。また、使用料収納率の向上のため、督促状や催告状の送付等を行った。（公共下水道使用料収納率　99.6%）	交付金の内示率が年々減少傾向にあり、国の補正または制度改革等の情報をいち早く収集し財源確保に努める。計画的に整備を推進することはできたが、快適な生活環境と健全な水環境を維持するためには、公共下水道普及率の向上が必要である。 しかしながら、高齢者の世帯や合併処理浄化槽普及により接続を拒む世帯も少なくない。 下水道への早期接続について、地域説明会などでより一層下水道事業への理解を深めてもらい、使用料収入による継続的な財源確保が必要である。	75%	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保	主な財源である国庫補助金の確保に努め、川崎町・阿野田町・天神三丁目地区等において下水道未普及地域で2.2kmの管渠整備を実施し、整備（供用）面積で11.7haの公共下水道整備の進捗が図れた。 下水道台帳を市HP上で公開することができたことにより、下水道管理設状況の窓口対応が削減できた。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、訪問徴収等を行った。（公共下水道使用料収納率　99.6%）	国等からの財政支援が年々減少傾向にあるため、補助金制度等の情報を収集し財源確保に努める。高齢者世帯や合併処理浄化槽普及により接続を拒む世帯も少なくないため、下水道への接続について、従来からの地域説明会など以外にも、様々な媒体機会を通じ、下水道事業への理解・協力を促進することで、普及率の向上と継続的な使用料収入確保が必要である。	75%	
51	経常収支比率１００%及び医業収支比率９０%の達成	Ⅱ財政運営の強化	8．特別会計・企業会計等の経営健全化	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	令和３年度決算においては、経常収支比率が100.43%、医業収支比率が89.01%であり、年々改善しているが、新型コロナ感染症対策にかかる県補助金の活用など一時的な収益による改善であることから、常勤医師を確保し、診療体制の充実を図るなど、更なる収支改善が必要である。	医師確保等に努めるとともに、鈴鹿区域地域医療構想に基づき、亀山市立医療センターアクションプラン（公立病院経営強化プラン）を策定し、同プランに設定した数値目標を達成できるよう経営改善の取組を推進する。	経常収支比率：100%。医業収支比率：90%	医師確保による医業収益の改善・効率的な施設運用による経費節減	令和５年度も新型コロナ感染症対策に積極的に取り組み、県補助金等の収益を確保することができた。また、滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医２名の配置など診療体制を拡充したことにより、医業収益が増収となった。 支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。 令和５年度経常収支比率：100.31%、医業収支比率：90.38%	新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金等が令和６年度以降は廃止されることから、引き続き医師等人材を確保し、より安定的な収益を確保する必要がある。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努め、令和５年度に策定した亀山市立医療センター経営強化プランを推進することにより経営改善に取り組む必要がある。	100%	継続及び更なる検討	引き続き滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医２名の配置など医師等人材を確保し、診療体制が整ったことにより安定的な収益が確保でき、医業収益の増収となった。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰により経費の増となった。 令和６年度経常収支比率：93.6%、医業収支比率：87.9%	引き続き医師等人材を確保し、より安定的な収益を確保する必要がある。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努め、令和５年度に策定した亀山市立医療センター経営強化プランを推進することにより経営改善に取り組む必要がある。	50%	
52	公共施設等総合管理計画の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	本市では、旧亀山市、旧関町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別施設計画の進捗管理を行うとともに、随時計画の見直しを行う。	計画に定めた進捗の推進（年1回）	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し	学校施設等長寿命化計画の策定や公共施設LED化推進事業といった施設の長寿命化にかかる取組や新庁舎整備基本計画の策定など施設総量の削減にかかる取組など、計画に位置付ける取組の進捗管理を行った。	学校施設や行政庁舎のみならず、老朽化が進むその他の施設についても、再編等の方向性について検討する必要がある。また、検討については、計画で定める再編方針を踏まえた上で、庁内横断的な調整を図り進める必要がある。	25%	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し	学校教育施設、子育て支援施設、公営住宅など、各分野における施設再編や長寿命化等の計画に基づく取組状況についてヒアリング等を行った。	公共施設等の総合的なマネジメントを行うためには、各施設の情報を一元管理し、全庁的に共有化を図った上で、施設の集約化や統廃合の検討を行う必要がある。	50%	
53	消防団施設の見直し	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、改修などによる施設の長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で、施設や設備の統廃合に着手する。	消防団施設の長寿命化及び統廃合の実施	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。 また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進するとともに、個々の施設の統廃合に関する検討も進める必要がある。	50%	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討 検討結果に基づく見直しの実施	消防団詰所、消防団車庫付属設備の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。 団本部と消防施設の方向性について協議を開始した。	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進する必要があるほか、個々の施設の方向性について検討、協議を進める必要がある。	50%	
54	小学校プール施設の統廃合の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	各小学校のプール施設について、新施設を除き老朽化が進んでいる。通常のメンテナス費用等に加え、今後多額の更新費用が見込まれる。	市内小学校のプール施設の統廃合、民間を含めた受け入れ可能な施設の利用について検討する。	統廃合及び民間施設の利用について、長寿命化計画に基づいた調査後、一定程度の方向性を決定	長寿命化計画の策定、プール施設の老朽化状況の把握	学校施設等長寿命化計画を策定し、その中でプール施設の老朽化状況の把握、また、実施計画の策定に向けた方針案を作成した。	・民間受入れ施設が市内に少なく、全児童受入れが困難である。親子方式等の対応が必要である。 ・児童の移動時間を考慮し、授業数の確保が可能か判断する必要がある。 ・消防水利、災害時における避難所対応等、使用しなくなる方向の学校プールの在り方について、調整が必要である。	100%	統廃合及び民間施設の利用について一定程度の方向性についての検討	学校施設等長寿命化計画に基づき、長寿命化改修の一定程度の方向性について検討を行った。 小学校４校（親校２校、子校２校）において、親子方式のプール授業の試行を行った。 令和７年度に向けて、市プール施設及び民間プール施設を活用したプール授業の試行に関する体制を整えた。 ※親子方式とは、A校を親校、B校を子校とした場合、プール授業の際は子校であるB校が親校であるA校のプールで授業を行うことを言う。	親子方式のプール授業については、①実施に向けた協議や調整等、教員の負担が大きかった、②天候等に左右され、実施できない場合の代替えの確保等が困難、等の課題が抽出された。 市プール施設や民間プール施設、市所有のスクールバスを活用したとしても、全ての学校（児童）に対応は難しい。 消防水利、災害時における避難所対応等、使用しなくなる方向の学校プール施設の在り方について、調整が必要である。	75%	
55	医療センター施設設備の長寿命化	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事、外壁等塗装及び汚水配管更新工事など、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超え老朽化が進む他の施設設備については、計画的な改修等が必要である。	エレベータ他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。	緊急性の高い修繕工事から順次実施できるよう計画し、施設の長寿命化を図る	エレベータ更新工事契約・設計	エレベータ更新工事について令和５年８月に契約締結し、施工業者と令和６年度の施工に向け詳細な打合せを行った。	施設の築年数が３０年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。	100%	エレベータ更新工事施工	エレベーター更新工事について令和６年６月２８日に工事完了した。	施設の築年数が３０年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。	100%	
56	公共施設LED化の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	蛍光灯器具の生産が終了する中、公共施設の照明については、CO2排出量や消費電力量の削減効果が高いLED化へ更新する必要がある。	LED化によるCO2排出量や消費電力の削減効果が大きい施設の更新及び未更新施設への導入検討	LED照明への更新施設数（64施設）	LED照明への更新（37施設）	更新を予定していた小中学校や子育て支援施設、消防庁舎など３７施設について、計画どおり照明のLED化を図った。これにより対象施設の消費電力量やCO２削減につながった。	LED照明への更新作業の最終年次となる令和６年度は、コミュニティセンターや市立医療センター、文化会館等を予定していることから、施設利用への影響が最小限となるよう作業時期等について調整を図る必要がある。また、本事業の対象施設から除外した比較的小規模な公共施設等のＬＥＤ化について検討する必要がある。	50%	LED照明への更新（27施設）	市立医療センターや文化会館など28施設について、照明のLED化を図ったことにより、施設の消費電力量やCO2排出量の削減につながった。	令和4年度から3か年をかけて比較的大規模な68施設の更新作業が完了したことから、事業効果を検証した上で、未更新施設の対応について検討する必要がある。	100%	
57	公共施設の跡地利用	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	旧図書館や旧市営住宅などの公共施設跡地等について、有効活用を図る必要がある。	公共施設跡地等について、庁内検討委員会において、今後の活用方針等を決定する。	跡地活用等を決定した公共施設跡地：3件	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（１件）	庁内検討委員会において検討を行い、旧図書館を児童センターとして整備するとともに、市営若草住宅の一部を観光駐車場として活用することを決定した。	現在、市が保有する市営住宅跡地等の未利用地については、全庁的に情報共有を図った上で今後の方向性を決定するとともに、活用が見込めないと判断した未利用地は積極的に民間への売却や貸付を検討する必要がある。	25%	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（１件）	旧市営住宅用地などの未利用地９件について庁内で情報共有を図り、公共施設跡地等検討委員会において活用方針を検討した。検討の結果、未利用地５件について売却する方針を決定するとともに、４件については、立地状況等から引き続き市で保有する方針を決定した。	売却方針を決定した未利用地については、敷地内の市道や理設管の整理、登記手続き等が必要な用地があることから、その対応について関係部署や利害関係者などと協議の上、進める必要がある。	100%	
58	新庁舎整備の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	9．公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	現本庁舎は、老朽化や狭隘化等の課題を抱えていることから、行政サービスや防災の拠点となる新庁舎整備を進めていく必要がある。	新庁舎整備基本計画に基づき、建設予定地を決定し用地取得を行うとともに、基本設計に向けた条件整理を行う。	新庁舎建設予定地の用地取得率：100%	建設予定地の決定	5か所の建設候補地について比較検討を行い、「亀山駅周辺」を新庁舎の建設予定地（エリア）に選定した。	建設予定地（エリア）である「亀山駅周辺」において、具体的な建設場所を決定し、地権者と交渉の上で用地を確保する必要がある。また、基本設計の諸条件となる庁舎の規模や階層、集約すべき行政機能などは、基本計画において示した整備方針を前提に、用地確保の状況や本市の財政状況を踏まえ整理する必要がある。	25%	用地交渉・用地取得	亀山駅周辺エリア内における建設場所の決定に向けて、一部の土地所有者と面談するとともに、庁内の関係部署と情報共有を図りながら、具体的に庁舎の建物をレイアウトした上で、事業費や実現可能性などを勘案し検討を進めたが、建設場所の決定には至らなかった。	市の財政状況を踏まえ、新庁舎の整備時期を当初計画から６年程度延伸することとしたことから、整備手法等の検討や庁舎建設基金の計画的な積立てにより、将来の財政負担の軽減を図る必要がある。	25%	

59	学校施設の長寿命化	Ⅲ既成概念からの脱却	９．公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	学校施設については、今後、法定耐用年数を迎える施設の増加が見込まれる。耐用年数を延伸することを前提とした予防保全型管理を行うとともに、改修予算の平準化を図るため、計画的に改修等を行う必要がある。	学校施設の長寿命化計画を策定し、改修の要否を把握した上で、計画的な改修により施設の保全管理を行う。	計画に基づく保全管理	長寿命化計画の策定	学校施設等長寿命化計画を策定した。	計画策定の結果、近々に長寿命化改修等を実施することが望ましい校舎が多数あり、市予算やマンパワー等を含めて、事実上可能な改修計画の方向性を改めて決定する必要がある。	100%	計画に基づく保全管理	学校施設等長寿命化計画に基づく、長寿命化改修の一定程度の方向性について検討を行った。	市の財政状況やマンパワー等を踏まえて、一定程度の方向性について検討を行った一方で、老朽化が見られる校舎も多く、対応が必要である。	75%	7/9
60	総合防災情報システムの構築	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	危機管理監	防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	防災行政無線の機器の老朽化や電波法改正への早急な対応等の既存機器の持つ課題のほか、情報伝達の地域不均衡の解消や情報弱者への情報伝達の確保が必要である。 また、かめやま・安心めーる、ケーブルテレビ、ホームページ、防災行政無線等の効率的な運用も必要である。	亀山市役所を基地局とした防災行政無線を基本としつつ、インターネットを活用した様々な情報伝達手段を重層的に組み合わせた、市民に広く情報を伝達するシステムを構築する。	防災行政無線の整備と合わせ、SNSを活用する等新たな情報収集手段や、情報弱者への伝達システムの整備 業務のワンオペレーション化	防災情報伝達システム実施設計	令和６年能登半島地震を教訓として、整備方針の再検討を行うとともに、実施設計の変更を行った。また、情報弱者（避難行動要支援者）への情報及び収集など、整備方針に示す事項の具体化と実効性を確認した。	発災初動の段階や発災以降において主要地域に広く伝えるだけでなく、孤立する恐れの高い地域等にも等しく情報が伝達されることが重要であるとの考えの下、地域特性が及ぼす情報伝達に与える影響を考慮しながら、防災情報伝達システム整備方針を抜本的に見直した上で、システム整備を進める必要がある。	100%	防災情報伝達システム整備工事	能登半島地震の教訓から、令和４年度に策定した防災情報伝達システム整備方針を見直しを行った。それを踏まえ、9月に整備工事の契約を締結、10月から着手し、避難発令判断システムや防災アプリの開発を進めるとともに、土砂災害等の災害リスクの高い孤立の恐れのある地域５か所へのデジタルスピーカーを設置するなど、情報伝達の重層化に重点を置き、整備事業に取り組んだ。	整備工事については、旧防災行政無線から防災情報伝達システム移行する際に間隙が生じないよう努めるとともに、旧防災行政無線の撤去について地域の理解を得ながら進める必要がある。 また、令和８年４月からのシステム運用開始に向けて、防災アプリへの加入促進や事業内容等を丁寧に説明し、利用促進に努める必要がある。	100%	
61	総合保健福祉センター機能の在り方の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ	総合保健福祉センターあいあいは、2000年12月(平成12年)に建てられ、20年以上経過している。施設内には、温泉施設をはじめ、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うに当たり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討し、機能を見直す必要がある。	温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループ会議を開催し、施設機能の見直しなどの方針をとりまとめた上で、機能見直しを行う。	機能見直し：方針とりまとめ・実施	調査・検討を行った機能見直しに関する調査結果を踏まえた、具体的な方向性を見出す検討	利用者の状況や令和６年度からの子ども未来部の設置に伴い、トレーニング室を子ども未来部の執務室へ、視聴覚室を書庫へ、いさがい工作室をボランティアルームへ転用した。	利用状況を鑑み、利用の転用を行ったが、今後についても、利用者のニーズを把握する必要があり、よりニーズに沿った活用ができるよう、機能見直しを行う必要がある。	50%	機能見直しに係る具体的な検討結果に基づく、現施設機能の転換や見直し	令和５年度までボランティアルームとして使用していた場所をひきこもり支援のための用途に変更した。	今後についても、利用者のニーズを把握しながら、よりニーズに沿った活用ができるよう、検討する。	75%	
62	重度心身障害者介助者手当等の見直し	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課障がい者支援グループ	重度心身障がい者（児）の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい福祉サービス等が充実し介助者の負担が軽減され、介助者手当の支給制度のあり方を見直す必要がある。	障がい者等が安心して地域で生活できるよう障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	障がい者等と介助者等のニーズに対応した事業及び重度心身障害者介助者手当等の廃止に関する検討及び提案	・令和３年度に実施したアンケート結果に基づき、障がい者等を主に介助している人のニーズの調査・分析。 ・重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等に関する検討。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施については、現下の物価高騰等による市民生活の負担増に対する配慮や、恒常的な扶助費の増加に対する市財政の健全性の確保等を踏まえつつ、障がい者等を介助する人の負担を実質的に軽減できるよう、アウトリーチ等による支援や移動の支援等の可能性も含めて検討していく必要がある。	25%	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び代替事業の実施	令和６年度の事務事業点検において抜本的な見直しや改善が求められた。 現在の支給対象者の状況や他事業の併用利用などを整理する必要性をグループ内で共有した。	昭和４９年から恒常的に続けてきた手当であり、当時と比較すれば障がい者支援に関わる制度やサービスは充実しているものの、現金支給していたものを廃止することは、近年の物価高騰を含む市民生活の中では感情的に受け入れられにくい状況にある。根拠となる資料の整理と丁寧な説明が求められる。	25%	
63	事務事業点検制度の実施	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	行政経営資源の優先的かつ効果的な再配分に資するため、本市が実施する事務事業に対し、PDCAサイクルのチェックの機能を強化し、個々の事務事業の検証を行う必要がある。	本市が実施する事務事業の妥当性等について、客観的な点検等を行い、当該点検結果を検証した上で事務事業の改善につなげる。	事務事業点検の実施：２回	第１回事務事業点検の実施	事務事業評価対象事業のうち、外部点検を行うべき事務事業の提案を職員から募り、一般財源額の大きさや施策体系上の事業分野のバランスなどを総合的に勘案して６事業を選定した。その上で、外部点検委員による事業の「有効性」の検証を実施した。	個々の事務事業に関する担当部署の説明については、事実関係や関連数値等の把握が十分でないと思われるものが一部に見受けられた。 次回の点検においては、正確かつ論理的に説明できるよう、入念に準備をする必要がある。また、次回の対象事業については、関連する事務事業を含めた周辺分野における複数の事務事業を幅広い視野で点検する手法を、事業選定の際に検討する必要がある。	100%	第１回事務事業点検の検証 第２回事務事業点検の実施	第１回事務事業点検については、事務事業外部点検委員会から提出された報告書に対する今後の方向性を事業ごとにまとめ、令和６年度以降に改善等の実施状況を報告するようにした。 第２回事務事業点検については、評価対象事業のうち、令和６年度予算の一般財源が概ね1,500万円以上の事業の中から、１７事業を選定した。その上で、外部点検委員による事業の「有効性」の検証を実施した。	個々の事務事業に関する担当部署の説明については、事実関係や関連数値等の把握が十分でないと思われるものが一部に見受けられた。	100%	
64	土地利用集積推進補助金の見直し	Ⅲ既成概念からの脱却	10．事務事業のスクラップ＆ビルド	産業環境部長	農林振興課長	産業環境部農林振興課農林政策グループ	昨今の全国的な農地利用集積は、農地中間管理事業の推進に関する法律の利用を推進しているが、これまでに本市の当該法律を利用した農地利用集積はごくわずかである。令和７年度に農地中間管理事業への切替が見込まれており、要に切替を促進するため、補助金制度を見直す必要がある。	農地中間管理事業の推進に関する法律の利用の促進のため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や農地法等に対する補助金の見直しを行う。	補助金要綱の見直しの実施	補助金要綱見直しの周知	補助金の見直し方法の検討を実施。	補助金の見直し内容の調整のため、具体的な周知まで至らなかった。令和６年度中に周知を実施する。	25%	補助金要綱の見直し（R7.4.1施行）	補助金要綱の廃止	農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今後は地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づき利用集積を促進していくことから、土地利用集積推進奨励補助金を廃止した。	100%	
65	新たな官民連携手法の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	11．ＰＰＰ（官民連携）の導入促進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市民サービスの向上や経費の削減を進めるため、国や県等における民間活力活用の動向や市の様々な取組状況を踏まえて、新たな民間活力の活用による多様な主体との連携について、検討を重ねる必要がある。	民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげるため、新たなPPP（官民連携）手法の検討及び現行の手法の見直しを行う。	官民連携手法の見直し	官民連携手法の調査・研究	新たな官民連携手法を検討するため、関連するセミナー参加するなど、調査・研究を行った。	引き続き、新たな官民連携手法の調査・研究を進めるとともに、必要に応じて「民間活用指針」の見直しを検討する必要がある。	75%	新たな官民連携手法の検討	新たな官民連携手法を検討するため、調査・研究を行った。	引き続き、新たな官民連携手法の調査・研究を進めるとともに、必要に応じて「民間活用指針」の見直しを検討する必要がある。	50%	
66	民間借上げ型市営住宅の推進	Ⅲ既成概念からの脱却	11．ＰＰＰ（官民連携）の導入促進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、供給しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んできており、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保及び住み替えを推進するとともに、耐用年数を超過し老朽化した市営住宅の用途廃止を行う。	民間借上げ型市営住宅戸数：134戸（※累計）	民間賃貸住宅確保のための借上型市営住宅事業の周知 （民間借上げ型市営住宅戸数：110戸）	市内事業者から事業計画申請があったため、8月に借上型市営住宅選定委員会を開催し、審査の結果、1棟5戸の民間賃貸住宅が採用決定となった。また、ホームページの閲覧等により本事業に興味をもった市内外の事業者に対して事業概要等の説明を行った。	民間賃貸住宅を市営住宅として借上げるにあたっては、事業者の協力が不可欠であるが、コロナ禍を経て建築資材の高騰、人手不足等により、事業計画の申請に繋がらない状況である。 しかしながら、耐用年数が超過し老朽化した市営住宅からの住み替え、用途廃止を行うためにも、引き続き不動産貸付業者を中心に、幅広い事業者に向けて事業概要等の説明などの働きかけを行い、民間賃貸住宅を活用した住宅の確保に努める必要がある。	50%	民間賃貸住宅確保のための借上型市営住宅事業の周知 （民間借上げ型市営住宅戸数：120戸）	令和5年度に市営住宅として採用決定となった東御幸町地内の民間賃貸住宅（新築1棟5戸）について、7月から供給を開始し、耐用年数が超過し、老朽化が著しい住山住宅から、1世帯の住替えを行った。 また、12月に高塚町地内において、事業計画申請（新築1棟5戸）があったため、借上型市営住宅選定委員会を開催し、審査の結果、市営住宅として採用決定となった。	借上型市営住宅の野村団地住宅（5戸）が、令和7年3月末日をもって賃貸借契約が終了したことにより、民間借上げ型市営住宅戸数は90戸となった。 また、不安定な国際情勢等により、建設工事等に係る資材費や人件費が高騰しているため、事業計画申請に繋がらない状況である。 しかしながら、耐用年数が超過し、老朽化が著しい市営住宅からの住み替え、用途廃止を行うため、引き続き幅広い事業者に働きかけを行い、民間賃貸住宅を活用した住宅の確保に努める必要がある。	50%	
67	広域連携の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	12．新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	政策推進課長、総務課長	政策部政策推進課政策調整グループ、総務財政部総務課人事給与グループ	人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。	広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数：１業務	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組についての検討	鈴鹿亀山地区広域連合における業務を円滑に進めることができるよう、派遣職員を１名増員する検討をした。 また、新たな分野における広域連携については、企画担当課長会議を通じて、広域連合・鈴鹿市・亀山市の３者で意見交換を行ったものの、具体的な検討には至っていない。	鈴鹿市と協議を行い、鈴鹿亀山地区広域連合の業務が円滑に進むよう派遣職員について、専門職員のあり方も含め検討する必要がある。 また、効率的・効果的な行政経営を図るため、広域連携を進める分野・取組を検討する上で、３者が共通認識を持つ必要がある。	50%	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組についての検討	鈴鹿亀山地区広域連合の企画担当課長会議を通じて、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で、今後の取組について、検討や意見交換を行い、令和7年度を始期とする「鈴鹿亀山地区広域連合広域計画（案）」を策定することができた。	今後も、より効率的で効果的な行政経営を図るため、広域計画に基づき、広域的な取組について調査研究を進めるとともに、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者での取り組みに関する共通認識を深める必要がある。	50%	
68	次期一般廃棄物処理施設の在り方の検討	Ⅲ既成概念からの脱却	12．新たな自治体間連携の検討	産業環境部長	環境課長	産業環境部環境課廃棄物対策グループ	ごみ溶融処理施設は令和11年度に稼働計画の最終年度を迎えることから、今後も継続して適正に廃棄物処理を進めていくため、次期廃棄物処理施設の在り方や処理方法等について方向性を検討する必要がある。	次期廃棄物処理施設の在り方について、近隣市と処理の広域化と処理施設の集約化を図ることができないか協議し、令和5年度を目途に方向性を決定する。 令和6年度以降は、この方向性に基づき具体的取組を検討する。	次期廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	次期廃棄物処理施設の在り方についての方向性の決定	次期廃棄物処理施設について、令和６年度から、次期廃棄物処理施設整備基本構想の策定に取り組むこととした。 次期廃棄物処理施設で廃棄物処理開始までの間の廃棄物処理についての検討・整理を行った。	次期廃棄物処理施設整備基本構想を策定するには専門的な知見や豊かな経験を有するものが必要である。 次期廃棄物処理施設での廃棄物開始までの間、いつまで現溶融処理施設大規模整備事業を行うかなどを定めた改訂長寿命化計画を定める必要がある。	50%	方向性に基づく具体的な取組の検討	近隣自治体と広域処理の可能性について意見交換を行ったが、難しい状況である。一方、次期ごみ処理施設の稼働開始時期が早まったことから、次期ごみ処理施設の整備方針、処理方式、処理能力を検討するとともに、次期ごみ処理施設稼働までの課題を整理した。	大規模整備工事による施設の長寿命化を進めるとともに、新施設の稼働開始時期が早まったことを踏まえて、今後の施設の在り方や処理方法など方向性を整理するため、早期に次期ごみ処理施設整備基本構想の策定を進める必要がある。一方、新施設稼働までの現施設の延命化を図るため、令和１１年度まで延命化する現在の長寿命化計画を見直す必要がある。	75%	

69	消防指令業務の共同運用	Ⅲ既成概念からの脱却	12．新たな自治体間連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多種多様化する災害への確に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要である。社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。	１１９番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無線など、消防指令業務の共同運用（自治体間の連携）に向け、津市・鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会において、共同指令センター整備に係る実施設計及び整備工事を行う。	津市・鈴鹿市及び亀山市での共同指令センターの整備を完了	共同指令センターの実施設計	消防指令センターの共同運用に向けた実施設計が完了した。 また、多岐にわたる専門性の高い事務を３市で調整するため、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に３つの分科会を設置し、検討を進めた。	整備工事を着実に推進するとともに本格運用に向けて、引き続き多岐にわたる専門性の高い事務を３市で調整していく必要がある。	100%	共同指令センターの整備工事	整備工事の開始に伴い、3市と受注者において作業部会を設置し、詳細な検討を行うとともに、昨年度に設置した分科会では、多岐にわたる専門性の高い事務について調整を進めている。	消防指令センターの本格運用に向けて、整備工事を着実に推進するとともに多岐にわたる専門性の高い事務を３市で調整していく必要がある。	100%
70	地域の担い手育成支援	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。	地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。	地域の担い手が計画的に育成され、多様な人材が活動に参画できるような研修の開催 研修参加人数：200人／年	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの調査・検討	会議ファシリテーション研修に地域のサロンを組み込んだほか、地域のみらいづくりアカデミーをアンケートを踏まえた内容としたことで、延べ153人の方が受講された。研修受講者から新たに１名が地域まちづくり協議会役員に就任された。	より多くの方に継続的に研修を受講していただけるよう、地域のニーズに合わせた研修内容や実施方法を検討するとともに、周知方法について更なる工夫をする必要がある。	75%	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの支援	会議ファシリテーション研修に地域からの要望に応じて地域のサロンを組み込んだほか、地域のみらいづくりアカデミーを開催したことで、延べ140人の方が受講された。研修受講者から新たに１名が地域まちづくり協議会役員に就任された。	各地域のニーズに応えるため、研修の開催方法や内容について再度検討し、より多くの方に研修を受講していただけるような工夫が必要である。	75%
71	ＩＣＴを利活用した情報交流の仕組みの構築	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	情報共有システムについて、事務職員によって操作や活用に対する理解度に差がある。 また、各種事務のマニュアル化を一層進め、システムを活用し共通理解を促す必要がある。さらに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて調査・検討する必要がある。	情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討し、随時導入していく。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流できる仕組みの充実	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討	情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に貸出可能備品一覧や各地域の事業一覧を掲載するなど更なる活用が図れた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域との調整を行った。	情報共有システムクロジカ（旧称aipo）については、まだまだ事務職員等の理解度に差があるため、個別での対応だけでなく研修を開催するなど平準化を図る必要がある。 また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、現在ニーズのあるシステムの導入に向けて調整を図るとともに、新たなニーズを把握し、それに応じたシステムの調査・検討を行っていく必要がある。	75%	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの一部導入	情報共有システムクロジカ（旧称アイポ）に掲載されている貸出可能備品一覧については、適宜内容を確認し、最新の情報を掲載し、日常的な活用を促した。 一部の地域から要望のあったシステムを提供し、地域まちづくり協議会の事務の効率化に寄与した。	情報共有システムクロジカ（旧称アイポ）について、事務職員等の理解度の平準化を図るため、使用マニュアルを周知し必要に応じて内容を見直す必要がある。 また、令和６年度中に一部の地域に導入したシステムについて、他のニーズのある地域まちづくり協議会へ周知を行い事務の効率化に寄与する必要がある。	75%
72	地域まちづくり協議会による青少年育成活動体制の見直し	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	13．地域まちづくり協議会の運営支援	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	青少年の健全育成活動については、青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」と青少年育成指導委員規則に基づく「青少年育成指導委員」があり、地域まちづくり協議会に両委員の選出を依頼し委嘱しているが、担い手が不足していることから、整理を行う必要がある。	地域まちづくり協議会における地域活動を持続的に行うため、職務内容が重複している委員について、整理を行う。	補導委員：44人の削減	地域まちづくり協議会からの意見聴取 見直し検討	令和５年９月１５日に開催された 亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表者会議において、全地域まちづくり協議会に対して意見聴取・実施説明を行った。	青少年の健全育成活動については、青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」と青少年育成指導委員規則に基づく「青少年育成指導委員」があり、地域まちづくり協議会からの選出者を委嘱しているが、その担い手が不足していることから、整理を進めていく必要がある。	100%	削減実施	青少年総合支援センター規則を令和６年７月１日施行として改正し、「補導委員」を廃止したことにより、補導委員（44人）の削減を図った。	青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」を廃止し、地域まちづくり協議会の担い手不足の解消を図り、青少年の健全育成活動の見直しを進めたが、地域一体型の見守り体制が後退するといった危惧があるため、青少年総合支援センター青色回転灯車による巡回パトロール時に各地域のコミュニティセンターや関係団体等を訪問し、地域情報等についての意見交換等を継続実施させていく必要がある。	100%
73	地区衛生組織連合会事業の在り方の検討	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	産業環境部長	環境課長	産業環境部環境課環境課環境創造グループ	亀山市地区衛生組織連合会は、亀山市自治会連合会・亀山市婦人会連絡協議会・亀山市老人クラブ連合会により組織している。 現在、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会の在り方の検討を行うところ、存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきではないかとの見解が示されたため、亀山市地区衛生組織役員会や亀山市環境未来創造会議快適部会で事業内容等の検討を行い運営方針を決定する。（令和6年度までに完了予定）	亀山市地区衛生組織連合会の運営方針の決定：100%	亀山市地区衛生組織連合会役員会や亀山市環境未来創造会議快適部会で運営方針の検討	亀山市環境未来創造会議の快適部会を開催し、事業内容等の検討を行うところ、令和６年度に鈴鹿川でクリーン作戦を実施することを決定した。	組織の構成団体である自治会連合会を脱会する自治会が増加している。（地衛連加盟自治会数150/市内全自治会数250） また、各団体（自治会連合、亀老連、婦人会）の構成員等が減少していることから事業運営に支障をきたしている。	75%	亀山市地区衛生組織連合会の運営方針の決定	組織の構成団体である自治会連合会を脱会する自治会が増加している。（地衛連加盟自治会数150/市内全自治会数250）加入自治会が市全域ではないことから、未加入自治会の協力が得られない。また、各構成団体（亀老連、婦人会）の会員が高齢化により減少しており、自主的な運営が困難な状況であることから事務局（市）の負担が増加している。このことから、地区衛生組織連合会役員と協議を行い、令和6年度末をもって組織を解散することを決定した。	運営方針決定のため該当なし	100%
74	自主防災組織等の強化	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	危機管理監	防災安全課長	防災安全グループ	災害時における自助・共助による地域の防災力の向上に向けた取り組みとして地区防災計画の策定は着実に進んでいるが、一方、自主防災組織の結成は頭打ちとなっている。	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織結成率：100% 地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：16地区	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	・自主防災組織未結成自治会へのリーフレット（結成依頼）の配布。 ・新規自治会へ自主防災組織結成の案内。	災害時における自助・共助による地域の防災力や防災意識は年々高まってはいるものの、比較的若年層が居住する地域については、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に該当しなければ組織そのものは必要性がないと、また、新規自治会は、倉庫を設置する場所（スペース）がないため、他の土地を借用するにも申請等の別途費用負担が多くなることから、自主防災組織結成に消極的である。	75%	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織については、未結成自治会や新規結成自治会に対しリーフレットを配布するなど周知を行った結果、新たに3地区で組織が結成された。 地区防災計画については、地域での防災講座等の場でその必要性を説明し、策定を促したが、策定には至らなかった。	自主防災組織については、関心の低さや自治会固有の特性により結成に至っていない自治会があるため、防災講座や自治会長との対話等により結成を促していく必要がある。 地区防災計画については、地域での作成が難しいと思ったり、負担が大きいという課題等があることから、市が作成したサンプルの配布・説明を行うとともに、作成支援を積極的に行う必要がある。	75%
75	かめやま人の活躍による市民の連携強化	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	様々な地域課題解決に取り組むための地域で活躍できる人材を育成する必要がある。	地域で活躍できる人材を育成する「かめやま人キャンパス」において、人材を育成するとともに、その活躍の場を提供する。	かめやま人の認定者数：20人（累計） かめやま人キャンパスを修了した人数：120人（累計）	かめやま人キャンパス（第2期生）の実施（1年次：入門編）	第２期かめやま人キャンパスの初年度を入門編として、「まちのインフルエンサー」「まちのせんせい」養成講座を実施し、SNSを活用した情報発信方法や、Youtubeを使った指導方法などの講座を展開した。	様々な地域課題解決に取り組むための地域で活躍できる人材を育成する必要がある。また、第１期かめやま人認定者の今後の活動を支援するため、中央公民館や行政関連部署・各関係団体と連携するとともに、かめやま人キャンパスの諸活動の発信を継続して行っていく必要がある	100%	かめやま人キャンパス（第2期生）の実施（2年次：応用編）	３年を１期とした第２期かめやま人キャンパスの２年目として、「まちのインフルエンサー」「まちのせんせい」養成講座を実施し、スマートフォンでの動画等を活用した情報発信方法や、体験型講座のはじめ方などの講座を展開したことにより、現代社会のニーズに即応した新しい学びの場を提供することができた。また、第１期「かめやま人」17人に対して、フォローアップ講座を実施し、中央公民館講座等の講師や行政委員として登用するなどの支援等を図ることにより、地域づくりに寄与する学びが展開できた。	オンライン環境が整っている図書館多目的室を拠点として、情報発信ツールであるＬＩＮＥアプリ等を活用し、Youtubeによるオンライン配信等を実施したことから、今後も、学びの場を保障できるようデジタル技術を活用した誰もが参加できる学びの環境の整備を継続して進めていく必要がある。また、第１期かめやま人認定者を支援するため、中央公民館や行政関連部署・各関係団体と連携するとともに、持続的な地域づくりを推進し、生涯学習講座の更なる充実・向上を図っていく必要がある。	100%
76	地域まちづくり協議会が行う支え合いの仕組みづくりの推進	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	14．共助による支え合いの基盤の強化	健康福祉部長 市民文化部長	地域福祉課長 まちづくり協働課長	健康福祉部地域福祉課高齢者支援グループ、市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ、市民協働グループ	高齢者が地域で安心して生活する上で、ヘルパーなどの介護職の不足が課題となっており、地域でのちょっとした困りごとは地域で解決する仕組みづくりなど地域での助け合い・支え合いが必要となってきている。	地域でのちょこっとした困りごとを地域で対応する「ちょこボラ」等、地域の実情に応じた市民主体の活動を支援する。	ちょこボラ等に取り組むまちづくり協議会数：9団体	実施団体の地域課題や支援内容についての把握や助言、その他のまち協への周知、啓発 実施団体の活動の継続に向けた、新たな支援策の検討	「ちょこボラ」を通じて、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や通いの場を充実させる活動を支援し、活動費用の一部を補助した。 【活動実績】4団体	支援者が高齢化、固定化され担い手がおらず、継続した活動や支援の拡大に課題が生じる。	50%	実施団体の地域課題や支援内容についての把握や助言、その他のまち協への周知、啓発 実施団体の活動の継続に向けた、新たな支援策の決定	介護保険制度の地域支援事業のうち、亀山市社会福祉協議会に委託した生活支援体制整備事業において配置された生活支援コーディネーターにおいて、「ちょこボラ」実施地域の地域課題の把握や活動に関する助言を行った。また、未実施地域への周知・啓発にも注力した。 また、実施団体の活動の継続のため、これまでの「地域介護予防活動支援事業補助金」に加え、事業開始後４年目以降の支援策として「地域まちづくり交付金」が交付されるよう調整した。 【取り組むまち協数実績：５団体】	支援者の高齢化や固定化、企業等における定年延長や再雇用の増加等により、地域活動の担い手不足が顕著になってきている。また、地域の高齢者が、同じ地域に住む担い手に安価な対価で助けてもらうことに対する抵抗感もあると考えられる。 また、ちょこボラ活動の必要性や意義が地域に浸透しづらい。	75%
77	協働によるまちづくりの推進	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	15．協働事業の推進	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課市民協働グループ	協働事業提案制度を利用し、多数の協働事業が実施されてきたが、事業の継続性に課題があるため、今後は、実施可能な分野での検討を行い、企業、教育機関など多様な主体との連携によるまちづくりを進める必要がある。また、協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて市民活動団体などと担当部署（行政）が協働事業を実施しているため、引き続き支援を行う必要がある。	協働事業提案制度を活用して、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進を図るとともに、実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしくみを検討する。	協働事業提案制度を実施した件数：３５件（※累計）	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進 実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしくみの検討	協働事業提案制度を実施した件数：３２件（累計）	現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で各種団体と行政が協働して事業を展開しているため、今後も継続して協働による事業が行われるよう、庁内の連絡調整が機能しているか確認をしていくとともに、庁内体制の充実を図る必要がある。	75%	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進 実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしくみの検討	協働事業提案制度を実施した件数：３５件（累計） 目標指標は達成することが出来た。 また、市が行う団体支援や相談業務等の機能と、社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を「市民協働センター」に集約した、中間支援機能を有した相談支援機関の運営を令和７年度から実施することとし、協働事業の実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けた体制を整えることができた。	市民活動・ボランティアセンターの中間支援機能の充実を図る必要がある。	100%

78	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	15．協働事業の推進	建設部長	建設管理課長	建設部建設管理課道路保全グループ	開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡充で市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	参加団体数：４５団体	協力団体の公募（市広報を活用して幅広く市民に通知）・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和５年４月１日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や市民団体などから、幅広く参加協力が得られているものの、参加団体数は３７団体と減少傾向にある。	自治会員の高齢化による草刈活動の縮小や、新型コロナウイルス感染症対策としての自治会活動自粛の流れも依然としてあり、そのため参加団体が減少傾向にあることから、今までの広報での草刈活動支援事業の公募だけではなく、別の公募方法を検討し、広く草刈支援事業の制度の周知を図っていかなければならない。	75%	協力団体の公募（市広報を活用して幅広く市民に通知）・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和６年４月１日号の広報で、市道草刈活動支援事業実施の協力団体を公募したことや、自治会等にも直接制度の説明を行なったことから、幅広く参加協力が得られており、参加団体数及び草刈面積は令和５年度３７団体２７．３haから、令和６年度４２団体２９．９haと増加傾向にある。	市道の草刈については、業者へ委託するのではなく、自治会等が行う草刈活動に対しての支援に移行していくことにより、市財政の歳出の削減を図る事ができたが、市道草刈活動が増加しすぎると報償費が予算不足を生じる恐れがあるため、自治会等が行う草刈活動回数を調整する必要がある。	75%	9/9

第2期亀山市まち･ひと･しごと創生総合戦略に関する実績等報告書（令和6年度）

（　政策部 政策推進課　）

■計画の基本情報

計画期間	Ｒ４　～　Ｒ７　年度
位置付け	本計画は、地方創生法第10条に基づく市町村まち･ひと･しごと創生総合戦略として、本市における人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。
目的･概要	将来の人口減少をできる限り抑制しつつ、バランスの取れた年齢構成で人口を安定化させ、持続性を保った都市を目指す。市民の暮らしの質（QOL）を高め、住み、働くことのできる、暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指す。
計画の骨格	基本目標 / 基本的方向

基本目標	基本的方向
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	1　魅力ある働く場の創出 2　安心して働ける環境づくりの促進 3　地域産業の活性化 4　農林業の振興
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	1　戦略的なシティプロモーションの推進 2　移住交流の促進 3　若者の定住促進 4　まちづくり観光の活性化 5　市民参画･協働のまちづくりの推進 6　ダイバーシティ社会の推進
基本目標Ⅲ 出産･子育てを支え、未来を担うひとを育てる	1　結婚･出産への支援 2　安心して子育てができる環境づくりの推進 3　魅力ある幼児教育･保育の推進 4　子どもたちの成長を支える教育環境の充実
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	1　健康都市の推進 2　地域の魅力の磨き上げ 3　計画的な都市づくりの推進 4　魅力的な都市拠点の形成 5　快適な交通ネットワークの構築 6　安心･安全なまちづくりの推進 7　持続可能な社会資本管理の推進 8　脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9　安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10　誰もが学べる環境づくりの推進 11　行政 DX による市民サービスの向上

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値（R3）	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	活力ある働く場づくりについては、新規企業立地件数や地域ブランドの認定件数は伸び悩んでいるものの、新規就農者の獲得を推進し、目標を達成した。 また、本市への人の流れの創出については、戦略的なシティプロモーションの推進により、専用ページのページビュー数が前年度より増加したほか、移住交流及び若者の定住促進に取り組み、移住相談窓口を通じた移住件数や、市の支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数の増加につなげることができた。 一方、出産・子育てのしやすい環境づくりについては、低年齢児の待機児童数が前年度の5人から3人に減少し、安心して子育てができる環境づくりを一定程度進めることができた。 さらに、魅力や価値を高め、選ばれるまちづくりについては、市内バス路線及び乗合タクシーの利用者数、スマートフォンを活用した健康マイレージの参加者数が前年度から増加したほか、脱炭素社会の実現に向けた公共施設へのLED照明の導入や、行政DXの推進に向けたマイナンバーカードの取得促進にも取り組んだ。
成果	本市の令和7年4月1日現在の総人口は49,035人となり、前年度の49,177人から142人減少したものの、国や県と比較すると、本市の人口減少は緩やかに進行している。 人口増減の内訳をみると、社会増減については、令和6年度は233人の社会増となり、平成28年度から9年連続で社会増が続いており、施策推進の成果が表れているものと思われる。一方、自然増減については、全国的な傾向と同様に、死亡数が出生数を上回る自然減の状態にある。特に、令和4年度以降、300人を超える自然減の状態が続いており、出生数も減少傾向にあることから、自然増に向けた人口減少対策の観点からは、本市の取り組みが成果につながっていない状況にある。
総合計画推進への寄与度	第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策は、まちづくり全般に広く関わっており、総合計画に掲げる様々な分野における施策推進に寄与している。

反省点・課題	各基本目標の達成に向けた取り組みを進め、社会増の維持拡大に引き続き取り組むとともに、自然減の抑制に向け、産み・育てられる環境づくり等を一層進めていく必要がある。さらに、地域課題の解決や魅力向上を図るとともに、都市部における地方移住の機運の高まりを本市への人口流入につなげていく必要がある。

今後の方向性	令和7年度末をもって、第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が終了となることから、4つの基本目標である「活力ある働く場をつくる」、「亀山市へのひとの流れとつながりをつくる」、「出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる」、「魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる」の実現、各指標の目標達成に向け引き続き各取り組みを推進する。

別紙１：第２期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（基本目標）

基本目標	数値目標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	①従業者数	人	11,708 R2	11,231 R3	12,000 R7
	②現在の仕事に満足している市民の割合	%	48.2 R2	39.8 R6	60.0 R6
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	①社会増減数（累計）	人	－	233 R6	250 R7
	②亀山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	85 R2	85.4 R6	90 R6
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	①合計特殊出生率		1.41 R1	1.26 R5	1.70 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（小学校）	%	75 R3	81.0 R6	80 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（中学校）	%	71 R3	66.0 R6	75 R7
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	①亀山市を住みやすいと感じる市民の割合	%	74.6 R2	65.5 R6	80.0 R6

別紙２：第２期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（ＫＰＩ）

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	基本的方向１ 魅力ある働く場の創出	新規企業立地等件数	件	－ 	5 R6	4 R7
	基本的方向２ 安心して働ける環境づくりの促進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9 R2	33.9 R2	50.0 R7
	基本的方向３ 地域産業の活性化	地域ブランドの認定件数	品目	17 R3	38 R6	57 R7
	基本的方向４ 農林業の振興	新規就農者数（累計）	人	－ 	4 R6	4 R7
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	基本的方向１ 戦略的なシティプロモーションの推進	シティプロモーション専用ページのページビュー数	件	99,895 R2	236,243 R6	125,000 R7
	基本的方向２ 移住交流の促進	移住相談等を通じた移住件数（累計）	件	41 R2	148 R6	190 R7
	基本的方向３ 若者の定住促進	支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数（累計）	世帯	－ 	36 R6	40 R7
	基本的方向４ まちづくり観光の活性化	観光入込客数	人	183,001 R2	212,663 R6	220,000 R7
	基本的方向５ 市民参画・協働のまちづくりの推進	地域担い手研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任した人数（累計）	人	7 R3	9 R6	11 R7
	基本的方向６ ダイバーシティ社会の推進	審議会等における女性の登用率	%	33.5 R3	34.5 R6	40.0 R7
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	基本的方向１ 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性　２５～２９歳）	%	73.0 R2	73.0 R2	70.0 R7
	基本的方向１ 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性　３０～３４歳）	%	45.3 R2	45.3 R2	40.0 R7
	基本的方向１ 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性　２５～２９歳）	%	53.6 R2	53.6 R2	50.0 R7
	基本的方向１ 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性　３０～３４歳）	%	27.7 R2	27.7 R2	25.0 R7
	基本的方向２ 安心して子育てができる環境づくりの推進	低年齢児（３歳未満児）待機児童数	人	12 R3	3 R6	0 R7
	基本的方向３ 魅力ある幼児教育・保育の推進	子どもの園への満足度の状況	%	95.0 R3	97.7 R6	97.0 R7
	基本的方向４ 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（小学校）	%	93.4 R3	90.6 R6	95.0 R7
	基本的方向４ 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（中学校）	%	91.2 R3	94.2 R6	95.0 R7

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	基本的方向１ 健康都市の推進	健康マイレージの延べ参加者数	人	908 R2	1,555 R6	4,000 R7
	基本的方向２ 地域の魅力の磨き上げ	関宿重要伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	%	59.0 R2	65.3 R6	66.0 R7
	基本的方向３ 計画的な都市づくりの推進	新たに指定した用途地域の地区数（累計）	地区	－	2 R6	4 R7
	基本的方向４ 魅力的な都市拠点の形成	都市拠点における新規出店数	件	－	4 R6	8 R7
	基本的方向５ 快適な交通ネットワークの構築	市内バス路線の利用者総数	人	231,999 R2	241,497 R6	309,000 R7
	基本的方向５ 快適な交通ネットワークの構築	乗合タクシーの利用者数	人	3,741 R2	5,534 R6	7,200 R7
	基本的方向６ 安全・安心なまちづくりの推進	自主防災組織の結成率	%	81.4 R2	80.5 R6	100 R7
	基本的方向７ 持続可能な社会資本管理の推進	施設の統廃合・複合化を決定した公共施設数（累計）	施設	2 R2	4 R6	6 R7
	基本的方向８ 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進	ＬＥＤ照明を導入した公共施設数（累計）	施設	4 R2	68 R6	70 R7
	基本的方向９ 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	地域主体の支え合いの仕組みを構築した地域まちづくり協議会の割合	%	13.6 R2	22.7 R6	40.0 R7
	基本的方向１０ 誰もが学べる環境づくりの推進	図書館入館者数	人	61,500 R2	277,347 R6	230,000 R7
	基本的方向１１ 行政ＤＸによる市民サービス向上	マイナンバーカード取得率	%	27.97 R2	89.84 R6	90.00 R7